

1 教育分野					
第1次提案					
N O	都道府 県	提案団体 名	特区構想名称	特区想定地域	概要
1	北海道	ニセコ町	幼少年への学習支援 特区	ニセコ町	幼児教育、保育の段階での学習の遅れが後の学習活動に影響を与えないようにするため、幼児と小学校低学年の児童が同じ組織で学習できるようにするための特例を導入する。
2	北海道	留萌市	少子化対策子育て特 区	過疎地域又は人口5 万人以下の自治体	過疎地域等における少子化対策、また、幼児教育の振興、及び地域の活性化のため、規制の特例により、幼稚園と保育所の一元化に向けた新しい制度を設けて、幼児教育の環境を整備する。
3	茨城県	東海村	教育特区	東海村全域	東海村では、原子力関連研究機関が集積し、研究従事者等の保護者が多く、教育への関心が高いこと、平成18年度に大強度陽子加速器施設が完成することに伴い国内外から多数の研究者が参集する予定であることから、幼小中一貫の教育体制を可能とするなどの規制の特例を導入し、幅広い選択肢をもった教育環境を提供する。
4	福島県	会津若松 市	(仮称) 会津若松市 I T特区	会津若松市	会津若松市では、会津大学の開校後、情報関連ベンチャーの集積が進んできており、情報インフラの民間開放を行うとともに、株式会社設立時の最低資本金要件の引き下げ、情報教育・英語教育を充実させる自由な教育課程編成に関連する規制の特例を行うことにより、情報関連産業を地域の基幹産業とし、地域経済の活性化を図る。
5	群馬県	太田市	太田外国語教育特区	太田市	当地域には、海外に現地法人を設置している企業が数多く存在しており、また、外国人が多数居住し、帰国子女も多い状況にあるので、このような特殊性を踏まえて、学校教育の特例措置により、英語による小中高一貫教育を行うことにより、国際性豊かな優れた人材の育成を図る。
6	埼玉県	戸田市	幼児・児童・生徒の 教育環境規制緩和特 区	戸田市	人口増加に伴う幼児・児童・生徒の需要に対応するため、幼稚園設置に関する定員数規定の弾力的運用・非常勤講師の資格要件の緩和、英語会話教育の実現等の規制の特例を導入し、子育て環境の整備促進を図る。
7	埼玉県	北本市	幼児教育特区	北本市	保育需要の増加、私立幼稚園の就園率の低下に対応するため、3歳未満児を受け入れられるよう、幼稚園の入所要件に関する規制の特例を導入し、子育てを行う市民の社会参加の促進等を図る。
8	埼玉県	志木市	地域立学校構築計画 構想	志木市	公立学校をより地域密着型にするため、市独自の教員採用枠の設定など、現行の教育制度の特例により、教員採用のあり方や学校施設の活用などに、直接的に地域がかかわっていくことが出来るようにする。
9	埼玉県	新座市	国際化教育特区	新座市	市として国際交流や国際理解教育をさらに推進していくために、小学校における英語教育の可能性、市独自の小中学校の英語教師の採用などの規制の特例を導入する。
10	埼玉県	草加市	みんなでとりくむ子 育て特区	草加市	子育て支援や学校教育などを通じて、家庭・学校・地域で子供たちがいきいきと健やかに育つ環境づくりが必要であり、このため、幼保の一元化や少人数学級を目指すため、市独自の教員採用、保育所における施設外調理による食事の提供を可能とする規制の特例を導入する。

11	埼玉県	狭山市	外国語早期学習推進特区	狭山市	狭山市では、早くから子供たちが外国語に慣れ親しむための環境づくりを行ってきたところであり、さらに、小学校での外国語による授業の実施を可能とするカリキュラム編成の自由化、臨時的任用期間の緩和などによる外国人等の教員への採用の容易化などの規制の特例を導入することにより、外国語の早期教育を推進する。
12	千葉県	千葉県	国際空港特区	成田空港周辺地域	成田空港の国際空港機能を最大限に活用しながら、成田国際物流複合基地や臨空工業団地の整備とあいまって、総合保税地域の民間主体による設置の可能化など通関に関する規制緩和を行い、物流関連産業の事業環境の改善による一層の産業集積を図るとともに、良好な国際交流環境を踏まえ、外国語による授業実施のための教育課程の柔軟な編成など、自由な国際教育に関する規制の特例を導入し、国際交流や国際的なコミュニティー形成の基盤づく
13	東京都	足立区	生活創造特区	足立区全域	住民の身近な「身の回りの生活の質の向上」を図るため、官民連携による職業紹介サービスのワンストップ化の実現、コミュニティスクールを指向した区独自の教員配置の可能化、公の施設の民間への管理委託の実施など、人材・福祉・教育など各種生活分野に関わる規制の特例を多面的に組み合わせることにより、公的サービスの民間解放による産業・雇用の創出を促進し、地域経済・社会の活性化を図る。
14	東京都	千代田区	子育て特区	千代田区全域	千代田区では、幼保一元化園を開発するなど幼稚園と保育園の連携に先導的に取り組んできたところであり、今後、保育所保育指針と幼稚園教育要領の統合等関連する規制の特例を導入し、より完全な幼保一元化の推進を図
15	東京都	千代田区	中等教育特区	千代田区全域	中等教育学校の独立性・自主性を高め、これまでに無い学校運営や特色ある教育内容の実現を図るため、理事会方式による運営を可能にすること、学習指導要領等の基準を上回る教育内容の設定等に関する規制の特例を導入す
16	東京都	杉並区	教育改革特区	杉並区	地域密着の教育への区民の要望が強いことから、「小中一貫教育」や「全寮制通常学校」で子供のトータルな発達を図り、区独自の教員任用を進めると共に、学校法人以外の民間資本やNPOの出資による、いわゆる独立法人的な学校経営を可能にするなど教育に関する規制の特例により、地域と連携した教育活動の一層の進展を図る。
17	東京都	港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区	芝浦アイランド地区	都心居住の推進の観点から開発計画の検討が進んでいる芝浦アイランド地区において、幼稚園と保育所を一体化した施設の設置を図るため、設置主体や設置基準の特例を導入し、地域の子育て支援を推進する。
18	東京都	港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	港区	67の大使館、数多くの外資系企業が立地し、16,500人も外国人が在住する港区の特性に踏まえて、学校経営の民営化、付加的な授業に対応した料金の徴収、カリキュラムの多様化などの規制の特例を導入し、国際人育成を目指した小中一貫の区立インターナショナルスクールの実施を図る。
19	東京都	三鷹市	教育改革・知的創造特区	三鷹市	市民の知的創造力を高めると共に、市内の都市型産業の高度化を図るため、教育に関する規制の特例の導入により、ITやバイオテクノロジーなどをテーマとする社会人向け国公立大学の連合による大学院の設置や、小中一貫教育校の設置、外国人教師の採用、小学校における英語科の新設などを

20	東京都	八王子市 教育委員会	教育特区	八王子市内にある公立小中一貫校（不登校等対応学校）	当市では、不登校児童・生徒を中心とした新しい学校「ジュニアマイスター・スクール（仮称）」を設立するが、多様な児童・生徒の実態を考慮し、教員免許によらない特殊技能を持った教師の採用、習熟度に応じた授業や学級編成等の教育に関する規制の特例により、公立小中一貫校として運営
21	神奈川県	横須賀市	国際教育特区	横須賀市	米海軍基地内大学、横須賀リサーチパーク集積企業等の人材や情報ネットワーク基盤等が充実した地域特性を活かし、来年度開校予定の県立保健福祉大学と連携しながら、学校設置基準、学年・学級編成基準、教員免許を有していない外国人等の常勤職員への任用、公共施設の空きスペース等の他用途への転用等に関する規制の特例により、小中高一貫校など新形態の学校を整備し、教育の選択可能性、質の向上、創造的人材の育成を図る。
22	新潟県	三条市	エデュケーションエキスパート特区（教育特区）	三条市	金物・刃物の生産地として世界的に知られる三条市において、教職員採用に関する規制の特例を導入し、地域在住の金物等の専門家や外国人を教員として採用し、地場産業を世界に紹介できる国際人として子供たちを育成す
23	岐阜県	岐阜県	教育改革特区	未定	独自の教育改革を推進している岐阜県において、首長直轄の学校導入をはじめ、通信制小中学校の導入・二重学籍の容認、検定外教科書の導入等を進めるため、関連規制の特例を導入し、不登校児童・生徒への適切な配慮、児童生徒の優れた能力を引き出し個性を伸ばす教育の先導的な実施を進め、21世紀におけるひとつづくりを行う。
24	岐阜県	岐阜県	教育改革特区	未定	特定地域の公立中学校の特定クラスにおいて、英語教育を重点的に実施するため、学習指導要領によらない教育課程の柔軟な実施の特例を導入し、国際社会で活躍できる人材の育成を図る。
25	岐阜県	岐阜県	教育改革特区	未定	地域が学校経営に参加する「コミュニティスクール」を設置するため、学習指導要領によらない教育課程の柔軟な実施の特例を導入し、市町村による校長の公募、校長の意向による人事等が行えるようする。
26	岐阜県	大垣市	幼（稚園）・保（育所）一元化特区	大垣市	少子化進行に対応し幼稚園・保育所の適正配置を見直す中で、幼稚園と保育所を一体化した施設の設置を図るため、職員の資格、配置基準等の特例を導入する。
27	愛知県	愛知県	教育特区（1）	名古屋市内の高校及び市町村単位（実施地域は検討中）	市内の高校において、学校ごとの枠を超えて特別クラスの編成を可能にし、高大連携による高度な内容の学習指導の実施や大学入試時期の弾力化を目指す。
28	愛知県	愛知県	教育特区（2）	市町村単位（実施地域は検討中）	県教育委員会が指定する市町村教育委員会が義務教育の就業年限規制を弾力化し、6・3制以外の多様な学校の設置を可能とする。
29	滋賀県	長浜市	教育ルネサンス都市構想特区	長浜市	日系南米人を対象とした人材派遣会社等があり小中学校に外国人児童生徒が約120名いる状況のもと、小学校の教育課程を編成する教科に外国語を加える特例、特別非常勤講師が担当できる教科等に外国語を加える特例等の規制の特例により、外国人講師のみで英語の授業ができるようにしたり、外国人児童生徒が母国語を学習できる等の教育環境を整え、国際文化交流都市としての発展を図る。

30	京都府	亀岡市	就学前教育（保育） コースシステム化の 設定特区	亀岡市	21世紀を生きる人づくりに向けて、幼稚園、保育所の統一的な運営を可能とする規制の特例を導入し、施設（幼稚園、保育所）の効果的活用、人材の弾力的活用により、一貫性・統一性のある就学前教育と保育のシステムを構築する。
31	京都府	亀岡市	義務教育の高機能化 （小・中学校一貫教育） の設定特区	亀岡市	各自治体単位で「心の教育推進委員会」を設置し、学校・家庭連携しながら豊かな心を育むための取組みを展開しているが、教員免許の弾力化などの特例を導入し、小・中学校一貫教育、地域教材・人材等の活用により、教育課程の連続性・連携性の確保、地域に根ざした義務教育の充実・強化を図る。
32	兵庫県	西宮市	カレッジタウン特区	西宮市	当市は多数の大学が立地し、3万人を超える学生が集まる「カレッジタウン」であるが、少子化が進む中で大学経営の不安定化が危惧されるため、大学の学部・学科の新増設の許可制から届出制化、大学の新増設に係る自己所有面積基準の緩和など、大学の設置・整備に関する規制の特例を導入し、大学が地域の期待や多様なニーズに的確に対応できるようにする。
33	奈良県	奈良県	教育特区（小中一貫校の設置）	未定	当地域では、小中学校間の連携をより強化するための取組を進めており、小中学校それぞれの良さを活かした魅力ある事業、学校を創造するため、学習指導要領等に拘束されない教育課程編成、小学校、中学校の修業年限等に関する規制の特例を導入し、9年間のスパンで小中の6・3制にとらわれず、例えば5・4制も視野に入れた一貫教育を実施する。
34	奈良県	奈良県	教育特区（学習指導要領によらない教育課程の編成が可能な高等学校の設置）	新たに設置される理数科高等学校	H16年度に全国で初めての理数科単独高校が設置されるが、この特色を活かして生徒それぞれの個性を伸ばしていくため、学習指導要領によらない教育課程の編成等に関する規制の特例を導入する。
35	和歌山県	龍神村	みどりの教育特区 （緑と千年持続学教育特区）	龍神村	豊かな自然環境に恵まれた龍神村において、既存の小学校7校、中学校3校、高等学校分校1校をより発展させていくため、学校設置に関する規制の特例を導入し、新たなシステムによる学校を設置し、広く全国から、また幅広い年齢層からの参加を促す。
36	和歌山県	和歌山県教育委員会	学校経営の民間委託	希望する市町村ごとの公立の小学校もしくは中学校1校	公立学校は、閉鎖的で画一的な運営となっていることから、公の施設の民間による管理委託の可能化などの規制の特例を導入し、公設民営方式による柔軟かつ効率的な学校運営を実現する。
37	和歌山県	和歌山県教育委員会	きのくに緑の教育システム	希望する市町村ごとの公立の小学校もしくは中学校1校	和歌山の豊かな自然環境を活かして、児童生徒の二重在籍を認める等の規制の特例を導入し、都市部の子供たちが一定期間、自然環境に恵まれた地域の学校で学習できるシステムを先導的に構築する。
38	鳥取県	鳥取県	とっとりエリアIT 振興・人材創出特区	鳥取県	鳥取県の経済産業力を強化するため、IT分野に重点をおきつつ、情報関連の検定教科書以外の教科書の使用可能化、地方公共団体による無料職業紹介事業の可能化など、学校教育、職業紹介等に関する規制の特例を導入することにより、IT関連の高いスキルを有する人材を産業界に提供し、新規事業の創出等を図る。
39	島根県	松江市	幼保一元化特区	松江市	当市では、共働き家庭が多く、保育所の利用率が高いが、一方、就学前教育に不安を抱える保護者も多い。現在は、幼稚園と保育所の所管省庁も異なり、幼保の一元的な運用に規制があるが、幼稚園と保育所の設置基準の統一など規制の特例を導入し、両施設の一元化・連携の推進を図る。

40	島根県	出雲市	先進科学教育研究特区	出雲市	市町村への教員任免権の委譲、教育免許のない優秀な民間人の採用の可能性などの規制の特例により、民間における科学分野の優秀な人材を活用して、全国初の最先端科学教育の場としてつくられた「出雲科学館」を活用し、小中学校生に科学技術教育を行うなど、人材育成を図る。
41	長崎県	長崎県	しま交流人口拡大特区	対馬島（6町）	当地域は歴史的に韓国との関係が深く、日韓交流は地域振興の大きな柱であることから、国際交流や観光・UIJターン等の都市部住民との国内交流を推進するため、対馬島における韓国人へのビザ免除、市内の店舗等におけるタックスフリーゾーンの設定、対馬の特色を活かした高校のカリキュラム編成など、規制の特例により、観光産業の活性化や新たな雇用の創出による若者人口の増大を期待する。
42	長崎県	新魚目町	離島における知的特区	長崎県上五島地区	離島等地域のコアセンターとして柔軟性に富む大学、大学院を活用するため、大学設置基準の条件緩和、教員の兼業等の制限緩和等の規制の特例により、公民館等を活用し街中にキャンパスを点在させた大学院、民間企業経営者等の教員登用、インターネットを活用した社会人の再教育等の従来型に囚われない取組みを推進する。
43	大分県	大分県	留学生特区	別府市 留学生が急増し、住民との交流が進んでいる地域	留学生の卒業後の在留は大学で専攻した学問・学科と関連した業務に従事する活動に限られるが、特に人文科学の分野では関連性が分かり難いため、専攻分野等を問わず、留学生の在留期間を延長する規制の特例を導入し、域内大学で学んだ有為な外国人留学生の域内定住、地域住民との交流の進展を図り、人、もの、情報の交流の活発化による、地域経済の活性化、活力ある多文化共生社会の実現を目指す。
44	熊本県	熊本県	先端産業を担う人材育成特区	基盤的技術産業集積指定地域：2市9町2村	半導体産業が集積する地域の特性を活かし、産学官が一体となった共同研究等の取組みとあいまって、特定の教科に特化したカリキュラムの導入、国立大学職員の兼業規制の緩和等、研究交流促進等に関する規制緩和を行うことにより、中等高等学校時から科学・国際教育を実践するとともに高度な技術を取得し国際競争に耐え得る即戦力の人材を養成する。
第2次提案					
1	北海道	札幌市	交流・創造特区	札幌市内	社会人対象の学部教育、地域大学の連携による学部教育における単位互換授業について、校舎以外の場所（都心部のサテライト教室）で実施できるよう措置を願いたい。
2	北海道	島牧村 島牧村教育委員会	市町村立学校職員旅費の一部市町村費負担特区	市町村	過疎の進行する地方の小規模村であるが次代を担う子ども達に特色ある学校教育の一貫として、村立中学校修学旅行の目的地を海外に定め国際性・郷土（祖国）愛を子ども達に育む学習計画を実施するには、修学旅行の引率教員である県費負担教職員の旅費が、旅費負担者たる道からの旅費予算額では不足することから、その不足額を村が一部負担する事が可能となるよう容認される事により中学校の海外修学旅行が実現する。
3	北海道	長沼町	幼児の給食特区	長沼町	町内4ヶ所に設置している保育所の園児給食は児童福祉法に基づき各保育所で行っている。一方、小中学校の児童生徒については学校給食法に基づき、他市町村に先んじて米飯給食に取り組んできた。保育所の調理室設備設置義務の緩和を図り、学校給食センターで幼児・児童・生徒の給食一元化を行うことで効率的な運営と、父母負担の軽減が図られる。

4	北海道	東川町	幼保一元化特区	東川町	幼保一元化を行うために、施設の共用化の指針に基づき、平成14年12月1日に幼稚園と保育所を合築し、幼児センターを開設している。「子どもにわけへだてのない」保育を実施するため、混合保育（混合クラス）を行っていきたいと考えているが、普通交付税、保育所運営費という二元的な形態から施設の共用化は認められていても運営面での完全な実施ができない現状にあり、幼保混合保育を目指して幼保一元化を推進していく必要がある。
5	北海道	増毛町	歴史的遺産校舎保存継承特区	増毛町（増毛小学校）	気象条件の厳しい北海道西部の増毛町で昭和11年建設の北海道遺産にも選定された現在も使用されている大型木造校舎の増毛小学校を将来にわたり保存活用していくため、校舎の補強改修に要する費用を全国の増毛小学校の木造校舎を愛する方々から寄附をお願いし、増毛町のPRと歴史文化が息づく木造校舎を将来に残し継承していくものです。
6	北海道	斜里町	北海道斜里高等学校総合学科特別総合選択科目群（特別学科系列）特区	斜里町	斜里町は、知床における自然保護事業や学術研究活動等を基本に自然と環境に関する総合的な事業を推進してきた。この地域特性を、準備を進めている北海道立斜里高等学校の総合学科高校への転換に合わせ、構造改革特区により、総合選択科目群に自然・環境系列を特別系列として承認を受け、町負担の教諭を配置して地域の特性に応じた教育を提供し、幅広く入学希望者を受け入れ、高等学校ならびに地域の活性化に資する。
7	青森県	青森県	ITER国際教育特区	青森県 八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、下田町、六ヶ所	国際熱核融合実験炉ITERの国内候補地の周辺地域において、プロジェクト参加者の子どもたち等を対象にした国際学校及び併設一条校からなる学校を設置するにあたり、就学義務規定の弾力的運用や学校法人の校地・校舎等の自己所有要件の緩和とともに、研究開発学校制度の特例を活用し、国際的な環境と柔軟なカリキュラムによる魅力的な学校の設定・運営を可能にし、ITERプロジェクトを成功裡に推進する。
8	岩手県	遠野市	ふるさと学校体験留学特区	遠野市及び協定を締結する市町村	児童生徒の教育交流事業の実施と併せて、あらかじめ協定を結んでいる市町村間において区域外就学の特例を導入することにより、都市部の子どもが農村部の学校へ一定期間留学することができるようにすることで、様々な体験から、創造性豊かな子どもたちを育むものである。
9	宮城県	宮城県	教育特区（スーパーイングリッシュティーチャー特区）	県内全域	東北の玄関としての仙台国際空港、仙台港、さらには宮城県、東北大学、東北経済界を中心とする産官学連携によるIT、環境、食材、新素材産業等の新しい展開が予想されるなか、国際化に対応できる人材養成のための教育機会の提供が求められている。その中で、本県英語教育充実のために様々な事業を展開している。また、各学校に配置されているALTとJTE（日本人の英語教員）によるティームティーチングの指導方法の開発等を行うことができるALTチーフアドバイザーを任用している。このような外国籍のALTチーフアドバイザーやALTの中から、本国での教員の経験もあり、日本への理解や教育への情熱にあふれている、実績を持つ者を本県県立高等学校英語教諭に採用し、教壇に立たせ、本県の英語教育充実事業の一環

10	宮城県	東和町	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	東和町米谷	少子化・働く親の増加が急激に進む東和町において、平成14年度から町内保育所（園）・幼稚園（公私立を含む）の五歳児を対象に同一幼児カリキュラムにより保育が行われている。幼保の区別のない「町の子ども」の考えの下、幼保一体化と共同保育、保育費負担軽減などの規制の特例を導入することにより、よりよい保育と軽減の負担軽減を図ることが可能である。
11	栃木県	宇都宮市	不登校児童・生徒対応特区	宇都宮市内	市内の空きスペースを利用した不登校児童・生徒のための学校を設立し、個性や適性に応じた指導・支援を行う。指導者としては、専任教員、指導助手の他、学校という既成の概念にとらわれない幅広い人材をあてるとともに、学生サポーターなどの協力を得る。なお、不登校児童・生徒の籍については、前籍校へ転校したり、卒業校を柔軟に決定したりできるようにする。
12	栃木県	真岡市	教育特区	真岡市	幼稚園の入園年齢を2歳の誕生日まで引き下げ、乳幼児期からの幼稚園教育を可能にし、幼児教育を推進する。
13	群馬県	前橋市	中等教育学校後期課程の学級数を弾力化する特区	前橋市	公共交通が少なく自転車通学が主体という地域特性の中で、自力通学が困難なため中等教育学校への入学を断念するケースが想定される。中等教育学校後期課程の学級数増を実現する規制の特例を導入することで、新しい教育環境を希望する生徒を広く市内外から受け入れ地域の高等教育の充実に貢献し、また、新たな人間関係の中で生徒の豊かな人格形成を促すことで中等教育学校の教育効果を高め、魅力ある学校の創造と活性化を推進する。
14	群馬県	太田市	太田外国語教育特区構想	太田市	実践的な話せる英語教育の必要性が叫ばれて久しいが、英語指導助手が全国津々浦々に着任して生きた英語教育を進めている現在でも、十分な成果があがっていないのが実情である。このことは、現状の英語教育の限界を示しているものであり、本当の生きた英語教育の実践をするためには、大きな制度の改革が必要な時期に来ているといえる。こうした中で、本市は、国の構造改革特区構想を踏まえ、これまでの学校教育法等の一部を修正するだけで、先進的な英語教育を展開することにより、国際性豊かな感性と広い視野を持った国際人の育成を目指したい。
15	埼玉県	川口市	市町村教育委員会による教職員定数の弾力的運用	川口市	県費負担教職員定数の加配分を予算に換算し、市町村に配分し、予算の範囲内であれば、学校長の裁量で教職員を配置できるよう規制を緩和する。具体的な事業としては、小学校第1学年への副担任制導入や中学校における選択教科拡充のための非常勤講師配置など、教員免許を持つ地域の人材を活用することで、弾力的な教員配置を可能にする。このことにより、学校経営における校長の権限の拡大と「特色ある学校づくり」の推進に資する。
16	埼玉県	川口市	市教育委員会による教員インターン制度の導入	川口市	市教育委員会が教員養成機関としての指定を受け、独自にインターン制度を導入する。インターンの2年間に修士課程と同等の扱いとし、インターン期間を修了した者については、専修免許状の授与を受けることができるようにする。また、現職教員についても研修休職をせずに市教育委員会主催の研修の一環として専修免許状へ上進できる道を拡大するなど、教員養成段階から現職研修まで一貫性をもった教員の資質向上を図る。

17	埼玉県	川口市	学校外教育機関での教育活動を授業時数として認定する制度	川口市	学校外の公開講座で学習した総合的な学習の時間や中学校選択教科などを授業時数として認めることで、児童生徒に地域での豊かな活動場面を提供すると共に、学校の枠にとられない中学校選択教科など生徒の多様なニーズに応える。具体的には、土曜日及び7月から9月に一定期間に、全市的な計画のもとにカリキュラムを作成し、公民館や市立科学館等の公的機関や学校等を会場に、総合的な学習の時間や選択教科を集中的に学習する。
18	埼玉県	鴻巣市	放課後児童健全育成特区	鴻巣市	放課後児童健全育成事業の一貫として、学童保育室指導員を臨時職員として任用する場合は、特例的に採用期間を最長3年間とし、有資格者等の雇用機会の活性化と指導員の頻繁な交代を改めることにより、事業体制の向上を
19	埼玉県	朝霞市	英会話早期学習推進特区	朝霞市	比較的外国人が多く在住し、且つ学校外で何らかの手段で英会話を学習している小学校児童が多い本市の特性を活かし、「楽しく学べる英会話」事業の実施とあいまって、学習指導要領の弾力化、教育職員免許法の緩和等の特例を導入することにより、市内全小学校の総合的な学習の時間において英会話活動を実施できるようにするとともに、小学校児童の英語によるコミュニケーション能力の育成を推進し、併せて外国人の雇用促進等に資する。
20	埼玉県	志木市	「地域立学校」構築計画」構想	市町村の全部	中学校：確実な実践と特色が発揮できる教育課程の編制。授業時数の学年区分を外し、授業時数及び学習内容の学年配分を弾力化するとともに総合的な学習の時間を学校裁量とする。小学校：創意を生かし学校個性化ができる教育課程の編制。総合的な学習の時間を最低基準年間35時間とし、残りの授業時数は学校裁量とする。
21	埼玉県	北本市			家庭や社会のニーズの多様化に対応するため、幼稚園の入園年齢を撤廃することにより、私立幼稚園経営者の柔軟な発想による幼児教育が展開されることが期待できる。また、新たな雇用の創出も期待できる
22	埼玉県	宮代町	小中学校教諭の任用弾力化構想	埼玉県宮代町	小中学校が隣接しているという立地の特性をいかし、学校教育法施行規則の弾力的運用とともに、教職員の任命権の一部を町に移譲し、小中学校の兼任を柔軟にすることで、9ヵ年を一つの単位として、授業の一貫性や行事の合同を実施し、地域に根ざした特色ある教育を推進する。
23	千葉県	千葉県	個性が輝く教育推進特区	成田市及びその他特定の地域	本県「アクションプラン」の重点施策「個性が輝く教育の推進」を実施するにあたり、国際理解教育、児童生徒理解、特別支援教育の円滑化を図るため、小・中相互の計画的な人事交流を推進し、小学校高学年から中学校にかけての指導の継続性を実現する必要がある。そのため、小・中両免許所有者が十分な数に達するまでの特例として、中学校免許所有者を小学校学級担任に、小学校免許所有者を中学校教員に任用できるようにする。
24	千葉県	習志野市	保育一元化特区	習志野市	文教住宅都市の理念を活かし、従来の幼稚園と保育所の枠を越えた（仮称）こども園を開設するために、幼保一元化の推進のための規制の特例や幼稚園設置基準の更なる緩和を導入することにより、本市の目指す保育一元化を図ることが出来る。

25	東京都	千代田区	子育て特区（幼保一元施設設置）		子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。児童福祉法・学校教育法等の特例の導入により、未来を担う就学前の子ども達が、年齢や家庭環境等で区別されることなく、一貫した育成方針による養護・教育を受けられる幼保一元施設を創設する。
26	東京都	港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区		芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。
27	東京都	港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区		多くの大使館や外資系企業が存在し、外国人人口も多い地域特性を生かし、学習指導要領の適用除外や学校運営の公設民営方式、公立義務教育学校の授業料徴収等の規制の特例を導入し、義務教育段階から主要教科の授業を英語で行うことなどにより、世界で活躍する国際人の育成を図る。
28	東京都	台東区	台東バイリンガルスクール特区	東京都台東区	国、地方公共団体及び私立学校法人のみが設置運営することができる義務教育学校を、新たな試みとして公設民営方式によるバイリンガルスクールを構築し、英語力を身につけた国際性豊かな子供たちの育成を推進する。
29	東京都	台東区	土曜スクール特区	台東区立の全幼稚園、小学校、中学校	学校週5日制の実施に伴い、授業時数の削減に対処するため、本区は土曜スクールを平成14年4月から開校し、多数の希望者が参加している状況である。今後も保護者、地域ニーズに応えるため、また、生徒の基礎学力の向上を目指し、土曜スクール（学校週6日制）を推進する。
30	東京都	江東区	臨海部に未来型幼・小・中一貫スクールの構想	臨海部	科学未来館や国際交流村を有する国際交流拠点等、臨海副都心という地域の特性を活かし、幼・小・中一貫スクール（主要事業）の実施とあいまって、義務教育6・3制の弾力化、教員の弾力化、近隣教育・研究施設との連携などの規制の特例を導入することにより、幼・小・中の一貫のあり方を推進する。
31	東京都	品川区	小中一貫校	品川区全域	これからの公立学校は、活性化、多様化を目指して特色ある教育活動を展開し、一人ひとりの能力や適性を伸ばす柔軟な教育への転換を図り、自らにふさわしい生き方を実現するために必要な教養を身に付けるとともに、小学校と中学校が共通の学力観に基づく継続的な指導で学力の向上と心身の成長を図ることが求められている。そこで、教育課程、施設、学校運営等全ての面において一貫した小中一貫校を開校する。
32	東京都	杉並区	教育改革特区（新しいタイプの学校の創設）		「小中一貫教育」や「全寮制通常学校」の実施で子どものトータルな発達をはかり、杉並区独自の教職員任用や独立行政法人的な学校経営を可能にするなど規制の特例を導入することにより、地域に根ざし連携した教育活動の一層の進展を図る。
33	東京都	足立区	生活創造特区構想（教育・雇用分野）		既存幼稚園を利用し、幼稚園機能と保育所機能を融合させた新たな「幼児教育施設」の開設を計画している。保育所部分にかかる施設内専用給食施設の規制緩和により設備面での多様な運営が可能となる。このことが、民間（私立）による乳幼児を対象とした受入事業（保育所等）の参入を促進させることにもつながり、乳幼児の育成環境の整備が格段に進展することが期待

34	東京都	三鷹市	教育改革・知的創造特区		①周辺に国公立大学が多く立地している地域の特性を活かし、複数の大学の連合により大学院を設置する。また、大学院の設置主体については、産官学が共同出資する株式会社が経営を行うことを想定する。②小・中一貫教育校を設置し、継続・充実した学習やカリキュラムの弾力化による個の発達に応じた教育を行う。
35	神奈川県	横須賀市	国際教育特区		本構想は、横須賀市の有する先進的なIT環境や豊かな国際性等といった地域資源と学校法人・民間教育事業者等の教育資源を活かし、外国語教育やICT教育、起業家教育を中核とした小中高一貫校（未来人創成塾）を設立することによって、教育環境の選択可能性の拡大を図り、我が国の将来を担う人材を育成する。それによって、長期的には、地域産業や市民活動の活力創出と、新しい教育モデルの社会的普及を推進する。
36	神奈川県	箱根町	幼保一元化特区	箱根町	山岳地勢であり、集落が散在していることや少子化・核家族化の進行による1園あたりの園児数の減少に対し、児童福祉施設最低基準と幼稚園設置基準の規定を融合・一本化することにより、幼稚園児と保育園児の区分なく1人の園長の下で運営し、保育にあたっては1人の教諭（又は保育士）の担任による混合保育を実施し、少人数クラスの解消や園児の集団生活への対応と効率的な運営管理を行い町財政の負担軽減を図るものである。
37	福井県	和泉村	過疎地域における教育、保育特区	和泉村内全域	過疎地といった地域の特性から、教育、保育の実施とあいまって、学校給食・保育所の調理、山村振興農林漁業対策事業における施設の学校授業等の併用及び学校の効率的建設など規制の特例を導入することによって、施設の有効活用、地域コミュニティ及び生涯学習の推進を図ることができる。
38	福井県	丸岡町	子育て特区（幼保一体化）	丸岡町	幼保一元化を推進することで、幼稚園と保育所の連携を深め、今後保育所保育指針と幼稚園教育要領の統合等関連する規制の特例を導入し、より完全な幼保一元化を図っていく。
39	長野県	長野県	学校法人設立認可条件緩和特区	長野県内	構造改革特区プログラムにおいて、特定の種類の学校（＝不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校）を設置する学校法人を設立する際に、校地校舎の自己所有要件の緩和が認められたが、特定の種類の学校を設立する場合にのみ特例が認められる理由・根拠が示されていない。構造改革特区内においては、すべての学校法人の設立認可条件を緩和すべきである。
40	長野県	長野県	新しい学校経営主体認可特区	長野県内	様々な教育ノウハウを持つ株式会社やNPO法人等がノウハウを生かした新しいタイプの学校を設置することを可能とするため、私立学校法の中に株式会社やNPO法人等を学校運営主体として位置づける。
41	長野県	長野県 社団法人 長野県経営者協会	多様な教育カリキュラム実現特区	長野県内	学習指導要領によらない様々な教育カリキュラムを望む市民の要望に応えるために、カリキュラムの弾力化等の措置を地方自治体の自発的な意思で行えるようにするとともに、公立学校の休業日の規制を緩和することにより、地域の実情・ニーズにきめ細かく応じた曜日設定による授業を実現可能とする。また、教科書使用の弾力化も行う。

42	長野県	長野県 社団法人 長野県経 営者協会	外国籍児童生徒就学 支援特区	長野県内	外国籍児童生徒の未就学や公立学校への不適合等が多く発生している地域において、外国籍児童生徒就学支援学校を設置するにあたって、学校法人の設立認可の要件である校地校舎の自己所有要件や生徒定数要件について規制の特例を設けることにより、外国籍児童生徒就学支援学校の学校法人化を促進するとともに、公的な支援を可能とし、外国籍児童生徒へより良い教育環境を提供する。
43	長野県	長野県 社団法人 長野県経 営者協会	新しい公設民営型ス クール実現特区	長野県内	民間の持つ教育ノウハウを公立学校の学校運営の中に生かすことにより、特色ある公立学校の学校づくりや学校経営の効率化が可能となる。その一つの方法として、公立小中高等学校を公設民営化した新しい学校づくりが期待されている。このような新しい公設民営学校を可能とするために、公立学校運営を株式会社、NPO法人、学校法人等へ運営委託する新しい制度を提案す
44	長野県	長野市	県費負担教職員中核 市特区	長野市の全部	これまで任命権のある県教育委員会の一律の基準で教員配置を行っているために、学校の実態に応じた配置となっていないことから県費負担教職員の任命権の特例を設けることにより、学校の独自性や児童生徒の学力向上、個性、能力差に対応できる教職員配置を実施する。
45	岐阜県	多治見市	住民参加型の教育特 区	市町村の一部	住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする。このため、市長及び教育委員会の権限の一部を住民参画による学校運営委員会（ガバナー制）に付与し、より特色ある学校づくりと市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すもの。
46	岐阜県	岩村町 恵南地区 教育委員 会連合会	教育改革特区	岐阜県恵那郡恵南地 区（岩村町・山岡 町・明智町・上矢作 町・串原村）	物的環境、人的環境のそろった地域特性を活かし、地域が学校経営に参加するコミュニティースクール、横断的なカリキュラムの実施を中心とした保小中一貫スクール、そして、地域異文化及び教育交流を中心とした複数町村協同スクールの三スクールを五つの町村で実施する。これにともない、共通学籍の指定の特例を導入し、世界に感動を与える人材を恵南地域全体で育成
47	静岡県	掛川市	保育一元・幼保一元 化特区	掛川市	本市は、平成12年に策定した「幼児教育振興計画」に基づいて市内の公立幼稚園12園、公立保育園3園、私立幼稚園1園、私立保育園5園の合計21園を再編して、新たに6つの幼稚園・保育園の一体施設（幼保園）と2つの幼稚園の整備を計画している。この再編計画を推進するためには保育事務の一元化・運営の一元化・施設整備や運営助成の対象枠の拡大により保育一元化・幼保一元化が実現する。
48	静岡県	掛川市	外国人子女教育特区	静岡県掛川市	本市は、平成13、14年度文部科学省指定を受け、市内小学校にブラジル籍の民間人を日本語指導協力者として派遣した。外国籍児童生徒の母国語を理解できる指導者の支援により、外国籍児童生徒の学校への適応に大きな成果を得ることができた。免許状を持たない外国人などの教員への採用の容易化などの規制の特例を導入することにより、外国籍児童生徒への指導がより効果的に推進することができる。
49	静岡県	掛川市	生涯学習委員会特区	静岡県掛川市	本市は、昭和54年生涯学習都市宣言をし、生涯学習社会の実現を目指して24年間運動を展開してきた。従来、市町村教育委員会は小中学校を主体とした児童・生徒のための教育委員会という性格が強かったが、生涯にわたる学習運動の必要性から、教育委員会を生涯学習委員会とし、教育委員と社会教育委員の機能を合体し生涯学習委員と名称変更する。

50	滋賀県	守山市教育委員会 学校法人 平安女学院大学	福祉ヤングスペシャ リスト育成特区	滋賀県守山市全域	(1)市立守山女子高校に入学後の2年間で、平安女学院大学との一貫性のある専門教育(ホームヘルパー2級取得を目的)を行う。(2)高校第2学年を終了後、平安女学院大学に入学して大学教育を受ける。(3)これにより高校入学から大学卒業までの学業期間は最短6年間となり、通常教育より1年早く専門的人材を社会に提供する。
51	京都府	京都府	京の高校教育改革特区(課程[全・定・通]の枠を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	京都府(実施校については検討中)	京都府教育委員会で検討中の「府立高校改革推進計画」(案)に基づく、新しいタイプの単位制高校を設置し、全日制や定時制といった課程の枠を超え、また、修業年限や単位認定の弾力化等の規制の特例を導入することにより、生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応する。
52	京都府	京都市	知の創出・活用特区		多くの大学・短期大学が所在することによる多彩な人材や様々な分野の「知」の集積が、幾多の独創的な企業を生み出してきた地域特性を活かし、大学の設置、運営に関する規制の特例等を導入することにより、各大学の創意による個性豊かな大学づくりの推進、産学公の連携による研究開発の促進・新事業の創出等を進める。
53	京都府	京都府、 舞鶴市	きょうと舞鶴港・国際交流ビジネス特区	舞鶴市	舞鶴市は、北東アジア地域との交流拠点形成を柱とした地域づくりに、大学の知的資源を活用するため、我が国初の地域と大学との包括的な連携の仕組みである「大学連携センター」の構築を計画しており、その中で連携大学の共通のサテライトキャンパスを設ける予定であるが、これを大学院設置審査基準要綱細則に規定する「本校以外の場所」として位置付けるため、その要件の緩和を求め、新たな大学の形を実現しようとするものである。
54	大阪府	池田市	教育改革特区	池田市	国際理解教育や科学教育等を推進するため、市独自の教員採用を行って、一部学習指導要領によらない幼稚園から中学校までの一貫した教育を実施し、国際交流能力や科学的思考力を備えた人材育成を育成するとともに、校種間の段差解消を目指し、いじめ・不登校等の教育課題の解決を図る。
55	兵庫県	猪名川町	教育特区	兵庫県猪名川町の一部	町の厳しい財政状況の中、校舎の耐力度診断が不適合であり将来人口が減少する地域にある2小学校のあり方を考えたとき、同一区域の中学校(1幼稚園)との統廃合も視野に入れ、地域の特色ある学校づくりを進める観点から(幼)小中一貫教育校として再編整備と地域コミュニティの活性化を図るため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく文科省教育助成局長通知の適用を図る。
56	奈良県	奈良県	教育特区(小中一貫校の設置)	希望する市町村	教科用図書は無償給与する学年の弾力化、また、小学校免許のみの教員が中学校の各教科以外の時間の指導ができる特例を導入し、より円滑な小中一貫校の運営を可能とする。
57	奈良県	大和郡山市	不登校支援教育特区	市内全域	大和郡山市内の不登校児童生徒のため、各校種別・各学年別の分教室(「あゆみの広場」仮称)を1箇所設置し、多様な児童生徒の実態を踏まえ、習熟の程度に応じた教科補充学習や体験的活動などを柱とするカリキュラム編成の特例により、不登校児童生徒の自立支援を行う。

58	奈良県	香芝市	幼稚園・保育所一元化の推進	香芝市	人口増加が続き、子育て世代の多く住む香芝市において、同一主体・組織・職員の運営による幼稚園・保育所が完全に融合し一元化した施設を設置し、それぞれの長所を生かすことができれば、幼児の教育・福祉の充実を図り、地域に安心して子どもを産み育てる環境を展開し、地域活性化が期待で
59	奈良県	奈良県香芝市	幼稚園・保育所一元化の推進	香芝市	幼・保一元化は人口減少地域で設置されていますが、人口増で子育て世代の多い本市にとっては、幼児の教育・福祉の充実など多くの意義があり、また、子育て支援についても、幼・保ともに力を合わせて実施できる環境が整い、教育と福祉の垣根を払う試金石になるものであります。
60	和歌山県	和歌山市教育委員会	幼保一元化特区構想	和歌山市の一部	保育所と幼稚園が、施設を共有し、また保育内容・教育内容も系統化する。0歳から3歳までは保育所が、4歳から5歳までは幼稚園が中心となって、対応する。午後は保育として運営する。指導者は全員で、その子どもにもかかわっていく。
61	島根県	松江市	幼保一元化特区		当市は、公立幼稚園がほぼ各小学校区に設置されているが、幼稚園児は年々減少しており、保育所入所児童は高い共働き率や核家族化を反映して年々増加している。また、少子化、都市化により子育て環境が変化して、子育て支援の充実が求められている。既存の幼稚園保育所の人的物的財産を生かして、多様化する教育・保育ニーズに応えるため、幼稚園と保育所の設置管理等に係る規制の特例を導入することによって、幼保一元化を推進する。
62	岡山県	岡山県教育委員会	教育特区	岡山県内	休業日を設けない併設型中高一貫教育校を設置する。高等学校においては、学校外での学修等の積極的な単位認定、4学期制、幅広い授業時間帯の設定など柔軟な学びのシステムを導入することにより、自分のペースでじっくり学んだり短期間で卒業に必要な単位の修得を可能にし、得意分野の才能の伸長や自己の可能性を開拓していくための教育を行う。
63	岡山県	岡山県	幼保連携特区	岡山県の全部	幼保併設施設で連携・交流を図るために行われる合同保育については、施設の設置者が同一であること及び幼稚園教諭と保育士の両方の資格を有する者を配置することを条件として、幼保合計の園児全体の数に見合った数の職員配置で実施できるよう、特例措置を設定する。
64	岡山県	岡山県倉敷市	病弱・身体虚弱特殊学級(院内学級)入級緩和特区	倉敷市全域	小・中学校4校に病弱・身体虚弱特殊学級(院内学級)を設置している本市の特性を生かし、院内学級に入級する際に前籍校からの転籍を必要としない、教員定数の根拠は入級児童生徒の実数とするなどの特例を導入することにより、児童生徒・保護者の心理的負担を軽減し、安心して治療や教育を受けられるよう支援する。
第3次提案					
1	北海道	稚内市	過疎地域における小規模保育所と幼稚園との「幼保一元化特区」	北海道稚内市	この特区では、私立幼稚園の保育所業務参入により、幼保一元化の達成を目指しており、そのため、規制の緩和により現状の幼稚園舎を活用した合同保育の実施による幼保一元化施設を実現させようとするものである。ここでは、過疎地域で3歳以上児のみを対象とした小規模保育所という条件の下①保育室を共有施設とし合同保育を認めること②調理室の必置義務を緩和し、学校給食センターからの給食搬入を認めること。これにより、3歳以上児のみを対象とする。

2	北海道	東川町	幼保一元化特区	東川町	幼保一元化を行うために、施設の共用化の指針に基づき、平成14年12月1日に幼稚園と保育所を合築し、幼児センターを開設している。「子どもにわけへだてのない」保育を実施するため、混合保育（混合クラス）を行っていきたいと考えているが、次のような規制により運営面での完全な実施ができない現状にあり、新たな規制緩和により幼保混合保育を目指して幼保一元化を推進し必要がある。／幼稚園教諭、保育所保育士資格にかかる資格の経過的特例措置／幼保合築施設における幼稚園長の資格要件などの規制緩和／幼保合築施設における幼稚園、保育所の運営にかかる助成の一元化
3	埼玉県	越谷市教育委員会	地域の大学による公立小学校運営特区	越谷市の全域	本市には、教育と保健福祉を専門とする大学が2つあり、これは、全国的に見ても他の地域にはない大きな卓越した特徴である。そこで、一つの試みとして地域の大学を活用し、地域の学校の運営を委託する考えである。具体的には、市立小学校の運営を本市に立地する大学に委託し、教員の配置基準に対応した教員等の給与費である国費・県費を市に交付していただき、一定の運営費を上乗せし、市から大学に対し学校運営を委託するものである。また、この学校の学区は自由化し、市内全域から児童の受け入れをするもの
4	埼玉県	川口市	少人数加配教員の任用特区	川口市	学校の裁量権を拡大し確かな学力を育成するために、学級数に応じた教職員定数についてはこれまでどおり県教育委員会の権限とした上で、少人数指導のために加配される教員について、直接学校を指導する立場にある市教育委員会が任用と配置を一体的に行うものである。各学校の実態や計画に応じた教員配置をおこなうことで、学校の自主性・自律性が発揮され、学校教育の水準を向上させることが期待できる。また、教員免許状を有する地域の人材を活用することで、地域に根ざした学校づくりや地域雇用の創出にもつな
5	千葉県	野田市	NPO法人による定時制高校運営特区	野田市	千葉県の県立高等学校再編計画により、野田高校定時制の平成20年度廃止が決定されたが、野田高校定時制は、学力的な問題や不登校等の問題で他の高校に進学できない生徒などの受け口となっており、高校進学先としてのニーズは極めて高い。このような地域的ニーズを踏まえて、野田高校定時制を存続する必要があり、その解決策として、学校法人に近い学校経営の適正性（継続性・安定性）を備えることを担保したうえで、NPO法人による当該定時制高校の運営を行う。
6	東京都	港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	港区の全域	多くの大使館や外資系企業が存在し、外国人人口も多い地域特性を生かし、学習指導要領の適用除外や学校運営の公設民営方式、公立義務教育学校の授業料徴収等の規制の特例を導入し、義務教育段階から主要教科の授業を英語で行うことなどにより、世界で活躍する国際人の育成を図る。
7	東京都	杉並区	教育改革特区（新しいタイプの学校）の創設	杉並区（小中一貫校・全寮制学校とも、杉並区全体を学区とする予定）	新しいタイプの学校（地方独立行政法人の管理・運営する「小中一貫校」、「全寮制学校」）を創設する。理事会の設置や寄付金の提供により、地域住民の要望・意向を反映した学校運営を行い、地域に根ざし連携した教育活動を一層進展させる。杉並区が任用し、派遣するいわゆる県費負担教職員と、独立行政法人の任用する教職員による少人数教育を行う。小中一貫校では「学習リテラシー教育」を柱とした「学び上手な子ども」の育成、全寮制学校では「自然体験重視の学習リテラシー教育」を柱とした全人格教育を

8	東京都	千代田区	中等教育学校特区	千代田区立中等教育学校	平成18年4月開校予定の千代田区立中等教育学校においては、区の特徴を十分反映させ、従来の公立学校の殻を打ち破った、千代田区ならではの斬新な学校運営や教育内容を目指す。また、官公庁、大学・専門学校、企業、在外公館等、地域の教育資産を活用したキャリア教育の徹底、海外留学の積極的支援による国際理解教育の充実、コミュニケーション能力の育成等特色あふれる教育を念頭に、広く社会に貢献する高い志と使命感を抱き、豊かな人間性と創造性をそなえ、国際社会で活躍できる人間を育成する。
9	東京都	千代田区	株式会社大学特区のための申請特例特区	千代田区全域	「大学の設置等の認可の申請手続き等に関する規則」（文部科学省令）における設置認可申請期限の規制緩和により、株式会社による大学・専門職大学院設置を平成16年4月に可能とする。
10	東京都	板橋区	区立小中学校選択制特区	東京都板橋区	多くの保護者は入学する小中学校を決める時に、たとえ期限まで待っても意向が尊重されたい、また、入学する学校で就学時健康診断を受けたいという希望をもっています。しかし、現状では、就学通知の期限（1月末）や健康診断の実施期限（11月末）が政令で決まっています。板橋区では、特区制度を活用して全区立小中学校に学校選択制を導入し、希望する保護者には就学する学校の指定を2月末まで延ばすことや、また入学する学校で健康診断が受けられることを制度化していきたいと考えています。
11	東京都	板橋区	区立幼稚園特区	東京都板橋区	現在、幼いために学校生活になじめなかったり、学校のルールが理解出来なかったりするため、授業中に立ち歩いたり、騒いだりする新1年生プロブレム現象が、区内小学校の半数以上で見受けられる。また、LD、ADHD等の障害を有している児童も各クラスで、問題行動を起こしている。そこで小学校で、小学校教諭が、係わることにより、幼児に事前に小学校生活を体験させ、また、障害のある子の指導・相談などを行うことにより、スムーズな移行を実現させる。
12	東京都	港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区	港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区	芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。
13	東京都	千代田区	子育て特区（幼保一元施設設置）	千代田区内	子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。児童福祉法・学校教育法等の特例の導入により、未来を担う就学前の子ども達が、年齢や家庭環境等で区別されることなく、一貫した育成方針による養護・教育を受けられる幼保一元施設を創設する。
14	東京都	品川区	公立民営幼保一元化特区	品川区区域内	就学前児童の保育教育に関し、首長部局の権限の下に総合的な施策を展開するためには所管組織の一元化を図る必要がある。このためには、教育委員会の職務権限となっている公立幼稚園の管理・運営について首長の権限に移行させる。また、公立幼稚園の運営主体も、行政責任を残しつつ保育所と同様にNPO法人等に委託可能とする。併せて幼保一元化施設においては保育所の入所要件の緩和をはかり、区内全域で幼保一元化事業を推進することにより子育て支援策をより充実させることができる。

15	東京都	練馬区	コミュニティビジネスモデルによる学校施設の有効活用	練馬区内	①放課後・学校休業日のみ、なおかつ、余裕教室など校舎の一部のみについて、地方自治法第244条の2の管理委託および、施設使用料の受託団体収入化を可能とする。②学校施設を最大限に活用するために、補助事業等により取得した財産の処分制限期間にかかわらず、管理受託団体による収益事業の実施を可能とする。
16	新潟県	学校法人大彦学園 開志学園 高等学校、新潟市	高等学校通信制課程における完全在宅（eラーニング）コースの展開	新潟市	高等学校通信制課程において、面接指導・特別活動について従来のテレビ・ラジオ放送に加えその他メディアが新たに認められたが、10分の8以内という制限は変化が無い。そこで今回の提案は、10分の8はテレビ・ラジオ視聴その他メディアを利用することにより、10分の2は本校作成の視聴覚教材を含む多様なメディアを活用するものである。また、添削指導及び試験についてもネット上での実施を構想する。これにより、学ぶ意欲を持ちながら何らかの理由で登校が困難な生徒にとって、100%在宅で単位修得と高校卒業が
17	長野県	長野県	新しい学校経営主体経営支援特区	長野県内全域	NPO 法人立学校の要件である不登校児童等のための教育という条件をはずすとともに、株式会社立学校・NPO 法人立学校を私学助成金の対象とする。また、地方自治体が学校教育施設（廃校）を株式会社立学校、NPO 法人立学校に貸与した場合、社会教育施設を学校法人、株式会社立学校、NPO 法人立学校に貸与した場合に補助金の返還を要しないこととする。
18	長野県	長野県	新しい公設民営スクール実現特区	長野県内全域	民間の持つ教育ノウハウを公立学校の学校運営の中に生かすことにより、特色ある公立学校の学校づくりや学校経営の効率化が可能となる。その一つの方法として、公立小中高等学校の運営を株式会社、NPO法人、学校法人等へ運営委託できるようにする（学校の管理責任は学校設置者である地方自治体が負い、学校運営を適正な委託契約により民間に任せる）。
19	長野県	長野県	市町村費負担教職員任用多様化特区	長野県内全域	市町村費負担教職員任用制度の特区認定を受けた市町村が望む場合には、市町村が独自に教員を採用・任用する方法に加都道府県の単独予算で雇用する県費負担教職員を、市町村費負担教職員として配置するとともに、その給与負担は、市町村費負担教職員任用制度の趣旨に則り、市町村が給与負担することができる特区を実現する。
20	岐阜県	多治見市	住民参加型の教育特区	公立小中学校の一部	住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする。このため、市長及び教育委員会の権限の一部を住民参画による「学校運営委員会」に付与し、より特色のある学校づくりと市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すもので
21	岐阜県	瑞浪市	（仮称）幼保センター特区	瑞浪市内	既存の幼稚園施設及び保育所施設について、当該施設を幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）に基づいた施設へ転用し、幼児の合同活動事業及び合同保育事業を行う。
22	静岡県	掛川市	保育一元・幼保一元特区	市内全域	本市においては、平成15年4月から幼稚園と保育園を合築した一体化施設「掛川市立乳幼児センターすこやか」を開園している。園には短時間保育の園児（幼稚園児）と長時間保育の園児（保育園児）がおり、保育園児の保育は、保育士がローテーションを組んで実施している。当市では、幼稚園・保育園の区別なく就学前教育として一元的に捉えていることから、保育士資格を有する幼稚園教諭についても幼稚園児の保育時間に支障のない範囲でローテーションに加えることができるようにしていただきたい。

23	滋賀県	津島市	子育て支援特区	市町村の全部	財政基盤の弱体化、住民ニーズの複雑化・多様化の中にあつて、行政は中長期的な戦略計画策定、「選択」による予算の重点的配分により、効率的な行政運営を進める必要があるが、目下の課題として、老朽化した学校給食調理場及び保育園の調理室、高齢化が進む調理員という構造的要因への対応が迫られている。そうした中、本市では保育園給食と学校給食は類似性が高いことから、民間事業者のノウハウの下、一括調理方式を採用し効率化を図り、子育て環境の整備に重点投資をすることを目的としている。
24	滋賀県	甲良町	幼保一元化	甲良町全域、甲良町立第1 保育園と甲良町立東幼稚園（併設）、甲良町立第2 保育園と甲良町立西幼稚園（合築）	一元化保育を同一敷地内の併設する保育園・幼稚園においても行うことで入園選択の幅が広がり、同年齢の園児が共に保育でき保護者間の連帯も強くなることで、地域全体として保幼の垣根が消えPTA等の活動が活発になります。また保護者の勤労等の変化による園児の幼から保への変更に対する不安が解消でき、さらに年度により入園数が保・幼の片方に多くなっても合同保育を推進することで施設・人員の共用が加速され、保・幼の各免許を持った者が同時に児童の保育に携わるため、より細かな保育が出来るものと考えま
25	京都府	京都府	全日制課程生徒のための通信制スタイル教育特区	京都府全域（全京都府立高等学校全日制課程）	全日制課程の該当生徒に「高等学校学習指導要領 第8 款 通信制課程における教育課程の特例」を適用する。通信制課程における教育課程の特例を全日制に導入することにより、勉学の意欲がありながら心因性等の理由により不登校となった生徒の教育の機会均等を保障する。
26	大阪府	大阪市	新産業創造特区	大阪市域	大学機能の呼び戻しなどを通じた経済の活性化が喫緊の課題である中、「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、本年10月から、株式会社による大学等が設置できる構造改革特区の申請が可能となるが、現行の「大学の設置等の認可の申請手続に関する規則」では、本年10月に構造改革特区の申請をしても、来年度の開設はできないこととなるため、10月31日まで設置申請を認める。併せて、来年度以降も大学及び専門職大学院が時代のニーズに的確に適合したメニューを提供できるよう、大学等の設置の申請
27	和歌山県	和歌山県	地方型こども園特区	次のいずれかに該当する市町村。（1）幼稚園が所在せず、認可保育所またはへき地保育所が設置されている市町村（2）過疎地域に指定されている市町村（3）過疎地域に指定されていないが、一部の地域で著しく少子化が進行してい	本県の課題は一部の都市部を除くと、少子化のため保育所の入所児童が減少し施設の存続が困難になっていることにあるが、現在の国の方針は中都市以上を基準に置いているため、この問題は重視されていない。地域児童が健全に成長していくためには、就学前児童に対する社会的涵養の場を確保することが重要である一方、保育所の定員原則の60 人が合わない地域が今後ますます増えていくことが予想される。「地方型こども園」は施設の消滅による過疎化の加速を防ぎ、その地域の実状に合った施設をつくることで、地域で子どもを育てていく土壌を育てる社会的効果をねらっている。
28	岡山県	岡山県	特別支援教育人材有効活用特区	全県	盲・聾・養護学校の教員が、相当する学校種の教員免許状を有していなくても、所属の部以外の指導や、小・中学校等の軽度の障害のある児童生徒の通級指導等が必要な時間、必要な場所でするようにすることにより、県全体としての特別支援教育の推進を図る。

29	岡山県	岡山県	おかやまスペシャリスト育成教育特区	岡山県全域	高等学校において、生徒が希望する場合、学校外の専門家のもとで長期間にわたる指導を受けることができるよう、学習指導要領に定める必修科目等を、長期間のインターンシップで代替する特例措置を講ずる。もって、生徒の多様な個性・能力の伸長と進路選択幅の拡大、明確な目的意識や高度に専門的な技能を持つ物づくりのスペシャリストを育成する。
30	鹿児島県	名瀬市	奄美学問・学術特区構想	名瀬市全域	大規模離島では、特有の文化や固有の生物を抱えながら、それらを学術的に研究する機会に恵まれなかった。また、一定の人口を抱えながら、離島というハンディの下、毎年、多くの若者が高等教育を受けるために島外へ向かっている。このため、構造改革特区により大学設置基準等の要件緩和を求め、来島希望のある大学に対し、小規模サテライトキャンパスを設置することにより、円滑な受け入れが可能となる。

第4次提案					
1	北海道	稚内市	過疎地域における保育所と幼稚園児との「幼保一元化特区」	北海道稚内市	この、特区では、過疎地域における保育所需要に対応するため、私立幼稚園の保育所業務参入による、幼保一元化の実現を目指しており、具体的には、特区を利用した合同保育の実施による幼保一元化を実現させようとするものである。私立幼稚園は給食センターからの搬入による給食を実施している。合同保育を行っている幼稚園児と保育所児の給食が異なるために、私立保育所の効率的運営に資するために次の規制を緩和願いたい。公立保育所に限り特区のなかで認めている調理業務の外部搬入の容認を、私立保育所にも適用させること。
2	宮城県	仙台市	幼稚園と保育所の施設の共用化による待機児童対策特区	仙台市の全域	仙台市の待機児童数は、平成15年度当初758人で、保育所の整備が需要に追いつかない状況にある。そこで幼稚園に保育所を併設することにより待機児童の解消を図るものである。幼稚園への保育所施設設置には施設整備補助金の問題が障害となっているため、保育所の施設整備補助金の交付対象を社会福祉法人以外にも緩和することと、幼稚園整備として補助を受けた施設を保育所に転用する場合、幼稚園を保育所に転用する場合は財産処分年限経過前でも返還の必要がないように規制の緩和を求めるもの。
3	秋田県	秋田県	日本国籍を有しない者の期限付き教諭（英語）任用特区	秋田県全域	教員免許等を有し、外国語としての英語指導の資格をもつ英語を母国語とする外国人を教諭として採用し、英語科のある高校に配置し、実践的コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育を計画・実践・評価する活動に従事させる。また、聞く・話す力の育成にはネイティブスピーカーの活用が効果的であることから、教育庁に配置する外国人教諭に県内在住の86名の外国語指導助手のカウンセリングと研修を担当させ英語授業の改善を図るとともに、幼稚園及び小学校における英会話活動のカリキュラム開発を行わせ県内に普及させる。

4	群馬県	太田市	太田外国語教育特区	太田市の全域	本市が特区で実施することは、小中高の一貫校を開設して国語以外の一般教科の授業を外国人教員が英語で教えるというものであるが、この際使用する教科書は、検定済教科書を英訳したものである。現状での英訳版の扱いは教科書ではなく副読本の扱いになってしまうが、これでは、授業が副読本で行われるという疑問が生じ、十分な教育を行っても、保護者が教育内容や教育の質について不安を抱く危険が生じてしまう。このため、検定済教科書の英訳版について、文部科学大臣が検証して同等と認められれば教科書として扱っていただきたい。
5	埼玉県	川口市	校長裁量による少人数加配教員の採用特区	川口市	県費負担教職員の任免については、市教育委員会の内申を待って、県教育委員会が行うこととなっている。この提案では、教職員定数標準法7条2項による少人数指導のための加配教員について、内申の手続きを簡素化し、各校の教育計画や学校・地域の実態に応じた人材の配置を可能にするものである。具体的には、教育課程を管理する市教育委員会の指導のもとに、校長の裁量で、加配教員を同法17条により非常勤講師の数に換算する場合に限り、市教育委員会と校長が協力して、県費負担の非常勤講師の採用を決定できるようにするものである。
6	埼玉県	所沢市	学校職員健康診断事業特区	所沢市内の公立小学校・中学校	現在、学校職員については、伝染性疾患の可能性を無くすために、年度当初に学校職員の健康診断の実施が義務付けられている。しかし、現在その可能性は著しく低く、繁忙期である年度当初の実施意義は低い。そこで、年度内の健康診断を可能とすることにより、夏休みなど授業への影響が少ない時期にこれを実施し、よって児童・生徒へ充実した教育環境を提供できるよう努めたい。また、健康診断後に人間ドックを受けるという現状を無くし、それによって、学校職員のX線被曝量や、健康診断費用の削減を図っていく。
7	埼玉県	草加市	草加の教育特区（学校施設整備に係る地方債許可条件の見直し）	草加市	校舎等の建設に係る経費については本来、国庫負担金と地方債でまかなわれるべきであるが、現実には、補助対象外の部分について市が負担している。しかも補助対象外については起債の対象とはならないため市の一般財源による負担が増大し、教育環境に影響を及ぼしている。校舎等の教育施設は長期にわたって利用する市民共用の財産であることから、その費用を長期にわたって市民負担していくことは不自然ではないと思う。そこで、地方単独分として負担しているこの補助対象外の経費についても起債が可能となるよう、地方債の許可方針の緩和措置を要望する。
8	埼玉県	志木市	ハタザクラ・ぷらす・プラン	市町村の全部	きめ細やかな指導で、明日の志木を担う、個性ある人材を育成をするために、地域性及び児童生徒の実態や発達段階に応じた、より柔軟な少人数学級編制を小学校で実施する。そのために、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、第4条「市町村が行う学級編制は都道府県教育委員会の定めた規準に従わなければならない。」及び、同法第5条「市町村が行う学級編制は、あらかじめ都道府県教育委員会と協議し同意を得なければならない。」の規制特例を提案する。

9	東京都	千代田区	子育て特区（幼保一元施設設置）	千代田区内	子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。児童福祉法・学校教育法等の特例の導入により、未来を担う就学前の子ども達が、年齢や家庭環境等で区別されることなく、一貫した育成方針による養護・教育を受けられる幼保一元施設を創設する。
10	東京都	千代田区	中等教育学校特区	千代田区立中等教育学校	平成18年4月開校予定の千代田区立中等教育学校従来の公立学校の殻を打ち破った、斬新な学校運営や教育内容を目指している。その実現のために、①特別免許状の授与権限の委譲②教員の定年の緩和③教育課程の編成・実施等の決定権限の委任、などの規制の特例措置を求めるものである。これにより、官公庁、大学・専門学校、企業、在外公館等、千代田区ならではの教育資産を活用し、豊富な経験と知識を持った人材（外国人を含む）を積極的に教員に登用していくことにより、地域の特色あふれる充実した教育を実現したい。そして、高い志と使命感を抱き、豊かな人間性と創造性をそなえた国際社会で活躍できる人間を育成することを目指す。
11	東京都	港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	港区の全域	多くの大使館や外資系企業が存在し、外国人人口も多い地域特性を生かし、学習指導要領の適用除外や学校運営の公設民営方式、公立義務教育学校の授業料徴収等の規制の特例を導入し、義務教育段階から主要教科の授業を英語で行うことなどにより、世界で活躍する国際人の育成を図る。
12	東京都	港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区	港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区	特区構想全体への展開に先立ち、先行事例として芝浦アイランド地区において幼保一元施設の経済的社会的効果等を把握する。芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。午前中は幼児教育を中心にを行い、午後は預かり保育を20時15分まで行うことを想定してしています。3期休業は廃止すると共に食育の観点から給食を実施します。また幼稚園教諭と保育士の勤務条件の同一化をはかり同一クラス編成を実施します。また公設民営方式の運営方式の導入も検討します。
13	東京都	文京区(教育委員会)	ゆとり教育土曜活用特区	文京区全域	土曜日午前中の教育活動ができるようにする。それにより、総合的な学習の時間がより充実した地域活動との接触の機会をつくる授業となる。土曜日は経営者、商店主、自由業に限らない多様な人々に接することができる。また、地域行事が土日に集中しているので、学校が教育活動の一環として地域行事に参加しやすくなる。
14	東京都	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	文京区全域	文京区では、(仮称)文京アカデミーを設置し、全国的にも有数の教育機関が集積する地域特性を活かし、大学、企業等とのネットワーク機能を重視した新たな生涯学習特区を提案します。まさしく「文京区をまるごとキャンパスとした生涯学習」を展開し、キャリア教育を重視した人材育成、産学連携による研究活動なども推進します。提案は、中小企業診断士などの①国家資格取得に係る要件の緩和、生涯学習司や防災司など②新たな公的資格の創設、③教育訓練給付制度の指定緩和、であり最先端の生涯学習の発信拠点をめざ

15	東京都	杉並区	教育改革特区（新しいタイプの学校）の創設	杉並区（小中一貫校・全寮制学校とも、杉並区全体を学区域とする予定）	区立の「小中一貫校(区域内)」と「全寮制学校（区域外・南伊豆町）」を創設する。両校は、管理・運営を地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。区が任用し、派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員による30人(一貫校)、20人(全寮制)の学級編制で教育を行う。小中一貫校では基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、全寮制学校では自然体験を重視した全人格教育を
16	東京都	板橋区	未来を拓く板橋の教育＝21 行動計画	板橋区内	本区で現在行っている「いきいき寺子屋プラン」を、教員の参加を得て、より教育効果があがるよう発展させる。具体的には、子どもたちに生きる力を育むとともに、地域や家庭の教育力を向上させるために、月2回、土曜日の午前中に、学校行事や総合的な学習の時間、生活科といった体験的な学習活動等を、地域や保護者と教員が一緒になって行う。教員は、土曜日に出勤することの代替えとして、長期休業中にまとめて休業日をとる。
17	神奈川県	小田原市	大人も学校へ行こう特区	小田原市	学校運営に地域の大人が参画し、授業聴講・観察を行い、各学校に置かれた評価カードを教育委員会に提出する等により学級崩壊や問題のある教師の早期発見につながる。また、学校運営に地域住民（保護者以外）が参加することにより、学校を地域施設とする認識が双方に生じる。
18	新潟県	山北町	過疎地域の保育園における「幼稚園の機能を取り入れた幼保一元化特区」	山北町全域	幼児教育などの多様化したニーズに応え、幼稚園の機能を取り入れた保育園のなかで、保育に欠ける子・欠けない子に区別されることなく、児童の成長に合った育成方針に基づき、0歳児から2歳児までは保育を、3歳児から5歳児においては、教育的活動を核とした教育と保育を行うことができる子育て特区構想として提案するものです。今後、統合保育園の新築計画もあることから、過疎地域における地域の実情に即した効率的・効果的な子育て支援策として生かしていきたいものです。
19	富山県	高岡市	ものづくり・デザイン人材育成特区	高岡市内全域	ものづくり・デザインのまちづくりを目指し、高岡市の優れた伝統技術の継承と新たなデザイン開発の創出を図るため、市内の市立小・中学校において、新たに「ものづくり・デザイン科」を必須科目とするとともに、教員免許を有しない地元の伝統技術者やデザイン専門家を教師として採用することにより、ものづくり・デザインを担う人材の育成・市民意識の醸成と地場産業の活性化を図っていく。
20	山梨県	富士河口湖町、 ヒューマンアカデミー株式会社	河口湖・フィッシング専修学校特区	山梨県富士河口湖町	現行の学校教育法第82条の8において、私立の専修学校を設置する場合には、県知事の認可を受けなければならないとしているが、認可権を町長に委譲することで、多様な私立の専修学校設置の需要にスムーズに対応し、フィッシングを中心とした人材育成を促進し、観光産業ならびに地域経済の活性化を図る。
21	岐阜県	多治見市	住民参加型の教育特区	公立小中学校の一部	住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする。このため、教育委員会の権限の校長の公募と任免権、教職員の任免権、教職員の勤務評定実施権、教職員の研修実施権、校内組織の決定権、学習指導要領によらない教育課程の編成権、教科用図書の採択権の一部を住民参画による「学校運営委員会」に付与し、より特色のある学校づくりと市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すものである。

22	岐阜県	瑞浪市	幼児教保育特区	瑞浪市の全域	既存の幼稚園及び保育所施設において合同活動・保育事業を3歳児から5歳児まで実施するため、保育室を共用し、施設内において幼と保の定員割合を弾力的に運用する。また、現行の施設の面積と定員で幼稚園設置基準を満たしている場合は、幼稚園設置基準を緩和し、既存保育所内に幼稚園を設置
23	静岡県	裾野市	市費負担非常勤講師の職務拡大推進事業	裾野市内（別添地図）	〔市費負担非常勤講師の職務内容の拡大〕現在、当市では小学校低学年多人数学級補助講師をはじめ、多数の講師を雇用し学習指導、生活指導等の補助を行ってもらい、指導態勢を強化し、学級・学校運営の健全化に努めている。しかしながら、これらの講師はT・T方式での授業は行えるが、単独で授業を行うことができないのが現状である。これを改善し単独でも授業が行えるよう、特区の提案をしたい。
24	愛知県	新城市	大学による福祉モデル特区	新城市全域	福祉系大学を運営する学校法人が、老人デイサービスセンターを運営することで、学生の体験実習や学術研究に役立て、もって地域の高齢者福祉の増進を図る。
25	京都府	京都市	京都市教職員臨時免許状創設特区	各指定都市の全域	指定都市が設置する学校・幼稚園に任用する間のみ有効な教育職員臨時免許状を新設し、指定都市を授与権者とする事任用と免許状の管理を一体化させ、臨時免許状の検定・授与事務の迅速化を図り、学校教育活動の円滑な実施に資する。
26	島根県	出雲市	先進教育研究特区	出雲市内	市立小・中学校の教職員は、県から辞令を受けており、どの行政組織に所属するのか、責任体制が不明確であり、市への帰属意識は低いのが現状です。このような、事態を打開するためにも市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条の規制緩和。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条の規制緩和。地方交付税法第12条（測定単位及び単位費用）市町村の経費の種類三教育費、1、小学校費（1）経常経費。2、中学校費（1）経常経費の規制緩和。以上の規制緩和のもと県費負担教職員の発令・任免を市教委で行えるようにし、真の意味での市立学校を実現するこ
27	徳島県	上勝町	教育ゼネラルマネージャー特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	特色を持った教育を希望する自治体にとっては、青少年の健全育成を図るため、幼・保一元化に加え、小・中学校も含めた一元化により、保育から義務教育を一貫した理念のもとに教育する体制をつくることを認める。統一した総合施設づくりは財政的な課題があることから、とりあえず各施設の施設長とは別に全施設を横断した総合校長（校長の兼務によるゼネラルマネージャーであり、教育長ではない。）を置くことで、幼・保・小・中に加え、保護者までも含めて真・善・美を追求するなど統一した理念を持った一
28	福岡県	北九州市	公立専修・各種学校活性化特区	北九州市全域	現行の制度では、学校教育法第5条の規定、いわゆる「学校設置者管理主義の原則」により、公立学校の公設民営は認められていないが、全国の自治体からの特区提案等もあり、現在、中央教育審議会において幼稚園や高校の公設民営が議論されている。民間のノウハウを活用するという趣旨からすれば、幼稚園や高校よりも、職業もしくは実際生活に必要な能力等を目的とした専修・各種学校の公設民営の方が、より効果的な教育が期待できるのではないかと考えている。

29	熊本県	熊本県	熊本県半導体産業特区	熊本市及び菊池市並びに熊本県下益城郡富合町、菊池郡大津町、菊陽町、合志町、泗水町、西合志町及び旭志村、阿蘇郡西原村並びに上益城郡御船町、嘉島町	熊本県半導体産業特区における人材育成面での取組みを強化するため、短期大学や高等専門学校から大学への編入学と同様に、職業能力開発短期大学校からの大学編入を可能とする規制の特例措置を求める。また併せて、大学と職業能力開発短期大学校との単位互換制度を創設し、相互により専門的で実践的な知識・技術の習得ができるようにする。
----	-----	-----	------------	---	---

2 農業分野					
第1次提案					
NO	都道府	提案団体名	特区構想	特区想定地域	概要
1	北海道	北海道	農村再生特区	北海道全域	全国の25%の耕地面積が集中し、全国の11%の農業生産額を誇る食料供給基地である北海道の特性を活かしつつ、休耕作地の増加、担い手の減少等の課題に対応するため、グリーツーリズムの動きなどとあいまって、市町村等が離農農家等から権利取得した農地を地場企業に貸付可能とすること、市民農園の開設主体に農業生産法人を追加すること等の規制の特例により、新たな雇用創出、農村の活性化等
2	北海道	北海道	森林クラスター特区	北海道内において森林を核とした産業クラスターの創出等に取り組む地域	道内全市町村の51%が振興山村に指定されており、また、製造品出荷額の13%(全国平均4.6%)を木材関連産業が占めている北海道の特性を活かしつつ、国有林野の市町村への長期管理委託を可能とすること、建築物の耐火性能検証法に木材の燃え止まりの考え方を取り入れること等の規制の特例により、森林の整備、公共建築への木材利用、バイオマスエネルギーの利用促進等、地域の活性化を図る。
3	北海道	滝川市	環境・共生型田園特区	滝川市	石狩川と空知川の合流地点に位置し、優れた自然環境を有する滝川市の特性を活かしつつ、産業廃棄物と一般廃棄物の区分の撤廃、小口売電の自由化、農地取得の下限面積要件の緩和など、農地取得、廃棄物処理等に関する規制の特例を導入し、現在進めている小児難病患者向けのキャンプ場の設置、優良田園住宅の整備、リサイクルの推進とバイオガスの有効利用など、現在展開している事業をより効
4	北海道	深川市	農村生活推進特区	音江地区、納内地区、一巳地区、多度志地区	高齢化、後継者の不足等から農業者人口の減少が進んでいる中山間地域において、都市住民の小規模農地、宅地等の取得のため、市町村長の裁量による農地取得に係る農地法の特例を導入し、地域コミュニティー活動の維持向上等によ
5	北海道	深川市	アグリビジネス推進地区	深川市	稲作を基本とした土地利用型農業を活かしつつ、耕作者自らがファームイン、農産物加工等を行えるよう、農地法における転用許可不要施設の範囲の拡大等により、生産と一体となった都市住民との交流を促進し、観光産業や雇用の場の創出を図
6	北海道	恵庭市	都市農村交流特区	恵庭市	札幌市と千歳市との中間にある恵庭市の立地条件を活かしつつ、遊休農地の増加等の課題に対応するため、農業生産法人の活動範囲の拡大等に関する規制の特例を導入し、都市近郊農業の確立を図り、地域経済の活性化等を促す
7	北海道	北広島市	都市近郊アグリ振興特区	北広島市	札幌市近郊の農業生産地として、都市住民との交流を意識した「ファームイン」、「ファームレストラン」などのアグリビジネスの振興や小規模農業の推進を図るため、開発行為許可基準への都市農村交流施設の追加、農地取得の下限面積要件の緩和など規制の特例を導入し、農村が活性化すると共に、雇用の場が創出される。
8	北海道	岩見沢市	多種農業法人等創生特区	岩見沢市	当市の農業・農村の活性化を図るため、農業生産法人における農業従事者の構成割合等の要件の緩和など、農業に関する規制の特例により、新たな農企業の創出、新規就農者の創出、アグリビジネスの推進、新しい農業技術開発など、多種多様な
9	北海道	伊達市	農業・水産業振興特区	市街化調整区域	伊達市の基幹産業である農水産業について、加工、販売、観光等との連携により経営を多角化するため、加工、販売、宿泊等の施設の市街化調整区域や農業振興地域における設置を可能とする特例を導入する。
10	北海道	伊達市	優良田園住宅特区	伊達市全域	伊達市は気候温暖で豊かな自然環境に恵まれており、老後の生活を念頭においた移住が増えていることから、集合住宅型の優良田園住宅の建設が可能となる特例を

11	北海道	穂別町	ほべつフォレスト・マネジメント特区	町内国有林	森林面積が大部分を占め、過疎化が進んでいる穂別町において、国有林、道有林、民有林の一体的管理を行うことを足がかりに、森林に根ざした新たな雇用創出、地域間交流、人材育成を図るため、国有林の管理の特例により町への管理委
12	北海道	乙部町	乙部町農業活性化特区	乙部町	優良農地が集積する地域の特性を活かしつつ、遊休農地の増加等の問題に対応するため、新規就農者の育成事業等とあいまって、農地法における農業生産法人の要件の撤廃等の特例を導入し、地域農業の活性化と雇用機会の創出を図る。
13	北海道	南幌町	農的暮らし推進特区	南幌町	近年の離農跡地の増加に対し、都市住民に自家菜園付きの離農跡地の購入希望者が多いことから、一般市民が容易に小規模な農地取得を可能とする規制の特例を導入し、趣味的・自給的な小規模農業を促進し、農地の荒廃を防ぎつつ地域農
14	北海道	陸別町	森林クラスター特区	陸別町	当地域では国有林比率が高く面積も大きい中で、市町村が国有林で事業を実施する場合、分収造林契約を結んで行うこととなるが、木材価格低迷等により実態に即していない制度となっているため、国有林の市町村への長期管理委託できる制度を創設し、周辺民有林等との一体的、効率的な施業による森林機能の増進を図る。
15	北海道	陸別町	農業生産特区(仮称)	十勝支庁管内	当町の農業は酪農専業であるが、昭和50年代初期に建設された牛舎等の生産施設の改築や、家畜排泄物法に基づく堆肥舎の建設などが求められる中で、建築基準法適用による建設コストの増大が大きな課題であり、同法の適用を除外する規制の特例を導入し、地域木材の有効活用も含め整備に伴う負担軽減による施設改善
16	北海道	美瑛町	地域振興(農観学園)推進対策特区	美瑛町	当町の魅力を最大限活かしながら、体験型観光ニーズに対応して、都市住民との交流を促進するよう、農地法等の規制の特例により、優良田園住宅や農家民宿、農業用施設の多目的利用などを推進する他、企業の農業への参入、幹線道路沿いの企業誘致など、農業と観光産業の連携を図る。
17	北海道	鹿追町	農村滞在特区	鹿追町	農家の空室を活用した民宿の開業を容易化するため、旅館業、食品衛生、消防等に関する手続きを簡素化する規制の特例を導入し、都市・農村の交流を促進する。
18	北海道	大野町	農業特区	大野町の市街化調整区域等	水田転作に伴い平野部での畑作、ハウス栽培等を行う複合経営を進めた結果として、丘陵部の農地の遊休化が進行していることから、都市部からの新規就農者、地域の高齢者、雇用対策問題を抱える地域の建設業者による農地取得の可能化、市街化調整区域内の販売施設の立地の可能化などの規制の特例を導入し、地域の
19	北海道	下川町	森林クラスター特区(森林保全と産業クラスター創造による地球温暖化対策特区)	下川町	森林のまちであり、森林保全と経済発展を実現する取組みを進めており、最近では森林組合を中心にFSC取得、町では起業化促進条例の推進を図っているが、国有林管理の市町村への委託の可能化、農家民宿開業に関する許可の届出制化などの規制の特例を導入し、整備対象森林の拡大や森林林業体験民宿開業の促進に
20	北海道	栗山町	NPO農地トラスト特区	栗山町全域	農業従事者の後継者不足等から、離農農家等の農地の受け手に限界感が見られることから、農地保全を目的としたNPO法人(北海道B&協会)による農地取得を可能とするための規制の特例を導入し、農地保全、新規就農者の参入促進を図る。”
21	北海道	雨竜町	NPO農地トラスト特区	雨竜町全域	農業従事者の後継者不足等から、離農農家等の農地の受け手に限界感が見られることから、農地保全を目的としたNPO法人(北海道B&協会)による農地取得を可能とするための規制の特例を導入し、農地保全、新規就農者の参入促進を図る。”
22	北海道	平取町	農村新規就農推進特区	平取町	北海道で第1位のトマト生産量を誇る平取町において、UJIターンによる都市住民等を新規就農者として受け入れ、トマト生産団地を造成する事業を推進するため、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能化や新規就農者を公募不要で公営住宅に入居させる措置など就農当初の生活環境の安定化に関する規制の特例を

23	北海道	ニセコ町	ニセコ町農業土地利用特区	ニセコ町	ニセコ町の基幹産業である農業と観光を有機的に結び付けて発展させていくため、非農家による農地取得の可能ななど、グリーンツーリズムのための農地転用に関する規制の特例を導入する。
24	北海道	新篠津村	なし	新篠津村	新たに農業生産を行おうとする株式会社に対し、農業参入を認め、「農地以外の目的に使用しないこと」「荒廃農地とさせないこと」等の拘束を市町村等と協定書等で締結するよう農地法に明文化する。
25	北海道	門別町	競馬開催特区	門別町、新冠町、静内町、三石町、浦河町	当地域は全国の80%以上の競走馬を産出している地域であり、安定した軽種馬生産を維持・発展するには、生産した馬の競走と活躍の場を自らが確保する必要があり、地域振興を目的とした開催の施行権付与の特例を導入し、現開催権者との共同
26	北海道	鹿追町	自然ふれあい体験特区	大雪山国立公園内の国有林の一部	鹿追町が推進する「トムソーヤの冒険の村」構想の具現化を図るため、大雪山国立公園内において、散策路、キャンプ場等を容易に整備できるようにするための自然公園法上の規制の特例を導入する。
27	北海道	平取町	アイヌ文化振興クラスター特区	平取町	平成9年に制定された「アイヌの文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に関連して検討されている「アイヌ民族の伝統的生活空間＝イオル」構想を推進する観点から、伝統文化を今日的な意味で継承・再生させていくため、鮭鱒の伝統漁法による採取可能化、企業組合に対する伝統的工芸品産業の指定の可能ななど、規制の特例を導入し、伝統工芸、伝統漁法の継承等
28	北海道	早来町	農業施設等多目的利用特区	早来町	水道水源の確保に苦慮しており、国営土地改良事業により造成されたダムについて、受益地の公共転用等による必要水量の減少に伴う余剰水の利用に係る大臣協議、建設費用再配分等手続きの簡素化や費用負担の免除を行うことにより、水道事
29	北海道	赤井川村	畑地かんがい施設多目的利用特区	赤井川村	野菜類の生産を基幹産業とするカルデラの里、赤井川村において、畑地かんがい用水のため築造した落合ダムのデットウォーターを、生活用水、防火用水、農産物加工用の水などに利用するため、かんがい用水の目的外使用を可能とする土地改良法等の規制の特例を導入し、新たな事業展開、住民生活の安定化を図る。
30	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、蟹田町、今別町、蓬田村、平館村、三厩村、鯨ヶ沢町、木造町、深浦町、森田町、岩崎村、柏村、稲垣村、車力村、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鱒町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村、板柳町、金木町、由里町	津軽地域は農業振興のための自然、土地、技術、人的資源が確保されているが、これらの資源を活かせる体制の整備が必要であり、農協等が農地取得し農業経営を行うことの容認、酒類の製造免許に係る最低製造見込数量の撤廃・軽減等の規制の特例により、消費者が望む安全な食料供給を拡大し、農村交流人口の増加、農業振興を基礎とする当該地域の経済活性化を図る。
31	岩手県	岩手県	日本のふるさと再生特区	目的に応じて設定。	農家民宿の旅館業法等の適用除外、自家用車の有償運送禁止の適用除外、農地転用許可要件の緩和等の規制の特例により、農林漁業体験等と併せた宿泊・送迎等のサービス提供、家庭菜園付き住宅の分譲、市町村による農地取得・企業への賃貸等の取組みを展開し、地域資源を活かした交流人口の増大を通じた観光と農

32	岩手県	遠野市	日本のふるさと再生特区	遠野市	豊かな自然環境と独特な歴史・文化といった地域資源を有する遠野の地域特性を活かして、遊休農地の増加等の課題に対応して、生産法人以外の法人への農地の賃貸、農地取得後の経営面積要件などの規制の特例を導入し、グリーン・ツーリズム
33	宮城県	宮城県	フロンティア農業特区	中山間地域及び沿岸地域の市町村単位	当地域は、高齢化等により多数の遊休農地を抱えている一方、若年層は域外へ流出しており、就労の場の創出が期待されていることから、特区として、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能化などの規制の特例を導入し、生産から加工・流通・販売までの一連の経営や地域資源を活かした多様な経営の展開により、地
34	宮城県	大郷町	アグリビジネス特区	大郷町	大郷町では、新たな農業形態の構築のため様々な取り組みを進めてきており、(株)おおさと地域振興公社による農地取得・保全、農産物の生産から加工・販売までの一体的な実施を可能とするための規制の特例を導入し、グリーンツーリズムの展開を
35	秋田県	秋田県	グリーン・ツーリズム推進構造改革特区	秋田県	耕作放棄地の増大や高齢化の進行等で活力低下が著しい農山村地域において、地域資源を活用した交流を促進するため、農家民宿に係る旅館業法の面積基準の撤廃、農地の権利移動後の合計面積要件の緩和等の規制の特例により、開業手続きの負担軽減による開業促進、都市住民のニーズを満たす受入れ体制の整備等により、交流を活性化し、地域活力の維持増進を図る。
36	福島県	福島県	新規就農者定住促進特区	福島県	福島県の農村においては、農外者の新規就農が増加しており地域の活性化に結びついているが、農地取得に関する規制が障壁となっているため、農地取得の下限面積要件を緩和・撤廃する規制の特例を導入することにより、新規就農者の支援を
37	福島県	喜多方市	農業特区	喜多方市熊倉雄国地区	国営事業により開発された400haの畑地を有する地域において、担い手の減少等とともに約3割の遊休農地を抱えている現状に対応するため、農業生産法人以外の法人による農地取得を可能とする規制の特例を導入し、新規雇用の創出、国営事業の償還金の負担軽減による新たな農業投資の促進等、地域の農業振興を図る。
38	福島県	喜多方市	グリーン・ツーリズム特区	喜多方市	稲作を主体とし、野菜、工芸作物、畜産の複合経営を行う農業を基幹としてきた喜多方市において、担い手の減少、遊休農地の増加等の課題に対応し、グリーンツーリズムを推進するため、農家の民宿経営に関する旅館業法、食品衛生法、消防法、建築基準法などの諸規制の適用を緩和する特例を導入し、宿泊型のグリーン
39	福島県	三春町	新しい時代の集落営農の再編成 特区	都市化傾向にあり農地の流動化が進んでいる特定の集落を指定	都市化傾向にあり農地の流動化が進んでいる地域において、農地取得の際の下限面積要件の緩和、農業用施設に農地転用する際の許可不要面積の引き上げなど、農地の流動化、新規就農者の参入、都市部からの定住促進に係る規制の特例を導入し、多様な力を結集して集落営農の再編成を行う。
40	福島県	河東町	楽農健業IT信託特区	河東町	地方中核都市の郊外に立地する農村都市として、都市交流を絡めて、農業や教育などの分野での規制の特例を導入し、都市的土地利用と農業振興利用の融合した、健康と農業を地域ビジネスや地域ボランティアで振興する集落型コミュニティ都
41	栃木県	栃木県	都市と農村の共生特区(農業・農村特区)	H.15年度以降に土地改良事業において、平成15年度以降新規採択予定地区1地区	首都圏にあって豊かな土地と自然に恵まれた地域の特性を活かし、土地改良事業に係る創設非農用地換地の民間事業者による取得可能化、農地取得に際しての下限面積や従事日数の緩和などの規制の特例を導入し、民間企業の住宅開発を可能にする「農村特区」、非農家の農業参入を容易にする「農業特区」を設け、都市と
42	栃木県	西方町	西方町中心地区まちづくり特区	西方町大字本城、金崎地域	町民が集い、交流の場となる中心地区に欠け、消費活動や文化活動への対応が不十分な状況を踏まえ、農業振興地域内農用地区域における農地転用、施設整備を計画的に行う場合の農地法の適用除外などの規制の特例を導入し、個性的で魅力ある中心地区の形成と関連地域産業の振興、コミュニティービジネス機会の創造等

43	群馬県	群馬県	農と大地が結ぶ新世紀 むらづくり特区	利根・沼田地域	「農地は保全すべきもの」との理念と農業に適した地域の特性を踏まえ、契約手法により農地保全措置を講じつつ農業生産法人以外の法人による農地取得を可能とすること、市町村自らが農地を取得することの規制の特例を導入するとともに、新たな地域産業の立地を進めるため村が認める用途に限って農地の転用制限を緩和
44	埼玉県	埼玉県	「食と健康」研究開発・ 流通特区	圏央道鶴ヶ島インター チェンジ周辺約500ha (川越市、鶴ヶ島市、日 高市地域内)	企業の農地取得等の規制緩和、市街化調整区域における施設立地可能な「沿道サービス区域」の範囲の拡大等の規制の特例により、産学官が連携した「食と健康」に関する研究開発機能と、食品関連企業による農地を活用した研究開発を可能とすることによる企業集積を図ると共に、圏央道インターチェンジ周辺という立地を活
45	埼玉県	埼玉県	市民と支える農空間特 区	農空間、農村文化の維 持等に意欲が高く、荒 廃農地、耕作放棄地が 増加している地域	農空間や農村文化の維持・創造に対して市民の要望や参加意欲が高く、農業従事者の高齢化などによる荒廃農地、耕作放棄地が進んでいる地域において、NPO法人の農地の使用収益権の取得の容認、農地取得後の合計面積の緩和等の規制の特例により、農村文化の維持・創造や農業生産活動の活性化を図る。
46	埼玉県	埼玉県	食と農のオアシス創造 特区	農業を核とした地域活 性化のための開発が見 込まれる地域	地域の農業者と食品関連企業が提携し、農振法、農地法など土地利用に関する規制の特例により、交通の利便性にも配慮しながら「食と農」のテーマ性を持った団地(加工・展示・直売施設、レストラン、食のエンターテインメント施設等)を創造し、特色ある地域農産物の供給拠点と共に、県民の憩いの空間を形成する。
47	埼玉県	埼玉県	食の関連企業参入特区	農業への企業参入につ いて地域合意がある、イ ンフラ整備が進んでい る等、特区の導入が可 能な地域	地域農業を支える担い手の高齢化や耕作放棄地が増大する中で、民間企業等を農業に参入させることも今後の農業の活性化の一手法となると考えられるので、民間企業の農地取得の容認、無料職業紹介事業ができる者に県立大学校を追加等の規制の特例により、食に関連する民間企業が農業に参入できる地域を特区として設定し、企業の参入によって地域農業の活性化を図る。
48	埼玉県	深谷市	新農業田園都市先端 21世紀構想 特区	深谷市全域	農地を法人・個人を問わず、自由に取得・耕作できるようにするための規制の特例を導入し、農業の振興を図るとともに、菜園付き住宅の建設により集落の活性化を図
49	埼玉県	羽生市	10a(テンアール)シテイ 構想	羽生市新郷及び三田ヶ 谷、村君地区	都市部の退職者を中心に農地・菜園付き住宅の要望が強いことから、農地取得の下限面積要件の緩和を行い、農地及び住宅の取得を可能とする。
50	千葉県	佐原市	佐原特区	佐原市	当市の水田は大部分が湿田であるため水稲以外の作付けに適しておらず、他の作物への転換を拒んでおり、営農意欲の低下を招いていることから、適地適作の考えに立ち、特区として生産調整制度の規制を免除し、米の生産に特化できるようにす
51	千葉県	柏市	都市型農業活性化促 進特区	柏市中遊水地～あけ ぼの山農業公園周辺～ 手賀沼周辺	利根川の田中遊水地に位置する利根川地区において、つくばエクスプレスの新駅に隣接し、大規模な農地資源を有するという条件を活かした集客型農業を進めるため、農業生産法人の設立要件(農地地権者以外の構成員の上限)の緩和など、農業に関する規制の特例を導入し、これをリーディングプロジェクトとした新たな都市
52	東京都	青梅市	青梅インターチェンジ物 流特区	青梅市今井4丁目	ハイテク産業の集積地に近接する圏央道青梅インターチェンジ周辺地区におい て、農振地域内農用地から除外するための農用地区域の変更にかかる要件の緩和 により、平成16年の中央道八王子ジャンクションへの圏央道接続とあいまって、物流 拠点としての整備促進を図る。
53	東京都	町田市	都市型農業推進特区	町田市北部丘陵地域 (市街化調整区域)	当地域は周辺が都市化する中で、まとまりある農地や里山等の自然が残る貴重なエ リアであり、土地の交換分合に際しての都市基盤整備公団の農地の一時取得の容 認、市街化調整区域における開発許可の基準の緩和など、農業や土地利用の規 制に関する特例を行うことにより、自然環境の維持保全と共に、多様な形態による都

54	神奈川県	川崎市	緑地・農地保全活用特区	川崎市	東京に隣接し、地価が高く、相続時などに際して緑地・農地が減少している川崎市において、農業者・NPO法人等が市民農園の開設主体となれるよう特定農地貸付法の適用対象を拡大するなどの規制の特例により、都市内の緑地・農地の保全、都市農業の経済的基盤の強化等を図る。
55	神奈川県	横浜市	環境特区	横浜市の一部(北の森、南の森)	市内の樹林地や農地をはじめとした貴重な自然環境が残されている地域について、特区として特定農地貸付法の緩和(開設主体等)、NPOを農業生産法人として認知などの規制の特例を導入し、農地を保全すると共に、市民の農体験ニーズを幅広く満たし、NPO等が環境学習や福祉活動などが出来る機会をつくる。
56	神奈川県	相模原市	新都市農業ベンチャー育成型新産業創出特区	相模原市	営農支援やインキュベーションを行う機関の積極的な活動や都市型農業の新たな展開が進んでいる地域の特性を活かし、未利用農地の有効活用を図るため、個人や法人が農地法の許可を得て新たに農地の所有、使用賃貸等を行う場合の下限面積要件の緩和などの規制の特例を導入し、新産業の創出と新たな雇用の場の提
57	神奈川県	小田原市	柑橘農業・柑橘園地対策特区	小田原市市街化調整区域における柑橘園地	小田原市を代表する柑橘農業が担い手の高齢化等を背景に厳しい状況にある中、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能性、市街化調整区域における観光・交流施設設置の際の開発許可の可能性などの規制の特例を導入することにより、柑橘農地の円滑な土地利用変換を進める
58	神奈川県	山北町	水源地域環境共生複合特区	山北町	丹沢大仙国定公園等の豊かな森林と清流を持つが、過疎化が進行する中で、水源地域における自然環境の保全と限られた土地の有効活用に向け、農地転用許可、開発許可、保安林指定解除など各種の施設立地規制を総合的な調整のもとで緩和する規制の特例を導入することにより、環境と共生した新たな産業の集積等を図り、水源地域の個性ある町づくりを目指す。
59	新潟県	新潟県	中山間地域産業連携特区	新潟県東頸城郡	過疎化・高齢化により農業生産が停滞し、林業・建設業等の地域産業の活力が喪失する中で、地域に根ざした株式会社による農業経営、市町村による農地取得、農園付き宅地の提供などの規制の特例を導入し、地域産業の農業への参入、適切な農地保全、グリーンツーリズムの推進を図る。
60	新潟県	新発田市	食と農の資源循環型社会づくり特区	新発田市	食料供給都市を標榜する新発田市において、給食事業への民間企業参入や教育機関に関する施設及び設備等の財産所有や使用目的の制限などの規制の特例を導入し、民間活力を活用しつつ、学校給食への地元農産物の取り入れのための共同調理場建設、食農系高等教育機関の設立等を進める。
61	新潟県	黒川村	農村総合振興特区	黒川村(代表)、新発田市、紫雲寺町、聖籠町、中城町、加治川村、荒	グリーンツーリズムを中心とした農村振興道路整備が可能となるよう、費用対効果算定において採択の特例を導入し、農村振興道路の整備によって総合的農村振興と活性化を図る。
62	新潟県	黒川村	農企業創生特区	塩沢地区	既に事業を展開している農業生産法人を活用して、農業生産法人の要件の緩和の特例を導入し、営農、農産物販売、農業と観光を連携させた、グリーンツーリズム事業の強力な展開を図る。
63	富山県	富山県	集落営農高度集積・田園空間創造特区	富山県X町を含むY広域圏	富山県では全国に先駆け集落営農組織の育成を図ってきており、このような組織が核となって地域農業の構造改革をモデル的に推進するため、認定農業者制度の任意組織への適用などの規制の特例を導入するとともに、屋敷林に囲まれた農家が点在する美しい散居景観を活かしたグリーンツーリズムを推進するため、農地取得に際しての下限面積要件の引き下げなど農地転用に関する規制の特例を導入する

64	山梨県	小淵沢町	アグリルネッサンス特区	小淵沢町	ハヶ岳山麓に位置し、首都圏からの移住や週末滞在型の施設立地が進む小淵沢の地域の特性を活かしつつ、地域農業の衰退といった課題に対応するため、農業生産法人の要件緩和、優良田園住宅に関する要件緩和、バイオマス事業に関連した廃棄物処理等に関する規制の特例などを導入し、農業振興、地域への定住促進、バイオマス産業の育成等、地域の振興を図る。
65	長野県	佐久市	先端的農業特区	佐久市	長い日照時間、高燥冷涼な自然条件や高速道路網の結束都市という立地条件を活かし、農業分野への企業の参入に関する規制の特例を導入し、生産、加工、流通、販売、交流に係る企業ノウハウの導入による新たな農業ビジネスモデルを確立することで、農業生産の拡大や新たな雇用の創設を図る。
66	長野県	白馬村	農地解放特区	白馬村	当村では、非農家が経営しているペンションや別荘等が多くあるが、近年の自然食ブームから食材の自家栽培の希望が強く、これらの非農家が小規模な農地を取得できるように農地法の特例を導入し、魅力ある観光地づくりを推進する。
67	岐阜県	岐阜県	農業6次産業化促進特区	未定	土地利用規制の緩和、農地の権利移転制限の緩和等の規制の特例を導入し、花き生産施設と加工・販売施設等との一体的な整備、農外企業の農業参入等により、花き産業を1次から3次までの(生産から加工、販売までの)産業を一貫して行う6次産業化し、さらに観光交流と結びつけた地域活性化を図る。
68	岐阜県	岐阜県	農園付き住宅建設促進特区	谷汲村、坂内村、根尾村、洞戸村、上之保村、板取村、明宝村、白川町、東白川村、加子母村、川上村、金山村、萩原町、丹生川村、清見	岐阜県では、自然に恵まれた農山村地域において公有地において、地域産材を活用した「みどりの健康住宅」の建設を促進してきており、農地の権利移動後の合計面積要件の規制の特例により、農地付き住宅が提供できる環境整備を進め、地域の新たな魅力を創造する。
69	愛知県	愛知県	都市農村共生特区(JA営農特区)	知多地区(半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜)	都市部に隣接した農業地域である知多半島において、農協による農地の所有と生産・販売活動を規制の特例として行うことにより、農業と他産業との連携や雇用による農業労働力の確保等を容易にしながら農業生産力の向上を図る。
70	愛知県	愛知県	農業土地利用明確化特区	長久手町及びその周辺	国際博覧会会場近接部において、開発地域と農業地域を明確に区分した土地利用計画を策定し、この計画に沿った事業については都市計画法・農地法などの各種法手続きを簡素化する規制の特例を導入することにより、住民負担の軽減を図ると共に、長期的な営農が図られ、自然環境・農村景観に配慮した田園地域の保全
71	京都府	京都府	関西文化学術研究都市を核とする農空間交流特区	関西文化学術研究都市(京都府域)周辺農業地域	関西文化学術研究都市の建設においては、開発区域と既存農村集落との交流を促進すると共に、土地利用の秩序化を図るため、市民農園の開設者の拡大など、農業に関する規制の特例を行うことにより、都市と農村との交流型農業を展開し、豊かな田園里山景観を活かしながら自然と共生する都市の実現を目指す。
72	京都府	綾部市	綾部市農村定住促進特区	綾部市	当地域は、遊休農地・荒廃農地の増加が顕著であるが、都市住民の中には農村に生活の場を求めるニーズも増加していることから、民間企業による農地取得の可能化など、農業や土地利用などに関する規制の特例を行うことにより、都市と農村の交流を促進し、農村の資源を活用した新産業創出を図る。

73	京都府	亀岡市	緑と共生のまち推進特区	亀岡市	古くから京都と一体となった経済・文化交流を重ねてきたが、農地転用、開発行為等に関する規制の特例を導入し、市民農園など貸し借りの円滑化による農地の有効利用や観光都市京都にはない自然等資源を活用してファーマーズマーケット等の観光サービス施設の設置を促進する。
74	京都府	井手町	清浄野菜向上特区	井手町	井手町の自然を活かして、新鮮で安心な清浄野菜を給食に提供するため、河川の敷地及び流水の管理を町に委譲し、円滑な利用が行えるようにする規制の特例を導入し、大量に清浄野菜を供給する施設の設置を促進する。
75	大阪府	枚方市	農地保全活用特区	枚方市全域	遊休農地の荒廃を防止するため、市民やNPO法人による農地取得を可能とするための規制の特例を導入し、新たな都市型農業の振興を図る。
76	兵庫県	兵庫県豊岡市城崎町日高町温泉町	但馬ツーリズム特区	豊岡市城崎町日高町温泉町	但馬地域は豊かなツーリズム資源に恵まれており、近年のライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴う体験・交流型のツーリズムの推進のため、農業生産法人等による市民農園開設の可能化、農家民宿の開業に際しての旅館業における施設基準の適用除外など、農業に関する規制の特例を導入し、農家をはじめとする民宿の
77	兵庫県	兵庫県淡路町北淡町東浦町	自然産業創造特区	淡路町、北淡町、東浦町の各町の一部	淡路島北部は、花きを中心に農業が盛んであり、また明石海峡大橋により交通の利便性が大きく向上したことから、都市部との活発な交流が期待されており、景観園芸企業等による農業参入の可能化、民間企業等による市民農園の開設の可能化などの規制の特例を導入し、農地の有効活用と新たな農業経営の垣境を図る。
78	兵庫県	市島町	環境保全型農業等推進特区	市島町	当町では、町全体で環境保全型農業を推進し、農業活性化を目的としたNPO法人が新規就農者の受入支援を行ってきたが、今後、NPO法人による農地取得の可能化などの規制の特例により、NPO法人がモデル農場等を所有して、新規就農希望者の実習・研修を行うことにより、農業の担い手の円滑な確保を図る。
79	奈良県	曾爾村	農業・観光・交流特区	曾爾村	当村は自然景観に恵まれており、こうした特性を活かした農業・観光・都市交流事業を連携させた事業を推進しているが、都市交流施設のための農地転用、開発行為等に関する規制の特例を導入することにより、円滑な事業の遂行が可能となる。
80	和歌山県	和歌山県	緑の経済特区	定住促進、交流促進、起業促進の各タイプに応じて設定。未特定。	当県の自然や歴史文化などの地域特性を活かして、農地取得における下限面積要件の緩和、市民農園の貸付主体への民間企業等の参入など、農業に関する規制の特例により、都会の住民に対し、多様なアグリビジネスや多自然居住、グリーンツーリズムの機会を提供し、都市から地方への人口の逆流動と、都市と地方の交流
81	島根県	島根県	農企業等参入促進特区	農地保有合理化法人の所有の農地が5ha以上存する市町村(7市町村)	農業への企業参入を促進し、企業的経営体を育成すると共に、UIターン等の新規参入者を積極的に受け入れるため、農地保有合理化法人が所有する農地について、農業生産法人の要件の緩和、農業生産法人が自ら利用する施設についての転用許可の不要化など、農業に関する規制の特例により、企業や新規参入者の農地取得を促進し、地域における新たな雇用創出や定住人口の増加による農村地域の
82	島根県	益田市	益田みらい農業ファーム特区	種苗・育苗センター、島根県立新農業研究開発センター(仮称)の設置予定地域他周辺農	環境負荷に配慮した循環型・持続可能な農業の発展を理念とした「益田未来都市づくり」推進に当たって、島根県新農業研究開発センター(仮称)等を予定しているが、企業による農地取得を可能化とする規制の特例を導入し、企業等が自ら試験目的の農地を取得し課題解決を図る。
83	島根県	東出雲町	中海干拓地揖屋地区産業振興特区	中海干拓地揖屋地区(東出雲町の一部)	地域特性を活かした中海干拓地揖屋地区の魅力づくりを進め、市民農園の農産物の販売可能化など農業関係の規制の特例により、都市住民との交流環境の整備を図ると共に集客施設を整備し、干拓農地の活性化と企業化、雇用創出による地域

84	島根県	東出雲町	有機資源循環型農業推進特区	中海干拓地揖屋地区(東出雲町の一部)	干拓地内において、農業振興地域において堆肥製造を行うリサイクル施設の設置を可能とする特例を導入し、有機農業にマッチする有機性肥料を地域から排出される有機性廃棄物を活用して生産し、再び食品として地域に還元する資源循環型農業
85	島根県	横田町	横田地区国営農地開発地特区	横田町国営農地開発地	当地域では、農業を取り巻く情勢の変化で、大規模土地利用型農業の推進が困難となっており、農地取得の下限面積要件の緩和などの農業に関する規制の特例により、市民農園や農地付き住宅など都市住民との交流促進や農業への企業参入等、農地の多目的利用を促進することにより、定住促進と地域の活性化を図る。
86	島根県	瑞穂町	優良米(特A米)生産特区	瑞穂町	当地域の優良米生産地においては、水稲以外の転作は土地の条件から困難であり、「適地適作」の観点から地域の振興を図ろうとすれば、特区として全国一律の生産調整の規制を免除する特例を導入し、優良米の生産に特化できるようにする。
87	島根県	雲南6町村合併任意協議会	雲南6町村ふるさと農業創出特区(仮称)	雲南6町村(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町)	中山間地域の産業振興に向けて、民間企業による農地取得の可能化、農家民宿に対する旅館業法等の施設基準の緩和など、規制の特例により、多様な形態での農業経営を導入し、アグリビジネスの企業化、グリーンツーリズムの導入、農業に関心のあるUIターン者の定住促進等に取り組む環境を創出する。
88	岡山県	岡山県	都市と農村の共生・交流推進特区	農村活性化や遊休農地の活用促進を目指す市町村であって、都市住民との交流や遊休農地の活用を図る一定地	都市住民が農村に滞在または定住し、農山村地域の恵まれた自然環境とのふれあいや遊休農地を活用した農作業などを行えるよう、農地取得に際しての下限面積等の要件の緩和など農業に関する規制の特例により、都市と農村の共生、交流の促進を図る。
89	岡山県	岡山市	農業実習研修特区	岡山市	外国人農業研修生の研修期間の延長等の規制の緩和を導入し、また、研修意欲の高揚のための適正な研修手当の支援を図りながら、生産から品質管理、出荷等の幅広い長期実習研修を可能とし、帰国後、農業経営者や農業指導者として自活で
90	広島県	世羅町、世羅西町	広島中部台地・農業改革特区	国営農地開発事業(広島中部台地地区)及び県営農地開発事業により創設された大規模生産団地による農業地域	国営農地開発事業により造成された大規模農地を活用し、民間企業の農地取得の容認や農地取得の下限面積の緩和など、農業に関する規制の特例により、民間企業の農業参入や都市住民のための住宅付き農園への活用などを促進し、農業・農村の活性化を図る。
91	高知県	高知県	滞在型都市農村交流特区	なし	高知県内の中山間地域では都市農村交流の活発な取り組みが見られるが、日帰り型の単発のイベントに止まっているため、農家民宿経営に関する旅館業法上の面積要件の緩和など、諸規制の特例を導入し、宿泊・滞在型の交流を促進する。
92	高知県	高知県	農村定住農地活用特区	なし	高知県内の中山間地域では棚田等の農地の荒廃が見られる一方、都市部からの移住のニーズがあることから、農地取得における下限面積要件の緩和などの規制の特例を導入し、遊休農地を活用した定住策を行うための条件整備を進める。
93	愛媛県	愛媛県	ルーラル・リゾート特区	しまなみ街道周辺16市町村	しまなみ海道地域が持つ癒し、ゆとり、体験フィールドといったポテンシャルを活用したルーラルリゾートの形成に向け、農家民宿の開業、農地の権利移動後の合計面積要件等に関する規制の緩和を導入し、都市と農山漁村の交流と都市から農産漁

94	愛媛県	愛媛県	農山村・都市交流促進特区	中山間地域内で、地域住民との話し合いのもと、遊休農地等を活用して、都市住民との交流や、定住の促進を図ろうとする市町村または市	農村に活気を呼び戻すためには「人」の確保が重要であり、都市住民等との交流促進が必要であるが、農山村の暮らしや文化を求める都市住民も増加しつつあり、農地の権利移動後の合計面積要件の緩和、市民農園の開設主体の追加等の規制の特例により、遊休農地を活用した定住区画を設置したり、農作業体験を通じて交流の場を提供し、農地の保全、地域経済の活性化を図る。
95	福岡県	田川市	農業創生特区	白鳥工業団地等の遊休地	産炭地域の振興のための工業団地用地に残る多くの遊休地を活用し、補助制度の拡充を行うことにより、養液栽培による野菜生産工場等を誘致し、農業を中核とした新産業の創出、地域の活性化を図る。
96	熊本県	熊本県	農村生活体感交流特区	阿蘇・球磨地域	高齢化、担い手不足等から耕作放棄地が増加している中山間地域等において、農業者以外の者の農地の取得等、余暇的な土地利用地域の設定、農家民宿の開業に関する旅館業等に関する規制の緩和、公設交流施設の民間への運営委託の可能性など、規制の特例を行うことにより、グリーンツーリズムの振興、都市住民の農村への受入れ、地産地消の取り組み等を推進する。
97	熊本県	清和村	清和文楽の里づくり特区	清和村	良好な自然景観を有する地域の特性を活かしつつ、休耕作農地の有効利用を図るため、自治体による農地取得、山間地での小口電力の託送に関する規制の特例を導入し、都市住民の定住促進、過疎地域の活性化を促す。
98	大分県	大分県	田舎暮らし応援特区	国東半島地域	過疎化の進む中山間地域の農村において、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能化、農地取得の下限面積の緩和など、農業に関する規制の特例を導入し、定年退職後自然との触れあいを求める都市住民等農村生活を志向する人々が、農地等取得して農村に移り住み農業に取り組むことを推進し、定住人口、交流人口の増加、新住民、在来者の知識、技術の交流による地域活性化を目指す。
99	宮崎県	宮崎市	悠々農村生活創生特区	宮崎市内の特定指定区域	農業が主要な産業の一つである宮崎市において、農業従事者の減少等に対応するため、農外者による農地取得の容易化など農業に関する規制の特例を導入し、新たな農業の担い手の確保、地域への定住促進、グリーンツーリズムの推進等を図る。
100	鹿児島県	鹿児島県	奄美・離島定住促進特区	奄美・離島市町村	美しい自然景観、個性的な文化・風俗を有する奄美・離島において、無料職業紹介事業の実施者に市町村等を追加、農家がレストラン等を行うための農地転用許可の緩和等の規制の特例により、Uターン者・地域の若者の定住や地域間交流を促進する。
101	鹿児島県	鹿児島県	農村地域活性化創生特区	市町村が定めた地域	畜産や園芸を中心とする農業が基幹産業のひとつである鹿児島県において、農林漁家による民宿経営の旅館業法の許可の撤廃、企業等農外者の農地取得の容認等の規制の特例を導入し、都市と農村の交流、地域への定住促進をはかり、農村
第2次提案					
1	北海道	北海道	農村再生特区		担い手の減少や遊休農地の増加などにより、農業生産活動の停滞や農村地域の活力の低下が懸念されている本道農村の再生を図っていくため、農地の権利移動の制限緩和や市町村が貸し付けできる農地の範囲の拡大、農業生産法人の事業要件の緩和、アグリビジネス関連施設に係る土地利用規制の緩和などにより、多様な農業参入の促進や農業者によるアグリビジネスの取組を促進し、地域の自主・自
2	北海道	深川市	農村生活推進特区		条件不利地などでは経営主の高齢化により耕作放棄が進むなど農地の荒廃が懸念されますことから、都市圏などからの新たに農業を目指す人、定年帰農などの農的暮らしを求める人たちを受け入れ、無秩序な農地の転用などを招かない農地の取得を可能とする規制の特例を導入し、過疎化対策や定住の促進対策により地域

3	北海道	深川市	アグリビジネス推進特区		恵まれた景観や農業などの地域資源を生かし、グリーンツーリズム事業の実施とあ いまって、農業者が取組む民宿を、旅館業法の基準以下で取組む場合、法の適用 除外の特例を導入することにより、農家負担の軽減と地域農業の理解や交流を図 り、農業所得の確保と地域の活性化を推進する。
4	北海道	登別市	地場産品創造特区	北海道登別市	開発行為における知事許可不要建築物等の拡大の特例を導入することにより、地 場産品の直売所、地場産品を活用したレストラン等の施設整備が推進され、農水産 業経営の安定化及び農水産業と当市の基幹産業である観光が有機的に結び付 き、地域経済の活性化が図られる。
5	北海道	余市町	観光・産業・交流特区	余市町の一部	小樽・ニセコ国定公園に指定され、海の幸、山の幸に恵まれ農業、漁業、水産加 工業を機軸とし各種観光産業や商工業を展開しているが、今後の町づくりを推進す るためには付加価値の高い観光サービス手段が欠けている面からも観光資源ネット ワークを促進し、地域経済の活性化を図る。
6	北海道	南幌町	農的暮らし推進特区		
7	北海道	湧別町常呂 町、佐呂間 町、常呂漁 業協同組 合、佐呂間 漁業協同組 合、湧別漁 業協同組 合、サロマ 湖養殖漁業	サロマ湖地域循環型社 会特区構想	常呂町、佐呂間町、湧 別町	農業・漁業・水産加工業が経済の核である当地域において、サロマ湖という広大な 湖は快適な生活環境の場として常に地域住民の関心事となっている。このため、リ サイクルを促進する等の規制の特例を導入することにより、サロマ湖を中心に漁業・ 農業・食料品製造業等による循環型社会形成し、サロマ湖自然環境保全事業を推 進する。これにより、1次産業の永続的な維持および更なる発展ならびに関連産業 の活性化を実現する。
8	北海道	上士幌町	環境共生循環型特区	上士幌町内の国立公園 内及び国有林内	国立公園内であつ国有林面積が当該地方自治体面積の2分の1以上の要件にお いて、国有林野内における管理事業などを地元地方公共団体が優先して管理でき る仕組みづくりを確立する。また国は当該事業を通して木材などの販売事業より生 じた販売額の消費税に係る収入については、地方公共団体のみどり資源環境保全 事業に限定し、当該地方公共団体が財源として活用することができる。このことによ
9	北海道	上士幌町	公共牧場土地利用型 特区	上士幌町農業振興地 域内	酪農の大型経営化に伴い、労働力不足や作業の効率性から専門化が進み、特に 育成部門ではこの傾向が顕著になる。一方後継者不足などからの離農により、中山 間地を中心として農地の遊休化と荒廃が進む傾向にある。これらは食糧基盤を自ら 放置することとなるが、町の経営による公共牧場はこの農地を食糧生産戦略など を含めて健全に活用することができる。国は地方公共団体が農地を保有管理し、地域 配分ができる制度支援を確立し地域農業の推進を図る。
10	北海道	陸別町・足 寄町・本別 町	畜産業振興特区	陸別町・足寄町・本別 町（但し建築基準法第 6条第1項第4号地域を 除く）	極寒冷地の3町は昭和40年代、畑作から畜産に移行してきた。今日、牛舎等施設 の更新と堆肥舎の建設が課題で、生産規模の拡大で建築物は大規模化している。 建築基準法準拠では過大構造となり、この投資額が畜産への障害となっている、 是非基準法の適用除外とし、今日に至る農民の知恵から創造された現存する畜産 建築物から学び取った新しい基準による、経済的・合理的生産施設を基盤とし、畜産

11	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区		津軽地域は、日本一の生産量を誇るりんごをはじめ、減農薬・減化学肥料による米、ミネラル・ビタミンや機能性成分が豊富な野菜などを素材とした健康食品加工等への取組拡大が可能であり、株式会社の最低資本金の額を引き下げることにより、起業化が促進され、新たな雇用の創出が図られる。
12	岩手県	岩手県	日本のふるさと再生特区		本県の寒冷な冬季間の低温を利用して独自の方法での酒類を製造し、小規模な農家民宿等の利用者に対して、都会では味わえない当該農山漁村ならではの伝統料理のもてなしにあわせて提供することなどにより、地域独自の食文化の提供が可能となることから、グリーン・ツーリズムにおける農家民宿等の利用者の増大、所得の
13	岩手県	遠野市	日本のふるさと再生特区		グリーン・ツーリズムを推進する中で、農家が、おもてなしのための自家製の酒類をつくることができるようになることで、文化的な発展を期待し、交流人口の拡大を図る。 また、博物館で開催する事業等で、地域の食文化やその歴史を市民が学ぶ機会として、昔の酒類の製造法の実演することは、生涯学習の選択の幅を広げ、地域の活性化にもつな
14	宮城県	塩竈市 塩竈市・塩竈魚市場水産加工業協同組合	外国産水産物(すり身、スケコ、たら等)入札特区	塩竈市	全国有数の水産都市で、塩竈市の基幹産業である水産加工業が盛んな地域の特性を生かし、市が策定した塩竈市魚市場地区再開発事業計画の実施とあいまって、外国生産者(非住居者)を輸入者とみなす、規制の特例を導入することにより、保税蔵置所内において外国水産物(外国貨物)を外国の生産者が入札を行うことで直接日本の買受人と取引でき、原魚確保において生産者と日本側の需要者との相
15	宮城県	大郷町	アグリビジネス特区		大郷町独自の異業種連携型「アグリビジネス」の実現を目指すため、農家自身が抱えている問題を解決するため、大郷町内の当該農地を(株)おおさと地域振興公社(大郷町7割出資)を核として、町内の農地を町内農業者(農業法人・認定農家)で
16	宮城県	田尻町農政商工課	(仮称)農地制度における交換耕作の利用権設定規制緩和特区		効率的な土地利用から、作物の高品質・高収量生産により農業所得を確保し水田農業を確立するため、また、交換耕作者への転作助成金直接交付の問題や交換耕作による共済加入の問題等を解決するため、未相続地等の水田や、50a下限面積制限等農業者資格により利用権設定が制限される水田、また、農業基盤強化法等により既に長期の利用権設定が行われている水田でも、使用収益権として認定すべく、交換耕作の利用権設定ができるよう農地・農業者の規制を緩和する。あわせて、転作集団化にかかる交換耕作は、作物作付け等を考慮した期間的限定を前
17	山形県	酒田市	観光農園設置推進特区	市町村の全部	農業の盛んな都市地域であるといった地域の特性を活かし、観光農園設置推進事業の実施とあいまって、都市計画法、農振法の農業用施設の該当施設に観光農園施設の特例を導入することにより、域内都市住民の観光・余暇活動を充足する施設の充実、農業・農村の活性化を推進する。
18	山形県	酒田市	産業用無人ヘリ使用周波数の増波	市町村の全部	産業用無人ヘリコプターの、省力化の特性をより一層活用するため、現在4波とされている産業用無人ヘリの周波数を増加して使用するための規制の特例を導入することにより、農作業の一層の効率化と省力化、利用地域の拡大を実現する。
19	山形県	天童市	田園集落再生特区		市街化調整区域内の既存集落における現行の開発制度の許可対象は、地域内居住者の分家住宅等に制限されている。しかし、このままでは人口の減少に歯止めがかからず、また、少子高齢社会が進行するため地域コミュニティや小学校の維持が危惧される。既存集落内へ居住しようとする者の専用住宅建設の許可を緩和することにより、地域特性に応じたUIIターン希望者の受け皿ともなり、地域活性化に資

20	山形県	山辺町	農ある暮らし特区	別紙地図の通り。区域は山辺町都市計画マスタープラン参照。	中山間地域の2種農地(農振農用地区域)において、定住人口の増加を図り、集落機能を維持保全するため、農業者以外の人が住宅を新築・改築し、かつ、宅地に接続する10a以上50a未満の農地を購入・利用できる「(仮称)農ある暮らし協定区域」を市町村が設定できるよう、農地取得要件及び農地転用許可要件(集団性阻害要
21	福島県	会津若松市	会津若松市新規就農支援特区	福島県会津若松市全域	地域農業の高齢化・離農などが進む中、地域営農の持続や農地保全を図れる新たな農業者の確保を目的とした新規就農支援事業を実施するにあたり、農地法上の農地の権利移動後の合計面積の緩和がなされれば、新規就農希望者に対し広く門戸を開きそれら希望者を育成することが可能となり、そのことが地域営農の持続な
22	茨城県	里美村 電源開発(株)	里美牧場自然エネルギー活用特区	里美牧場地域(面積520ha)	標高が7~800m、広さが520haの牧場であるという地域の特性を活かし、風力発電施設の建設やバイオマスリサイクルセンターの建設と相俟って、県立自然公園普通地域への工作物の建設、農業振興地域整備に関する法律や農地転用の規制の特例を導入することによって、里美牧場地域は有数の自然エネルギー基地になることができます。これは、自然エネルギーを活用した村づくりと地球環境問題解決へも貢献したいという、里美村の環境立村構想そのものです。
23	群馬県	群馬県	アグリピア特区	群馬県内	担い手不足や耕作放棄地の増加が年々深刻化しつつある農業農村において、JAを地域経済の中核的担い手として位置づけ、「JAによる農業経営」と「農地の所有」を容認する規制の特例を導入することにより、新たな事業展開への道を拓き、農地の積極的な利活用と活力ある地域づくりをめざす。
24	群馬県	桐生市	農産物の被害防止と市民生活の安全を確保する構想	桐生市	年間を通じて市民生活がおびやかされ、また、農作物被害が拡大している現状を憂慮し、駆除隊員が行なう活動の一部を住民の活動として支援する。
25	群馬県	桐生市	行政が農用地を取得(借地)し、育苗事業を行なえる構想	桐生市	本市では、平成13年度から566haの市有林における10か年管理計画を独自に作成して、クヌギ、コナラ、ケヤキ等の育苗を市民活動を含めて始めている。
26	埼玉県	川口市	農業協同組合の市民農園開設の要件	川口市	都市化が進展してきており、遊休農地が増え、また、市民農園の需要も増えてきている。現在、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条及び第5条では農業協同組合が市民農園を開設する場合、組合員の所有に係る農地の利用に限られているが、これを撤廃することにより、市民農園の開設の増加を図り、遊休農地の解消と農地の保全、都市住民への農業機会の提供を図る。
27	埼玉県	鴻巣市	花のまちこうのす花の文化・産業経済特区	箕田地区(市町村の一部)	土地利用の規制緩和(農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法)により、フラワーセンターを中心に、クラインガルデンを核としたフラワーパークゾーンの設定や花関連産業の集積により、地場産業の一層の振興を図る。また、消費者と直結した産地を育成し、消費者参加型農業を確立するとともに、民間資本等を積極的に導入し、農業産業構造の転換を図る。
28	埼玉県	久喜市	農地集積特区	久喜市全域	梨組合など法人格を持たない任意団体へ農地の集積が出来るようにする。
29	埼玉県	久喜市	農用地区域利用特区	久喜市全域	農用地区域からの除外要件を大幅に緩和し、地域の実情に応じた定型的な開発が出来るようにする。(条例で区域指定された区域については、農業振興地域から

30	埼玉県	菖蒲町	農地流動化推進特区	町内の農地	本町は、関東でも屈指の穀倉地帯が形成されている。また、特産品である梨及び苺は、県内では屈指の生産高を誇っている。しかしながら、昨今の農業者における後継者不足が課題となっている。そこで、民間事業者が農業者への斡旋を目的として農地を保有することで、未生産農地の流動化が促進され、農業者の規模拡大が推進、農地の荒廃防止、農業生産のコストの減少及び農業者の就業継続意欲の増
31	埼玉県	菖蒲町	農産物直売所設置特区	町内における農業振興地域	本町は、農業を中心として発展し、特産品である梨及び苺は、県内での屈指の生産高を誇っている。しかし、最近の消費者の食に関する関心の高まりや、意欲ある農業後継者の育成、地産地消、観光農業の推進といった面で課題が生じている。そのため、農業者の自宅等に隣接する幹線道路沿い等において、一定規模までの直売施設の設置を簡易な手続で認め、地場産農作物の販売を促進し、生産者の顔
32	千葉県	東金市	市民農園特区	東金市及び山武郡	首都圏に隣接し、交通体系も充実して都市住民の自然系レクリエーション需要の高い九十九里地域において、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資するため、特別に指定された区域内での市民農園事業への参入を容易にすることによって、利用者ニーズにかなった良質な市民農園整備促進と農地の有効活用を図
33	千葉県	柏市	都市型農業活性化促進特区		30年間耕作放棄が続いた上利根地区について、農業生産法人を設立して農場として事業展開する計画である。事業の実施にあたり、農業生産法人が実施主体となった市民農園の開設、農地の集団化を図るための土地交換、農用地の多角的事業の展開及び河川法の許可基準の緩和の特例を導入することにより、都市型事業
34	千葉県	鴨川市	鴨川市棚田農業特区	鴨川市の一部	過疎化が進む中山間地域の鴨川市大山千枚田では、東京から一番近い棚田といった地域特性を活かし、都市住民の農業体験を受け入れる棚田オーナー制度を展開している。本制度には、田舎暮らしを志向する希望者が多いことから、そのエリアを拡大すると共に、農業者以外が農業に参画できる環境を整備し、更なる中山間地域農業の振興と地域の活性化を図る。
35	千葉県	本埜村	「白鳥の里、カエルの楽園・本埜レイクサイド道の駅」構想特区	本埜村全域	本村は印旛沼をはじめ多様な自然環境資源に恵まれており、コハクチョウが飛来するなど様々な観光資源を有している。そこでこうした特性を活かし、農業・観光・都市交流事業を連携させた事業を推進しているが、都市交流施設設置のための農地転用、開発行為等の規制の特例を導入することにより、事業の遂行が円滑なものにな
36	神奈川県	小田原市	緑地・農地保全特区	小田原市市街化調整区域	柑橘類の価格低迷により農業経営が厳しさを増すとともに、後継者不足や従事者の高齢化などの問題が顕著になり、耕作放棄地が増大している。そのため、新たな担い手を育成する施策として、市が開催している「いきいき農業塾」の受講生（農家資格なし）が農業に参入できるシステムの構築をし、耕作放棄地の減少を図っていくとともに、新たな力の参入による農業の活性化を推進する。
37	神奈川県	秦野市	民間企業による秦野ふるさと村の創出	市街化調整区域	丹沢山塊の麓に位置する本市は、近年、里山とそれに隣接する農地が、社会経済情勢の変化とあいまって荒廃化が進んでいる。そのため、農地法、都市計画法などの規制の緩和を図ることにより、民間企業の活力を活かし、荒廃する農地の解消と里山の整備を推進し、もって、農林業の持つ多面的機能を増進し、地域特性を考
38	新潟県	新潟県	中山間地域産業連携特区		当該地域においては不在地主の増加や過疎・高齢化に伴い耕作放棄地が増加している。現行農地法では耕作放棄を想定していないため、耕作放棄地の増加を未然に防止することはできない。このため、規制の特例により市町村に農地の有する多面的機能保全を目的とした農地取得を認め、農地管理等で市町村の主体的関与による治山治水・景観維持等、国土・環境保全での多面的機能の維持・向上を図

39	新潟県	新潟県	中山間地域産業連携特区	東頸城郡	当該地域は傾斜農地を多数有し、県内で特に過疎化・高齢化が著しく、農業の継続、農地の保全や地域コミュニティの維持が懸念されている。構造改革特別区域法により農業生産法人以外の法人による農業経営への参入が可能になったが、現状では森林組合が参入できない。このため、森林組合法の規制を特区の特例で緩和し、森林組合の農業経営への参入を可能にして新たな産業基盤を創出し、地域の
40	新潟県	柏崎市	海洋空間活性化特区	港湾区域及び漁港区域	柏崎港に商港区機能と併せ、観光遊覧船の就航、物販施設建設のための観光区機能を併設する。また、風力発電施設を建設し、観光のシンボルとするとともに、クリーンエネルギー生産基地の整備をする。マリナーの民間参入によりサービスの向上と利用者の拡大を図る。漁港では、恵まれた自然景観を活かしたブルー・ツーリズムの推進を図る。これらにより海洋空間の活性化と「港」を中心とした地域経済の活
41	富山県	富山市	農業用水ミニ水力発電特区	常願寺川水系、神通川水系	地域の特性である豊富な水量と自然の落差を利用して、ミニ水力発電を行う。
42	石川県	石川県	グリーン・ツーリズム促進特区	中山間地域等直接支払制度対象地域(地域振興立法8法及び特認地域)	過疎化、高齢化が進行している中山間地域の農家において、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムへの取り組みは、副収入を得る手段として注目されており、自宅を改装した農家民宿の開業や、市民農園を開設したいとの要望がある。そこで、農家民宿や市民農園に係る諸規定を緩和・撤廃する特区を設けることにより、これらの開業・開設を促進し、都市農村交流を活性化させ、もって中山間地域の活性化を
43	石川県	石川県 河北潟干拓 土地改良区	干拓地農業活性化	石川県河北潟干拓地内	(1)農地取得に係る「農地法」の規制を緩和し、「農業生産法人」以外の企業の農地取得が可能なる区域を設けることにより、食品メーカーなど食に関連する民間企業が直営農場や農産物加工場を経営できるようにする。(2)地域の農業者と食品関連企業が連携し、「農振法」「農地法」など土地利用に関する規制の特例と園芸等の趣味のための農地取得ができるようにすること(農地法の緩和)により、食と農のふれあいが可能となる場所を設定し、干拓地農業の活性化と県民の憩いの空間を創造す
44	石川県	石川県	サーモン・フィッシング特区	手取川(ただし、美川町管内に限る)	平成12年度から手取川河口においてサケ有効利用調査を実施し、県外からの参加者が毎年増加しているところであるが、法令改正により、特別採捕許可から通常の知事許可へと移行させることにより、経済効果を持続・発展させ、地域経済の活性
45	石川県	輪島市	輪島港マリンタウンプロジェクト特区	輪島市河井町地先輪島港マリンタウンプロジェクト区域	輪島港マリンタウンプロジェクト事業は、輪島塗、朝市に次ぐ第三の魅力創出の場として期待が大きく、当初計画にとらわれずに用地を弾力的に活用し、地域経済を活性化したい。このため、公有水面埋立地の計画変更、用途変更手続きの簡素化及び許可権限の地方への委譲を図ると共に、公有水面の埋立により不要に帰した国有地(埋立背後地)を地方分権推進に基づいた法定外公共物に係る国有財産の
46	山梨県	山梨市	アグリカルチャー振興特区	山梨市	果樹地帯にある遊休農地の解消と有効利用のために、都市と農村の交流を図り、もって農業・農村の活性化、また新たに企業の創出に向け、チャレンジしやすい環境づくりを図ろうとする事業である。果樹農業は、野菜と異なり永年性のため、滞在型と併せ、永住型も求められる。したがって、農地と住居がセットした区画の開発が行えることとし、農業法人等が事業に参入できるようにする必要がある。また、新規就農者が将来規模拡大のため、特区に限り農地の取得面積の要件を緩和する。グリーンツーリズム推進のため、自分で栽培した果樹を自らが加工消費することで、自
47	長野県	長野県	エココミュニティ創出特区	市町村	地域内での食糧自給、循環型農業、再生可能エネルギーの利用などを促進するため、畜産業、林業、食品製造業、食品流通業、外食産業、家庭が連携した有機物循環システムの構築が必要だが、その実現のためには地域に即した規制緩和が

48	長野県	長野県	ウッドイータウン推進特区	長野県	地域材利用の公共建築物や学校等に対する建築基準法の面積要件に関する特区を設定し、地域の環境に相応しい木造施設を整備するとともに、森林整備、木材の生産、加工、住宅建築に至る地域産業を育成する。
49	長野県	長野県	ミニワイナリー特区	長野県	長野県は美しく豊かな自然環境や特色ある地域文化などの観光資源に恵まれ、さらに三大都市圏に近いという好条件も重なって、全国有数の観光地として発展してきた。こうした特性を活かして、酒類の製造免許の要件(製造数量最低限度基準)の緩和の規制の特例の導入により、農園レストランやホテル・旅館で自家製ワインを宿泊客等に提供するサービスを実現することで、観光客の増加とともに、地域経済の
50	長野県	長野県	グリーンツーリズム推進特区(白バス特区)	複数の市町村	都市と農村の交流を目的としたアグリツーリズムを推進するため、道路運送法の規制を緩和し、観光協会等の旅客運送等により、更なる交流の推進を図る。
51	長野県	長野県	長野県どぶろく特区	長野県	農村地域の特色ある農業生産や伝統文化等の資源を活かした取組を助長するため、酒造法の緩和により地域性のある酒類の製造を推進する。
52	長野県	長野県	水利権調整特区(豊水等水利使用)	長野県内	安定的に水利用ができる範囲として基準渇水流量が定められており、発電用水と消流雪用水について例外的に取水が認められているが、それ以外は、その範囲内で流水占用許可をすることになっている。現在の水利用が限界に達しており、新たな水需要に対応できない地域については、通常許可されない基準渇水流量を超えた豊水部分を利用することにより、流水の有効配分が可能となり、地下水等利用施設との共用を行うことによる経費の節減など、産業・経済活動の活性化や都市機能
53	長野県	塩尻市	(新規就農者定住促進特区)	塩尻市	農業に取り組みようとする個人又は法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後合計面積要件の緩和
54	長野県	更埴市	あんずの里活性化特区	更埴市大字森地域	あんずは観光農業として定着してきている。しかし、後継者不足等課題も多く、荒廃化や伐採する農家も増え、あんずの里の存続を危ぶむ声も聞かれる。このようなことから、市が農地を取得できるようにすることや、農地取得の下限要件を緩和・撤廃する規制の特例を導入することにより、あんず栽培を継続して行えるようにし、地
55	静岡県	掛川市	森の都特区	掛川市の一部	1 来年開業する温泉利用者への食事提供を目的に、目的外使用への規制の特例を導入し、キャンプ場内の既存食堂・展示販売施設を早急に造改築することにより、施設の管理・運営をする(株)森の都ならこの集客・増益を実現する。2 土地条例により、森林保全を目的に特別計画協定区域に指定をした区域内の、永久森林の取得を起債対象要件とされたい。あわせて、起債制限の対象外と少額の起債発行
56	静岡県	掛川市	発酵文化創造掛川特区構想	掛川市全域	都市と農村の交流による地方農村の活性化は21世紀の農業・農村の重要な課題である。今日、都市住民の自然回帰願望は極めて強く、グリーンツーリズムの盛況はその表れである。当市はそれらの背景をふまえ、各農家による独自の自家醸造酒の製造、販売を通して、失われた地方独自の「発酵文化」を育て、地域の活性化に
57	静岡県	掛川市	スローライフビレッジ掛川特区構想	掛川市の一部	当市の「生涯学習まちづくり土地条例」に基づき住民総意によりまちづくり協定が締結された地区において、豊かな自然を活かし、果樹園、宿泊施設付市民農園、畜産団地、園芸療法農園、老人ホーム、農園付障害者施設、学校農園等を整備し、完全資源循環型農業空間を創出し、農的生活を体験することで真に豊かな人生を送ることができる空間とする。そのため、諸規制の特例を導入し、合理的で利便

58	静岡県	掛川市	旧リゾート施設用地利活用特区	掛川市の一部(北部)	当市の生涯学習まちづくり土地条例の住民の総意に基づくまちづくり協定が締結された地区において、豊かな自然を活かし、果樹園、宿泊施設付市民農園、畜産団地、園芸療法農園、老人ホーム、農園付障害者施設、学校農園等を整備し、完全資源循環型農業空間を創出し、農的生活の体験により、豊かな人生を送れる空間とする。そのため、農地法や不動産登記法の適用除外、土地収用法の拡充等
59	静岡県	掛川市	道の駅・日坂宿・小夜の中山特区	掛川市の一部	歴史と文化豊かな自然を生かし、道の駅建設事業の実施とあわせ農振除外などの規制の特例を導入することにより、3ゾーンをルート化した掛川市ならではの生涯学習公園を創出することができ、地域の活性化に寄与できる。
60	静岡県	掛川市	地図混乱是正特区	掛川市全域	明治初期に始まった現在の土地制度は、戦中の食料増産政策や戦後の農地改革、農業振興策等、様々な沿革により登記上の権利と現地の管理状況に食い違いが生じている。それを相隣者の同意に基づいて、地籍調査事業により登記上の権利と現地の管理状況を一致させ、二線引畔畔も地籍調査に影響を与えない処理を
61	静岡県	韮山町	遊休農地利活用推進特区	韮山町農業振興地域	遊休農地利活用を図りつつ、地下水涵養などの環境面の効果も期待があり、地域のニーズによる利活用が市町村の適正管理において行われる特区とする。
62	静岡県	韮山町	菜園つき住宅推進特区	韮山町農業振興地域	首都圏からの定住希望や、非農家の新規就農希望に応え、定期借地権設定又は権利取得し、かつ除外せず農振農用地として農業的利用を担保する『菜園付き住宅』の整備を図り、自然にやさしく安全な農作物の生産を担いつつ豊かな農ある暮
63	愛知県	豊川市 音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、ひまわり農業協同組合、東三温室園芸農業協同組合、宝飯豊川畜産農業協同組合	環境保全型農業推進特区	ひまわり農業協同組合管内(豊川市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町の区域)	総合有機センターの設置・運営に際して廃掃法、都計法、建築基準法に係る規制の特例を導入することで円滑な事業を展開でき、露地野菜・施設園芸を主とした地元農業者へ良質な有機肥料を供給し、減農薬・減化学肥料による安全で環境に配慮した農産物の生産を推進して、循環型農業の確立による地域環境の保全と地域農業の活性化を図り、地域農業振興の指針である「豊川宝飯いきいきプラン・食と農と緑のまちづくり」を実現する。
64	愛知県	豊田市	営農支援特区	豊田市全域	本市では遊休農地の増加が懸念される一方、自動車関連会社の定年退職者の急増が見込まれている。そこで定年退職者等に、農業に参加いただく(仮)営農支援システムを構築する。これは農地の権利移動に係る下限面積制限の緩和、市民農園での収穫農作物の販売可能化により、市民が「就農」又は「生きがい」を目的として農業に参加することで、遊休農地の解消と農地保全、及び高齢者の生きがい対
65	愛知県	犬山市	都市と農業の共生特区	愛知県犬山市橋爪、五郎丸他地区	当該地区は、豊かな自然や農業がcaろうじて守られているものの、一方では国道のポテンシャルを活かした都市開発も可能な地区である。この地域特性を活かし、大規模商業複合施設の誘致、農業ふれあい空間の整備とあいまって、農用地区域に含まれない土地の範囲の拡大や市街化調整区域における許可要件などの規制の特例を導入することで、民間活力の導入が期待でき、農業の安定的継続と良好

66	京都府	丹波町	丹波ワイン産業振興特区		丹波ワインは、休耕田利用による葡萄の供給が可能であれば国内外での販売拡大が可能である。ワイン用の葡萄の収穫まで7年という農家の負担、観光客が当地で購入するメリット、優秀な外国人ソムリエを招聘等の問題がある。助成補助金や農地取得制限を見直し、酒税及び消費税の非課税措置、酒類販売業開設要件等の緩和、入国条件の緩和等を実施し、ワインの製造販売量の拡大、農家の収入の安
67	兵庫県	神戸市	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	西北神地区の農業・農村地域(共生ゾーン区域のうち環境保全区域)	「人と自然との共生ゾーン条例」を生かし、認定農業者の対象範囲の拡大や水稲共済の当然加入基準の緩和といった規制の特例を導入することによって、住民と行政の協働によるセーフティネットを通じた農業経営と土地利用等の新たな仕組みを構
68	兵庫県	市島町	環境保全型農業等推進特区		市島町では、町全体で環境保全型農業に取組み、町営堆肥センターの利用による土づくりを基本にした農業を展開している。こうした地域の特性を活かし、農業の活性化を目的に設立されたNPO法人が、新規就農希望者の実習・研修農場及び環境保全型農業技術のモデル農場としての農地の権利取得ができるようにし、本町の「有機の里づくり」の一層の推進を図る。
69	兵庫県	兵庫県、淡路町、北淡町、東浦町	自然産業特区(花と緑の特区)		明石海峡大橋の開通によって、都市部との活発な交流が期待される淡路島北部丘陵地域において、農地の保有に関する規制の特例を導入することにより、意欲ある企業等による農業分野への参入拡大を通じた新たな農業経営の展開や農に親しむアグリライフ(楽農生活)を推進する先導的な拠点を形成し、人集い、花と緑あふ
70	兵庫県	兵庫県、豊岡市、城崎町、日高町、温泉町、香住町、但東町、出石町	グリーンツーリズム特区	香住町、但東町、出石町(それぞれ追加)	アグリライフ(楽農生活)の推進による農林水産業体験機会の充実、農漁型家民泊などを進め、但馬地域における新たな体験・交流型ツーリズムを推進する。
71	岡山県	笠岡市	笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活性化特区	笠岡市	広大な笠岡湾干拓地の特性を活かし、環境にやさしい安全な農畜産物を提供するだけでなく、382haの粗飼料生産供給基地を有効に活用し、民間活力を導入し、加工施設等の整備により新しい特産品の開発を行うとともに、家畜ふん尿等再利用施設、ログハウス付市民農園を設置し、農園付住宅を造成するとともに、高齢者・障害者のいきがいゾーンを設けることにより、新規就農者や地場産業の育成、雇用の

72	広島県	世羅町世羅西町	広島中部台地 農業改革特区	1次提案に同じ	本地区における特区構想は、歴史的に営々と耕作されてきた農地についての規制緩和は全く計画しておらず、県営・国営農地開発事業・農業公園整備事業及び国営農地開発事業残地(山林)の行政施策によって創出された農地等についてエリアを限定しての規制緩和であるため、貴省が懸念されるところの企業の投機目的あるいは地域での水管理、土地利用の混乱を招く等は想定されません。特区構想の発想の背景には日本農業の難しさ、農政の不確かさがあることもご理解いただきたい。「構造改革特区推進のためのプログラム」では「規制改革は全国一律でなければいけない」という従来の発想から「地方の特性に応じてさまざまな規制のあり方がある」という考え方が基本方針であります。こういった意味から、構造改革特区のあり方は地域の特性やニーズに応じた規制緩和を実現し、地域がもつ潜在力を自由に発揮できる仕組みづくりが重要であると考えます。株式会社が直接農地を保有することを禁止するという農地法上の目的は、本来農地保有主体の形態を規制することによってではなく、農地の転用制限という行為規制によって達成するのが筋であります。株式会社に農地の所有権の取得を禁じる合理性は本来存在しないと考えます。農業改革特区で最も期待されたのは、農地規制を大幅に緩和して農外企業が直接農地を保有できることを前提に農業経営を認める「企業参入特区」であったものが、提案から内容が大きく後退し「遊休農地に限る」「賃貸借だけで所有権は認めない」「水管理など細かい協定を市町村と締結する」「農業委員会の許可が必要」等の厳しい条件がつけられています。このままでは参入を計画していた企業が二の足を踏んでいるのが実状であります。これまでの特区構想に係る関係法令の修正過程の中で、国の各省庁は「現状でも可能」「運用でできるようにする」などといった項目を多く掲げていますが、これが形而上の論理ではなく、では定価を鑑みれば定額性、安価な輸入農作物の影響で、農業経営は一段と厳しさを増している。農作物を2次加工することで、農作物の付加価値が高まるが、農作物には季節性があるため、通年で営業することはもともと難しいし、通年営業したときには事業失敗の痛みも大きい。同一の製造場で複数の加工品を製造できることを認めることにより、農産加工へ
73	山口県	柳井市	農産加工特区		
74	山口県	柳井市	農業経営合理化特区		農業経営の合理化のためには、農家1戸当たり農地面積の拡大や分散している農地の集約化を進めることが重要である。しかし、農地保全の見地から、農地の交換や売買にはさまざまな法的規制が存在する。それらの法的規制を部分的に緩和することにより、農地の権利移動を促進し、農業経営の合理化を進める。
75	徳島県	上勝町	林野庁所管国庫補助事業の林道開設事業における林道規定の規制	市町村長が、特に申し出る市町村の範囲	
76	長崎県	郷ノ浦町	離島農地特区	郷ノ浦町内	離島であるが福岡都市圏に近いといった地域の特性を活かし、少子高齢化による耕作放棄地等の有効利用を図るとともに、Uターン者Iターン者へ利用してもらう事で農地の荒廃を防ぎ、福岡方面との交流人口が増加する事に伴い経済活動も活発になり、郷ノ浦町のひいては壱岐島の活性化を図る。
77	熊本県	熊本県	農村生活体感交流特区		余暇的な農業や新規就農を希望する希望する都市部の人々に、グリーン・ツーリズムで農村のありのままの生活体験の機会を提供し、交流や定住の促進を図るとともに、経済活動を通じた継続的な都市と農村とのつながりを構築し、人と人のつながりにより地産地消の運動に弾みをつける。

78	熊本県	産山村	ハウス営農特区		遊休農地を集約、ハウスを建設し新規就農者等に「農地法第3条の規制の特例を導入して」貸付し高冷地を活かした施設園芸を推進し、併せて新規就農者等の定住推進により地域の活性化を図る。
79	宮崎県	宮崎県	畜産リサイクル推進特区		全国でも有数の畜産県であり、鶏糞や肉骨粉等の畜産関連バイオマス資源を豊富に有するという本県の特性を生かし、これらの資源を鶏糞ボイラーで焼却処理し、エネルギー（電気、蒸気熱）として有効活用するとともに、焼却灰を肥料として再生利用するため、肉骨粉を燃料として使用し、かつその焼却灰を肥料として利用でき
80	宮崎県	宮崎県	地域材活用活性化特区	日向・入郷地域における地域材活用活性化特区	国土保全、地球温暖化防止など森林に対する期待が多様化・高度化する中で、木材の需要拡大により地域経済の活性化を推進するため、木材の供給体制づくりが進んでいる日向・入郷地区において、駅舎の木造化をはじめとした「木を活かした街づくり」を進めている日向市を中心に、木材の活用への規制の特例を導入することによって、再生産可能な木質資源による循環型社会の構築と持続可能な森林経
81	鹿児島県	加世田市	砂丘地域再生振興特区	加世田市	吹上浜砂丘の一部を含む当地区では砂丘の有利性と温暖な気候を活用した農業が営まれてきた。今後恵まれた農業資源と観光地としての集客力を活用した振興策の実施と相まって、農地の再生・集積、産官学による共同研究システム構築、観光農業の推進等を図る計画であるが、市による農地の売買、民間団体の試験用農地の取得、特定農地貸付法の規制の特例を導入することによって、農村文化公園を核とする
第3次提案					
1	北海道	北海道	農村再生特区	北海道全域	担い手の減少や遊休農地の増加などにより、農業生産活動の停滞や農村地域の活力の低下が懸念されている本道農村の再生を図っていくため、市町村の農地取得による新規参入者への長期貸付、農業者が経営する農家民宿等における、果実酒やしょうちゅうなどのどぶろく以外の酒類の製造・提供、海外農業研修生の在留期間延長や農業生産法人における受入人数枠の拡大などにより、多様な農業参入や農業者によるアグリビジネスの取組、農村地域の活性化を促進し、地域の自主・自
2	北海道	芦別市	都市部における農業担い手支援特区	芦別市の都市計画用途区域内における農用地	用途地域内にある農地を認定農業者等担い手が利用集積して経営規模を拡大する場合、制度上の制約のため不利な要素となっている2つの制度の土地区分の色分けを重複させるのではなく、制度上の適用範囲を拡大させることにより、農林水産省所管事業の対象農地として取り扱うことで経営耕地の分散化を防ぎ、利用集積
3	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	青森県青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の区域	構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）第23条に規定する第13号事業の実施主体が、同事業の利用者のため2アール未満の駐車場整備を行う場合は、農地法第4条及び農振法第15条の15の特例として、都道府県知事の許可を要しないものとし、経営移譲年金の受給者から農地の使用収益権の移転を受けている者が第13号事業を行う場合は、特区法第23条の特例として、農地所有者と使用収益権者と認定を受けた地方公共団体が第13号事業実施協定を締結することで足りるものとする。
4	岩手県	遠野市	「日本のふるさと再生」特区	遠野市全域	○ 既存の農家の家屋を交流のための宿泊施設として、建築基準法の特例措置を講じられたいこと。○ 本業である農業へ影響が出ないように、農家民宿における負担の軽減を図る趣旨から、農繁期や盆暮の親類が集まる時期又は地域の寄り合いなどで留守にする場合などを含めて、受け入れる農家と利用者との合意を重視した運営形態とすること。○ 農家が自ら栽培した米を原料にして製造する自家製の酒類に係る酒税の納税申告において、簡易な計算方法を選択できるようにすること。

5	宮城県	大郷町	アグリビジネス特区	大郷町全域	大郷町独自の異業種連携型「アグリビジネス構想」の実現のため、株式会社であっても行政補完型の第3セクターであり、町が全株式の70%以上を出資し、代表取締役が首長で、地域の農業振興に実績があると認められる場合に限り、農業生産法人要件をすべて満たさなくても農業生産法人として認め、農地取得による農業経営農用地の利用権設定の要件を緩和することにより、農用地の流動化促進と農業者の集団化・組織化を促進し、明日の農業担い手を育成する。
6	埼玉県	吉川市	農用地利用集積特区	市内農業振興地域	農用地の利用権設定の要件を緩和することにより、農用地の流動化促進と農業者の集団化・組織化を促進し、明日の農業担い手を育成する。
7	埼玉県	越谷市	ものづくり拠点整備推進特区	越谷市全域	ものづくり拠点(工業団地)整備を推進するにあたり、都市の健全な発展等を目的とする都市計画法において、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域について、条例で開発許可が可能な区域や用途等を定める場合に限り、農業振興地域農用地区域の除外、転用にかかる権限委譲等の規制特例を導入し、手続きの簡素・短縮化を図る。もって、事業の効率化・迅速化が図れ、企業ニーズに沿った移転用地の提供等が可能となり、地域産業の健全な発展、地域社会における豊かな
8	千葉県	柏市	都市型農業活性化促進特区	柏市田中遊水池～あけぼの山農業公園周辺～手賀沼周辺(約830ヘクタール) ※別添図<リーディングプロジェクト(田中遊水池内上利根)地区(120ヘク	柏市には都心から30km圏内にある数少ない大規模農地があり、隣接してつくばエクスプレスと新しい街づくりが進められています。また、自然志向や農業・園芸への関心の高まり・余暇時間の増加など市民の意識や生活様式も変わりつつあります。このため、特区制度による規制緩和を活用しながら、市民や民間事業者など多様な参加により、農作物の生産・加工販売や市民・学童体験農園など、集客性の高い大規模都市型農業を積極的に進め、産業振興と地域の活性化、都市部の貴重な自然資源の保全を図ろうとするものです。
9	山梨県	勝沼町	勝沼町ぶどうワイン交流特区	勝沼町	日本のぶどうワイン発祥地として固有の歴史と文化を持つ勝沼町のぶどうワイン産業を次代へつなぎ、地域農業の振興を図っていくため、遊休農地化の防止等、農地の保全と活用を目指して、農地法の緩和により、非農家による就農機会の増大を促進するとともに、労働基準法の緩和による高齢農家や兼業農家に対する援農態勢の整備を行う。また、酒税法の緩和により、農家自身がワイン醸造に取り組むことのできる態勢を整えることにより、地域内経済の活性化を促すものである。さらに、栽培指導や体験イベント等を通じて交流事業を推進することにより、地域社会の活性
10	長野県	長野県	チーズ製造における無殺菌生乳の使用特区	長野県全域	チーズを製造するには、比重、酸度、細菌数の成分規格はあるが、製造に関する規格はない。しかし、乳製品の製造について、牛乳製造と同等の加熱殺菌をすることと指導されているため、実際の製造はすべて殺菌乳が使用されている。酪農から製造販売までを行っている一貫経営農家においては搾乳後数時間で加工することが可能で、雑菌の増殖を抑えることが出来るため、製品に関する衛生管理がしっかりできれば、このような農家は製造指導対象から除外する。
11	長野県	長野県	農業参入する一般法人等への農業制度資金貸付特区	特例1001または1002により特区認定を受けた市町村全域又は一部または、特例1001または1002により併せて特区申請を行う区域	・農業近代化資金助成法の第2条中の「農業者等」に特例1001または1002の特区認定を受けた市町村の事業実施主体の一般法人等を含める。・農業信用保証保険法の第2条中の「農業者等」にも含める。

12	長野県	長野県	一般法人の農業経営支援特区	特例1001 または1002 により特区認定を受けた市町村全域又は一部または、特例1001 または1002 により併せて特区申請を行う区域	特例1001 または1002 の特区認定を受けた市町村の事業実施主体の一般法人等については、農林水産省関係の経営構造整備等を行うことを目的とした補助事業の事業主体とする。
13	長野県	長野県	農業生産施設の目的外利用推進特区	長野県全域	補助金適正化法に定められて、地域の実情を反映し、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないとされている
14	長野県	長野県	担い手育成事業特区	長野県全域	農林水産省の定める経営体育成基盤整備事業実施要綱等で事業実施上、必要とされる要件の緩和。
15	長野県	長野県	農業用水路小水力発電特区	長野県全域	水力発電は、自然循環型で再生可能なエネルギーである。農業用水路を利用した小水力発電が可能な地域において、電力を農事用電力へ利用し、農家等の維持管理費の軽減を図ることを目的に、利用可能な水力の全てを開発する代わりに、河川法に基づく発電水利権を省略したうえ、建設費用の助成や電力会社等の参入を
16	長野県	長野県	木材産業振興特区	長野県全域	①木材関係施設整備等についての林野庁補助事業の補助対象となる事業主体について、5者以上で組織される団体等に限定する制限を撤廃し、5者未満で組織する団体及び事業者等も対象に加える。②通常の補助率2分の1以内に対し、木材関連業者等の組織する団体に対する補助率が3分の1以内とされる扱いもあわせて撤廃し、5者未満で組織する団体及び事業者等を含む全ての事業主体に対し一律2分の1の補助率を適用する。以上により、民間による事業拡大や新規参入を促
17	愛知県	愛知県	「食と農」リサイクル特区	県内市町村	愛知県内の市町村において、食品リサイクルを通じて「食と農」に取り組む先進地域を形成する。地域内の大型食品スーパー等から出る食品残渣を地域内の地元農業で有機肥料として活用するとともに、都市の消費者と農村の生産者を「地産地消」のキーワードで結びつけ、地域全体の活性化につなげていく。
18	兵庫県	兵庫県、加美町、八千代町、青垣町	多自然居住促進特区	加美町、八千代町、青垣町の全域	多自然居住を推進するため、農家民宿を推進し、地区集会所において都市農村交流に参加する都市住民を宿泊させる場合は、旅館業とは見なさず旅館業法の適用除外とする。過疎化・高齢化が進展する当該3町においてNPO等非営利活動団体が空き家を斡旋・仲介する場合は、宅建業法の適用除外とする。さらに、農業生産法人以外の法人の農業経営への参入を容認するため農地法を緩和し、特定農地貸付による市民農園の開発主体を市町や農協以外の者に拡大し、就労の場
19	兵庫県	神戸市	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	西北神地区の農業・農村地域(共生ゾーン区域のうち環境保全区域)	「人と自然との共生ゾーン条例」を生かし、農地取得の下限面積の緩和やNPO法人の農業参入、農業生産法人の要件緩和といった規制の特例を導入することによって、住民と行政の協働によるセーフティネットを通じた農業経営と土地利用等の
20	岡山県	岡山県	田舎暮らし促進特区	岡山県内中山間地域市町村	岡山県内の過疎・高齢化が進む中山間地域市町村において、田舎暮らしを望む都市部からのUJI ターン者の「菜園付き住宅の取得」というニーズに応えるべく、農地取得の規制を緩和することにより定住の促進等、過疎・高齢化が進む中山間地域の自立・安定に寄与するものである。
21	岡山県	岡山県	ファームワイナリー特区	岡山県内のブドウ生産地域	ぶどうの生産を行う農業者が自ら生産したぶどうを用いてワインを製造する場合、ファームワイナリー特区においては、当該農業者の製造数量が酒税法第7条第2項で示された果実酒類の生産基準数量6キログラム未満であっても酒類の製造免許

22	広島県	三次市	三次ニューファーマー特区	三次ICの南の山林部において「県営三次・吉舎地区農村振興総合整備事業」で行う酒屋地区農用地開発団地の畑地10haの内の5haとする。	新規就農者がを持って「もうかる農業」にチャレンジするために、広島県が「三次・吉舎地区農村振興総合整備事業」において農用地開発する農地10haの内の5haを新規就農者20名程度の専用圃場として確保し、三次ニューファーマー特区により農地取得の下限面積を20aに緩和することと併せて、「ふるさと農林業創造プラン」により新規就農者資金支援事業、三次市アグリ・フロンティア支援事業、新規栽培整備事業を通して支援を行い、入植者受け入れ体制を容易にし、地域特産物のグリーンアスパラガス・小松菜の振興を通して「もうかる農業」の展開を図る。
23	愛媛県	今治市	地産地消推進特区	今治市	市街化区域内農地の利用権設定、法人格を持たない農業集団への利用権設定、利用権設定により貸し出した農地の納税猶予の継続、農業者年金を受領しながらの営農の継続などにより地産地消を進め、農地の有効利用と担い手の育成を図るとともに学校給食に自由な献立を実現することにより児童生徒の健康増進、食農教育の推進、一般家庭や外食へのPRを進め、安全な地域食材の生産と消費の振興を
24	大分県	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	大分県安心院町内全域	安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しもてなすことができるように酒税法の規制緩和を提案する。また、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。
25	大分県	大分県	有害鳥獣被害防止推進特区	大分県(ただし有害鳥獣による被害常襲地域に限る)	農林業事業者が被害防止のためにねずみ、もぐら類を捕獲することは例外として認められているため、鳥獣の種類を拡大して、被害の大きいイノシシ、シカ、サル、カラスについても許可がなくても自ら被害防止のために「はこわな」又は「囲いわな」
第4次提案					
1	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	青森県青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の区域	構造改革特別区域法(以下「特区法」という。)第31条に規定する特例貸付事業の実施主体が、同事業の利用者のため2アール未満の駐車場整備を行う場合は、農地法第4条及び農振法第15条の15の特例として、都道府県知事の許可を要しないものとし、経営移譲年金の受給者から農地の使用収益権の移転を受けている者が特例貸付事業を行う場合は、特区法第31条の特例として、農地所有者と使用収益権者と認定を受けた地方公共団体が特例貸付事業実施協定を締結することで足りるものとする。
2	秋田県	藤里町	世界自然遺産白神山地の郷藤里ふるさとづくり自然・農林業体験特区	秋田県藤里町	世界自然遺産に登録された白神山地周辺での自然体験や農林業体験、歴史文化探訪等と、それに伴う滞在型観光が一体となった総合体験学習型観光産業のため、農地を民間企業に貸付けして有効利用を図ると共に、学校教育等に準じた農林業体験学習の場に、既存の旧教育施設を宿泊施設として利活用することにより、エコツーリズムやグリーンツーリズム等を推進した農山村地域の経済の活性化を図

3	秋田県	阿仁町	マタギ特区構想	秋田県阿仁町	本地域は日本型狩猟文化「マタギ」の発祥地であり、古くから伝統猟法によって捕獲した狩猟物、農林産物の消費・行商によって生計を立てていた。しかし、産業革命以降産業構造の激変、森林環境の変化、特に猟期の一元的設定や狩猟対象動物の限定による狩猟活動への制約は、狩猟者の減少と狩猟によって成り立っていた山間地域における人と自然との共生関係を悪化させることとなった。そこで、伝統猟に代表されるマタギ文化・理念を保全し、一定の経済活動を行うことで資源を持続的に利用する条件整備を図ることを目的にマタギ特区を構想する。
4	秋田県	西木村、西木村グリーン・ツーリズム研究会	感動創造博物館特区	秋田県西木村全域	通年的に受け入れるまでに至らない農村体験の一環としての宿泊については、旅館業法上の「業」とはみなさずに、農家の届け出による有償での受け入れを可能とする。その際は、村独自のガイドラインを設定し研修等を行うことにより、訪れる都市住民への安全・安心確保に努めるものとする。また、協議会を設置するなどグリーン・ツーリズムに重点的に取り組んでいる中山間地域の市町村を特区の対象とする。
5	群馬県	神流町	かなな田舎体験交流特区	群馬県多野郡神流町の全域	別紙1の「かなな田舎体験交流特区」を行うことで、地域間交流による田舎と都市との文化の違いや生活習慣を既に実現している「農家民宿」の拡充により「民家民宿」で幅広い田舎体験をことを目的とし田舎町と都市との積極的交流を未永く続けていくことに意味があり特例措置の提案・実現することで、過疎神流町の活性化を図る。
6	埼玉県	坂戸市	農と健康市民交流促進特区	坂戸市内農地全域	都市住民と農業者の連携による「坂戸市型市民農園」を拡充整備推進し、市民の農業に対する認識を高めるとともに不耕作農地の有効利用を図る。特に、生産緑地内の農地を中心とした市民農園とその他の農地を利用した市民農園の拡充整備と利用促進を図り、市民農園により収穫された農産物の加工販売の推進、また「農と健康市民大学」を開講し、市民を対象とした講座と市民農園などでの農業実地体験による農業と食と健康に関するスキルアップを図り、援農ボランティアの育成、新規就
7	千葉県	柏市、有限会社 柏みらい農場、有限会社 農業生産法人・利根	都市型農業活性化促進特区	田中遊水地内上利根地区	上利根地区の農地を再生し優良な農場として利用していくにあたって、農地の集団化のために土地交換を行うことが必要であるが、現状では後継者不足や高齢化等により農業要件を欠く者が大勢おり土地交換ができない。しかしながら、農地法の要件を再具備することは難しい状況であるので、地域を特定し認定農業者が農業の担い手として営農を行う場合に限り、地権者が農地法の要件を満たさない場合であっても土地交換が可能となる規制の特例を導入し、耕作放棄地の解消並びに
8	神奈川県	小田原市	土に親しむ観光農業特区	小田原市	農地を一定の条件下(300坪以下、30年以内、作物指定等)で誰にでも賃借を可能とし、かつその土地の中に借主が簡易宿泊施設用家屋を建築することを可能とする。さらに市場経済に影響を与えない範囲で成果物の販売を認める。
9	福井県	福井県	学びといやしの里づくり特区	福井県全域	農林水産業や伝統産業等の産業を担う生産者や職人が持つ知識や技術・技能など、優れた生産物・伝統工芸品を作りだす知的財産が集積している地域であって、小規模ながら体験型農園を営んでいる農家が多数存在している地域において、体験宿泊を行う民家工房および農家民宿等周辺の民家や空き家における消防設備要件緩和や、農家民宿等におけるワイン製造免許に係る特例を設けることにより、農林水産業や伝統産業に観光的要素を加えた新たな経営スタイルを確立すると

10	長野県	長野県	一般法人の農業参入支援特区	特例1001 または1002 により特区認定を受けた市町村全域又は一部または、特例1001 または1002 により特区申請を行う区域	特例1001 または1002 の特区認定を受けた市町村において、特区を活用して農業参入した一般法人等については、農林水産省関係補助事業の事業主体とする。
11	長野県	長野県	農業関係制度資金金融 資円滑化特区	特例1001 または1002 により特区認定を受けた市町村全域又は一部または、特例1001 または1002 により特区申請を行う区域	農業近代化資金助成法の第2 条中の「農業者等」に特例1001 または1002 の特区認定を受けた市町村の事業実施主体の一般法人等を含める。・農業信用保証保険法の第2 条中の「農業者等」にも含める。
12	長野県	高山村	有害鳥獣捕獲における 狩猟免許を有しない従 事者容認事業	高山村一円	有害鳥獣被害に悩んで経営意欲をなくしてしまった農家の方々…。”自分の農地は自分で守る”という農家の自律を支援しながら、耕作意欲の再燃、活気あふれる農山村の復興を目指したい。
13	長野県	美麻村	産業用大麻を活用した 新産業創造特区	美麻村内全域	良質な麻の産地として知られた当村において、欧州やカナダなどで栽培が奨励されている実質的に幻覚作用のない産業用大麻を使った村おこしに取り組みたいと考えています。産業用大麻は衣類や紙以外にも、健康食品、建材果てはバイオマス資源としても活用が可能な有望な素材であり、栽培用種子の輸入解禁による優良品種の導入と栽培許可制の簡素化により、麻を使った新たな産業を興すとともに、将来的には麻殻などの農作物非活用部と間伐材などをエネルギー源とする循環型
14	静岡県	掛川市(掛川市森林組合)	掛川市森林組合活性化特区	掛川市内	現在、森林組合員の林業所得は激減し、所有山林に対する経営意識も低下し、施業放棄がおこっている状態である。このような中、森林組合の職員及び作業員は、地域の森林の管理に大きな役割を果たしている。森林組合法第27条第1 項では、地区内に森林を所有していない者は、組合員資格を有することができない。そこで、今後の森林組合の経営の安定化を目的に、大学にて林学を習得し、チェンソーが使えてパソコンも操作できる職員及び作業員に組合員資格を与え、林業後継者としての意識を高めるとともに、地域への定着を促進させたい。
15	愛知県	愛知県	渥美半島バイオリサイクル農業特区	愛知県田原市、渥美町	肥料取締法上、特殊肥料である家畜ふん堆肥と普通肥料である化学肥料の混合物は肥料として認められていないが、全国有数の園芸・畜産地帯である渥美半島地域において、家畜ふん堆肥と成分保証できる化学肥料を混合したものを有機質肥料として生産・販売することにより、地域有機質資源である家畜ふん堆肥の利用及び土づくりを促進し、地域経済の活性化を図る。
16	愛知県	愛知県	畜産エコ・リサイクル推進特区	知多地区及び東三河地区の全域(市街化区域を除く)	畜産事業者は、家畜排せつ物法が完全施行される平成16年11 月1 日以降、家畜排せつ物を適正に管理しなければならない。畜産事業者が設置する堆肥舎等の家畜ふん尿処理施設を、建築基準法上「建築物」に該当しない「工作物(貯蔵槽その他)」と明確化し、建築確認申請の適用除外とする。建築確認申請を不要とすることで、より低コストで家畜ふん尿処理施設を設置できるようになることから、施設整備が大きく進捗し、地域の環境保全と資源循環型農業の確立が推進される。

17	愛知県	新城市	新城市シシ狩り特区	新城市全域	年間を通じてイノシシ猟ができるようにすることで、シシ肉の安定供給を図り、様々な加工したシシ肉を新しい地域ブランドとして販売し、観光客誘致に役立て、併せてイノシシによる農業被害の抑制につなげる。年間、1万人の集客増加と1千万円の被
18	徳島県	上勝町	いろどりの町の農業改良と普及特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	都道府県で固有の業務としてきた農・林業改良普及業務において、一般的なレベルで幅広く取り組む従来の県レベルで行う方式では農・林家から大きく遅れを取っており、市町村の区域で特化した業務に取り組まなければ事業効果が発現できない時代に変化しており、農林業普及業務を市町村の業務として権限・財源・人材を
19	徳島県	上勝町	棚田地域における里道の災害復旧採択特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	町中の全てが棚田である上勝町は「上勝の棚田群」と呼ばれ、春夏秋冬、カメラ人が訪れる。しかし棚田の耕作は厳しく、ようやく耕耘機の搬入ができる里道を農道として使っているが、万一被災すると農業用施設災害復旧事業の採択要件では幅員1.2m以上とされており、復旧できずに放置され山林化する運命となる。棚田の耕作道は地形が急峻であり、十分な幅員が確保できない場合が多いため、採択基準を
20	徳島県	上勝町	有害鳥獣駆除の規制緩和特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	中山間地の農作物に鳥獣の害が広がり、銃器等で駆除を実施しているが、期間が1～2ヶ月程度と短いこと、鳥獣の行動範囲が広く許可区域外に逃げるため、効果が半減して食い荒らされている。駆除期間を最大6ヶ月とする、区域を拡大するため隣接区域と同時に実施する、効果が上がらないときは通常的に他地区から応援さ
21	長崎県	長崎市	補助金投入施設の処分規制の緩和	長崎市	国庫補助事業により設置した水産業関連の共同利用施設につき、用途変更や施設更新等を希望するとき、その施設の処分制限期間内に変更・更新等を行うと補助金の一部又は全部を返還しなければならないなど、地域水産業の持続的な維持発展を図るためには時期等を逸する可能性が高い。従って、処分の制限を受ける期間等を緩和することにより、目覚ましい科学技術の発展を背景としたマリノベーションに対応した水産業関係の社会資本の速やかな更新が可能となり、地域水産業の持続
22	長崎県	長崎市	農業従事者の狩猟免許取得の特例と有害鳥獣捕獲手続きの簡素化	長崎市内全域	カラス、イノシシ、シカなど有害鳥獣による被害が年々増加し、また被害区域も広域化しており、被害による生産高の減少は農業従事者の営農意欲を著しく減退させるなど深刻化している。そこで、農業従事者の狩猟免許取得と有害鳥獣捕獲手続きの簡素化を図り、農業従事者が防衛策として有害鳥獣の捕獲を容易にすることで被害を押え、農業経営に対する意欲を喚起することで、遊休農地の解消、担い手の育成、確保と地域農業の活性化を図る。また、狩猟免許試験、捕獲の許可事務の権
23	大分県	大分県	田園暮らし応援特区	大分県全域	新規就農希望者や定年退職後の移住希望者等を対象とする新規就農に向けてのトレーニングや住居確保など、県内の市町村等における就農条件や居住環境整備のための取組を支援するために、「田園暮らし応援特区」の提案を拡充し、既に認定されている1006農地取得の下限面積の緩和(50a→10a)に加えて、①市民農園の定義の緩和(研修目的による農産物の体験販売の許容)及び②樹園地等における第一種農地の転用許可基準の緩和(住宅取得を目的とする場合の集落接続要件の緩和)を導入し、研修から農地・住宅の取得に至るまでの希望者の農村移

24	大分県	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	大分県安心院町内全域	安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しもてなすことができるように酒税法の規制緩和を提案する。また、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。
----	-----	--	------------------	------------	--

3 都市再生分野					
第1次提案					
NO	都道府県	提案団体名	特区構想名称	特区想定地域	概要
1	北海道	稚内市	国際交流特区	稚内市	サハリンとの間に国際フェリーが就航しており、稚内はサハリンへの玄関口として人・物の流れが活発化しているが、今後、サハリン天然ガス開発の本格化に伴い、ビザ発給の簡素化やC I Qの24時間化などの規制の特例により、稚内港の利便性の一層の向上を図る。
2	北海道	三笠市	産炭地過疎特区	三笠市	三笠市においては炭鉱閉山に伴い、国庫補助により整備した公共施設が多く遊休化しているため、補助目的以外への使用や民間への委譲を進めるための特例を導入し、民間活力を活用した地域経済の活性化を図る。
3	北海道	南幌町	企業立地促進特区	南幌町	土地開発公社が造成した工業団地において、近年の企業ニーズに合わせて、リース制度を可能とする規制の特例により、企業誘致を促進する。
4	北海道	早来町	温泉資源活用特区	早来町	昔から親しまれてきた温泉施設が老朽化、狭隘化して利用者の強い改築要望があるが、市街化調整区域内における開発許可の規制の特例により、改築に併せて公共浴場施設、宿泊施設等を一体的に整備し、町民サービス向上、観光振興、雇用
5	北海道	福島市	福島市温泉ユートピア特区	福島市飯坂温泉、土湯温泉、高湯温泉	飯坂温泉等の豊富な温泉資源に恵まれた福島市において、行楽の多様化に伴う観光客の減少等の課題に対応するため、温泉治療への保険適用を行う特例を導入し、健康医療・福祉滞在型の温泉地への転換を図る。
6	北海道	喜多方市	日本酒製造特区	喜多方市	日本酒の蔵元が多く集積し、酒造にかかせない良質な米と水が豊富にある喜多方市の特性を活かし、酒税免許を届出制とする特例を導入することにより、日本酒製造への新規参入を促進し、産業の活性化を図るとともに、ラーメン、蔵につづく第3
7	北海道	会津本郷町	向羽黒山城跡	岩崎山、羽黒山、観音山	会津本郷町の東に位置する白鳳三山には東北有数の山城跡があるが、保安林や自然公園にかかる規制がその発掘、復元を妨げているため、発掘・復元を行う場合の文化庁長官許可の簡素化などの規制の特例を導入し、山城跡の復元整備を進めることにより、観光振興、地域経済の活性化を図る。
8	福島県	須賀川市	しあわせ定住特区	須賀川市(中心市街地活性化区域等)	中心市街地や既存集落における人口減少に対応するため、土地区画整理事業の導入を容易にするための面積要件の緩和、市街化調整区域における住宅の開発許可の容易化などの規制の特例を導入し、各地域への定住促進を図る。
9	茨城県	つくば市	開発促進特区	つくば市内のつくばエクスプレス沿線開発地区	平成17年度に開通が予定されているつくばエクスプレスの沿線開発地区において、大量に供給される住宅地を暫定的に活用して商業系の利用を行い、まちの早期熟成を図るため、期間限定の用途規制の特例を導入する。
10	栃木県	小山市	IT産業等集積拠点特区	小山市大字神鳥谷	北関東の交通の要衝にあり、KDDI小山通信ネットワークセンターの高速大容量通信回線の活用が可能な地域の特性を活かし、市街化調整区域内の施設整備の開発許可を市街化区域内並みの技術基準で審査する特例を導入することにより、IT時代の地域活性化拠点として、また、市民や企業等の広域交流拠点として整備す
11	群馬県	群馬県	働くやる気応援特区	群馬県	群馬県では、求人と求職のミスマッチ解消が大きな課題となっていることから、職業紹介事業への民間事業者の参入にあたっての要件の緩和、無料職業紹介事業の全面届出制化等の規制の特例を導入し、職業紹介事業の活性化を通じて、地域経
12	群馬県	群馬県	商業・ビジネス施設集積特区	前橋・高崎地域の各市の中心市街地活性化基本計画の対象区域内	中心市街地の空洞化が改善されていない高崎市、前橋市において、大規模小売店舗の出店等に際して、新設・変更後の8ヶ月の新設・変更の禁止の廃止などの規制の特例を導入し、中心市街地の活性化を図る。

13	埼玉県	埼玉県	「食と健康」研究開発・流通特区	圏央道鶴ヶ島インターチェンジ周辺約500ha(川越市、鶴ヶ島市、日高市地域内)通機能の集積を図る。	企業の農地取得等の規制緩和、市街化調整区域における施設立地可能な「沿道サービス区域」の範囲の拡大等の規制の特例により、産学官が連携した「食と健康」に関する研究開発機能と、食品関連企業による農地を活用した研究開発を可能とすることによる企業集積を図ると共に、圏央道インターチェンジ周辺という立地を活かした食に関する流通機能の集積を図る。
14	埼玉県	埼玉県	映像関連産業集積特区	川口市上青木SKIPシティ計画地内	現在、川口市内に「さいたま新産業拠点」の整備を進めており、公の施設の民間事業者への管理委託の容認、路上での撮影に対する規制の緩和等の規制の特例により、映像関連企業の集積・発展や中小企業支援による県内産業の高度化、活性化を図る。
15	埼玉県	羽生市	「物づくり」による都市確立特区	羽生市	「衣料のまち・羽生」として低迷している地場の繊維産業を振興を図るため、外国人技術研修生の在留期間の延長、市街化調整区域における製造施設等の立地の容易化など、物づくりの拠点整備に関する規制の特例を導入し、新たな企業誘致等、
16	埼玉県	草加市	地域の共生特区	草加市	市民が参画するまちづくりという観点から、市民相互の連携や行政との協働の仕組みづくりが求められており、今後の高齢化や障害者を取り巻く様々な環境を、地域全体で改善するため、障害者施設の建築面積基準の緩和など、社会福祉等に関する規制の特例を導入することにより、ともに手を携えあえるまちづくりを推進する。
17	埼玉県	埼玉県	環境優先型土地利用特区	都市機能と自然環境との調和した良好な開発整備が望まれる地域	今後の街づくりにおいて、環境に配慮した県土の整備創出を図るため、土地の区域区分の変更を伴う開発整備のうち県や市の総合計画で位置付けられている事業で、環境配慮等一定の条件を満たすものについては、県に土地利用にかかる権限が委譲されるような規制の特例を導入する。
18	埼玉県	新座市	良好なまちづくり特区	新座市内の市街化区域に隣接する市街化調整区域	市内の市街化調整区域の目的外の乱開発を防止するため、市街化区域に隣接する調整区域について、一定面積の開発について市街化区域に編入できるよう、県の定める市街化区域への編入要件を緩和する。
19	埼玉県	狭山市	産業集積特区(仮称)	狭山市	製造品出荷額等で県内トップのシェアを誇る狭山市において、既存の工業集積を活かしつつ、工業団地周辺や圏央道インターチェンジ・幹線道路周辺への工場、研究開発施設、流通施設等の立地の促進を図るため、開発許可基準の緩和や農用地区域からの除外などの規制の特例を導入する。
20	千葉県	千葉県	NPO活動推進特区	千葉県	NPO立県千葉の実現に取り組んでいるが、認定NPO法人の認定基準等の見直しやNPO法人による農地利用の可能化等の規制の特例を導入することにより、NPOの資金調達力を強化し、まちづくり分野での活動領域を広げることによって、市民主体の持続可能な社会システムを創造する。
21	千葉県	市川市	塩浜自然環境特区	市川市塩浜2丁目、3丁目	良好な自然環境に恵まれているJR市川塩浜駅周辺において、環境に配慮した市街地開発事業を行うに際して、地方税の減免を行い、企業の進出意欲を促す。
22	千葉県	市川市	いちかわITビジネスモデル地区	市川市	行政サービスのIT化、地域コミュニティビジネス等の促進、首都圏におけるIT人材研修センターの誘致を行う。
23	千葉県	沼南町	商業流通業務型産業立地特区	沼南中央地区	当地区は中心市街地として整備すべき重要な地区であり、商業業務系の開発拠点として、市街化調整区域における開発許可の基準緩和などの規制の特例によって早急な事業化を図る。
24	千葉県	沼南町	R-16沿道商業特区	沼南町国道16号線沿道奥行100mの区域	当該地域は商業施設立地の好位置にあるが、市街化調整区域であり、都市計画法上の面積要件の基準に達していないため、整備が進まない状況である。このため、特区として面積要件を緩和し、地域が期待している事業の具体化を図る。

25	東京都	三鷹市	まちづくり・環境共生特区	三鷹市	環境に配慮した循環型社会の形成と個性豊かなまちづくりを進めるため、市民農園の開設主体の拡大、バス運行ルート等の届け出制への緩和等種々の規制の特例を導入することにより、地域特性をふまえた市民生活の向上を目指す。
26	東京都	荒川区	観光・国際交流特区	日暮里駅周辺地区	平成22年の成田新高速鉄道の開業等に伴い首都東京の重要な広域交通結節点に変貌する日暮里駅周辺地区において、駅総合改善事業、駅前再開発事業とあいまって、立体都市計画制度を活用した土地の高度化、外国人向けカジノの誘致のための規制緩和などの規制の特例を導入し、東京観光・国際交流の拠点を構築
27	東京都	千代田区	都心再生開発特区	大手町・丸の内・有楽町地区、秋葉原地区、飯田橋地区等	都心区では都市の魅力を高め、国際的都市間競争に勝ち抜いていける都市の再生を進めているが、都市再生特別地区の設定とあいまって、財源確保のための開発特区税を創設し、都市再生の機動的な実現を図る。
28	東京都	杉並区	京王井の頭線久我山駅南口広場整備	杉並区久我山駅南地区	神田川により分断されている駅前区域において、河川の工作物設置基準等の規制の特例により、神田川の上部空間を利用して駅前広場を構築し、連続した空間利用ができるようにする。
29	東京都	港区	港湾再生特区	港区海岸2丁目の一部	現在臨港地区に指定されている港区海岸2丁目地区において、港湾機能を維持しつつ、商業・業務・都市型住宅地区として再生させるため、新たに住宅等の建設が可能な港湾再生特区を設ける等の規制の特例を導入することによって、整備目標
30	東京都	三鷹市	産業振興・創業支援特区	三鷹市	「住工共生」のまちづくりを目指して、住居系用途地域内における製造業事業所の建替え、商工会と商店街振興組合の併設等に関する規制の特例を導入することにより、活力ある地域社会の形成を図る。
31	神奈川県	神奈川県	国際臨空産業特区	京浜臨海部	羽田空港や高速道路等、陸・海・空の交通の要衝であり、「かわさきFAZ」をはじめ物流拠点が形成されている地域特性を活かして、羽田空港の国際化を視野に入れつつ、税関業務の365日24時間化、公的研究機関等の研究者の兼業、工業再配置促進法の移転促進地域からの除外などの規制の特例を導入し、国際物流拠点や国際研究・交流拠点の形成を促進する。
32	神奈川県	川崎市	国際臨空ビジネス特区	川崎区	羽田空港に近接する地域の特性を活かし、空港の再拡張・国際化とあいまって、工業専用地域・工場地域の土地利用規制の緩和、外国人研究者の在留要件の緩和などの規制の特例を導入し、国際空港を支援する地域経済活動としての拠点づくりのための諸機能の集積を図り、新たな雇用の促進、首都圏経済の活性化に寄与す
33	神奈川県	横浜市	交流特区	都市臨海部及び新横浜都心	ビジネス・観光目的の人々が集う街として発展してきたという地域特性を活かし、外国人の在留要件の緩和、大学等の設置及び学部・学科等の設置基準の緩和、歴史的建造物の建築基準法の適用除外などの規制の特例を導入し、文化、学術等の交流をさまざまなレベルで促進すると共に、文化関連産業、コンベンション関連産業、情報関連産業の集積を図り、横浜ならではの都心部形成を進める。
34	長野県	飯田市	天竜峡エコバレープロジェクト特区	飯田市川路、竜丘、龍江、下久堅、上久堅、千代、上飯田	飯田市では、環境共生住宅づくり、農業と観光等他産業との有機的連携、バイオマスエネルギーの活用等循環型社会の形成を図る「天竜峡エコバレープロジェクト」を推進しており、あわせて、計画的土地利用を前提とした開発許可の特例や、都市計画区域、農業振興地域、森林地域が重なる地域において、各制度の有機的な連携を図るための特例を導入し、プロジェクトの一層の推進を図る。
35	新潟県	大和町	地域間交流型経済特区	県営只見レクリエーション都市公園内(現在整備中)	冬期は半年程度雪に覆われる地域の公園において、通年利用できる「日帰り温泉施設」を設置できるようにする規制の特例を導入し、地域住民の健康増進を図るとともに、広域的な地域間の交流を促進する。

36	石川県	石川県	産学官連携推進特区	石川県能美郡辰口町旭台地内	先端科学技術大学院大学を核にサイエンスパーク内を産学共同研究特区として、研究開発用ギガビットネットワークの研究開発目的外での開放、土地開発公社が所有する用地の長期間賃貸などの規制の特例により、材料系に特化した共同研究や情報ネットワーク関連企業の集積を促進する。
37	石川県	石川県	温泉周辺観光・環境特区	加賀市内	水際・水面利用に関する河川法や自然公園法の規制緩和や療養施設の病床数制限の緩和などにより、温泉周辺の河川や潟などの水辺の自然環境を活かしつつ、温泉と一体となった総合保養ゾーンの創出を図る。
38	石川県	加賀市	加賀温泉観光経済特区(カジノ特区)	加賀市内	施設跡地を活用してカジノを設営するため、規制の特例を導入し、国際観光の振興を図る。
39	石川県	石川県	金沢都心軸先端産業型業務特区	都心軸(金沢港～金沢市～武蔵ヶ辻～香林坊・片町)	金沢副都心地区は、区画整理事業により基盤整備が進められているが、土地の高度利用のために容積率制限を緩和するなどの土地利用規制の特例を設けることにより、居住環境や先端産業・商業業務機能の再構築を促進する。
40	石川県	金沢市	伝統的まちなみ再生特区	まちなか区域及び伝統環境保存区域	日本でも数少ない藩政期から残るまちなみを有する金沢城周辺の地区の特性を活かして、市が独自に行っている「まちなか定住促進事業」「伝統的景観保全事業」の実施とあいまって、伝統的建造物の保存のための建築制限の緩和などの規制の特例を導入し、歴史的な文化を生かした個性あるまちづくりを推進する。
41	山梨県	都留市	サステイナブル(持続可能な)コミュニティ推進特区	都留市	市立都留文科大学を中心とした学園のまちとして発展してきた都留市において、学生数の減少や地域の企業の移転等による活力低下に対応するため、NPO法人の認可要件(総収入に対する寄付金の割合など)の緩和、マイクロ水力発電における電気事業の自由化、NPO法人による市民農園の開設の可能ななどの規制の特例を導入し、NPO法人を活用したコミュニティビジネスの起業化等により、持続可能な
42	長野県	松本市	うるおいインダストリー特区	松本臨空工業団地及び新松本臨空産業団	工業専用地域の土地利用規制の特例により、工業用地の有効活用ならびに企業の従業員の利便性の向上を図り、企業誘致を促進して地域経済を活性化する。
43	岐阜県	岐阜県	中心市街地活性化特区	岐阜市中央部	岐阜市の中心市街地活性化のため、トランジット・モールの整備、「ワールド・デザイン・ORIE構想」の拠点整備等の取り組みとあいまって、ホテル内のカジノ営業、ナイトホールなどの深夜営業等に関する規制の特例を導入し、にぎわいの創出を図る。
44	岐阜県	岐阜県	姫街道特区(ミニ特区)	姫街道特区(ミニ特区)	中山道(姫街道)沿いに残る歴史的な街並み等を活用しつつ、文化的な建造物の移築等の扱いを文化財に準じること、酒類製造の免許の要件から年間製造見込数量を除外すること等の規制の特例を導入することにより、江戸時代の風景を再現し、観
45	岐阜県	岐阜県	自然・民俗文化村特区	高山市、大野郡8町村、吉城郡6町村	白川郷、高山三之町など歴史的な街並みや北アルプスの良好な自然環境を有する飛騨地方の特性を活かしつつ、公設観光施設の民間への管理委託や貸付の容認、文化的な建造物の移築等の文化財に準じた扱い等の規制の特例を導入し、独自の魅力をもった観光・交流産業の振興を図る。
46	岐阜県	岐阜県	ハイウェイ・フロント特区	関市(東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点付近)	岐阜県関市は、東海北陸自動車道、東海環状自動車道の結節点にあり、中部国際空港や名古屋港等の国際物流との連携を視野に入れた広域物流拠点としての役割が期待されていることから、補助、金融、税制優遇等の支援とあいまって、土地開発公社の物流事業用地について賃貸ができるよう規制の特例を導入し、物流拠点
47	岐阜県	岐阜県	岐阜県地場産業(陶磁器)再生特区	東濃西部地域4市町村	陶磁器の一大産地である東濃西部地域において、入国審査の迅速化・許可日の明確化、公の施設の民間会社への委託の容認などの規制の特例により、外国人デザイナーの招聘、公設ミュージアムの民間管理委託等を進め、商品の付加価値を向上させ、地場産業の再生を図る。

48	岐阜県	岐阜県	美濃ミュージアム街道特区	東海環状自動車道沿線地域を中心に美濃地域全般	2005年の日本国際博覧会の開催に向け整備の進む東海環状自動車道により、各中核拠点施設をネットワーク化し、「美濃ミュージアム海道」構想を実現するため、公の施設の民間管理、民間への行政財産の貸与、文化財の移築に関する規制の特例を導入し、地域資源を活用した観光、交流を促進する。
49	岐阜県	柳津町	岐阜流通業務市街地地域	岐阜流通業務団地及びその周辺	既設流通団地内での宅地の遊休化が進むなか、流通業務市街地の活性化に資するため、流通市街地の整備に関する法律の一部解除及び運用により、現行では限定されている誘致可能な業種の枠が取り除かれ、企業立地が促進される。
50	静岡県	静岡県、清水市	都市近郊型エコツーリズム推進特区	清水市と静岡市にまたがる有度山	有度山一帯は、良好な眺望を有し、多くの観光客が訪れる観光地であるが、古い観光施設の更新が進まず、眼下に見える農地の荒廃により景観が損なわれるなど課題を抱えているため、文化財保護法上の名勝地における現状変更許可の市への権限委譲や、計画的に行う農地転用に対する知事許可の不要化などの規制の特例を導入し、環境調和型観光のメッカとしての整備と保全を進める。
51	静岡県	豊田町	農村地域経済再生特区	豊田町高見丘地区	高速道路のパーキングエリアとの連結施設の整備が可能となったことから、集団農地の市街化区域編入を可能とする特例により、連結施設を人、物、情報が集まる交通結節点として周辺開発を行い、雇用の創出や地場産業の育成等の場として活用
52	愛知県	愛知県	環境・エネルギー・国際交流特区	中部国際空港近接部（常滑市の一部）	中部国際空港近接部において、製造業の集積地としての優位性を背景に、燃料電池自動車の普及のための水素ステーションの設置に関する規制の緩和、総合保税地域の管理者の要件緩和、公有水面埋立地の土地処分の弾力化・用途変更手続の簡素化などの規制の特例を導入し、国際的な交流拠点を整備すると共に、環境負荷の少ないまちづくり・ものづくりの実証実験を行う。
53	愛知県	名古屋市	東海地震耐震対策促進特区	名古屋市	旧基準の建物の建替え・耐震改修については、ごく一部分の増築に限った範囲しか認めていないものを、特区として、増床増築によっても耐震改修が認められる規
54	愛知県	稲沢市	産業立地特区	大都市近郊の市街化調整区域	大都市近郊の市街化調整区域（農業振興地域）において、既存の都市基盤（高速道路のインターチェンジ等）を有効活用するため、農地法・農振法（除外面積）、都市計画法（業種、敷地面積、立地距離等）、工場立地法などの規制の特例により、産業立地を可能とし経済活性化を図る。
55	滋賀県	彦根市	歴史のある都市景観形成特区	彦根城郭・内曲輪・内町地区	彦根城城郭を構成する地域で歴史的な建物や町並みを活用した都市経営を行ってきたが、歴史的建造物等が姿を失って行く傾向にあり、伝統的建造物の保存のための建築制限の緩和などの規制の特例を導入し、歴史遺産の保存や町並みの保存・育成を進め、地域経済の回復と都市活力の再生を図る。
56	滋賀県	米原町	物流・環境共生特区（イングランドポート・グリーン特区）	米原貨物ターミナル及び米原ジャンクションを核とした米原町の圏域	鉄道、道路等の交通の結節点にあたる地域の特性を活かし、米原貨物ターミナル駅周辺における交通結節点事業の展開とあいまって、農地法、都市計画法などの取扱い権限の市町村への委譲により、農用地地域における未開発地域において、物流産業、リサイクル産業等の新産業の集積を促し、地域における雇用の創出等を
57	京都府	京都府、舞鶴市	きょうと舞鶴港・国際交流ビジネス特区	舞鶴市（舞鶴港臨港地域）	当地域の日本海交易の拠点港としての特性を活かして、韓国・ロシア・中国等からの観光客の短期滞在のノービザ実現、観光客船のノービザ観光の実現など、国際観光、国際物流、学術交流等に関する規制の特例により、関西圏と対岸諸国との特色ある人・もの・情報の交流ハブ拠点の形成を目指す。

58	京都府	京都市	国際文化観光特区	京都市	歴史的な文化財が集積し、約2万数千件もの町家をはじめとした歴史的な町並みが残されている京都市の特性を活かして、建築基準法の既存の規制を適用除外とし、地区の特性に応じた制限を別途設定、観光関連事業を行うNPOが法人格を取得できるよう承認条件の緩和などの規制の特例を導入し、文化観光の振興策を進め、
59	大阪府	大阪府	国際交流特区	関西国際空港及びびんくうタウン	当地域の機能特性を活かして、空・陸のネットワークを活用した国際物流機能の強化や大学等研究開発機能を活用した成長産業の集積、カジノを核とした複合的なエンターテインメントゾーンの形成を図るため、総合保税地域の許可要件の緩和、知的所有権を信託する新たな資金調達スキームの創造など、規制の特例を設けることにより、国内外の企業にとって投資魅力のある地域の形成を図る。
60	大阪府	大阪市	新産業創造(知的ビジネス創成・集客)特区	大阪市内の都市再生緊急整備地域	大学の学部・学科の新増設に係る許可制の届出制化など大学運営に係る規制の特例を導入し、大学機能の都心への呼び戻し等による知的創造活動の活性化、研究成果を活かした新ビジネスの創出や関連企業の立地促進等による商品開発機能の向上を図るとともに、空きオフィスの住宅転用における採光規定の緩和、航空法に基づく建築物の高さ制限の緩和などに関する規制の特例を導入することにより、商業施設等集客施設の立地や都心居住の促進等による賑わいの創出などを進め、
61	大阪府	豊中市	大阪空港の潜在的外部効果を活かした産業機能増進特区	豊中市。特に大阪空港周辺地区	当市では、市街地における新たな開発余地が少ないことから、大阪空港周辺において、航空法による建築物の高さ規制の緩和、騒音対策のための国有の周辺敷地の地下空間利用の可能化などの規制の特例を導入し、都市空間の再生・再活性化に向けた民間投資の促進を図る。
62	奈良県	奈良県	文化観光再生特区	未定	観光関連施設等に係る制限を地域の特性に応じた条例等で定め既存の建築規制等を除外する規制の特例を導入することにより、観光振興による地域の活性化と歴史・自然景観の両立を図る。
63	鳥取県	鳥取県	県境を越えた中山間地域特区	鳥取県日南町、日野町、江府町、西伯町島根県横田町、広瀬町、伯太町岡山県新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町、新庄町、広島県東城町、西城町	日南町の生活圏は県境を越えて広がっており、県境を越えたエリアを特区として、都道府県単位ではない許認可等の申請を可能とするとともに、乗合自動車運送事業の許可要件(保有台数制限)の緩和、福祉目的の公用車の有償貸付の可能化、公共敷設の光ファイバーの民間への貸与などの規制の特例を導入し、圏域の相互交流による一体的な発展を図る。
64	鳥取県	鳥取県	鳥取砂丘自然ふれあい体験特区	鳥取市浜坂及び福部村湯山	優れた自然景観を有する鳥取砂丘においては、自然保護の観点から厳しく規制されている工作物の設置やイベント等の諸活動の許可基準の緩和及び許可権限の知事への委譲といった規制の特例を導入することにより、優れた自然素材を活用したイベント、地域活動を活性化させ、観光振興とともに、地域の活性化を図る。
65	広島県	呉市	海洋観光・交流特区	呉市全域(重点地域:天応第2期埋立地区、アレイからすこじま地区、音戸の瀬戸公園地区、阿賀マリノボリス地	当地域は海軍由来の歴史的・文化的な遺産が集積しており、これを活かしつつ、公有水面埋立地の用途変更等の制限期間における手続きの簡素化、都市公園内の許容建築面積の緩和など、土地利用等の規制の特例を行うことにより、海洋観光産業の振興を通じて地域活力の創生を図る。

66	香川県	琴平町	琴平地方都市再生プロジェクト区域特区	琴平町全域	「讃岐のこんびらさん」で知られる全国的な観光地である琴平町において、観光客の減少などの課題に応え、付加価値の高い観光サービスの提供を進めるため、現状では安価で観光目的に応じた交通手段が欠けていることを踏まえ、乗合自動車輸送の許可権を町に委任する特例を導入することにより、観光資源をネットワーク化し、多様なサービスを行う自動車輸送業者の新規参入を促す。
67	愛媛県	愛媛県	松山空港周辺活性化特区	松山空港周辺地域	松山空港周辺地域については、道路、公園等の生活基盤整備を順次進めているが、都市計画決定の際の大臣同意等の廃止等に関する規制の特例の導入により、松山空港地域活性化事業実施計画に位置づけた臨空産業ゾーン、広域交流ゾーン、快適居住ゾーンの実現を推進し、バランスの取れた活性化を図る。
68	愛媛県	今治市	西瀬戸交流特区	今治新都心第1区、第2区	今治市の西部丘陵地で進められている新都市開発地区において、企業の設立を容易に行えるよう最低資本金の引き下げ、大学の設置基準などの規制の特例を導入し、街の早期熟成を図る。
69	愛媛県	東予市	住宅・産業創生特区	東予市河原津地区	東予市河原津干拓地は風波による塩害等のため農業利用が進まず、遊休地化しているため、農地転用、開発許可に関する規制の特例を導入することにより、有効利
70	愛媛県	今治市	瀬戸内しまなみ海道特区	愛媛県今治市ほか10町5村及び広島県尾道市ほか1市2町	瀬戸内しまなみ海道が結ぶ今治市、尾道市など20市町村において、通行料金の低減、自然公園法など地域開発に関する規制の特例を導入し、観光振興、地域間交流を通じた地域経済の活性化を図る。
71	福岡県	北九州市	ロケーション特区	北九州市	北九州フィルムコミッションを設立し、映像を活用した都市のイメージアップに取り組んでいる北九州において、市長自らがロケーションのための道路使用許可を与えることができる特例を導入し、海外からの大型映画ロケーションの誘致を進め、国際観
72	長崎県	長崎県	しま交流人口拡大特区	対馬島（6町）	当地域は歴史的に韓国との関係が深く、日韓交流は地域振興の大きな柱であることから、国際交流や観光・U I J ターン等の都市部住民との国内交流を推進するため、対馬島における韓国人へのビザ免除、市内の店舗等におけるタックスフリーゾーンの設定、対馬の特色を活かした高校のカリキュラム編成など、規制の特例により、観光産業の活性化や新たな雇用の創出による若者人口の増大を期待する。
73	長崎県	美津島町	国際交流特区	対馬島	韓国と近接している対馬の特性を活かしながら、島内の6町の合併(平成16年3月)により市制を引くこととあいまって、ビザなし渡航、総合保税地域の指定要件の緩和、国定公園特別地域内禁止行為等の部分的解除、小中学校での韓国語教育などの規制の特例を導入し、交流産業の振興、雇用の創出による地域活性化を図る。
74	宮崎県	宮崎県及び宮崎市	国際観光コンベンション特区	宮崎市の一部	日本を代表する歴史観光資源や国際会議開催の実績等を活かして、カジノの容認や特別免税店制度の創設、海外観光客の入国要件の緩和やコンベンション参加者専用ビザの創設などの規制の特例を導入し、海外観光客を中心とする来訪者が訪れやすい国際コンベンションリゾート、スポーツキャンプ地として観光地再生を図る。
75	沖縄県	沖縄県	沖縄国際観光コンベンション特区	沖縄県	東アジア諸国をはじめとして海外からのコンベンション参加者による観光・交流が見込める沖縄県において、韓国、台湾等から入国する場合のビザの免除、観光拠点整備のための自然公園法、都市計画法等に基づく開発許可等の諸手続きの簡素化など、規制の特例を導入し、観光地としての国際競争力を強

76	沖縄県	石垣市	観光特区	石垣市	日本の最南西端に位置し、広く太平洋地域に開かれた国境都市であり、観光リゾート地である石垣市の特性を活かし、近隣諸国からの短期滞在者に対するビザ発給の簡素化を行う特例を導入し、近隣アジア諸国から観光客の誘致を図り、国際交流の場としての地域活性化を図る。
第2次提案					
1	北海道	函館市	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	函館市特別史跡五稜郭跡指定地域内	特別史跡五稜郭跡は、北海道唯一の特別史跡であり、この貴重な文化遺産の特性を生かし、文化財保護法の規制緩和により、NPO法人による野外劇など、史跡を活用した文化活動の効率的な利用促進を図るとともに、建築基準法の規制緩和により、箱館奉行所庁舎の、当時の木造建築工法による復元整備事業の推進が、一
2	北海道	小平町	索道事業受委託可能範囲拡大特区”	地方自治体直営で道事業を実施する市町村”	冬期間の安定的な雇用を確保するためには、道事業の受委託の範囲を拡大する法改正が必要不可欠であり、民間企業の活力を最大限に活用することにより地域経済の活性化を実現する。”
3	北海道	上士幌町	国立公園エコミュージアム特区	上士幌町内の国立公園及び周辺部	・町が策定したひがし大雪エコミュージアム構想に基づき、本町の大雪山国立公園及びその周辺で展開される事業として、既存や新たな地域資源や地域の歴史と連携させた地域区分に対し、各々の地域が持つ個性をネットワーク化し、糠平温泉街を中心としたエコミュージアムセンターを核として「自然を知り、体験し、保全する」仕組みにふれる、地域博物館として位置づけを行う。このことにより新たな個性ある町
4	青森県	三沢市	三沢にぎわい創造特区	三沢市	「基地の街・三沢市」の地域特性を活かし、現在進めている中心市街地活性化事業(通称・アメリカ村構想)において特定免税店の立地により更なる活性化を図るとともに、広大な移転跡地の有効活用を図ることで、計画的な地域開発を実現する。
5	岩手県	宮古市	国立公園内特別地域における行為等の規制緩和	市の一部区域	素晴らしい景観を堪能するだけという浄土ヶ浜地区の活用の現状から脱却し、臨時的な催事会場としての活用や夜間照明など新たな魅力づけを行い公園利用者や観光客の興味を喚起することによって、その誘致を促進し地域経済全体の活性
6	宮城県	矢本町	騒音区域内の宅地開発特区	矢本町	生活圏の拡大により、自立する町づくりに資する仙台圏や石巻広域圏の定住希望者の需要に応えるため、「騒音」理由による開発規制を緩和した住宅地の供給を図る。もって基地の所在と調和した経済性や利便性等ニーズに応じた多様な市街地の均衡ある形成と町内の経済活性化を図る。
7	宮城県	酒田市	冬の観光振興のためのマイクロバス運行特区	市町村の全部	本市への観光宿泊客の増加を目的とした「オプションのミニツアー」を企画しております。白鳥の飛来地日本一の最上川スワンパークから、早朝(6:30~7:00)に飛び立つ白鳥の姿は、酒田市民にとっては当たり前ですが、都会や他の地域では見られない、冬の酒田の観光の切り札とも言えるものと思います。大型の白鳥が連なり飛び立つ光景、朝靄の中での数千羽の白鳥などを、観察または餌付けする早朝ミニツアーを想定しています。方法としては、酒田市内のホテル振興協議会の会員ホテルを、ホテル所有のマイクロバスが巡回し、最上川スワンパークに行き、観察し、帰りも各ホテルを回り下車していただくもの。運行するホテルは持ち回りとし、ツアー参加者からは、人件費及びガソリン代程度の費用(金額未定)負担をお願いし
8	福島県	二本松市	蔵を生かしたまちづくり特区	中心市街地活性化基本計画区域内	中心市街地の空洞化が進行する中、地域に残る昔ながらの蔵を店舗等に改装し利活用することによりまちの活性化を図る。

9	群馬県	群馬県	土地開発公社保有地活用特区	県内のうち、市町村土地開発公社が、平成13年度末で保有土地を有する市町村の区域	土地開発公社の保有地で、再取得の目途が立っていない土地の民間売却における制限を緩和し、また、定期借地権の設定等を可能にすることで、企業等の誘致、雇用者の増加、定住人口の増加、市町村財政の健全化を通じた経済活性化を図る。
10	群馬県	前橋市	特定公共賃貸住宅利活用促進特区	前橋市	世帯所得の低迷により中堅所得者向けの需要が見込めず空き家の解消が期待されない特公賃について、事業実施主体による新たな入居者資格の検討を可能としたり、また、公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅へ用途転用する際に求められる整備基準の緩和などの規制の特例を導入することにより、空家住宅の活用を図りながら、中心市街地活性化や高齢者の居住の安定を図るなど多様化する地域の住宅
11	群馬県	前橋市	都市計画決定手続き特例特区	全国	市街化区域への編入時において、区域区分の変更に伴う関係行政機関との協議に係る事務手続きの期間を短縮することにより、編入後の建築行為や公的整備の着手等を早め、ひいては、地域経済活性化を促進させる。
12	埼玉県	入間市	財務省所管普通財産（米軍返還財産）暫定利用	入間市	当市においては、首都圏近郊に残されている広大な未利用地である留保地を取得することは財政上困難ですが、『「普通財産貸付事務処理要領」第1節 共通事務、第1基本方針、1新規貸付、(1)ロ』に該当する規制の特例を導入し、留保地を暫定利用に供することにより、今後における具体的な利用計画の策定やその利用の促進が図られます。
13	埼玉県	熊谷市	中心市街地活性化特	熊谷市中心市街地	中心市街地のTMO事業に限り、事業認定要件から小売、サービスの区別をなく
14	埼玉県	川口市	商業振興特区	川口市	中心市街地等において空き店舗が増加し空洞化が懸念されるなか、商店街振興組合の設立要件を緩和することで、少数の意欲ある商店街で法人化が進み地域での環境の整備改善が図られる。
15	埼玉県	川口市	行政財産の使用許可基準の緩和の特例	既成市街地内	道路拡幅のために買収した行政財産(補助金を使用したもの)を、補助事業者の長の承認で、工事が本格的に行なわれるまでの間有効的な利用ができるようにする。
16	埼玉県	川口市	土地区画整理事業推進特区	川口市の土地区画整理事業区域内	土地区画整理事業地内における、確認できない従前地の分合筆の特例措置について。公図上で分合筆登記が認められれば、土地区画整理による諸問題が解決され事業の効率化と円滑な土地取引が可能となり、経済の活性化を促進する。
17	埼玉県	春日部市	安全で親しまれる都市公園管理運営特区	埼玉県春日部市	多くの住民に親しまれている公園を利用し、地元企業・商店等の広告物を公園に掲示させることを許可し、地元企業・地場産業・地域商店街等の活性化を促進するとともに、その占用料を徴収することにより公園施設の整備を図る。
18	埼玉県	上尾市	居室の採光特区	全国	照明設備の技術の発達により居室の採光については法で制限する必要がなくなった。建築物における採光の必要性は、建築主が判断すれば良いとの考え方に立つということで、建築計画の自主性や自由度が向上する。
19	埼玉県	上尾市	既存不適格建築物の更新特区1(区画整理事業地内)	上尾市	区画整理事業において、個人経営の工務店などが既存不適格建築物になっている、換地先が従前地以外の所へ移転しなければならない場合、建築が不可能となり、事業を辞めるか、よそに移転せざるを得ない状況となる。地価の下落等により土地区画整理完了後、土地の資産価値の上昇は望めない状況の中で、区画整理事業の障害となっている既存不適格建築物の更新ができれば、停滞している区画整
20	埼玉県	上尾市	既存不適格建築物の更新特区2(日影による中高層の建築物の高さの許可の緩和)	全国	既存不適格建築物の増改築について、明らかに居住環境を害するおそれがないと認めるものを許可する場合は、建築審査会の同意を不要とする。

21	埼玉県	上尾市	既存不適格建築物の更新特区3(第1種・第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの許可の緩和)	全国	既存不適格建築物の増改築について、増改築する部分が高さの限度を超えない場合については、許可不要とする法改正を行う。
22	埼玉県	上尾市	既存不適格建築物の更新特区4(容積率・斜線制限の緩和)	全国	
23	埼玉県	上尾市	コミュニティFM広域化特区	上尾市・桶川市・伊奈町	従来、市内だけのスポンサーしかつかなかったことが、コミュニティFMの推進を阻んでいたが、放送エリアを拡大することにより、今まで以上にスポンサーがつき易くなること、また、隣接する市町村でのグループの活動が活発になり、在住外国人への市政情報の提供や、外国人と邦人とのコミュニケーションの展開、商店街の活性化、聴取者の増加などの相乗効果が期待できる。
24	埼玉県	草加市	安心・安全改革特区(違法停車及び違法駐車確認事項の草加市へ)		違法停車及び違法駐車取締まりを市町村が行うことで渋滞を解消し、円滑な交通を確保し、地域商業・商店街の活性化や市民の安全性・利便性の向上と地域経済の活性化を図る。
25	埼玉県	埼玉県蕨市	コミュニティバス特区	コミュニティバス実施市町村	コミュニティ活動が活発な当市において、誰にも優しいコミュニティバスの運行は高齢者等の外出機会を促し、コミュニティ活動の活発化に寄与している。運賃設定の認可制から届出制への特例の導入によって、バス利用の利便性の確保向上策を迅速に実施できることができ、利用者の増加、経済活性化が想定され、またコミュニ
26	埼玉県	朝霞市	キャンプ朝霞返還国有地暫定有効活用特区	市内キャンプ朝霞返還国有地	現在、未利用のキャンプ朝霞返還国有地が市内に約22haあるといった地域特性を活かし、正規の払下げまでの間、市民に開放するための自然林緑地や市民憩いの広場等を整備することとあいまって、国有財産特別措置法に基づく国の普通財産を暫定利用する際の用途及び期間等の規制の特例を導入することにより、市民相互
27	埼玉県	新座市	首都圏近郊緑地まちづくり特区	新座市内全域	県内で唯一の近郊緑地特別保全地区及びその周辺の緑地等を保全するため、みどりのまちづくり基金を活用して緑地の買取りに努めてきたが、東京都に隣接する住宅都市であることから、宅地開発等により貴重な緑地が失われつつある。そこで、地方財政法第4条の5の適用除外地区として指定を受けて、開発事業者から開発協力金を徴収し、これを原資として緑地等の買取りを行い、みどり豊かで良好な住宅
28	埼玉県	新座市	首都近郊都市活性化特区	新座市内全域	東京都との境界に位置する特異な本市において、良好な街並み形成を図るためには県内はもとより東京都とも均衡がとれた土地利用規制が必要である。また、深刻な経済不況の中、地域の活性化を図るため社会経済等の変化への柔軟かつ速やかな対応も必要である。これらの課題を解決するため、都市計画の原案作成者であり地域の実情を最もよく知り機動的な対応が可能である本市に用途地域の都市計画
29	埼玉県	八潮市	リサイクル推進特区	埼玉県八潮市	若い市民が多く、転入転出が活発という点、また、市内に多くの事業所が存在し、多種多様な製品が製造されているという点が特性である本市において、中古品の処分や在庫品の処分が可能となる流通ルートを確立し、自由な商取引を推進することにより、産業の振興、経済の活性化を図ることが可能となる。

30	埼玉県	菖蒲町	複合用途地域指定特区	町内の都市計画法に基づく工業系地域	本町では、国道122号バイパス、首都圏中央連絡自動車道及び同ICの建設事業が進められ、交通の利便性が更に向上する。そこで、既に立地する民間事業者の業態変化や事業の多角化に迅速に対応でき、また、新規の民間事業者の誘致を促進させ町内産業の活性化を推進するため、1の地域に商業系及び工業系の重複する用途を指定し民間事業者の投資意欲を向上させる。
31	千葉県	千葉市	中心市街地活性化特区	「千葉市中心市街地活性化基本計画」に定められた区域(約150ha)	大規模小売店の撤退や商店街の衰退等により空洞化の進む本市の中心市街地の活性化を図るとともに、各種業務機能の集積を促進することにより、政令指定都市千葉の都心にふさわしい、賑わいと魅力の復活を図る。
32	千葉県	館山市	原動機付自転車等ナンバー地域イメージ表示特区	館山市	観光・レクリエーション地域という特性を活かし、原動機付自転車等の標識について、創意工夫が可能とし、地域のPR及びイメージアップを図る。
33	千葉県	館山市	海辺活用特区	館山市	地元民間資本による海岸保全区域内等への集客施設の建設とそれに合せた背後での面的に魅力のあるまちづくり
34	千葉県	東金市	交通安全特区	東金市全域	交通事故が多発している状況を、東金警察署との連携による交通安全対策の実施により、地域にあった迅速な対応で、交通事故の減少を目指す。
35	千葉県	東金市	まちづくり推進特区	今後まちづくりに取り組むことが決定した地区	経済情勢の悪化に伴いまちづくりの基本方針を定めた地区に、都市計画法の開発許可の基準の緩和、土地区画整理法の技術基準の緩和、及び建物用途規制の緩和をすることで、魅力的で特色ある自由な発想のまちづくりを具現化することができる。そうすることにより、魅力的で特色あるまちが創造され定住人口の増加や経済
36	千葉県	君津市	君津インターチェンジ周辺産業活性化特区	館山自動車道君津インターチェンジ周辺地域	高速道路インターチェンジ周辺という立地特性を生かし、商業機能や地場産業と融合した新たな産業機能を導入するため、市街化調整区域内優良農地の開発規制の特例を導入することにより、当該地域の都市的開発を進める。
37	東京都	千代田区	立体道路整備特区		既成市街地で①敷地が細分化されている地区②機能更新期を迎えているが共同化等が進まない地区③高容積率が指定されているが細街路が多く土地の有効利用が困難な地区④スーパーブロック化に伴い歩行者と車の分別による安全確保が求められている地区における再開発事業等で、これまで自動車専用道路等にものみ適用されていた立体道路制度を、一般道路にも適用するようにし、市街地の適正な更
38	東京都	千代田区	都市再生開発特区		交通結節点等における大規模建築物の更新に伴い、インフラ整備が必要となるエリアを都市再生特別地区に指定し、自由度の高い都市計画と共に地域の更なる活性化と国際的都市間競争に打ち勝つ魅力ある都心地域を以下の手法で目指す。①目的税(都市計画税)を一定期間減免し、その相当額をこれまでの補助金制度では対象とならなかった自由度のある公共施設等の維持管理に充当し、民間の創意工夫を活用した持続可能なまちづくりを目指す②TMO、BIDなど地域に根付いた民間組織の主体により、まちづくりと地域経営が一体となった仕組みを創造する。③文化・福祉・教育などに係る広義のインフラを含み総合的な基盤整備によるまちづくり
39	東京都	台東区	観光ビザ発給要件の緩和	台東区	国内消費が低迷している中、観光ビザ発給要件が緩和されることで、観光客の来訪と観光消費を促すことによって、台東区のより一層の経済振興を図る。
40	東京都	東京都中央区	商業振興特区	中央区全域(面積10.1平方キロメートル)	区内全域が高度な土地利用や都市機能が集積している商業地といった地域の特殊性を活かし、商業地の機能更新とあいまって、商店街の組織化、中心市街地の指定の規制の特例を導入することにより、商店街の主体的活動の促進、市街地の整備改善及び商業等の活性化推進による都市機能の増進、地域経済の活性化及

41	東京都	板橋区	環境改善対策特区	大和町交差点周辺	大和町交差点の周囲10平方キロに交通量測定センサー及び二酸化窒素、SPMの関知センサーを取り付け、時速40kmになるように信号の調整をし、電光掲示板でも迂回に協力などの表示をする。
42	東京都	板橋区	産業活力支援特区	板橋区	中小企業のまちといった特性を活かし、独自の信用保証制度の運営に実績がある団体の財源基盤を強固にすることにより、中小企業者への経営相談・指導とあいまってより中小企業者の経営基盤の安定化を推進する。
43	東京都	板橋区	駅前整備特区	東京都板橋区徳丸	東武練馬駅は、都内より放射状に広がる東武東上線に位置し、同様に放射状に広がる都営三田線に位置する西台駅、高島平駅に連絡するバスターミナルのある地域交通拠点である。東武練馬駅には駅前広場がなく、北口改札口から約100m離れるバスターミナルまでの間に位置する「徳丸通り」(特別区道2157号幅員8m)は歩道分離がされておらず、人と車が輻湊し、道路交通上支障をきたしている。大学に通学する学生なども多く、近年は駅周辺の工場跡地に複数映画館を有する商業施設及び都心近郊型マンションの立地・進出により、道路交通問題は深刻となっている。駅周辺の道路交通問題を解決するため、「徳丸通り」に交差する補助238号線(特別区道2140号幅員11m)に面して駅前広場整備することが喫緊の課題である。街路事業にかかる国庫補助採択基準については道路改築2種は、事業費が10億円未満の事業を対象としており、現在事業費(整備面積約4,140㎡含むデッキ約1,140㎡)は概算37億円であり国庫補助の対象に該当しない。事業化にあたっては、特
44	東京都	墨田区	産業活力創生特区		戦後の高度成長期を支え、現在も都心近接型の産業集積を誇る当地域において、無料職業紹介の実施、会社設立のための資本金要件の緩和、破産時における個人資産の一定量の確保、専門職大学院の設立要件の緩和など規制の特例を導入し、産学官連携の活用等による既存企業の活力の再生、ベンチャー支援も含めた
45	東京都	八王子市	生き生き業務核賑わい特区	業務核都市基本構想における業務施設集積地区	業務核都市として指定された地域特性を活かし、業務のみならず、商業・医療機能等の集積を図るため、対象施設の範囲拡大や民間事業者への資金援助及び税優遇措置などの規制の特例を導入する。これにより、中核的施設整備が更に促進され、民間資本の投下や雇用が拡大されるなど、地域経済活動の活性化が期待でき
46	東京都	八王子市	緑化推進特区	八王子市市街化区域	開発行為に伴う「公園の設置」をその開発区域だけで捉えずに、より広いまちづくりの観点から考え、行政指導による公園の適正配置と公園の有効面積の確保を図る。具体的には、3,000㎡以上6,000㎡までの開発行為については、地域の実情に応じて市が、①従来どおり開発区域内への公園の設置②多角的な公共空間の確保③公園整備協力金(仮称)の納付の選択指導ができるようにする。
47	東京都	八王子市	まちなみ再生特区	八王子市の一部	業務核都市構想の承認を受けた八王子インターチェンジ周辺地区に隣接する本事業の中で、都市計画道路(八3.4.71号線、八3.4.72号線)と、これを支える区画道路等を合せて整備し、周辺との整合、地区内に指定されている生産緑地との整合を図りながら、宅地利利用増進等を促進し、良好な都市機能を維持し、健全な市街地の育
48	東京都	八王子市	「首都圏サービス産業」特区		全国でも有数のソフト産業をはじめとしたサービス産業が立地する地域特性を活かし、中小企業の範囲の拡大を図るなどの規制の特例を導入し、各種支援策の活用により、中堅企業の活性化及び雇用創出を推進する。
49	東京都	三鷹市	まちづくり・環境特区		環境に配慮した循環型社会の形成を図るとともに、協働とコミュニティに根ざした自治の推進、豊かな住環境の形成、地域特性をふまえた個性豊かなまちづくりを進め、市民生活の向上をめざす。

50	東京都	立川市	「たちかわ都市軸にぎわい」特区(仮称)	立川市の一部(自転車歩行車道第1号(都道立8・1・1 都市軸線)内)	広域的位置付けを担うJR立川駅から立川基地跡地地区周辺にかけての賑わいと、魅力化による未利用国有地への機能集積を図り、もって経済活動の活発化や雇用創出、産業育成等に資するため、拠点的位置付けを持つ自転車歩行者専用道路の都市軸におけるイベントやオープンカフェ等の活動に関する道路交通法、道路法に基づく道路の使用許可、占用許可について、許可から届出への変更、もしくは
51	東京都	東村山市	地域コミュニティー交通の整備を自治体が事業主体となり単独の行政区域内で実施する場合に限り道路運送法第4条許可を受ける全ての事業者が定時定路線型の乗合運行ができる特	東村山市内	平成15年1月から当市が事業主体となり、コミュニティバスを一路線開通させるが、今後は他の交通不便地域へ拡大させる計画がある。当市は道路幅員が狭く、地域毎の需要規模を考えれば、比較的小規模な車両で定時定路線型の乗合運行事業を展開したい。現行、道路運送法第3条第1項1号イの許可事業者が定時定路線型の乗合運行を優先的にでき、第21条第1項2号の規制により、第3条第1項1号ロ及びハの許可事業者と競合する場合、第3条第1項1号イの許可事業者は守られている。この様な場合、第3条第1項1号ロ及びハの許可事業者の事業参入は実質的に不可能である。地域の事業者には許可条件が厳しい第3条第1項1号イの許可の取
52	東京都	多摩市	多摩センター地区経済活性化特区	多摩センター地区(多摩市域の一部)	道路上の占用許可基準等の規制の特例の導入により、多摩センター駅南側の歩行者専用道路(幅員40メートル)を活用した多様なイベントやオープンカフェ等を実施するための環境整備を行うとともに、駐車場設置義務の緩和による商業施設や新たな産業の誘致、創業支援を図り、来街者の回遊性や集客の確保など、文化の薫り高い活気とにぎわいに満ちた複合都市を再構築する。
53	神奈川県	横浜市	交流特区		ビジネスや文化・学術等の交流を市民、企業、NPO等さまざまなレベルで促進するとともに、文化関連産業、コンベンション関連産業、情報関連産業の集積を図り、横浜の地域特性を活かした都心部形成を進める。
54	神奈川県	鎌倉市	緑地保全特区	鎌倉市内	相続税納税猶予制度の創設や贈与税猶予制度の創設により、市街化区域内の緑地保全地区の指定に対する地権者の協力を得やすくなる。ひいては緑豊かな鎌倉市の自然環境の保全に結びつく。緑地保全地区内の山林を租税特別措置法第70条4～6(農地に関する納税猶予)に規定するものと同等程度の緩和をする。
55	神奈川県	鎌倉市	国有地暫定利用特区	鎌倉市内	環境への配慮等から、自転車利用が増加し駐輪場の需要が増加しているが、駅周辺部における駐輪場の建設・確保については、莫大な事業費(用地取得・建設費)の問題から困難となっている。国有財産のうち未利用(遊休)土地について、地方自治体を実施する放置自転車対策事業に無償又は低額での譲与若しくは賃貸借できるよう、国有財産法等の規制緩和を求めたい。
56	神奈川県	小田原市	フィルムコミッション特区	市町村	
57	神奈川県	逗子市	環境特区	逗子市(市街化区域)	規制の特例を講じることによる具体的効果市街化区域の樹林地が保全され、潤いのある良好な生活環境が確保される。また、緑地保全地区への編入や公有地化の交渉等で、地権者の協力が得やすくなる。
58	神奈川県	十日町市	住居表示 十日町方式	DID地区	土地の地番による複雑な住所表記(住居の位置が特定困難)と、古くからの地名を利用した住所表記(住居の位置が特定容易)が混同しており、これを解消するため、民間企業・行政・住民の要望を調整し、歴史的な土地名や、町内コミュニティを尊重した町界町名整理を行い、一本化された住居表示を実現する。

59	石川県	羽咋市、押水町、志雄町、羽咋郡市広域圏事務組合	自然共生特区(千里濱なぎさドライブウェイ公園特区)	羽咋市(志雄町、押水町を含む。)	
60	石川県	小松市	飛行場周辺経済振興特区	小松市のうち小松飛行場周辺地域	市街地に隣接するという優れた立地条件である小松空港周辺地域に点在する騒音移転に伴う広大な国有地や分譲工業用地(土地開発公社所有)に国有地や土地開発公社に関する規制の特例を導入することにより、企業立地や大規模集客施設の整備を図る。もって、限られた資源である土地の有効利用を図り、雇用創出や産業振興等、地域経済の活性化を推進する。
61	福井県	敦賀市	環日本海加工物流特区	敦賀市荻生野(あぞの)地区	敦賀港の輸出拡大や港湾機能の充実を図るため、港湾後背地に産業団地を造成する予定であったが、後背地に集落や山地が張り付き、地形特性上、郊外に立地せざるを得なかった。本市は、「港湾物流都市」として発展を遂げてきたが、港湾関連企業のサービス化、工業系サービス業の特化に対応した団地として導入業種の緩和や土地利用制限の緩和を図ることにより、港湾型サービス業等、工業のサービ
62	山梨県	山梨市	ウォーター(リバー)フロントまちづくり特区	山梨市	青い空、澄んだ空気、美しい水、緑の樹園地、笛吹川・重川・日川の清流、日本のフルーツの里、美しい街並み、等々の素材を生かした文化と遺産がマッチした、トータル的なまちづくりを図ることが出来る。
63	長野県	長野県	長野ルネッサンス特区(美しいながの「まち」「里」「山」へ再生の息吹きを)	長野県土のうち、景観の形成または保全上とくに重要な区域	地域の個性に基づく美しさの価値保全・創造には、その重要性がある地域の範囲内で、現行法の規制や手続ではなく、対象そのものを保全・創造するに最も相応しい物差しで判断することが重要である。現行法の一部をいったん除外し、現行法とともに新たな条例に基づく規制、誘導、支援を図っていく。
64	長野県	長野県	高速道路改革特区	中央自動車道(塩尻IC～中津川IC)	地域住民、物流関係機関・団体、道路利用者等の合意を得たのち、国道19号の夜間大型車を通行禁止することにより、大型車や危険物積載車などの中央自動車道への交通転換を図り、代替措置として、中央自動車道恵那山トンネルの危険物を積載する車両の通行規制緩和、及び同自動車道の通行量増大に伴う高速道路料金の引き下げや引き下げの容易なシステムの構築により、課題を解決し木曽地域の振
65	長野県	長野県	企業立地促進特区	長野県内	長野県には、優れた地理条件にあり、恵まれた自然条件に加え、培われた微細加工技術の集積があります。これらの特性を活かし、21世紀型産業の誘致を進めるため、県内自治体の委託により土地開発公社が保有する工業団地の賃貸制度や小規模分譲用地の即時分譲を可能とする制度の創設など規制の特例を導入することにより、企業立地を促進し、雇用の増大、地域の活性化を実現する。
66	長野県	長野市	秩序ある自転車利用を促進する特区	市町村の全部	放置自転車に対する秩序ある利用の促進を図るためには、可能な限り自転車駐車場の設置を図ることが重要であるが、現状における自転車駐車場内や歩道等にある放置自転車の一時保管が6ヶ月間では、大量の放置自転車への対応によって保管場所の確保が困難になっている、また、再利用を図る上で、自転車としての機能が低下することから、6ヶ月間の保管期間を短縮することが必要である。

67	長野県	長野市	将来のまちづくりに備え 用地を取得できる特区	長野市の全部	市民のニーズに応え市の施策を実行するには、事業に必要な用地を速やかに確保しなければならない。現状は事業認定を受けるために長期間を要し、且つ必ずしも事業認定が受けられることなく、事業の中止あるいは廃止にまで至るものもある。緊急且つ特別な事情の場合には、収用適格事業が事業認定を受けずとも特別控除または代替の特例が認められるようにすることが必要である。
68	長野県	長野県	携帯電話特区	長野県全域	移動通信用鉄塔施設整備事業のスキームに位置付けられている事業者負担(事業費の1/6)を市町村が肩代わりすることを特区として認める。これにより、市町村が当該補助事業を活用しやすくなり、山間地等の観光地の通信環境が整備され、観光客のさらなる入込みが期待でき、地域経済の活性化が図られる。
69	長野県	長野県	IP電話特区	長野県全域	IP電話番号の割り当てに際して、自治体等(NPO)へも割り当てを認めるとともに、割り当て対象者として電気通信事業者のみならず多様な事業者も認め、その際の通信品質基準の適用を緩和することをIP電話特区とする。これにより可能となるIP電話により県内IP網内の通話は無料になり、IP電話利用者が飛躍的に増加することにより、IP電話機器(PDA端末)の需要やネットワークビジネスが創出され、県内I
70	長野県	長野県	一級河川管理特区	長野県全域	①一級河川の本川は、全て国管理とする。②本川へ流れ込む支川のうち、下流に著しい負荷を与える恐れのあるものを除き県管理とし、国の認可を不要とする。③準用河川等に関する業務は、県独自の基準を新たに策定し、国が行っていた認可業務
71	長野県	上田市	「上田 道と川の駅」特区	上田市小泉地区	日本百景に選定され、奇岩半過岩鼻や千曲川の水辺空間など自然環境豊かで風光明媚な地区において、道路利用者の休憩場所で快適なサービスを提供する「道の駅」と、河川の自然環境を活かした親水空間となる「川の駅」を、廃川敷地等を活用し、国と市が連携し、一体的に整備することにより、情報及び人的交流の場を確保すると共に地域活性化や住民福祉に資するため、世代間及び地域間交流、健康
72	岐阜県	岐阜市	まちなかにぎわい特区	中心市街地(商店街振興組合の存在する地区)	岐阜駅前地区から柳ヶ瀬知地区までの活性化を図るため、当地区において、道路交通法の規制を届出とすることにより、イベント等開催が容易になり、集客効果が高まり、当地域の活性化に寄与する。
73	岐阜県	岐阜市	伝統文化ふれあい観光特区	岐阜市長良川流域の千鳥橋下流～観覧船事務所下流の忠節用水排水樋門周辺迄	伝統文化である鶺鴒や各種の伝統的・文化的イベント(薪能・手力雄火祭・花火大会など)がより輝かせることができ、更に市民・観光客にとってよりよい憩いの空間の創出にもつながる。また、21世紀の観光地として再生するためには、他のイベントとの相乗効果を考えながら鶺鴒観覧方法の多様化を図ることにより、市民や観光客の
74	岐阜県	岐阜市	屋外広告物の簡易除却要件の緩和特区	岐阜市の中心市街地	JR岐阜駅から柳ヶ瀬を中心とした地域の路上などに氾濫する違反広告物の簡易除却を推進するために、「簡易除却対象の屋外広告物の素材や形状を、容易に取りはずすことができる状態にあるもの全てを包括できるようにする」「設置から簡易除却までの期間を短縮する」といった要件緩和を行い、住民や来岐者に対してスローライフを提案、「美しく安全な観光都市・岐阜市」を実現させる。
75	岐阜県	岐阜市	地域の実情に応じた道路構造適用特区	岐阜市全域	地域の実情に応じた道路構造を適用することにより、まちづくりに適合した道路を早期に整備し、便利で安全な活力あるまちづくりの形成を推進する。
76	岐阜県	岐阜市	街中緑いっぱい特区	岐阜市の市街化区域	金華山や長良川に代表される豊かな自然を市街地の中心部にもつ都市の立地条件を活かして、個性的で魅力的な都市環境を創出する。具体的には、街中に緑地や水辺などをいっぱい設けるもので、法第59条の2に規定する特例を拡大して導入することにより、地市街地の建築計画において敷地内に設けた緑地や水辺面積を評価して指定容積率を割増しできるものとし、空地を公開的な緑地や水辺に修景す

77	岐阜県	岐阜市	駐車場運営特区	岐阜市駅前地区(岐阜 駅西駐車場)	駐車場の立地特性や利用者のニーズに応じた、自治体独自の料金制度やサービスの拡大を、スピーディーかつタイムリーに行うことにより、公共駐車場の利用者の増加と経営の改善を図る。
78	岐阜県	柳津町	岐阜流通・物流関連事業推進特区	岐阜県羽島郡柳津町 佐波・高桑地域	県都市街地の外縁に位置する、新たな道路交通重要の高まりにも対応可能な地域特性を活かし、既設流通業務団地の活性化策の推進と併せて、地域をもって流通・業務業と連携又は支援する施設の立地を可能とする特例を導入することによって、地方都市型の流通・物流拠点を旨とした、官民総合の取り組みを推進することが可
79	岐阜県	白川村	白川郷文化・環境・教育特区	白川村全域	豊かな自然(白山国立公園)と民俗文化(世界遺産・合掌集落)を誇る白川郷の地理的、地形的不利を克服し、「日本一美しい村・白川郷」を末永く伝えていくために環境・景観の保全とともに、それを支える地域民の郷土愛と地域経済の健全な発展のための各種規制緩和と、持っている資産の他方面活用を図り、情報発信と、地方
80	静岡県	熱海市熱海・カジノ誘致協議会	熱海温泉郷観光振興特区	熱海市内全域	豊かな観光資源と交通の便の良さといった地域の特性を活かし、カジノ開設事業を中心に魅力ある街づくりを進めるとともに、国内外の観光客誘致として、「カジノに係る賭博関係規制の適用除外又は特別法の整備」を導入することにより、地域周辺への経済波及効果や新規雇用の創出、新たな税収確保により、熱海市の再生(環境・文化・医療の整備など)と地域の活性化(ホテル旅館、商店街の繁栄、新規雇用創出
81	静岡県	熱海市	都市計画街路特区	農用地区域を除く熱海 市内区域	補助採択基準の緩和により、熱海市の地理的条件を活かした総合的なまちづくりの実現ができる
82	静岡県	浜松市	外国人との地域共生特区	浜松市	浜松市では、外国人が多数在住する特性を活かし、「世界都市・浜松の実現」を政策目標に、「世界都市化ビジョン」を推進している。当該特区では、外国人の就労環境や教育環境等を整備することにより、外国人との地域共生に向けた外国人集住都市会議における「浜松宣言及び提言」の実現と地域の活性化を進める。
83	静岡県	掛川市	満水プロジェクト特区	掛川市の一部 ①新エコポリス②環境資源ギャラリー③22世紀の丘公園 地内	①この計画とあいまって特例を導入することにより社会資本整備特別措置法の目的に添って事業を円滑に推進し、借入金の返済を図る。①②③本地域は、里山の工業団地、清掃センター、公園の計画が一体となった地域であり全体が公園の一施設のような特性を活かし、植栽計画の調和が、公園施設のように見学が容易な地域を実現する。③森林に囲まれた自然環境という恵まれた地域の特性を活かし、都市公園内への福祉施設整備により、高齢化社会での交流を促進させる。
84	静岡県	掛川市	スローライフバス特区	掛川市の一部	市街地循環バスについては、地方自治体の理念や地域特性を生かしたバス運行を目的に、道路運送法の規制緩和を求め、住民の多目的なニーズに対応できる地方自治体主導型の今までにない新しいバス運行の確立をめざす。また、地域福祉バスについても、地域特性や地区の高齢者等のニーズに合った運行活動を目的に、市が路運送法第80条の規制緩和の特例を導入し、自治体が主体となる運行の支援
85	静岡県	掛川市	美観・活力駐車場特区	掛川市の一部	急速に衰退の進む中心市街地の活性化を図るため、空車が目立つ大手門駐車場の一部を、近隣生活者や商業者の駐車場として、区画指定月極めとして提供することによって、街中の定住を促進し商店街を若返らせ、観光客を呼び戻しTMO計画の展開を実現したい。また、駅周辺駐車場の長期置き去り車両を管理者責務のハードルを下げることによって、処分し、利用者の利便と駐車場管理者の抱える負
86	静岡県	掛川市	駅天守ギャラリー特区	掛川市の一部	新幹線掛川駅と掛川城天守閣を結ぶ延長400m×幅22mの駅前通り(駅天守ギャラリー)については、路上駐車時間の延長を図り、さらに車優先から歩行者優先の限定地区となるよう歩行者天国実施に際して道路交通法の弾力化をはかる。

87	静岡県	掛川市	都市計画道路ローカルルール特区	掛川市都市計画区域地区	市街地は伝統的市街地の構築また、連絡道の整備により集落中心の地域構造を活かしたまちづくり促進。
88	静岡県	掛川市	東西大動脈結節特区	①国道1号掛川バイパス有料区間、②第二東名本線、③高架道路下	市内の第二東名区間をコスト縮減工法を採用したモデル地区として整備する。また、高架下空間の有効活用のため道路法・高架道路下占用基準などの規制の特例を導入し、高架下公園事業を実施することによって、迷惑施設の地元活用型建設の
89	静岡県	掛川市	美観と防災空間特区(緑の精神回廊)	掛川市城西ほか(二級河川逆川堤防)	市街地に唯一残された水と緑の空間であり、住む人も訪れる人も、現在だけでなく将来にもわたって、誰もが快適と感じられる空間を創造するため、誰もが安全で快適に利用できる緑の精神回廊としていく。
90	静岡県	掛川市	保留地販売促進特区	掛川市の一部	土地譲渡による償還についての規制を廃止し、有利子借入金の償還を優先させ
91	静岡県	掛川市	不動産登記簡素化特区	掛川市	掛川市の生涯学習や土地条例の実績を踏まえ、市内公道上の個人名義の土地の所有権移転登記の簡素化を図ることにより、土地関係のトラブルを防止するとともに道路管理の適正化を図る。
92	静岡県	掛川市	福祉の森構想	掛川市長谷地区	公図と現地の違いや相続の複雑化から相続登記未処理の土地が点在し、所有権移転登記ができないなど事業を推進する上で支障をきたす地区に対し、この相続処理を代表相続人を選任することで可能にする。
93	静岡県	豊田町(静岡県)	高速道路を生かした地域経済再生特区	豊田町高見丘地区	高速自動車国道法等の改正により、サービスエリアやパーキングエリアとの連結施設が可能となったことから、民間開発を行うことで地域活性化を図る環境が整ってきました。そこで、都市計画法の市街化区域設定の規模要件の緩和をしてもらうことにより東名高速道路パーキングエリアとの連結施設を利用した周辺開発をすることで雇用の場の確保や地場産業の育成、税収の確保等を行い地域経済の活性化を図る。
94	愛知県	一宮市	中心市街地にぎわい特区	一宮市中心市街地活性化基本計画に定める区域内の一部区域	当市の中心市街地は、歴史・文化、産業などの多様な集積と交通結節機能を有する尾張西北部の交流拠点であり、その特性を活かして活性化のためのイベント等を開催しているが、イベント時においてもオープンカフェなどは道路占用に関する規制により認められない。そのため、こうした道路占用に関する規制の特例を導入することにより、イベント等におけるにぎわい・交流空間機能の向上を図り、もって中心市
95	三重県	鳥羽市	観光産業特区	三重県鳥羽市生活者に影響が及びにくい地区。いずれにしても、国立公園内に位置する。	多くの観光客を受け入れてきた鳥羽市も近年の観光客の減少により観光業は低迷している。魅力ある滞在型リゾート地を目指すため従来の景観美と海の幸、鳥羽水族館やミキモト真珠島などの観光施設を活用した上にカジノを開設することで雇用の創出、観光客の増加、観光産業への波及効果などの相乗効果を期待したい。
96	京都府	京都市	国際文化観光特区		歴史的な町並みや伝統的な産業が多く残されている京都の地域特性に応じた規制の特例により、魅力ある定住環境と特徴ある産業環境を支える都心部の再生を図るための「歴史都市再生地区(仮称)」制度の新設等の京都の町並み保全策や、伝統伎芸の保護など、我が国が進める国際観光の推進にも大きく寄与する文化観光の振興策を進め、京都の活性化、ひいては我が国経済の活性化を目指す。
97	京都府	亀岡市	緑と共生のまち推進特区	亀岡市内市街化調整区域	京都府下の約1割を占める農地と市域の70%が山林という豊かな「緑」を活かし、市街化調整区域内における開発許可要件の緩和により、農地としての有効な活用が見込めない集落介在農地の宅地化を誘導し、農村集落の活性化とともに、市街化区域と農村地域の均衡ある発展を目指す。

98	京都府	向日市	長岡宮跡史跡指定地活用特区	京都府向日市の一部	史跡長岡宮跡は交通の利便性といった特性を活かし、史跡公園と一体化された施設(観光案内施設、土産物施設、トイレ施設、喫茶施設)を建設することとあいまって、史跡指定地の現状変更制限の緩和の規制の特例を導入することにより、観光産業の振興や地域の活性化につながり、本市の歴史文化の拠点となるとともにまち
99	大阪府	大阪市	新産業創造(知的ビジネス創成・集客)特区		低迷する大阪経済の再生には都心部の活性化、賑わいの創出が不可欠なことから、都心部の都市再生緊急整備地域において、都市再生特別措置法に基づく規制緩和に加え、伝搬障害防止区域内の建築物の整備に係る工事停止期間の短縮化や民間施設(地下駐車場、店舗等)と一体となった都市公園整備を実施することにより、都心部への民間投資を誘発し、賑わいのあるまちづくり、ひいては大阪の都市
100	大阪府	堺市	国際楽市楽座特区	堺市全域	堺市臨海部や中心市街地などの低・未利用地などを活用し、市域全体の経済の再生と活性化を図るため、中世の特区とも言える「楽市楽座」をモデルとして、外国人研究者の在留要件などの緩和、大学設置基準の緩和、事業用低地借地権の期間設定の自由化など、海外からの人材の確保や事業所の誘致、研究開発の促進などに関する規制の特例を導入することにより、にぎわいの創出、新事業の創出や成長
101	大阪府	東大阪市	モノづくり経済特区	東大阪市域	モノづくりのまち東大阪において、市内工場の潜在的な拡張ニーズが高いことからモノづくり経済特区構想事業の実施とあいまって、建築基準法第52条、第53条の容積率及び建ぺい率の規制の緩和により、工場の市外転出を抑止し、また、工場立地促進により、市内製造業の比較立地優位性を高め、経済のグローバル化に対応できる国際競争力のある製造業の再生につながることを期待する。
102	兵庫県	兵庫県	国際経済特区	阪神地域	当該地域が有する優れた産業基盤や国際的な都市環境といった地域の特性を活かし、兵庫県の産業集積条例を核とした県・市町協調による国際経済拠点形成に向けた外国企業等に対する立地支援策とあいまって、外国人ビジネスマン等の在留資格や期間、労働者派遣等に関する規制の特例を導入することにより、地域経済の活性化や構造改革及び雇用の増大を実現する。
103	兵庫県	兵庫県	産業集積特区	兵庫サンベルトゾーン(山陽自動車道及び第2名神自動車道が通過する市町を中心とする地域)例:加西南産業団地、加西東産業団地等	広域的な交通が結節し、京阪神地区に隣接する優れた立地特性を有する兵庫サンベルトゾーン内の産業団地を新たに「産業集積特区」として指定し、労働者派遣における派遣期間の延長、建物容積率の特例、土地開発公社の保有地の賃貸の容認などの規制の特例を導入し、兵庫県の産業集積条例を核とした県、市町協調による立地政策とあいまって、企業立地に伴う初期投資の軽減等に資する規制緩和を行い産業集積の促進を図る。
104	兵庫県	神戸市	六甲有馬観光特区	神戸市東灘区・灘区・中央区・北区の一部	震災後、観光客の落ち込んでいる六甲山・有馬地区において、豊かな自然資源及び温泉を活かし、国立公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充や健康保険組合所有の遊休保養所の賃貸・転用・売買の容認、外国人在留資格の技能項目へのマッサージの追加などの規制の特例を導入することにより、「六甲芸術村構想」や温泉の新たな魅力づけを行い、観光地としての地域の活性化を推進する。
105	兵庫県	南淡町、株式会社南淡	自然エネルギー推進特区	兵庫県三原郡南淡町地内の国立公園特別地域(福良及び沼島地域)	鳴門岬をはじめとした海岸部及び沼島地域において、風力発電事業を実施するため、自然公園法の規制の特例を導入することにより、農業・水産業・観光業など主要産業の新しいエネルギー源として役立て、自然と共生した自然エネルギーのまちづくりを推進する。

106	島根県	赤来町	地域内複合輸送特区	赤来町	高齢化率33.6%、高齢者の独居・夫婦世帯等が全体の4分の1を占めるなかで、町内全集落への町営バス路線の確保をめざしており、バスによる宅配サービスを行うとともに民間宅配事業者に住民輸送を可能にするため、人と物どちらも輸送できるよう特例を導入することにより、地元消費の促進と地域内の公共・民間双方の輸送機関が補完しあい住民の一層の利便性の確保と地域内交流を活性化し、支え合う
107	島根県	江津市	新エネルギー開発	江津市全域	風力発電施設の建設にあたっては年間を通して良好な風力が得られることが必要であるが、建設の有望箇所は保安林の指定区域であることが多く、事前に保安林の解除手続きが必要となる。しかしこれには、きびしい規制があり、手続きが非常に困難である。この規制を緩和することにより、施設の建設が促進され、地域の活性化に
108	岡山県	岡山県	岡山県南部地域研究開発・創業促進特区		研究機関や企業等が相互に刺激し合いながら、産学官が連携して研究開発に取り組み、高度な技術力を活かした新規創業や新分野進出を促進することで、地域産業の振興を図るためには、関係機関の集積と機能向上を図る必要がある。このため、第1次募集で提案した、外国人研究員の招聘等に加えて、裁量勤務が認められる任期付研究員の範囲の限定を解除することで優秀な研究員を公設試で確保するための規制緩和を、新たに提案するものである。
109	岡山県	岡山県	鉄道駅を核としたまちづくり特区	都市近郊の鉄道駅を中心とした区域(特に井原線沿線の市町村所在の鉄道駅を中心とした区域)-駅を中心とした半径500mの区域を想定	都市近郊の鉄道駅を中心とした区域、特に井原線沿線の市町村所在の鉄道駅を中心とした区域(駅を中心とした半径500mの区域を想定)において、農地の転用等の規制の特例を導入することによって、鉄道駅を核としたまちづくりを促進し、地域の振興を図る。
110	岡山県	倉敷市	広告景観特区	倉敷市全域	「古い町並みを今に残す倉敷美観地区などを抱える倉敷市は、文化と観光といった地域の特性を活かし、違反広告物の簡易除却措置の実施とあいまって、管理者撤去の適用範囲の拡大及び、のぼり・旗の対象範囲の拡大などの規制の特例を導入することにより、良好な町並みを保護し、通行の障害となる違反 広告物
111	岡山県	上齋原村	エコエネルギー発電所特区	上齋原村恩原地区	自然のもたらす資源(エコエネルギー)が豊富で、とりわけ風力エネルギーのポテンシャルの大きい地域特性を活かし、エコエネルギー発電事業の実施とあいまって国定公園特別地域内に工作物(風車および関連施設)建設可能な規制の特例を導入することにより地球温暖化防止及び地域経済活性化に寄与する。
112	広島県	広島市	土地開発公社所有地有効活用特区	広島市全域	JR広島駅に近接した一団の空閑地である、土地開発公社所有の貨物ヤード跡地(約11.6ha)について、土地開発公社の業務範囲の特例の導入により、その立地ポテンシャルを生かし、民間の資金・ノウハウを最大限に活用した「プロ野球開催機能をもつスタジアムを中心としたにぎわい空間」の整備を促進する。これにより、魅力とにぎわいのある新たな都市拠点を形成し、都市再生による地域活性化と都市機能

113	愛媛県	松山市	歩いて暮らせる街づくり特区	松山市中心市街地	市中心部は、多くの人が生活するゾーンであるが、様々な要因で中心部が空洞化する傾向にありその結果中心市街地の活力が低下しつつある。活性化対策として、人が暮らしやすい良好な都市環境を整えることが人の流れを呼び戻す大きな力になると認識し平成11年度から「歩いて暮らせる街づくり」の実現を目指し、活性化プロジェクト、具体的にはパークアンドライドやレンタサイクルなど様々な社会実験（国交省共同事業）を行いその手法を研究しているところである。中心市街地の活性化のためには、人が健康に暮らせるよう環境負荷の低減を図るための交通システムの確立や、高齢者や障害者の方々も安心して外出できる交通バリアフリーなどさまざまな取組みが最低条件となるが、このためには多くの環境条件の整備が必要である。具体的には、交通拠点から中央商店街を結ぶ動脈となっている地下街のバリアフリー
114	愛媛県	東予市	住宅・産業創生特区		東予市河原津干拓地は、風波による塩害等のため農業利用が進まず、遊休化しているため、地区計画を導入し宅地化を図り、有効利用を行う。
115	高知県	高知市	国民宿舎運営特区		本市の産業構造は第三次産業が76%という典型的な消費型都市であり、その特性からも経済活性化については、即効性のある観光・交流産業に力を傾けている。本市の国民宿舎については、主要観光地桂浜にあって、太平洋を眺望できる絶景の地に位置していることから、この観光施設をいかに活性化していくかが大きな課題である。現段階では、国民宿舎の運営は非営利の法人にしか委託ができないこととなっているが、規制緩和によって、民間事業者参入を可能とし、その経営ノウハウの活用によって当該国民宿舎が観光施設として魅力アップし、ひいては雇用拡大や
116	高知県	高知市	競輪事業活性化特区	高知県内	高知競輪の売上、来場者ともに減少傾向にある。来場者については、高齢化が進み、新規ファンの開拓が急務である。場外車券売場の許可及び設置基準等の緩和により前売場外を設置しやすくすることは、従来からのファンへの利便性の向上や新規ファン開拓のための好適地への設置を可能とすることができ、売上増につながる
117	福岡県	田川市	産炭地域開発規制緩和特区	旧産炭地域	旧産炭地域の経済振興として、土地開発を進めるにおいて、鉱害賠償登録の記載のある土地が多数あり、開発に伴う土地区画の登記上の整理は明快にされるべきなのに、鉱害賠償登録は、不動産登記法における合筆を禁止しているため、登記事務を複雑にし、かつ土地の所在と範囲を不明瞭にしている。特区により鉱害賠償がなされている土地について合筆できる手段を導きだし、土地の流動化による地域振
118	長崎県	長崎県	しま交流人口拡大特区		対馬は、韓国と地理的にも歴史的にも関係が深く、また、山林や国定公園地域など豊かな自然に恵まれているなどの地域特性を活かし、韓国釜山との定期航路の開設など、韓国との国際交流を柱に据え、地域振興に取り組んでいる。さらに、韓国人観光客のノービザ化、国定公園特別地域内での事業実施要件の緩和・公園計画の随時見直しなどの規制の特例を導入することによって、交流人口の拡大と、自然と調和した受け入れ態勢の整備を可能とし、観光振興や地場産業の振興を推進す
119	長崎県	菊池市	九州地域における韓国人入国査証（ビザ）の恒久免除	九州地域	「日本に出会う九州、アジアの玄関、日本の原点、自然と文化が交差する九州アイランド」と位置づけされた九州地域の特性を活かし、「九州地域における韓国人入国査証（ビザ）の恒久免除」の特例を導入することにより、国際交流が盛んに行われるとともに、経済の活性化が図られる効果がある。

120	長崎県	佐世保市	国際観光交流特区	テーマパーク『ハウステンボス』内(佐世保市ハウステンボス町)	国際観光交流を促進する佐世保市になかで、特にその役割を大きく担っているのが『ハウステンボス』である。海外からの観光客が増加し、国際観光交流がますます促進されるように『ハウステンボス』内に海外観光客のみが利用できる免税店を設置する。ひいては、佐世保市内全域への波及効果も期待される。
121	長崎県	小浜町、九州大学大学院工学研究院地球資源システム科、西日本技術開発株式会社	小浜総合自然エネルギー特区		温泉水を利用したバイナリー発電と地域密着型熱供給事業を行う。これらの事業は発展が見込まれる未成熟産業である。特区において小規模電力の販売を可能にし、温泉井関連の申請の簡素化や温泉スケールの再処理を可能にするなどの特例を導入することによって事業化、地域活性化を実現する。同時に、CO2固定化技術研究や熱電素子技術研究等の先導的研究を推進して、循環型自然エネルギー利用システムを確立する。
122	大分県		留学生特区		外国人観光客や外国人留学生が増加する国際観光温泉都市、別府市において、留学生を対象として、卒業後の就労に係る在留資格制限の緩和、在留期間の延長、資格外活動(有償長期インターンシップ)の制限緩和、公営住宅への入居制限の緩和などの規制の特例を導入することにより、外国人雇用や企業誘致等による地域経済の活性化を図るとともに、多文化共生の活力ある地域社会を形成する。
123	熊本県	八代市	交通・環境特区	八代市	地方公共団体の税務行政を推進する、①検査対象外軽自動車の使用に関する地方運輸局長への届出の撤廃、②軽自動車の継続検査用納税証明書の交付手数料の徴収、③滞納の特別徴収義務者の指定解除、を行うことにより、簡素で効率的な行政の確立及び収入の安定確保を図り、もって健全な財政運営の推進とともに、社会構造の改革など地域の活性化と経済の発展を進める。
124	熊本県	菊陽町	熊本半導体産業特区	熊本県菊陽町全域	半導体産業集積地の地理的中心、輸送・交通利便性や豊富な水資源等優れた立地環境といった本町の特性を活かし、セミコンテックパークの拡張や工業団地の建設とあいまって、農地法や都市計画法などの規制緩和の特例を導入することにより、生産拠点の円滑な立ち上げによる製品の迅速な市場投入が可能な環境を整備。企業立地の促進を通じた地域経済発展及び日本の基幹産業競争力強化を目指す。
125	宮崎県	宮崎県	神話・伝記のふるさと特区	「ひむか神話街道」沿線市町村	本県には国内最大規模を誇る「西都原古墳群」をはじめとする数々の史跡や天孫降臨神話などの伝承、神楽に代表される伝統芸能などの歴史資源が数多く残されている。今年5月に開通する予定の「ひむか神話街道」を基盤として、歴史資源を広域的に活用した地域づくりを推進するため、旅館業法や旅行業法などの規制の特例を導入することにより、地域振興、観光振興を図る。
126	宮崎県	宮崎県、宮崎市	国際観光コンベンション特区		神話・古墳等に見られる日本を代表する歴史観光資源、アジア諸国との地理的接近性、九州・沖縄サミット外相会合をはじめとした国際会議の開催、W杯サッカーキャンプをはじめとしたスポーツキャンプの実績等を活かして、海外観光客の入国要件の緩和やコンベンション専用ビザの創設などの特例を導入し、アジアを代表する観光リゾート拠点としての整備を図り、海外からの観光客増加を目指す。

127	鹿児島県	鹿児島県川内市	川内市土地高度利用特区	川内市全域	行政財産として取得、使用されておりながら、公共団体への権利登記がなされていない土地が多く発見されている。その中には共有地や多数相続となって登記移転が困難となっているものが発生しており事務処理は進んでいない状況である。そこで行政財産として永年使用されている未登記土地に限り、登記要件の規制を緩和し、納税管理者の同意だけで登記できるよう特区を定め土地の整理を図ろうとするも
128	沖縄県	石垣市	観光特区		石垣市は日本列島の最南西端に位置し、広くアジア太平洋地域に開かれた国境都市である。このような、立地上の優位性及び観光リゾート地としての特性を活かし、空・海路線の充実をはじめ一衣帯水の関係にある台湾を、限定としたノービザ制度を導入することにより観光客誘致を促進し、他に類をみない国際交流の場として地域活性化を図る。
第3次提案					
1	北海道	旭川市	積雪寒冷地バイオトイレ特区	図示	バイオトイレは、人のし尿などの有機物を微生物の力を借りて短時間で分解・発酵処理し、二酸化炭素と水に変えるトイレですので、大量の尿尿でも満杯になる心配がなく、水を使用しないため排水や凍結の心配がないので、積雪寒冷地の屋外公衆トイレとして理想的なシステムであります。バイオトイレは既に法規制の及ばない山岳地域等での使用や室内での介護用移動トイレとして販売され広く実用に供されております。建築基準法で規制されている下水道処理区域内でも屋外公衆トイレを設置できることになれば、冬期間閉鎖されている通年使用できるようになり市民サービス現在三沢市が進めている中心市街地活性化事業(通称:アメリカ村構想)において、外国人を対象としたチャレンジショップ等の立地や保税蔵置場における特定食品の販売等を可能とする規制の特例事項の導入により、三沢市の地域特性を活かした国際交流型の「国際色に彩られた賑わい商空間づくり」を実現し、地域の活性
2	青森県	三沢市	MISAWA・アメリカ村(仮称)アメリカ村区域(国際商業特区)	約5ha	
3	群馬県	前橋市	土地区画整理事業施行区域内の図上分筆特区	前橋都市計画事業北部第三土地区画整理事業以下8地区内	土地区画整理事業の進捗に伴い法務局の公図に合った地形は失われるため分筆登記が出来ず、相続や売買等、土地の一部を所有権移転する場合、登記簿上、共有という不安定な権利関係が続くこととなり、円滑な土地利用の妨げとなっている。この課題を解消するため、登記申請に係る登記官の現地調査の省略とともに、公図或いは土地区画整理事業の現況測量図による「図上分筆登記」を可能とし、その結果、筆の確定と各々の権利関係が明確となるため、土地利用の増進が図られ、地域
4	埼玉県	越谷市	道路安心安全特区	市内全域	所有者、住所不明の道路上違法放置物件は、道路管理者が即自ら除去できるが、所有者・住所判明される違法放置物件は本人に必要な措置を命ずることができるものの、本人が即片づけない場合違法状態を解消できない。
5	埼玉県	上尾市	市内循環バス「ぐるっとくん」運行許可期間緩和特区	上尾市内	上尾市では平成10年から、交通空白地を埋めるため、市内を循環するワンコインバス「ぐるっとくん」の運行を開始した。高齢者や主婦など、他に交通手段を持たない人の文字通りの足として、既に延べ170万人の市民が利用しています。昨年、新たな路線として東西循環ルートを申請したが、道路運送法第21条から第4条での申請に変更になった。第4条申請は、民間路線バスの申請と同様な手続きが必要で、申請から許可までの期間がかかり、予算取りと実施の確定が難しくなってしまった。公で申請する場合、提出する書類の簡素化等により、許可申請にかかる時間を

6	埼玉県	上尾市	放置自動車の撤去特区	上尾市全域	路上放置自動車の所有者確認を警察に照会し、自動車を撤去するには、警察による所有者確認後、所有者がわかるものは通知し、所有者不明のものは撤去指示票を自動車に貼り、2週間経過後、撤去処分することになるが、ここまで早くて2ヶ月はかかる状況です。ほとんどが粗大ごみ状態となっている自動車を、早く撤去するため、警察で行っている自動車のナンバープレートの照会等の手続きを各自自治体で照会できるよう特例を設けることにより、その後、放置自動車の所有者の確認を警察と協議すれば、もっと早期に撤去処分できると見込まれる。捨て看板といわれている簡易な看板は市が自ら除去等できるが、鉄板、のぼり旗等は除去することが認められていないため、道路上に継続して置かれ道路上の景観が損なわれている。さらに簡易な看板は、設置者が明確でなく所有者や広告されている店に対して除去・破棄費用を請求できなく市の負担となっている。
7	埼玉県	越谷市	まちなみ景観特区	市内全域	
8	埼玉県	越谷市	土地区画整理事業地 区内の建物移転の推進特 区	越谷市の市街化調整区	本市の土地区画整理事業地内には、既存工場等が点在し仮換地への移転の際、用途不適格となり事業推進の障害となっている。地区外への移転となる場合も現工業系用途地域への移転先の確保は困難な状況にあり、現市街化調整区域への移転を余儀なくされるが、現行法では認められていない。このことから、都市計画法第34条(市街化調整区域の開発許可の基準)の特例として、市街化調整区域への移転を可能にすることにより、住工混在の解消、事業の推進、更には他市への移転の歯止めがかかることにより雇用や税収の確保等を図るものである。
9	埼玉県	吉川市	土地区画整理事業施 行中の区域内の分筆登 記申請の特例	吉川中央土地区画整 理事業地内	土地区画整理事業施行中の区域内の分筆登記申請を認めていただくことで、1対1の仮換地になり所有権、抵当権等が煩雑にならず明確になり、事業の効率化と円滑な土地取引が可能となり経済活性化を促進する。
10	埼玉県	新座市	首都近郊都市活性化 特区	新座市内全域	地方分権が進む社会において、自立したまちづくりを目指す本市としては、各種都市計画制度の権限委譲は重要な案件であると考えられる。特に、三大都市圏の市町村のみが用途地域のような都市計画の根幹を成す制度を決定できないことは、特色あるまちづくりの推進や市町村都市計画マスタープランの実現性などにも影響してくるものと考えられる。よって、三大都市圏の市町村、特に都県境における用途地域の不整合が見受けられる本市の特殊性を鑑みていただき、用途地域の権限を委
11	埼玉県	川口市	土地区画整理事業にお ける従前の形態のない 土地の分合筆の特例	川口市内の全ての土地 区画整理事業	土地区画整理事業地内における、形態の確認できない従前地の分合筆の特例措置について、公図調整区上での分合筆登記を法務局で認めることにより、土地区画整理事業による諸問題が解決され事業の効率化と円滑な土地取引が可能となるばかりでなく、相続時における物納も可能となり、これらのことから土地売買の活性化と住宅建設の促進が図られ経済の活性化に大いに寄与する。
12	千葉県	野田市	換地処分前の保留地登 記の容認による区画整 理事業円滑化特区	野田市	土地区画整理事業による保留地を購入する場合、換地処分前の保留地は登記ができないことから、保留地購入希望者が、当該保留地を購入する場合等に金融機関等からの借入れ設定ができない状況が生じ、当該保留地購入を躊躇させるという弊害となる。このことは組合にとってその事業費捻出の大きなウエイトを占める保留地販売の足かせとなり、保留地処分が出来ないために組合解散が遅れる。このような状況を改善するため、換地処分前に保留地登記を可能にすることにより、保留地
13	東京都	千代田区	立体道路整備特区<道 路と建築物の立体的利 用の更なる推進>	千代田区	特区内において、①道路法における立体道路制度の弾力的運用(必要要件となっている機能・条件の緩和) ②都市計画法及び建築基準法における道路に面する建築物制限の緩和(自動車専用道に限定されている規定の変更)

14	東京都	千代田区	都市再生開発特区	インフラ整備が集中した都心部のエリアを限定し、都市再生特別地区で可能となった自由度の高い都市計画を持つ	交通結節点等における大規模建築物の更新に伴い、インフラ整備が必要となるエリアを「都市再生特別地区」に指定し、①地方税法（都市計画税）の目的の緩和：現在は都税となっている都市計画税の減免権を区に委譲するとともに、それに代わって区が課税する特区税を導入する ②都市計画法・建築基準法の目的の緩和：都市計画法及び建築基準法に基づく権限を特区の存する基礎的自治体に委譲し、
15	東京都	東村山市	賑わいのある市街地活性化特区	・東村山市栄町1丁目～恩多町5丁目地区・東村山市久米川町3丁目及び4丁目地区	東村山駅・久米川駅に接続する都市計画道路が15～16年度に供用予定である。それに伴い当該道路用地境界から20m、若しくは20mの区域と一体で利用される生産緑地について、10年間は規制を緩和し土地利用を可能とする。ただし、商業業務施設、流通施設、及びそれら施設との併用住宅とする。又、用途地域を都市計画道路沿道について、路線式指定（道路境界より20m）の第二種住居地域に変更する。このことにより沿道生産緑地所有者に対し恩典を与えると共に、都市計画道路沿いに賑わいのある市街地を形成し、地元の商業振興、地域活性化を図る。
16	東京都	八王子市	八王子流通市街地特区	首都圏連絡中央自動車道（仮称）八王子北インターチェンジ周辺（八王子市川口町、上川町、美山町、西寺方町）	目的：全国物流の関東地区の拠点として、また、首都圏経済の活性化に極めて大きな役割を果たす。内容：自然環境への負荷を最小限に留め、災害時に強い流通市街地と、柔軟な土地活用にも配慮し、早期の施設立地を目指す。
17	東京都	府中市	府中基地跡地暫定利用特区	市内米軍基地跡地内留保地	米軍通信施設の存在が留保地の柔軟な利用計画の策定を阻害しているため、当該施設が移設し、その用地が返還されるまでの間、特例として留保地の利用計画の策定を猶予し、その間、留保地を暫定利用する際の期間等の特例を導入することにより、留保地を緑地、広場等として開放し、市民の相互交流を促進するとともに、地
18	神奈川県	小田原市	歴史的建築物保存特区	小田原市全域の登録有形文化財（建築物）	建築基準法第3条第1項第3号で定めている、いわゆる保存建築物の範囲を登録文化財まで拡大することにより、後世に残す。
19	神奈川県	横浜市	文化芸術創造交流特区	都心臨海部（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、山下地区）	開港都市としての歴史や文化、ウォーターフロントなど、横浜のオリジナリティを活かし、文化芸術、観光の振興による都心臨海部の活性化を図るため、文化芸術関連産業の振興や人材の育成、イベントの開催、歴史的建築物や空きビル・倉庫の利用促進等を図るための特例措置を導入する。これにより、創造力あふれる個性的なまちづくりを推進し、市民、企業、NPO、観光客等多様な人々の交流を促進するとともに、文化芸術に関連する産業の誘致や新産業の創出を図り、都心の再生を図る。
20	山梨県	山梨県	歴史文化学習支援特区	山梨県全域	山梨県内には、多くの博物館、美術館、社寺、城跡等が各地域にあるが、これらを訪れるのは、公共交通機関が未発達のため非常に不便である。そこで、市町村が所有するスクールバス等を用いて、これらの文化施設等を結ぶ巡回バス等を有償で広域圏毎に共同運行する。また、NPO等は、博物館等入館者が周辺地域の史跡等を見学できるよう、地域案内車を運行する。これらの運行を促進し、人々の交流と歴史・文化の学習を支援するため、道路運送法第80条第1項の国土交通大臣の許可は不要とし、県知事への届出のみで運行できることとする。
21	長野県	長野県	ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業補助要件緩和特区	長野県内全域	「ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業」の補助要件を緩和することにより、本県の優れた自然を活用した温泉地の整備が図られ、国民の健康づくりに寄与するとともに温泉地の活性化が期待できる。

22	長野県	長野県	大型店におけるたばこ 特定小売販売業許可 要件緩和特区	長野県内全域	不特定多数の人が集う大型店(売り場面積の合計が400㎡以上の店)においては、健康保持の観点から受動喫煙を防止するための対策をとることが必要であるため、大型店におけるたばこ特定販売業の許可条件のひとつである「店舗内に喫煙設備を設けること」の条件を撤廃し、禁煙を可能とするとともに、「喫煙設備を設置する場合は店舗内に分煙設備を設置すること」の許可条件を新たに設けることにより、受動喫煙防止対策を推進し、併せて施設管理者、利用者、従業員における禁煙・分煙建築基準法施行令第129条により、特殊建築物の内装について規模や用途により制限が掛けられているが、公共建築物について、防火管理等一定の基準を満たす部分で、内装制限を緩和する。この規制緩和により、公共建築物の内装に木材を使用することができ、県産材の利用を促進し、林業・製材業の振興を図る。
23	長野県	長野県	公共建築物内装制限 緩和特区	長野県全域	
24	岐阜県	岐阜市	ひと・環境にやさしい路 面電車特区	岐阜市、関市	・路面電車の運行車両長、運行最高速度、運行平均速度、無改札乗車方式の導入、車両検査周期などの規制緩和により、輸送能力の向上や所要時間短縮、定時性の向上を図るとともに、効率的な経営を目指し、公共交通として、維持・発展を図
25	静岡県	掛川市	不動産登記法第17条 地図整備推進のための 国土調査特区(国土調 査ワンストップサービス 特区)	掛川市全域	【1】地籍調査事業における図根点が公共測量作業規程による基準点と同内容となるよう、地籍測量作業規程準則を改正されたい。【2】基準点に係る作業規程の統一により、公共測量の手続きによる測量法第41条の審査を受けた基準点は、国土調査法第19条第5項の指定を受けることなく地籍調査事業の成果とすることができることとされたい。【3】当市で実施された各種事業の測量成果については、市長が国土調査法第19条5項による指定をし、国土交通省にはその旨連絡すれば済む
26	静岡県	熱海市	道路条件緩和特区	熱海市全域	建築基準法第43条1項ただし書き<省令第10条の2第3号のイ>上記の基準についての「公図上の赤道等で地方公共団体が管理し、使用承諾が得られた通路であること」の項目を削除する。削除に伴い、「一定の基準(舗装状況・勾配)を満たしている通路で所有が私有であっても使用承諾を得たものであり、今後、建築基準法の道路になるように計画を進めること」を追加項目とする。
27	静岡県	熱海市	接客業に対する融資対 象業種拡大	熱海市内全域	観光の一翼を担っている「芸き」及び「コンパニオン派遣」業を営む接客業者が、円滑な資金調達により安定した経営基盤を強化するには、中小企業総合事業団の保証対象業種として指定され、各種の融資制度を活用できるようにすることが必要である。よって、「中小企業者の資格及び事業資金の解釈について(昭和39年2月25日付け38 中信公総第94号)の一部改正について」(平成14年9月17日付け14 中信企第59号)通知の別紙「二 指定業種について」中、「サービス業のdーハ」
28	愛知県	愛知県	下水道汚泥再生利用 促進特区	県内市町村	今後増加が見込まれる下水道汚泥やその焼却灰を再生利用認定制度の対象物として追加することにより、セメントやタイル、陶管など地場産業の原材料として再生利用を促進し、環境負荷の軽減や循環型社会の形成促進、また、地域産業の支援を
29	大阪府	東大阪市	もうかりまっせ特区	本市の区域内の都市計 画法第9条第11項に 規定する工業地域及び 同条第12項に規定す る工業専用地域	日本のモノづくりを支える基盤的技術産業等が集積している東大阪市において、工業地域及び工業専用地域での製造業の立地に際し、高付加価値型製造業に対応した容積率メニューを新設するとともに、製造業に限定して建ぺい率を緩和することにより、特区内の工場の建替と特区外からの工場の立地を促進し、製造業の集積を進める。このことにより、住工混在の解消を図り、用途地域に対応した緩やかな純化

30	大阪府	高槻市	放置自転車所有権帰属特区	自転車放置禁止区域(高槻市自転車の駐車秩序の確立に関する条例第16条に規定)	改正自転車法(平成6年6月施行)第6条第4項で「自転車撤去を行った自転車が保管告示後6ヶ月を経過したら市町村に帰属する」と規定している内容を「保管告示後6ヶ月(但し、当該日数を市町村の条例で規定している場合は、その日数)を経過したら市町村に帰属する」に改正することにより、引き取り手のない放置自転車保管場所確保についての課題解決や資源の有効利用の促進を図るとともに、放置自転車のない人や環境にやさしさをさらに進めたく提案するものです。
31	兵庫県	小野市	工業団地内特別用途指定特区	小野市匠台7番地小野工業団地等管理センター(土地面積8,154.51㎡ 建物延面積1,975.94㎡)	当該申請建物は、平成4年に完成し、これまで11年間経過しているが、その間一部規制がある中での営業を強いられています。しかし、この制度の適用を受け一部規制が解除可能となれば、市民全体が利用することができ、立地企業30社・2,700人の従業員と小野市民50,000人の地域間交流が今後益々栄えることになりひいては小野市経済と地域間交流の発展に貢献できるものと考えます。
32	兵庫県	兵庫県	ものづくり特区	尼崎市の区域の一部(国道43号線以南の区域)	(製造業等の工場の機能・設備の更新、工場跡地への工場の新設等については、敷地面積が9,000㎡又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡をこえる場合、敷地面積の25%以上の環境施設面積(20%以上の緑地を含む)の確保が義務づけられており、こうした個別規制は、工場の機能・設備の更新、工場跡地等への工場の新たな進出等の障壁となっていることから、上記環境施設面積の確保義務については、本特区内の地域において、地方公共団体や市民団体等が計画的に進める緑地の創出や森づくりへの参画・負担を条件に、地方公共団体が定める基準まで緩和す
33	兵庫県	兵庫県、姫路商工会議所(姫路TMO)	街並み再生・ファッション特区	姫路市の区域の一部(大手前通(市道1号線)沿道の約10ha)	① エリア: 世界文化遺産姫路城と日本の道・100選に選ばれた大手前通り沿道② 構想内容: 特性を活かした街並み整備とお洒落な商業施設を誘導する「街並み再生特区」③ 規制の特例事項: ビル1階の店舗への転用に伴わない消防法・同法施行令で定める「特定複合用途防火対象物」の規制の緩和(転用しない2階以上のフロアについて、防火安全上支障がないと現地消防機関が判断する場合には緩和できる措置)④ 効果: 特区構想の対象となるビルは、25棟でその店舗面積は約2万㎡。30店舗近い有名専門店の入居による約100億円の経済波及効果及び約200名の雇用確保が見込まれる。その上、中心市街地の通行量や観光客入込客数30%。
34	兵庫県	神戸市	六甲有馬観光特区	六甲有馬観光特区	震災後、観光客が落ち込んでいる六甲山・有馬地区において、豊かな自然資源及び温泉を活かし、六甲芸術村構想の実現のため国立公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充や、園地事業承認施設の軽微な変更に関する手続きの簡素化を図り、また、両地区を路線とする定期観光バスルートの簡便な設定を実現することで、観光客のニーズに応じた機動的な対応を可能にし、健康保険組合所有の遊休保養所の活用とあわせて、観光地としての地域の活性化を推進する。
35	兵庫県	小野市	密集市街地特区	市内密集市街地地区(上本町、本町、東本町地区)	密集市街地の良好な住環境を維持するため、上記の密集市街地を特区に指定し、特区内においては、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例を拡大適用し、老朽木造家屋を取り壊しても、固定資産税を家屋が存した場合の税額とし、老朽木造家屋の取壊しの促進を図る。
36	岡山県	岡山県	瀬戸内の離島交通特区	岡山県内の離島指定地域	岡山県内の離島指定地域において、一般旅客定期航路事業者の運航時間外(終便後～初便運航までの時間帯)に限り、旅客不定期航路事業者による「乗合旅客の運送」を認めることにより、離島と本土、離島間の往来が確保され、通勤通学・医療福祉等の日常生活の利便の向上を図る。

37	岡山県	岡山県	日中友好観光特区	岡山県全域	北京市、上海市、広東省の在住者に認められている訪日団体観光旅行に係る短期滞在査証の発給特例を、一定の条件(岡山県と友好提携している中国江西省の在住者が、岡山県に1泊以上する)のもとに拡大する。
38	香川県	香川県	日中友好観光特区	香川県内の島しょ部	香川県内の瀬戸内海の島々は、交通基盤などの生活基盤整備が十分でないことに加え、過疎化、高齢化などの急激な進行により、地域活力の低下という共通の課題を抱えている。そこで、交通機関の未発達な島しょ部において、観光施設や民宿等による観光客の有償運送を可能とすることにより、観光の利便性を向上させ、交流の促進や賑わいづくりを図り、豊かな自然や風光明媚な景観を生かした地域の活性化
39	香川県	高松市	城が見えます高松特区	高松市の区域の一部(史跡高松城跡指定地域)	「讃州さぬきは高松さまの城が見えます波の上」と謳われ、高松城は、瀬戸内海に臨む水城(日本三大水城)として美しい姿を有していたが、現在、その天守閣は現存していない。謳にあるように、波の上に“城が見えます高松”を復活させるため、高松城天守閣の復元整備を行い、貴重な文化遺産を後世に継承するとともに、これと隣接する港頭地区再開発事業「サンポート高松」や中央商店街を結んだゾーンにおいて、21世紀の高松の新しい顔、新しい都市文化の創造拠点を形成することに
40	長崎県	長崎県	しま交流人口拡大特区	長崎県下県郡厳原町・美津島町・豊玉町、上県郡峰町・上県町・上対馬町	対馬は、韓国と地理的にも歴史的にも関係が深く、また、山林や国定公園地域など豊かな自然に恵まれているなどの地域特性を活かし、韓国釜山との定期航路の開設など、韓国との国際交流を柱に据え、地域振興に取り組んでいる。さらに、韓国人観光客のノービザ化、国定公園特別地域内での事業実施要件の緩和などの規制の特例を導入することによって、交流人口の拡大と、自然と共存した受け入れ態勢の整備を可能とし、観光振興や地場産業の振興を推進するものである。
41	熊本県	玉名市	新幹線開発特区	玉名市の一部(玉名平野一帯)	平成25年の新幹線開業に向け、新幹線建設とその周辺整備、玉名バイパス等の主要事業の推進を加速させるために、文化財発掘を速やかに推進する。本来玉名の持つポテンシャルを活かしつつ、より早い新幹線周辺への民間活力の導入を行い、新しい玉名の顔として活性化を図る。
42	熊本県	菊池市	韓国修学旅行生等の査証発給の特例	九州地域	韓国人が日本へ容易に渡航でき、国内旅行並みの旅行工程になるように小・中・高校生の修学旅行生・スポーツ・文化交流団体等の渡航査証の早期免除を行う。
43	大分県	大分県	木の香る街づくり推進特区	大分県	地域木材を使用して建設する、防火地域・準防火地域以外の地域(延焼の恐れが少ない)における平屋ないし2階建ての大型建築物について、一定の防火性能等を有する場合の面積制限の緩和または大臣認定等の簡素化。(現行では、延べ床面積3,000㎡、学校にあつては2,000㎡を超える場合は大臣認定等によることとなつ
44	沖縄県	沖縄県	国際観光・保養特区	沖縄県全体	沖縄振興計画においては、観光・リゾート産業を本県の重点産業と位置づけ、その観点から観光振興計画を策定し、平成23年には、現在の3倍の60万人の外国人観光客数の目標を掲げている。このため、今後ダイナミックな誘客を図る上で、本県に直行便のある台湾、香港(休止中)及び韓国からの団体観光客の査証免除が必要不可欠である。なお、その導入にあたっては、不法就労等の抑止を考慮に入れ、出発地域の旅行業者を活用し、旅行者の身分確認のための体制づくりを図るととも
45	沖縄県	石垣市	観光ビザ発給要件の緩和	石垣市行政区域全域	本申請は、歴史的に人・経済・産業的交流の深い台湾の中学・高校生の修学旅行を限定としたノービザ制度の導入であり、実現可能となれば、両国の次世代を担う若年層の国際的視野育成の醸成と、国際協力、地域活性化の人材育成に資することができ、国境の地の利を生かした街づくりの起爆剤としたい。
第4次提案					

1	福島県	会津若松市	第三セクター鉄道活性化特区	福島県会津若松市全域	旅行業法に定める営業保証金の最低額を引き下げること、経営状況が厳しく資金力の乏しい第三セクター鉄道が国内旅行を主催できる第2種旅行業免許を取得できるようになり、沿線地域の観光資源を活かした鉄道事業者ならではの旅行商品を企画・販売することで、第三セクター鉄道の経営の安定化が図られるとともに、沿線の交流人口が拡大し地域の活性化に繋がる。
2	群馬県	前橋市	拠点地区の自立したまちづくり特区	前橋・高崎地方拠点都市地域の前橋南部拠点地区(約126ha)	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき、拠点地区に位置づけられた前橋南部地区の整備推進を図るため、農用地利用計画の変更に係る要件及び県知事同意を不要とし、また、農地転用の許可権限を全て市長に移譲し、転用要件を適用外とする。規制の特例導入後は関係各法に即した市独自の規定等を設定し、計画的な開発を進めながら市街化区域に編入していくことにより、地方拠点法の趣旨である地域の創意工夫を生かした一体
3	群馬県	前橋市	土地区画整理事業施行区域内の図上分筆特区	前橋都市計画事業北部第三土地区画整理事業以下8地区内	土地区画整理事業の進捗に伴い法務局の公図に合った地形は失われるため分筆登記が出来ず、相続や売買等、土地の一部を所有権移転する場合、登記簿上、共有という不安定な権利関係が続くこととなり、円滑な土地利用の妨げとなっている。この課題を解消するため、登記申請に係る登記官の実地調査の省略とともに、公図或いは土地区画整理事業の現況測量図による「図上分筆登記」を可能とし、その結果、筆の確定と各々の権利関係が明確となるため、土地利用の増進が図られ
4	群馬県	伊勢崎市	オートレース発売窓口特区	市(市庁舎)	市民のレジャーとして、また、公益の増進を目的として開催しているオートレースの活性化を図るため、事業施行権を有する地方自治体である本市の庁舎内に勝車投票券自動発売機を設置し、新たなファン層の拡大及び売上高の増加を図る。現行の小型自動車競走法の基準にもとづく大規模な専用場外施設ではなく、利用者が短時間で勝車投票券を購入できる簡易型の車券発売施設として、市庁舎新館1階
5	埼玉県	川口市	商業振興特区	川口市	本市では、近年飲食店や各種チェーン店が出店するケースが増えつつあり、組合員の減少から商店街の法人化が難しくなっているが、少数の意欲ある商店街の法人化が行えるように、商店街振興組合法第6条(商店街振興組合の地区)及び第9条(商店街振興組合の設立)に規定される組合員の人数の緩和、並びに業種に飲食業を含むように緩和し、商業活動の活性化及び街づくりの推進を図るものであ
6	埼玉県	川口市	土地区画整理事業施行地区内における従前の形態のない土地の分合筆の特例	川口市内の土地区画整理事業施行地区内(市施行、組合施行の11地区)	土地区画整理事業施行地区内では、登記簿、公図と現実の土地利用が異なり、換地処分により換地が従前の土地とみなされることから、従前の土地ではなく、換地(仮換地)に着目して土地の利用、取引が行われるのが現実であり、現実の土地取引にあたり障害となっている不動産登記法の特例を認めることで、事業地区内の土地の流動化と、金融機関の融資拡大、経済の活性化を図る。
7	埼玉県	秩父市	秩父市墓園整備特区	秩父市の全域	核家族化の進行と地域の高齢化の進行による墓所需要の増加に対し、既存墓所が埋葬数の限界に達し、盆地という居住地域特性のため需要に応えることが出来ない状況にある。これに対応するため、市有墓地の改良を行い埋葬数の大幅な増加を図り、将来的な需要に応えられる墓地を整備するとともに、墓園整備並びに墓園利用者の来園による経済効果の波及を図る。
8	埼玉県	越谷市	生産緑地活用特区	越谷市内の市街化区域	生産緑地指定地で公共事業による用地買収により、残地が㎡以下になると生産緑地指定が解除となるが、規制緩和により、緑地の存続が図られ、将来の児童遊園やポケットパーク等の公園用地を担保し、ヒートアイランド現象の緩和や緑豊かで安全・快適な生活環境を残していきたい。

9	埼玉県	草加市	安心で便利な行政サービス特区（都市公園を柔軟に活用する）	草加市内	草加市内の都市公園は総じて1園当りの公園面積は小さく、おのずと公園施設の配置も限られてしまう。そこで、一定の面積以下の都市公園に関して、公園施設に関する規制を緩和し、市町村独自のルールにより決定できるように提案する。例としては、都市公園法 第二章都市公園の設置及び管理に係る規定（公園施設の設置基準、占用、行為の禁止等）による規制を緩和し、自治体の条例等により定める
10	埼玉県	草加市	安全で活力あるまちづくり特区（健全地域づくり）	草加市	駅前周辺地域で風俗営業等を営む者が増加したことによる急激な歓楽街化は、近隣住民の健全な生活を脅かしている。現状の風俗営業等に関する規制は、建築基準法、風営法による規制のほか、同法の委任を受けた県条例によって行っているところである。当該提案は、県条例で定める規制を市の条例で定めることとし、風俗営業等に係る営業禁止や営業時間制限などの規制を具体的な地域に指定して行うことにより、適切に市民の健全な地域生活を保持するとともに、駅前の歓楽街化に歯
11	埼玉県	草加市	安全で活力あるまちづくり特区（スーパーマーケット・コンビニ等の深夜営業を規制する）	草加市	草加市内の飲食店・スーパーマーケット等の深夜営業について草加市が是非を判断したい。草加市においても多くのスーパーマーケット等が営業時間延長を予定しているが、現行法の下では市は辛うじて意見を述べる事が出来るに止まり、地域の意見を十分に反映する機会がない。そこで、営業時間については全国一律ではなく地域の実態を踏まえ、草加市が判断したい。
12	埼玉県	草加市	安全で活力あるまちづくり特区（道路事情にふさわしいマイカー利用を認める）	草加市	車両制限令によると4m道路の通行が許されるのは車幅1.75m以下の車両に限られており、この規定は、住宅地内の生活道路に大型のトラックや工事用車両が無秩序に流入することを防止するために非常に高い意義を持っている。しかし現在では、多くの市民がミニバンやSUVと呼ばれる全幅1.75m以上の普通自動車を所有しており、お互いに譲り合いながら道路を利用している。このため草加市においては、個人タクシーや介護用自動車、自家用乗用自動車に関しては車両制限令の適用を除外し、併せてその他の車両が生活道路に進入することを厳しく制限したい。
13	埼玉県	草加市	安全で活力あるまちづくり特区（河川管理用地を活用する）	草加市	埼玉県の河川管理用地を草加市が管理することとなった場合、その用地の施設利用上の法規制等の関与も市に権限移譲していただきたい。例えば、埼玉県が整備する流域貯留施設について市が管理を条件に多目的広場として整備しているが、現在の法令の適用では、使途が限定されすぎており、草加市という首都に隣接する市街地には馴染まない。草加市は低平地であり、急激に河川が増水することや濁流が発生する事はない。草加市は公園面積が少なく、河川管理地の機能を阻害しない。
14	埼玉県	草加市	安全で活力あるまちづくり特区（草加市はアジアのフレンチを目指す）	草加市	草加市においては、化製場の移転・増設等に関する変更許可を行えるようにしたい。併せて、設置許可を受けたものからの承継を可能としたい。また、環境基準への適合を条件としながら、市長が認めて地域においては、化製場等に関する法律施行細則第6条及びこれを受けて制定された埼玉県条例の適用を除外したい。現状では廃業かゾリ貧かを迫られている市内皮革産業を活性化し、併せて、環境基準に適合した工場の近代化、構造設備の更新を促進し建て替えや移設についての手続
15	埼玉県	戸田市	美しい都市景観づくり推進特区	戸田市	戸田市は、平成11年度に「戸田市美しい都市づくりプラン」（戸田市都市景観基本計画）を策定し、景観条例の制定等、景観形成推進の事業を展開している。しかし、都市景観の要素の一つである屋外広告物を取り巻く状況は、膨大な違反件数、新形態の広告物の出現など多くの問題を抱えている。そこで、「戸田市美しい都市づくりプラン」に基づく一方策として、屋外広告物法上の規制の特例を受け、独自の条例を制定することにより、美しい都市景観づくりを推進する。

16	埼玉県	鳩ヶ谷市	土地区画整理事業における従前形態のない土地の分合筆の特例	鳩ヶ谷都市計画事業里土地区画整理事業	土地区画整理事業における形態の確認できない従前地の分合筆の特例措置について、公図調整図上での分合筆登記を法務局で認めることにより、土地区画整理事業による諸問題が解決され事業の効率化と円滑な土地取引が可能となるばかりではなく、相続時における物納も可能となる。これらのことから、土地売買の活性化と住宅建設の促進を図られ経済の活性化に大いに寄与する。
17	埼玉県	桶川市	土地区画整理事業施行地区内における現地を調査測量した結果に基づかない土地の分筆の特例	桶川市内で現在、土地区画整理事業を施行している地区(計5地区)及び今後、土地区画整理事業の施行を始めた	特例とできる範囲を明確にするため、登記簿に具体的に適用範囲を記載できるようにした上で、地積測量図が実際に現地を測量した結果に基づいて作成されたものではないこともあり得る制度を設け、図上での分筆を認めることを目的とする。
18	千葉県	市川市	住工混在防止特区	工業地域、準工業地域(鬼高小、信篤小、新井小学校の通学区域内)	工業地域、準工業地域は、本来工業の利便の増進を図る地域である。しかしながら、この工業地域、準工業地域のうち、特に鬼高小、信篤小、新井小学校通学区域内においては、企業移転跡地等で共同住宅が建築され、義務教育施設等の公共施設の整備に影響を及ぼしている。そこで、共同住宅の建築を抑制し、なおかつ企業の立地環境を維持し、雇用を確保するとともに住工混在の防止を図り、新たな企業の進出が可能となるような環境整備を目的として提案するものである。
19	千葉県	市川市	公園のコミュニティー活動促進特区	市内全域	面積2,500㎡以上の公園内の建ぺい率を2%から22%まで緩和することにより、地元自治会から要望の多い集会施設の設置を可能にするものである。
20	千葉県	市川市	人にやさしい道づくり特区	JR市川駅、本八幡駅周辺地域(営団地下鉄東西線行徳駅、南行徳駅周辺地域(駅周辺半))	「路上駐輪場」は現在、道路付属物とは見なされてなく、道路上に設置することは違法となる。しかし、交通の支障のない道路区域における駐輪施設としての有効利用は、駅周辺の放置自転車対策には有効な方法である。よって、道路法を緩和し、駐輪施設を歩道上に設置することにより、自転車を決められた場所に集め、歩行者の
21	千葉県	市川市	人にやさしいまちづくり特区	JR市川駅、本八幡駅周辺地域(営団地下鉄東西線行徳駅、南行徳駅周辺地域(駅周辺半))	道路管理者自らが、交通に支障を及ぼしている路上駐車車両に対し、注意、勧告、排除等を行うことにより、交通の円滑化と安全な車両通行の確保を図る。
22	東京都	千代田区	都市再生開発特区	都市再生特別地区等で指定された区域で、大規模建築物の更新や交通結節点等のインフラが更に集中した都心部エリアにおいて、現在の実情に合った駅前や広場の再整備が喫緊の課	交通結節点等における大規模建築物の更新に伴い、インフラ整備が必要となるエリアを「都市再生特別地区」に指定し、①地方税法(都市計画税)の目的の緩和現在は都税となっている都市計画税の減免権を区に委譲するとともに、それに代わって区が課税する特区税を導入する②都市計画法・建築基準法の目的の緩和都市計画法及び建築基準法に基づく権限を特区の存する基礎的自治体に委譲し、特区内において適用する。
23	東京都	千代田区	立体道路整備特区<道路と建築物の立体的利用の更なる推進>		特区内において、①道路法における立体道路制度の弾力的運用(必要要件となっている機能・条件の緩和)②都市計画法及び建築基準法における道路に面する建築物制限の緩和(自動車専用道に限定されている規定の変更)

24	東京都	練馬区	練馬区農地活用特区	練馬区全域	既存の特区制度を活用し、NPO 法人等が農地を借受け、特定農地貸付けの主体となることを可能とする。加えて、当該特定農地貸付け主体となった土地所有者に限って、生産緑地法の「主たる従事者」の資格要件を緩和する。これにより、区内に多く残されている生産緑地が有効活用できるようになり、「農」への都市住民のニーズに応えると共に、地域コミュニティの育成など、地域の活性化という効果を生み出す。
25	東京都	江戸川区	江戸川区親水環境整備推進特区	江戸川区全域	江戸川区は、河川・水路等を貴重な環境資源として捉え親水公園として整備、「豊かな水辺の遊水都市」を目指してきた。これらは地域の魅力向上とともに環境負荷の小さな都市を構築し、ヒートアイランドを抑制する風の道として水と緑のネットワークを形成している。今後、都市施設の緑地等に指定し維持保全を図る予定だが、建築基準法の取扱いの違いにより、隣接敷地への高さ規制が厳しくなる。ついては、旧河川・水路等を整備した緑地等の取扱いを従前と同様とする特別区域の認定を受け、民間所有地の有効活用により地域経済の活性化を図る。
26	東京都	江戸川区	違法駐車対応事務の一部を受託できる特区	江戸川区内全域(特に各駅周辺)	刑法犯罪が増加している区内の警察事務軽減のため、当区は地方公共団体として、違法駐車取締事務の一部を受託し、警察監督下のもと「違反車両の特定および措置」(違反車両の移動命令、鍵付標章の取付けおよびレッカー移動等)ができる特
27	東京都	府中市	首都近郊都市まちづくり特区	府中市域	用途地域の都市計画の決定権限が都道府県にある三大都市圏の規制を緩和し、本市が用途地域の都市計画決定を行えるようにすることにより、地域の実情を十分に反映したまちづくりを機動的に行う。
28	神奈川県	横浜市	文化芸術創造交流特区	都心臨海部(横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、山下地区)	開港都市としての歴史や文化、水際線など、横浜の独自性を活かし、文化芸術、観光の振興による都心臨海部の活性化を図るため、文化芸術関連産業の振興や人材の育成、イベントの開催、歴史的建築物等の利用促進、映画等における資金調達の多様化を図るための特例措置を導入する。これにより、創造力あふれる個性的なまちづくりを推進し、市民、企業、NPO、観光客等多様な人々の交流を促進するとともに、文化芸術に関連する産業の誘致や新産業の創出を図り、都心の再生を図
29	神奈川県	横浜市	みなとの賑わい特区	横浜市鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区及び金沢区の全域	2 地点間以上を結ぶ航路には、一般旅客定期航路事業の許可が必要となりますが、新規航路の開設にあたっては、需要予測、採算性など不確定な要素が多いことから、運航事業者としては、相当の事業リスクを負っての判断が求められます。そこで、横浜港内において、既に一般旅客定期航路を実施している事業者を対象に、試験運行に限って一般旅客定期航路事業における「許可」を「届出」に緩和することで、より多くの水上交通ルートを実現化し臨海部の活性化を図ります。
30	神奈川県	小田原市	公共事業推進特区	小田原市	道路整備等公共事業を進める上で、建築後に用途地域が変更されたいわゆる既存不適格の建築物について再築ができないことから地権者の理解が得られず、事業進捗に支障が出るケースが出ている。そこで公共事業の進捗に大きく寄与するものに限っては既存不適格建築物の再築を認める。
31	神奈川県	小田原市	原動機付自転車標識自由化特区	小田原市	現在全国で一律に様式が統一されている自動車のナンバープレートのうち、市町村で発行している原動機付自転車の標識(ナンバープレート)については地域色のあるオリジナルデザインを認める。例えば小田原市は城下町であることから、城の形やシャチホコをイメージできるようなデザインとすることにより地域風景を創出できる上、原動機付自転車そのものに対する関心を喚起し、販売台数の増加にもつながる。

32	神奈川県	小田原市	安心・安全まちづくり特区	小田原市	都市計画法では市街化区域については少なくとも用途地域を定めなければならないとされているが、市が特に環境を守る必要があると判断した地域に限り、用途地域を定めずに市条例等で独自に規制することができるものとする。
33	神奈川県	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	西さがみ連邦共和国 中国人修学旅行特区	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の 一市三町	中国人の観光客誘致を進める中で、要望として常に上がるのが入国審査手続の簡素化である。全ての団体観光客についての簡素化は現在の社会情勢に鑑みて困難であると思われるが、身元が特定・確認できる修学旅行生については査証申請時の添付書類のうち「戸口簿」を省略し、西さがみ連邦共和国への来訪を促す。
34	石川県	小松市	冬期間における円滑な除雪作業を行うための規制緩和特区	小松市内全域	多雪地帯の除雪体制は、自治体の直営並びに業者への委託によって整備されてきた。しかし、近年の建設機械等のリース化が進んだことと、除雪作業時のみのための車両登録の負担、などのためから車両登録されない建設機械が増加しており、除雪用機械の確保が困難な状況となっている。そこで、道路運送車両法の臨時運用許可制度の許可基準を緩和することによって、リース業者並びに市内業者保有の未登録車両の有効活用が可能となり、降雪による交通マヒが未然に防止されることから、大きな経済効果が期待できる。
35	福井県	勝山市	地域交通活性化・乗合タクシー運行特区	勝山市の全域(えちぜん鉄道(株)勝山駅と結節する市内の公共交通網)	現在の勝山市の公共交通は面的には全域をカバーしているが、乗車密度が低いにも拘わらず大型バスが運行されているなど、運行経費に見合う効果がない状態となっている。これを改善するため、乗車密度に応じて効率的な運行サービスを提供するため、乗合バスと一部競合する路線でも小型バスの投入や乗合タクシーの活用
36	長野県	栄村	IPテレビによる難視聴解消特区	村内全域	難視聴地域で、その解消のため既存の法律に該当しない方法により、その地域内でテレビの再送信を行う場合は、次のいずれかの特例措置と、著作権法上の「有線放送」と見なす特例措置を講ずること。1 有線テレビジョン放送法の特例2 電気通信役務利用放送法の特例3 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の特例
37	岐阜県	多治見市	放置自転車リサイクル特区	多治見市放置自転車禁止区域	自転車放置禁止区域内に放置された自転車について、注意札や警告書で放置自転車と確認された場合において防犯登録等による所有者の照会を警察署に行う。自転車を保管場所に移動させると共に所有者へ引き取りの連絡を行い、保管する。引き取りのない自転車について、処分の告示を行う。3ヶ月14日間の保管後、状態のよいものを多治見市リサイクルプラザを利用し、修理を行い、市民に販売する。この際、防犯登録をすることを条件とする。また、レンタル自転車としても利用する。
38	静岡県	掛川市	交通事故防止特区	掛川市内	現在、信号機の設置は道路交通法第4条により県公安委員会が設置管理する権限を持っており、年間の設置件数は、県内29警察署の内1署当たり平均1~2基の設置しか認められていない。現在、掛川市で、県道・市道を含め信号機の設置要望の箇所は40基以上あり、その内半数は緊急的に必要と考えられる。したがって、信号機整備に関して道路管理者による整備が可能となるよう要望します。現状、交通安全施設の整備に関しては、その施設を二分し、それぞれ公安委員会と道路管理者によって整備が進められている。すなわち、公安委員会が①信号機②道路標識③横断歩道④実線表示⑤図示表示を、道路管理者が①歩道②自転車道③横断歩道④地下横断歩道⑤道路照明⑥道路標識という分担である。本市の信号機整備については、設置要望に応えられず、交通危険箇所が年々増大している状況であるため、信号機整備に関し、公安委員会による整備のみならず、道路管理者による整備を加え、交通安全対策を推進したいと考えております。なお、設置に当たり公

39	愛知県	愛知県	歓迎！愛知万博特区	名古屋市、瀬戸市、豊田市、常滑市及び長久手町	2005年に予定される中部国際空港の開港及び愛知万博の開催を国際観光の推進に最大限に活かすため、外国人観光客の誘致を促進するための入国査証手数料の免除や入国査証の発給手続の簡素化、また、受入体制整備のための外国人ホテルマンの在留資格取得や通訳ガイドの要件緩和、それらのマンパワー確保のために必要な留学生の就労制限緩和などを提案するものである。
40	愛知県	愛知県	中部臨空都市国際交流特区	常滑市の全域並びに名古屋市、春日井市及び小牧市並びに愛知県西春日井郡豊山町の区域の一部（名古屋空港）	中部国際空港のトランジット客について、パスポート、航空券を預かることを条件に、入国審査を経ることなく数時間程度のバス観光を可能とすることにより空港の魅力・サービスの向上を目指す。
41	愛知県	犬山市	犬山市城下町新生特区	犬山市中心市街地区域内	本市は、中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化基本計画を、地元住民等と共に作成し、『歩いて暮らせるまち歩いて巡るまち』をまちづくりのコンセプトとし、官民一体となった取り組みを行っているが、その実現には、歩いて行ける範囲での生活利便機能の充実、特に、生鮮食料品等商業機能の充実が不可欠である。このため、中心市街地内にある市土地開発公社所有地を活用して商業施設を誘致することで、中心市街地の活性化を推進しようとするものである。
42	愛知県	犬山市	歩いて暮らせるまちづくり推進特区	犬山市中心市街地外縁部	本市は、中心市街地の活性化を図るため、『歩いて暮らせるまち』を目指して、官民一体となった取り組みを進めているが、その実現には、生活利便機能である商業機能を中心市街地（市街化区域）内には、小規模個店によるテナントミックス、その外縁部（市街化調整区域）には、大規模商業施設立地、というように、商業機能の形態・規模に合わせて計画的にすみ分けし、居住環境の向上と歴史的・文化的資産を活用した魅力ある町並み整備を一体的に推進しようとするものである。
43	愛知県	犬山市	犬山市まちづくり（都市計画）推進特区	犬山市（都市計画区域内の市街化区域）	生活様式の多様化や車社会の進展に伴い、かつて、商業の中心であった中心市街地が現在は居住地に様変わりしつつあるなど、まちの土地利用形態は変化しつつある。その為、住民に最も身近な市町村自身が、こうしたまちの変化に対応しながら、地域の実状に合わせた用途地域を設定し、計画的なまちづくりを推進しようとする。
44	愛知県	新城市	新城市市民による市民のための市民の足特区	新城市全域	市町村自主運行バスとして市町村が借り上げる形で民間業者に運行依頼をする場合に限って、地域の個人が運行できるよう条件を緩和することにより、地域住民にとって身近な交通網の整備が可能となるとともに雇用機会の創出が図れる。
45	愛知県	岩倉市	市街化区域編入拡大特区	市街化区域への拡大指定特区（別図参照）	市街化区域編入により、周辺地域を含めた土地の有効活用を図ることができる。また、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う遊休農地が増大している中、市街化に伴い、地域社会の経済活性化にも繋がり、持続的な発展が可能な都市構造、地域社会を構築することができる。
46	愛知県	春日町	はるひ田園遊水地機能活用特区構想	愛知県春日町大字下之郷地区	近年、春日町は、短時間の降雨等でも局地的に床下浸水等の被害が発生する。特に、恒常的に冠水する地区の住民からは水害防止対策を強く要請されている。田に面した道路の嵩上げ等を行うことで、水田の持つ雨水貯留機能を活用した遊水地対策を実施する。通常は、農地として利用するため、「地役権補償」を行う。課題は、地役権設定が、農地法第3条第3号で「国や都道府県である場合」に農業委員会の許可が不要とされているため、市町村も許可が不要となるように求めるものである。

47	愛知県	豊川市	産業活性化特区	市内工業専用地域内	地域の特色を活かした産業の活性化を図るため、市街化区域内の工業専用地域内における物品販売業を営む店舗又は飲食店の建築の規制を緩和し、工業専用地
48	大阪府	高槻市	放置自転車対策特区	高槻市全域	放置自転車対策として実施している撤去作業の対象に自動二輪車を加える。自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(自転車法)第2条に規定する「自転車等」の定義(自転車及び原動機付自転車)に自
49	兵庫県	兵庫県、西脇市、中町、加美町、八千代町、黒田庄町	北はりまツーリズム特区	西脇市、中町、加美町、八千代町、黒田庄町の全域	地域全体を観光資源(登録資源:202)とする「北はりま田園空間博物館」について、運営主体であるNPO法人等が展示物(サテライト)を巡る旅行を企画、実施する場合は、旅行業法の適用除外とする。また、サテライトに登録された道の駅、宿泊施設等において地域の多様な特産品である酒類を販売できるよう一般酒類小売業免許の要件緩和等を図る。加えて、中山間地域の特色を生かした市民農園をNPO法人等が営むことを容認するとともに、農家民宿及び宿泊者に対する濁酒の提
50	兵庫県	兵庫県、篠山市、柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南	たんばツーリズム特区	篠山市・柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町の全域	旅行需要の喚起と地域の活性化を図るための商工会が行う旅行業について、旅行業法の適用除外と商工会法の緩和を行う。
51	兵庫県	尼崎市	公共駐車場経営改善特区	尼崎市	阪神尼崎駅前駐車場の活性化等を図るため、地域のニーズ等に鑑み、①道路整備特別措置法に基づき整備した駐車場であっても「保管場所」としての利用を可能とする(車庫証明の発行を可能にする)、②指定管理者制度を活用できるようにし、民間のノウハウ等を活用した効率的な運営を行っていく。
52	兵庫県	尼崎市	尼崎競艇場アドミッション・イノベーション特区	尼崎市	直接目で見て、肌で感じることのできる“競艇場の魅力”を体感していただくことに重点をおき、特区を活用し以下の入場に関する制度等の改革を行い新たなファンの確保など尼崎競艇場の活性化促進を図っていくこととする。○入場料徴収義務の撤廃(モーターボート競走法第7条)○入場者に対する賞品額拡大(公正取引委員会告示第3号)○旅行者からファン等へ舟券の提供(モーターボート競走法第9
53	兵庫県	洲本市	本四道路パークアンドライド特区	本州四国連絡道路沿線地域	本四公団の業務の範囲は、本四公団法第29条で定められており、その管理用地の賃貸は認められない。また、道路と認定されている土地では道路法第32条の制限があり駐車場の整備はできない。そこで、両法条を弾力的に運用し、本四公団による管理用地の賃貸借と、道路と認定されていても実際には交通の用に供されていない土地での駐車場による道路の占用を可能にする。これにより、初期投資を抑えて収容能力が高く乗り換えに便利な駐車場を整備し、パークアンドライドの利便

54	兵庫県	川西市、全国市町村再開発連絡協議会	市街地再整備特区	重点密集市街地、駅前等交通要衝地において再整備事業※を実施する地区(※重点密集市街地の中の一定区域内において行う密集住宅市街地整備促進事業等、並びに駅前等交通結節点における市街地再開発事業及びこれと一体的に行う関連公共	密集市街地・駅前等の再整備に緊急に取り組むことを目的に、再整備事業に要する市の財源として、事業実施後の税収増を償還財源として資金を借り入れ、事業を行う制度を導入する。
55	岡山県、香川県	岡山県、香川県	瀬戸内海しまたく特区	岡山県及び香川県の島しょ部(橋梁(瀬戸大橋を除く)により本州と結ばれておらず、タクシー等の交通機関が未整備	瀬戸内海の島々は、交通基盤などの生活基盤整備が十分でないことに加え、過疎化、高齢化などの急激な進行により、地域活力の低下という共通の課題を抱えている。そこで、交通機関の未整備な島しょ部において、観光施設や民宿、観光ボランティア等による観光客の有償運送を可能とすることにより、観光の利便性を向上させ、交流の促進や賑わいづくりを図り、豊かな自然や風光明媚な景観を生かした地
56	山口県	光市	シーサイドウォーク・ひかり海の公園特区	光市虹ヶ浜区域(瀬戸内海国立公園の一部)	虹ヶ浜海岸は瀬戸内海国立公園特別地域に指定され、西日本屈指の自然海岸として夏季には多くの海水浴客で賑わうが、近年、浴客が減少し、地域経済への影響も懸念されていることから、集客向上による地域活性化対策が急務とされている。このようなことから、自然公園法等に規定される許認可権限を市長に与え、地域特性を活かした海浜の高度利活用を図るとともに、交流人口の増加による地域経済の活性化を促進するため、独自の判断で海浜地域を総合的にリニューアルできるように
57	徳島県	上勝町	電動キックボードを軽車両として環境改善特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	スイス、チェルマツ村のように町から排気ガスをなくすことが理想であり、排気ガスを減少させるには大型車よりも小型車、オートバイよりも電動機自転車の利用を推進したい。環境保全を求める自治体にあつては、電動車椅子と電動自転車に加え、電動キックボードも同様に環境に優しい安全な普及機種と位置付け、電動キックボ
58	徳島県	上勝町	タクシー営業許可における最低車両数規制の緩和特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	人口2,000人の上勝町は徳島市から40kmも離れているのに徳島市部地区とされ、徳島市内と同様に5台以上の車両配置が求められ、高松市近郊の人口6,700人規模の町でも2台で営業できることになっている。この制度のままでは上勝町のような過疎地では営業ができないため、人口規模による市町村ごとの台数を積算し設定する制度へと根本から改めるなどにより、平等に営業が許可される制度とされたい。
59	徳島県	上勝町	浄化槽の水質による規制と緩和特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	浄化槽法では河川に排水を放流することを義務づけているため、排水を河川に流さない物は浄化槽とされないが、機能的に排水を河川放流しなくても適性に処理される物は浄化槽として同様に取り扱い、浄化槽普及率のカウントにも反映されるよう取り扱われたい。また、一律の清掃義務づけは適切でなく、旧法時代に設置した8人槽は1人暮らしでも毎年清掃をしており、逆のケースもあるため、排水の検査結果の水質によって清掃することが適切で

60	香川県	高松市	農地転用手続特区	高松市の区域の一部(線引き制度廃止後の旧市街化区域)	都市計画法、建築基準法の一部が改正され、地域の実情に応じたまちづくりが行えるようになったことを受け、都市計画区域を拡大・再編し、線引き制度の廃止に合わせ、新たな土地利用コントロール制度の導入を検討している。これまで農地転用許可の手続きは、農地法により市街化区域は届出としてきたが、新制度の導入で線引き制度が廃止になり、市全域が許可制に変更される。そこで、市街化も相当進行している旧市街化区域については、これまでの実績を考慮し、届出とするよう、特例を
61	佐賀県	鳥栖市	道路広告特区	鳥栖市	「人にやさしいまちづくり事業」の一環として市道の歩道段差解消や点字ブロックの設置等を進めている。今回の提案は特区域内で道路法第32条における占用許可物件への道路面広告の追加及び同法第33条占用許可基準の緩和により道路面の広告媒体使用が可能になり、路面の一定区画を占用料を徴して民間に提供し歩行者特に障害者等さらには国際化に伴う外国人等に対する交通安全案内サービスを民間広告と併用して実施し、人にやさしい道路の整備促進を行う。またあわせて、広告物の適正管理を実施し、道路管理、環境整備を推進する。
62	長崎県	長崎県	しま交流人口拡大特区	長崎県下県郡厳原町・美津島町・豊玉町・上県郡峰町・上県町・上対馬町	対馬は、韓国とは地理的にも歴史的にも関係が深く、また壱岐対馬国定公園に指定されているなど豊かな自然に恵まれている。この地域特性を活かし、現在韓国釜山との定期航路の開設を行うなど、韓国との国際交流を柱に地域振興に取り組んでいる。今回、韓国人観光客の短期滞在査証の発給手続きの簡素化や構造改革特区研究開発学校設置事業の規制の特例を導入し特区計画が認定されたが、さらなる交流人口の拡大を目指すためには、短期滞在査証の免除が最も有効な方法であると考え、本提案の再提案を行うものである。
63	長崎県	長崎市	下水道管の設置を目的とした河川敷地の占用許可柔軟化	長崎市内の河川の管理用通路	現行の河川敷地占用準則で、「河川敷地占用は、原則として河川の縦断方向に設けないこと」となっているが、掘込河川で護岸が堅固な構造物で築造されている箇所河川管理用通路について、下水道管を布設できるのであれば、工事費の節減、下水道の普及による周辺環境の向上、ひいては、河川環境の向上にも効果が

4 医療・福祉分野					
第1次提案					
NO	都道府県	提案団体	特区構想名称	特区想定地域	概要
1	北海道	壮瞥町	予防医療（温泉療養型）リゾート特区	壮瞥町	洞爺湖に隣接する壮瞥町においては、豊かな自然景観と温泉等の観光資源を活かしつつ、有珠山噴火の影響等による厳しい状況に対応するため、温泉を活用した予防医療に対し健康保険を適用する特例を導入し、新たな観光需要の創出を図る。
2	北海道	伊達市	生活産業創出特区	伊達市全域	伊達市は気候温暖で豊かな自然環境に恵まれており、老後の生活を念頭においた移住が増えていることから、税制の特例により、民間企業を活用した高齢者福祉事業の展開を図る。
3	福島県	福島市	福島市温泉ユートピア特区	福島市飯坂温泉、土湯温泉、高湯温泉	飯坂温泉等の豊富な温泉資源に恵まれた福島市において、行楽の多様化に伴う観光客の減少等の課題に対応するため、温泉治療への保険適用を行う特例を導入し、健康医療・福祉滞在型の温泉地への転換を図る。
4	福島県	福島県	知的創造・開発特区	会津若松市、郡山市	医療・福祉機器分野での産業が集積し、また、教育・研究開発の拠点が存在しているなどの会津・郡山地域の特性を活かして、外国人研究者の在留要件の緩和、株式会社設立の際の最低資本金要件の引き下げなど、研究開発、起業の推進のための関係する規制の特例を行うとともに、医療用具の製造に関する許可の届出化等の手続きの簡素化を行い、新事業の創出、地場産業の振興等、地域経済の再生を図る。
5	埼玉県	戸田市	知的障害者更生施設面積要件緩和特区	戸田市	知的障害者福祉の向上のため、知的障害者更正施設に関する面積要件を緩和し、施設の建設を促進する。
6	埼玉県	志木市	志木市型高齢者福祉施設特区	志木市	急速に高齢化が進む中で、介護老人福祉施設の整備が急務となっているが、現状では広大な面積と多額なコストを要する施設建設は難しく、施設整備基準の緩和など、高齢者福祉に関する特例を行うことにより、小規模で地域密着型の施設整備を進め、待機者の解消を図る。
7	千葉県	千葉県	新産業創出特区	かずさ地域、柏・東葛地域、千葉地域	大学や先端的研究機関、医療機関等多様な知的機関が存在する特性を活かして、千葉大「フロンティアメディカル工学研究センター（仮称）」の設置計画とあいまって、先進的がん治療法に関する混合診療の容認、学校法人等以外の主体による大学院整備、外国人研究者等の在留要件の緩和などの規制の特例を導入し、推進拠点の産業集積基盤を基礎に産学官連携による新産業、新事業の創出を目指す。
8	東京都	三鷹市	情報技術活用・活力創出特区	三鷹市	情報技術を多面的に活用し、地域の活力の創出、効率的で快適な地域の形成に向けて、医療機器の製造承認手続き、公金収入事務の民間委託等に関する規制の特例を導入することにより、ITを活用した地域医療業務の拡大や、市の公共サービス改革等を図る。
9	神奈川県	川崎市	国際バイオメディカル特区	川崎区	都市再生総合整備事業の特定地区に位置付けられている南渡田地区、企業の操業中止が予定されている塩浜地区などにおいて、大学設置基準の緩和、工業専用地域・工場地域の土地利用規制の緩和、高度先進医療に係る「特定病床等の特例」の弾力的運用などの規制の特例により、バイオ・メディカルを中心とした既存産業の拡大・再配置、新規誘致を図り、産業再生を実現す

10	富山県	富山県	くすり・バイオ研究産業集積特区	富山県	「くすりの富山」としての歴史を有し、医薬品製造業、医療・薬事関係の教育・研究機関が集積している富山の特性を活かしつつ、バイオの研究・産業集積を図る「富山バイオバレー構想」の推進とあいまって、新たな和薬製剤等についての臨床研究への「特定医療費」制度の導入、民間企業による国立大学施設の廉価使用要件の緩和など、先進医療、研究開発に関する規制の特例を導入し、和薬を用いた先進的医療の実施、バイオ・深層水などの研究促進を図るとともに、医薬品の配置販売業の5年間の従事経験要件を引き下げる規制の特例により地場産業の振興を図る。
11	富山県	富山市	富山市医薬・バイオ産業特区	富山市	300年の売薬の歴史を有し、医薬品の製造・研究が盛んであり、また、高度技術産業の集積が進んでいる富山市の特性を活かしつつ、平成15年供用予定の富山西IC周辺における企業団地整備などとあいまって、和薬を用いた混合診療の容認、外国人研究者の在留期間の延長などの規制の特例を行うことにより、医薬バイオ分野の研究開発の高度化、企業立地の促進を図る。
12	石川県	石川県	石川県温泉健康福祉特区	山中町、小松市、七尾市、加賀市、金沢市、輪島市	県内には温泉場が多く、湯治場としての利用者も多い中、健康増進施設としての役割を有効に活用できるよう、治療のための医師の指示に基づく温泉療養施設の利用を医療費控除の対象とする、ホームヘルパーによる要介護者の入浴介助の保険給付を温泉旅館でも給付対象とするなどの規制の特例を導入し、温泉場を中心とした医療・福祉の提供と観光振興を推進し、地域の活性化
13	石川県	石川県	温泉周辺観光・環境特区	加賀市内	水際・水面利用に関する河川法や自然公園法の規制緩和や療養施設の病床数制限の緩和などにより、温泉周辺の河川や潟などの水辺の自然環境を活かしつつ、温泉と一体となった総合保養ゾーンの創出を図る。
14	長野県	白馬村	白馬大雪渓自然体験特区	猿倉から白馬大雪渓の間	登山ブームの中、高齢者登山が増加していることから、登山道や遊歩道のバリアフリー化の整備ができるように国立公園の規制の特例を導入することにより、あらゆる年代や身体障害者が優れた自然景観に触れ合える環境をつく
15	岐阜県	岐阜県	「世界の健康楽園ぎふ」健康美容リゾート特区	和良村、加子母村、萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村、宮村、久々野村、朝日村、高根村	南飛騨地域における温泉、森林等の地域資源を活用しつつ、混合診療の容認、健康保険の対象拡大、新たな治療技術を有する外国人の受け入れ等に関する規制の特例を導入し、温泉、音楽、園芸による新たな治療の導入促進、健康産業の振興等を通じた「健康リゾート」の形成を図る。
16	岐阜県	岐阜県	いきいき福祉のまちづくり特区	岐阜市中央部	医療機関が集積し、交通の結節点でもある地区の特性を活かしつつ、民間事業者が第一種社会福祉事業を行う場合の許可を届け出とすること等の規制の特例により、福祉産業の市場拡大、地域経済の活性化を図る。
17	静岡県	静岡県	先端健康産業集積特区	8市12町1村	研究機関等の集積を活かし、富士山麓先端健康産業集積構想推進とあいまって、中核的医療機関が共同して治験審査する委員会の設置、臨床修練制度の適用拡大と手続きの迅速化等の規制の特例により、治験審査事務の一元化による治験の促進、共同研究や研究員等の人的交流の促進、世界レベルの医療技術の導入、大学の都市部への設置誘導等を推進し、研究開発の促進と健康関連産業の振興・集積を図る。

18	静岡県	熱海市	温泉療養特区	熱海市	多くの観光客に愛されるよう、健康増進施設の認定基準の緩和、温泉療養の健康保険の療養給付対象への追加などの規制の特例を導入することにより、温泉利用型健康増進施設の設置を進め、国民の健康増進に寄与するとともに、利用者の増加による関連施設の増加も含めた雇用増進、経済活性化を図る。
19	三重県	鈴鹿市	健康・福祉・リハビリテーション関連人材育成・産業創出特区	鈴鹿市白子町	未利用地となっている企業研修センター跡地（33万㎡）の有効利用としてリハビリテーション系大学の設置構想があるが、整備に際しての住居専用品用途地域への研究施設等の設置を可能とする用途規制の緩和や校地面積の2分の1以上を自己所有とする大学の設置基準の緩和などの規制の特例を導入し、大学の円滑な設置を図るとともに、当該大学と企業等との連携の下、健康・福祉に係る人材の育成や産業の創造・集積を図る。
20	滋賀県	長浜市	長浜バイオ・ライフサイエンス・先端医療特区	長浜市	琵琶湖をかかえ環境と関係が深く、バイオテクノロジーに視点をおき、四年制単科大学の長浜バイオ大学が来春開校するとともにバイオ系研究所等の集積を目指したサイエンスパークを建設したところであり、総合保税地域指定の緩和、公的機関の医師等の営利企業等への従事制限等の緩和等の規制の特例により、技術者育成や企業育成にも力点を置いた独自性のある地域を形成するとともに、立地企業と医療機関との臨床共同研究を推進する。
21	京都府	京都府	京都ITバザール・成長産業集積特区①ITものづくり拠点形成地区②グローバルものづくり拠点形成地区③ベンチャービジネス拠点形成地区④SOHO拠点形成地区⑤ケータイ産	京都市以南の京都府南部地域全市町村①宇治市・久御山町の一部②宇治田原町の一部③知事が指定するインキュベート施設④京都市・西陣⑤井出町・精華町	京都府南部地域には、世界的な技術力を持つハイテク企業、大学・研究機関等が集積しており、こうした条件を活かして、大学の学部等の設置の許可制から届出制への移行、外国人研究者の在留資格の緩和など、研究開発、国際交流、産業立地等に関する規制の特例を行うことにより、IT産業及びITを活用した成長産業の集積エリアを形成する。
22	大阪府	大阪府	バイオメディカル・クラスター創成特区	北大阪・彩都エリア	大阪は古くから医療産業が集積しているが、当地域においては、創薬に係る試験研究施設も近く設置される予定であり、治験を行いうる国立病院の体制整備の促進、特定機能病院の指定要件(病床規模)の緩和など、医療に関する規制の特例を設けることにより、産学官の連携による、創薬を中核としたライフサイエンス分野における国際拠点の形成を図る。
23	大阪府	堺市	健康増進・スポーツ・医療特区	堺市臨海部	堺市臨海部の低未利用地を活用しつつ、スポーツトレーナーの準医療行為の容認、公有水面埋立地の制限期間における用途変更手続きの簡素化、国立大学の敷地等の民間企業による廉価使用の要件緩和、手続き簡素化などの企業誘致、研究開発に関する規制の特例を導入し、健康関連の産業や研究機関の創出・誘致を図る。
24	大阪府	茨木市	彩都ライフサイエンス特区	彩都（国際文化公園都市）の西部地区（栗生岩阪、宿久庄、清水の各一部）	ライフサイエンス分野の研究機関等が集積する地域の特性を活かして、医薬基盤技術研究施設（仮称）の開設等とあいまって、税制上の特例措置を講じることにより、研究開発拠点の形成を図る。

25	兵庫県	兵庫県新宮町上郡町三日月町	先端光化学技術特区	播磨科学公園都市（新宮町、上郡町、三日月町の一部）	播磨科学公園都市は世界最大の大型放射光施設を擁しており、先端分野の放射光に関する先導的研究が展開されているが、この特性を活かして、大型放射光施設を活用した先進医療を行う機関に対する特定病床特例制度の弾力的運用、外国人研究者の在留要件の緩和など、医療、研究開発等に関する規制の特例により、世界中から光科学技術に関わる研究機関・人材の集積を促進し、ベンチャー企業の創出など新産業創造を図る。
26	兵庫県	神戸市	先端医療産業特区	ポートアイランド地域	ライフサイエンス関連の研究機関やバイオベンチャー等医療関連企業の集積を活かしつつ、高度先進医療制度の弾力的運用、優秀な外国人医師の医療行為を可能とする「臨床修練制度」の適用拡大、大学等教育機関の設置基準の緩和、外国人等研究者等の在留要件の緩和などの規制の特例を導入し、最新医療提供による市民福祉の向上、医療関連産業の生産、雇用の誘致等を図る。
27	奈良県	奈良県	福祉特区	具体的地域はないが、個々の市町村単独では施設整備を図ることが困難な地域を想定	個々の市町村単独では施設の整備を図ることが困難な地域において、広域的な観点から特定の市町村を福祉特区と位置付けるとともに、特別養護老人ホームの設備等基準の緩和、社会福祉法人による農地取得の要件緩和等の規制の特例により、保護者が入居する施設（安心ハウス）との一体的整備、処遇の向上などの先駆的な施策を展開する。
28	岡山県	倉敷市	福祉のまちづくり特区	倉敷市	行政財産の民間事業者の使用、道路運送法の弾力的運用等の福祉に関する規制の特例を導入して、民間事業者の参入による高齢者・障害者等の余暇・文化・健康づくりや、従来のバスやタクシーに替わる交通サービスの構築を図る。
29	広島県	沼隈町	東洋医療・リハビリテーション特区	弥勒の里（町内にある複合施設）	中国との民間文化交流が盛んな当地域において、「臨床修練制度」の拡大により外国人医師の医療行為を可能とする規制の特例を導入し、中国式医療を活用した西洋医学と東洋医学の融合したリハビリテーション療法を確立する。
30	大分県	別府市	温泉療養の公的医療保険適用	温泉所在都市	全国有数の温泉地である別府市の特性を活かして、温泉治療を保険の対象とする特例を行うことにより、治療を目的とした利用者・滞在者の増加を促し、地域経済の活性化を図る。
31	大分県	別府市	温泉療養の公的医療保険適用	温泉所在都市	全国有数の温泉地である別府市の特性を活かして、温泉治療を保険の対象とする特例を行うことにより、治療を目的とした利用者・滞在者の増加を促し、地域経済の活性化を図る。
32	熊本県	熊本県	福祉コミュニティー特区	松橋町を中心とした1市9町	過疎地域では福祉等関連施設をそれぞれ確保することは困難であり、保育所での幼児教育の実施、高齢者デイサービスセンターでの障害者受入れ、介護センターでの総合的福祉サービスの提供等に関する規制緩和を行い、複合的な運営を可能とするとともに、不十分な公共交通機関を補完する自家用自動車の活用、ホームヘルパーのサービス行為の拡大等により、福祉サービスの向上を図る。
33	沖縄県	具志川市勝連町与那城町	健康長寿産業振興特区	具志川市中城湾港新港地区他の2市町村の一部地域	具志川市及び周辺地域では、フリートレードゾーン（FTZ）を有効に活用するとともに、医療・研究機関の集積が図られつつあることから、中国の薬学会との人的な交流等を活かした健康長寿産業を育成するため、FTZの優遇措置の追加、中国の医師資格取得者による医療類似行為の容認、特定保健用食品の特別用途表示の許認可手続きの簡素化などの規制の特例を導入し、健康長寿をテーマとした観光・交流資源の創造を図る。

34	沖縄県	具志川市 勝連町与 那城町	健康長寿産業振興特 区	具志川市中城湾港新 港地区他の2市町村 の一部地域	具志川市及び周辺地域では、フリートレードゾーン（FTZ）を有効に活用するとともに、医療・研究機関の集積が図られつつあることから、中国の薬学会との人的な交流等を活かした健康長寿産業を育成するため、FTZの優遇措置の追加、中国の医師資格取得者による医療類似行為の容認、特定保健用食品の特別用途表示の許認可手続きの簡素化などの規制の特例を導入し、健康長寿をテーマとした観光・交流資源の創造を図る。
第2次提案					
1	北海道	佐呂間町	保育所私的契約児の 受入枠拡大特区	佐呂間町	保育所私的契約児受入枠拡大により、幼稚園廃園後、集団生活に接する機会を失う児童を受入れし、児童の健やかな成長と母親が就労できる環境を整備する。また、本町においても幼稚園の廃園、保育所の統合により厳しい財政状況の中ではあるが、保育体制の充実が図られる。
2	宮城県	仙台市、 東北大学	国際知的産業特区		学都仙台といった地域の特性を活かし、東北大学等の研究機関が持つ世界レベルの先端技術を応用した健康分野における未来医工学活用の研究開発の推進とあいまって、放射線医療・電子カルテ医療情報化等における規制の特例を導入することにより、医療分野における新産業の創出を図るとともに、地域における豊かな健康福祉社会の実現を図る。
3	福島県	福島県	知的創造・開発特区		医療福祉機器産業が集積し、会津大学や日本大学工学部等の研究拠点が高い研究ポテンシャルを有するといった地域の特性を活かし、産学官連携による医療福祉機器産業の創出を目指す福島県知的クラスター形成事業の実施とあいまって、医療機器の承認制度の届出制度への変更や改正薬事法の前倒し実施などの規制の特例を導入することにより、新技術による医療福祉機器の開発・製造を加速化させ、新産業の創出とさらなる産業集積を図る。
4	栃木県	鹿沼市	社協・事業団統合特 区	鹿沼市	効率的な社会福祉活動を展開するため、社会福祉事業団と社会福祉協議会の統合により社会福祉協議会に一本化し、ここに施設を委託したい。しかし、国・県では厚生労働省通知等により、統合による社会福祉協議会への委託は困難（民間法人への委託が優先）であるとの指導がされている。この指導による規制の特例を求めるものである。
5	埼玉県	熊谷市	子育て支援、男女共 同参画支援特区	熊谷駅東地区市街地 再開発事業区域内	駅周辺の市街地再開発事業内に設置される保育所の認可基準の緩和を図り、子育て支援、女性の社会進出を促進する。
6	埼玉県	上尾市	特認保育士「保育ヘル パー」特区	上尾市	平成15年11月から、保育士でないと保育業務ができなくなるので、時間外保育については、従来どおりの保育が行えるようにする事により待機児童の減少と時間外保育の実施及び雇用の促進を図ることができる。それには、保育士の業務のうち児童の保育に関することのみを行う特認保育士「保育ヘルパー」を自治体独自で認定し、従来どおり保育にかける情熱、経験などを加味し、基礎的な知識を有するかどうかにより採用する。

7	埼玉県	志木市	志木市型高齢者福祉施設		①高齢者の多様な選択権を保証し、やさしく淋しくない施設を設置するためには、現場に直結する民間や自治体の知恵を活用するとともに、民間活力の導入を図り、地域の雇用も確保できる施設を設置する。②現行の施設は多額の建設コストを要しており、厳しい財政環境を考えると、必要な施設を充足することは財政的に不可能である。さらに、現行の特別養護老人ホームの設置は民間では社会福祉法人に限られており、社会福祉法人以外の民間活力を導入することにより、低コスト化を図る。
8	埼玉県	鴻巣市	高齢者にやさしいまちづくり特区	用途地域の第一種低層住居専用地域内(市町村の一部)	高齢社会に対応し、高齢者にやさしいまちづくりを推進する一環として、身近で日用品等の生活必需品が購入できるよう用途地域内の建築可能な建築物の拡大を図るなどの規制の特例を導入することにより、高齢者の利便性の向上を図る。
9	千葉県	千葉県	健康福祉千葉特区	千葉県全域	高齢者、障害者、児童等などの誰もが、住み慣れた家庭・地域で安心して生活していくことを基本とし、ユニバーサルなまちづくり事業を含めた「施設から地域・家庭へ」の施策を展開するに際し、知的障害者の痴呆性高齢者グループホーム混合利用、介護保険法第13条及び国民健康保険法第116条の2の住所地特例などの特例を導入することにより、地域での受け皿づくり、生活を支える支援体制及びネットワークの確立を推進する。
10	東京都	台東区	知的障害者通所更生施設における身体障害者の弾力的利用	台東区	立地等施設整備困難な都心部において、知的障害者通所更生施設が身体障害者の相互利用を認められることで、多くの障害者が身近な地域でサービスを受けることが可能になる。
11	東京都	東京都板橋区	児童相談所特区	東京都板橋区	児童福祉司を配し、相談、指導、一時保護等を行う児童福祉の第一線機関である児童相談所の設置主体の規制の特例を導入し、住民にとり最も身近な自治体である特別区が設置・運営する。これにより、子育て支援を展開するNPOや地域商店街とネットワークを組み、児童虐待の早期発見などに繋げるなど、増加かつ深刻化する児童の諸問題に対し、一元的に迅速かつ的確な対応を図るとともに、NPOの育成や地域社会の活性化を推進する。
12	東京都	足立区	生活創造特区(福祉・雇用分野)	足立区	①障害者に対する木目細かな就労支援を実施することから、無料職業紹介事業の特例を導入することにより、職業能力の開発から就労までの一貫したサービスが実現する。②小規模な土地で安価に建設できる小規模特養ホームの設置・運営を株式会社で可能とし、競争原理によるサービスの質の向上を図っていく。③空き店舗を活用した保育サービスを株式会社が実施し、保育需要に応える。
13	神奈川県	小田原市	医師臨床研修推進特区	小田原市	県西地域の基幹病院として、平成16年4月からの医師卒後臨床研修の必修化に当たり、地方公務員の臨時的任用期間に関する規制の特例を導入し、卒後の2年間で臨時的任用職員として雇用し、研修プログラムに基づく2年間を通じた臨床研修を行うことにより、臨床研修必修化の目的である全人的な医療を提供できる優秀な医師を養成して行く。
14	新潟県	柏崎市	知的障害児福祉特区	市全域	地域の知的障害児福祉の充実・向上のため、知的障害児施設の職員の一般的要件の緩和の特例を導入する。

15	富山県	富山県	くすり・バイオ研究 産業集積特区		本県は、300余年の歴史を持つ医薬品産業、近代医薬学に伝統医薬学の調和をめざす富山医科薬科大学、医薬品や伝統医学を研究する薬事研究所や国際伝統学センターなどの県立研究機関を有しており、新しい和漢薬製剤や漢方方剤の臨床研究を進めることにより、本県が目指している「東洋医学と西洋医学を組み合わせた健康医療基地づくり」を推進する。
16	石川県	輪島市	高齢者通院移送関係	輪島市内全域	社会福祉法人等の実施している介護保険サービスのうち、送迎車障を来たしている要介護高齢者等に対し、移送サービスを提供する事業とあいまって、運送業法、医療法や社会福祉法などの規制の特例を導入することにより、当該高齢者のよりよい生活を積極的に推進する。
17	福井県	鯖江市	福祉コミュニティ特 区	市町村の全部	介護を要する状態になっても在宅で安心して生活する為には、ホームヘルパーからの身体介護の範囲の拡大が不可欠である。上記の医療行為は、医師の判断や技術によらなければ、人体に危害を及ぼす恐れがあると言われているが、医師や看護婦、ヘルパーとの連携により、医師の指示や訪問看護婦等指導のもと、緊急避難的に行う場合や簡単な医療行為は、ヘルパーの教育プログラムを充実させた場合のみ実施可能とする。
18	長野県	長野県	公営住宅の社会的弱 者支援特区	長野県	公営住宅への同居親族以外の入居を認めることにより、高齢者や障害者、DV被害者等の幅広い住宅困窮者に住宅を供給できるようにする。同居親族要件又は公募要件の緩和が実現すれば、公営住宅を共同生活の場として幅広く利用できるようになり、ノーマライゼーションの理念に沿った地域活性化が期待できる。
19	長野県	長野県	高齢者のための出張 理・美容室特区	長野県内全域	高齢化社会を踏まえ、理・美容所以外の場所において業務を行うことができる対象範囲に、「高齢者に対して社会福祉施設等を出張理美容室として理・美容を行う場合」を導入することにより、高齢者のニーズに応えるとともに、業界における経済活性効果が見込まれる。
20	長野県	長野県	高齢者年金活用特区	長野県内	長野県は、全国有数の長寿県であり、就業率が全国1位、高齢者就業率も全国1位と、高齢者の労働意欲は非常に高い。こうした特性を活かして、年金受給権の担保提供を容認する規制の特例を導入することにより、県中小企業制度資金において年金担保貸付を実現することで、年金受給者が起業や新たな事業分野へ進出する場合の資金調達を支援し、高齢者の創業、事業展開の促進、地域経済の活性化を図る。
21	長野県	長野県、 社団法人 長野県経 営者協会	無料職業紹介特区	長野県全域	職業紹介事業について、特別の法律に基づいて設立された団体に加え、企業を構成員とする社団法人に対しても、許可制から届け出制に移行することにする。これにより、多様な労働力需給調整機関が、より積極的かつ円滑にその役割を果たすことが可能になり、労働市場における需給バランスの適正化に一定の役割を果たすことが期待できる。
22	長野県	長野県	障害者雇用促進特区	長野県内	障害者のため、労働基準法を適用し最低賃金を払ってなお採算のとれるビジネスとして、障害者の就労の場を設立しようとする者が、株式会社等を設立しやすくするため、このような趣旨の設立に対しては、商法または有限会社法の最低資本金の規定を例外的に引き下げる。また、障害者福祉に熱意のある者が社会福祉法人の認可を受け通所授産施設を運営しようとする場合、土地建物の借入を前提に資産要件を例外的に引き下げ、参入を容易にする。

23	長野県	長野県	株式会社医療参入特区	長野県内全域	医療に関する患者の選択の幅を広げるとともに、医療機関が相互に競い合い、創意工夫することで、患者によりよい医療を提供するため、特区内における株式会社立病院の新規開設許可を認める。
24	長野県	長野県	長野県広告規制撤廃特区	長野県内全域	医療は、人の生命・身体に直接かかわるサービスであり、不当な広告により、見る側が誘引されることなどから、広告に対して規制がある。しかし、医療機関等の広告により、患者が自ら医療機関を選択することになり、このため各医療機関は、より患者サービス、患者本位の医療の提供が必要になることから、広告規制撤廃を導入することにより、患者にとってより望ましい医療体制が実現する。
25	長野県	長野県	混合診療解禁特区	長野県内全域	医療保険制度において、原則として認められていない「一疾患に対する一連の診療行為において、保険診療と自由診療を併用」する混合診療について、保険医療機関が実施することを容認する。
26	長野県	長野県	乳幼児公費負担医療化特区	長野県内	長野県における助成制度を公費負担医療に準ずる医療制度として位置付け、社会保険の被保険者分の審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金に受託させることを可能とすることにより、現在、長野県で実施している助成制度を償還払い方式から現物給付方式に移行させる。本構想による規制緩和の効果を確認した上で、全国の市町村において、様々な方式で実施されている助成制度の方式を統一化する。
27	長野県	長野県	生涯健康都市形成支援特区		「長野県は、全国有数の長寿県であり、1人当たり老人医療費が全国最低で、また高齢者就業率が全国1位であるなど、健康・長寿面で優れた特性を有している。この特性を活かし、医薬品等の承認審査の迅速化などの規制の特例を導入することにより、健康科学に関する産学共同研究を推進し、機能再建機器、老化予防食品などの製品開発や高齢者生活支援システムの開発など新たなライフサイエンス産業を創出する。」
28	長野県	長野県	医療的ケアを必要とする障害児のための特区	長野県内	医師法第17条の特例を導入することにより、必要な研修を受けた社会福祉施設の職員や養護学校の教諭が、経管栄養等比較的簡単な医療的ケアが施設や学校内で必要なときに措置できるようにする。また、養護学校の看護師免許を有する養護教諭でも、職務内容外ということで経管栄養等比較的簡単な医療的ケアを実施できなかったが、学校教育法第28条第7号の特例を導入することにより、学校内で必要なときに措置できるようにする。
29	長野県	長野県	外国人医師活用特区	長野県内全域	厚生労働省は、外国人医師による医療行為は、現行の枠組みにおいても可能としているが①外国人医師の外国籍県民に対する母国語による精神的ケアを、含めた医療行為が必要であること。②臨床修練制度はあるが、実際に著名な外国人医師の治療や技術指導を受けるには、その国に相当期間滞在（留学）しなければならないこと。の理由により、臨床修練制度の適用拡大でなく、外国人医師による医療行為の解禁を提案する。

30	長野県	長野県	医療業務への労働者派遣特区	長野県内全域	地方における医療機関にあつては、必要な人員を確保するために、多くの関係者を訪れる必要があり、短期間での対応が難しい状況にある。そのため、派遣先が明確にされることで、随時、必要な時に短期間に対応が可能となる。医師を例に取れば、医療機関は、大学病院の医局から医師の派遣を受けるケースが少なからずあり、派遣医師の人事権など医局の都合に左右されることから、医局に依存しない採用ができる。
31	長野県	長野県	病床規制適用除外特区	長野県内全域	県内における医療圏の設定及び医療圏ごとの基準病床数の維持による病床規制を取り除き、病院開設者が必要とする病床の許可を与えることにより、真に地域の需要に応じた病床配置が行える。また、病院開設の新規参入を容易にし、患者の選択の幅が広がるほか、医療の質の向上に向けた病院相互の取り組みが活性化される。
32	長野県	長野県	テクノロジー特区		「長野県では、精密微細加工技術等の集積している優位性を活かし、産学官連携プロジェクトの推進とあいまって、国立大学教員等の民間企業兼業承認要件の緩和、外国人研究者等の在留資格・期間の拡大、保険給付対象の福祉用具認定基準の緩和などの規制の特例を導入することにより、高付加価値戦略的デバイス世界的供給基地化や健康、環境など内需関連オンリーワンニッチトップ型企業のクラスター形成を図る。」
33	岐阜県	岐阜市	児童短期入所事業ついでにの人員と施設設備等の基準の緩和について	岐阜市内全域	短期入所を実施できる施設を法定施設、及び実質それに準じた人員・設備を有する施設に限定することなく、地域の親の会等が運営するインフォーマルサービスを提供する施設・人員配置でも可となるよう、法人格取得を前提として対象施設の範囲を拡大する。
34	岐阜県	岐阜市	地域医療支援病院認定特区	岐阜市	医療法第4条及び同法施行規則第6条に定める「地域医療支援病院」の認定基準、平成10年5月19日付健政発639厚生省健康政策局長通知第2の(1)④に定める紹介率の緩和する特区により、「地域医療支援病院」の認定を受け、地域連携を進め、患者へのサービスの向上、地域内の病院・診療所の役割を明確化し、信頼性を高める。
35	静岡県	掛川市	入所待機早期解決・介護サービス推進特区	掛川市	①介護老人福祉施設（特養）が指定短期入所生活介護事業を実施する場合、それぞれの定員指定により、ショートスティベットと特養ベットの枠が固定されており弾力性に欠けるので、当市の在宅重視を進めるためにも相互利用できるものとされたい。また、②特養建設においては個室ユニットとともに大部屋ベットも補助対象として頂き、建設を促進し、入所待機者の早期解決を図りたい。
36	静岡県	掛川市（社会福祉法人）ねむの木福祉会ねむの木	ねむの木、花と緑の福祉村特区	掛川市上垂木地内	緑豊かな自然の中で障害者と健常者が互いに助け合いながら、文化的な生活を送ることを目的として運営されている「ねむの木村」の特性を生かし、さらに福祉施設等の充実を図るために「ねむの木、花と緑の福祉村」を整備するにあたり、農地法、都市計画法や建築基準法といった施設整備に係る諸規則の特例を導入することで、地域の福祉教育とボランティアの育成の更なる推進を実現する。

37	静岡県	天城湯ヶ島町、天城湯ヶ島町温泉旅館組合、(株)ライブピア天城、ヒーリング・	保健医療適用外温泉療法特区	天城湯ヶ島町全域	温泉療法については、従来効能の点に重点をおき、温泉療法医・温泉療法士の指導が必要であり、日本が古くから採用している手法（交代浴・刺激浴による自己治癒力の向上やリラクゼーション）が注目されず国民に普及していなかった。近年、心身のストレスが叫ばれる社会において、健康に対する社会的関心が高まる中で、現代医療の補助的手段として、温泉療法を効果的に行うことにより、医療費の削減を図ると共に温泉の活用を広げ、従来の観光の幅をより広げるものとする。
38	愛知県	津島市	子育て支援特区	市町村の全部	本年度策定（予定）の「子育て支援プラン」の基本理念に基づき、これから様々な施策、事業を展開していくところであるが、こうした施策、事業は当然のことながら、現行法令の許容範囲内に留まらざるを得ない。名古屋圏のベッドタウン化が進む本市において、「子育て」は重要な課題であり、使命である。その環境の整備推進のため、今回「保育園給食のセンター方式調理」と「未熟児の訪問指導」について申し出をするものである。
39	愛知県	高浜市	知的障害児・者福祉サービス基盤整備特区	高浜市	支援費制度を円滑に施行するためには、サービスの基盤が整っており、障害者がサービスを選択できることが必要である。しかし、人口規模の小さな自治体においては、障害者の入所施設等を整備するには困難性があることから、当該施設に併設される短期入所施設も整備できないこととなる。したがって、介護保険施設である短期入所施設での知的障害児・者の短期入所事業の相互利用を容認することによって、障害者福祉の増進を図る。
40	愛知県	弥富町	生活福祉関連特区	弥富町の全部	身体障害者の短期入所施設は本町を含め近隣の町村にはありませんが、現在は介護保険法の指定短期入所生活介護事業所を利用し実施しております。平成15年4月からの身体障害者の支援制度になると利用できなくなるので、指定事業所の手続、基準などの規制の特例を導入することにより、介護保険法による短期入所生活介護事業所の手続が相当軽減され、身体障害者は容易に短期入所生活介護事業所が利用でき、福祉の増進に寄与する。
41	大阪府	羽曳野市	介護保険料収納円滑特区	羽曳野市内	①地方自治法の規定により私人の公金取扱が制限されているが、介護保険法において特別の定めをすることにより私人による公金取扱ができるようにすることで介護保険料の収入の確保及び被保険者の便益に寄与する。②領収証書の発行について自治省通知により指定金融機関等が発行することと解されている取扱いについて当該領収証書の発行を省略し、もって事務の効率化及び経費節減を図る。
42	奈良県	奈良県	「大和の薬」の販売特区	全県域	奈良県の地場産業である配置薬製造・販売の地域特性を活かし、配置薬の事業所配置、イベントでの配置薬販売の可能化の特例を導入することにより、低迷している配置薬の販売の拡大を通じ地域の活性化を図る。
43	島根県	益田市	養護老人ホームの管理運営の民間委託特	市内全域	

44	岡山県	岡山県	福祉移送特区	岡山県の全部	タクシー事業者・NPO・ボランティア団体の特性を活かして福祉車両を運行する実証事業において、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する規制・自家用自動車の有償運送の禁止の規制を緩和することにより、タクシー事業者やNPO団体等の福祉車両を効果的・効率的に運用し、障害者等移動に制約のある人々に利用しやすい移送サービスを提供する。
45	岡山県	岡山県	児童福祉特区	岡山県の全部	構造改革特区推進のためのプログラムにおいて、特区で実施可能な特例措置として、児童養護施設等一部の児童福祉施設についてはすでに外部派遣が認められているが、それ以外の施設についても同様に、調理員の外部からの派遣を容認する。
46	広島県	沼隈町	沼隈町、株式会社ツネイシ リサーチアンド デベロップメント 中国式薬膳研究特区	沼隈町大字上山南・中山南	中国との交流が盛んな沼隈町上山南・中山南地域において中国人医師等(漢方医)を研究者として招聘し、研究成果を医療・福祉周辺分野で事業化することにより医療施設等において新たな視点からの健康管理や健康維持事業をめざすものです。また、この事業展開により、中国からの投資の導入と地域における新たな雇用と消費需要を喚起することを目的に行います。
47	徳島県	上勝町	過疎による公共交通機関空白地域における新交通システム確	公共交通機関空白の過疎地	過疎と高齢化が進む上勝町にあって、移動手段を持たない高齢者等交通弱者の希望により、予め町に登録した住民ボランティア（搭乗者保険等の担保、）が人・物の有料輸送サービスを実施する。
48	熊本県	熊本県	福祉コミュニティ特区		「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者や嚥下障害のある高齢者等に係る痰の吸引等の行為について、ホームヘルパーによる実施が認められていないため、家族の負担は大きいものとなっている。そこで、ホームヘルパーによる実施を認めることにより、患者の家族等の負担を軽減し、ゆとりのある介護を可能とすることにより、当該患者等の生活の質を向上させる。」
49	沖縄県	名護市	リタイアメントコミュニティ特区	沖縄県名護市「カヌチャヒルコミュニティ」	地元高齢者への介護保険料の負担に影響を与えることなく、定住型リタイアメントコミュニティを促進することにより介護サービス事業者・人口増加による消費拡大により雇用の創出、知名度・イメージ向上による来訪者の増加が図られる。
50	沖縄県	具志川市 財団法人 パブリック ヘルス リサーチ	健康長寿産業振興特区		我が国屈指の長寿エリア沖縄県の最長寿地域である具志川市及び隣接地域の既存資源としての『長寿文化』特性を活かし、全国に先駆けて健康長寿産業振興や健康長寿の実践を目的とした中西医結合医薬学の研究開発、長期滞在型健康長寿リゾート整備等を推進するために、医師法、栄養改善法、農地法などの規制の特例を導入し、長寿ブランドによる地域振興を図る。
第3次提案					
1	北海道	新冠町	狂犬病予防特区	新冠町内全域	飼い主の遺棄により野犬化した犬を取り締まるため、狂犬病予防法第6条の規定による抑留の徹底が必要不可欠であるが、これを執行する都道府県知事が任命する予防員が不足しているうえ、捕獲人もいない状況にあることから、当該特区において、第6条に規定する予防員の任命を町長が行ない、さらには罰則の適用権を町に付与することにより、地域事情に精通した民間人を広く指定し、抑留を計画的に行ない、狂犬病の予防を徹底することができるものである。

2	宮城県	仙台市	国際知的産業特区計画	仙台市の全域	学都仙台といった地域の特性を活かし、東北大学等の研究機関が持つ世界レベルの先端技術を応用した健康分野における未来医工学活用の研究開発の推進とあいまって、感染症医療・電子カルテ医療情報化における規制の特例を導入することにより、感染症罹患率の低下による医療費の削減や医療ネットワークの普及促進による地域医療レベルの向上が図られ、医療分野における新産業の創出を促進するとともに、地域における豊かな健康福祉社会の実現
3	福島県	福島県	知的創造・開発特区	会津若松市及び郡山市の全域	県では会津・郡山地域において産学官連携による医療福祉機器産業の創出を図る施策を推進しており、これに合わせ同地域に特区を設定し、事業シーズの獲得から事業展開まで必要な規制の特例を実現することにより、新しい医療福祉機器の開発及び事業化を促進し、新産業創出とさらなる産業集積による地域経済再生の実効性を高める。本年4月に外国人研究者の受入促進事業を盛り込んだ特区計画の認定を受けており、今回の提案で、最後の段階の事業展開に必要な規制緩和を提案し、開発した医療機器をいち早く市場に出せる体制を整備する。
4	埼玉県	越谷市	越谷市デイサービス特区	越谷市内全域	デイサービスの利用について、介護保険制度と障害者施策による適用関係において示されている介護保険制度の優先利用について、介護保険第2号被保険者に限り支援費支給の対象と認め、本人の意思による介護保険制度と障害者施策の選択性を持たせるよう適用関係の規制を緩和する。
5	埼玉県	越谷市	越谷市緊急ショートステイ（超短期宿泊）特区	越谷市の全域	ショートステイのベッドに空きがない状況下において、介護者の不測の事態にも対応できるよう、特別養護老人ホームや指定通所介護事業所に付帯されている静養室の有効活用を図り、介護サービス利用者及び家族介護者に対し安心感を与えられる介護サービスの拡充を図る。
6	埼玉県	越谷市	社会福祉サービスに関する苦情解決特区	越谷市の全域	市に対して是正、勧告権限を持った市民の苦情処理解決制度がある場合には、社会福祉法第82条に基づく苦情処理制度としての第三者委員を置くことを必要としないこととする。当市の場合、越谷市福祉保健オンブズパーソン制度があるので、これに該当する。
7	埼玉県	志木市	志木市型高齢者福祉施設	埼玉県志木市	①高齢者の多様な選択権を保証し、やさしく淋しくない施設を設置するためには、現場に直結する民間や自治体の知恵を活用するとともに、民間活力の導入を図り、地域の雇用も確保できる施設を設置する。②介護が必要な状態になっても「我が家での暮らしが1番」であり、要介護者には後期高齢者が多いことや核家族化、家族意識の変化、住宅事情等を考えると地域に密着した高齢者福祉施設が必要であり、要介護高齢者のみを対象とした施設ではなく、要介護高齢者と自立高齢者及び虚弱高齢者との類別化しない志木市型高齢者福祉施設を設置する。

8	埼玉県	志木市	特別養護老人ホーム 設置法人の規制の緩和	埼玉県志木市	①高齢者の多様な選択権を保証し、やさしく淋しくない施設を設置するためには、現場に直結する民間や自治体の知恵を活用するとともに、民間活力の導入を図り、地域の雇用も確保できる施設を設置する。②現行の施設は多額の建設コストを要しており、厳しい財政環境を考えると、必要な施設を充足することは財政的に不可能である。さらに、現行の特別養護老人ホームの設置は民間では社会福祉法人に限られており、社会福祉法人以外の民間活力を導入する。③第1次特区においてPFI制度による民間参入は認められたが、本市のような都市部で未利用公有地がない市では困難であり、さらに、手続き上相当期間を要するこの制度は、施設整備を急務としている場合はなじまないと考えられる。したがって、この制度を活用しての自治体は現在のところ皆
9	千葉県	千葉県	健康福祉千葉特区	東金市、印西市（千葉県全域）	こども、高齢者、障害者等の誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、「施設から地域・家庭へ」の施策を推進する健康福祉千葉特区の一層の充実を図るため、次の2項目を提案する。①障害児デイサービス対象者を18歳未満の障害児全てとすること。②痴呆性高齢者グループホームに空きがある場合に知的障害者の利用を可能とすること。
10	千葉県	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院、鴨川市	鴨川医療特区	千葉県 鴨川市	「鴨川医療特区」での規制緩和によって実現することは、・臨床教育において、先進の技術を習得する上で様々な障壁となる規制がある。鴨川市に規制緩和地域を設け、世界最先端の医療技術修練の拠点モデルを構築する。そして、先端研究施設の誘致を推進する。・外国医師による診療や混合診療により、患者様の自由な選択に基づいた多様な診療の組み合わせを提供する。
11	東京都	稲城市	介護のまちづくり特区	稲城市全域	①痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の事業者指定：平成16年6月から、当市内に新たに設置するものから当市が指定する。②痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の介護報酬の設定：平成16年6月から、当市内にあるものについて、当市の定める独自の介護報酬（現行介護報酬を上限として独自に定める額）を適用する。
12	東京都	足立区	生活創造特区（福祉・雇用分野）	足立区全域	区内には、現在のところ知的障害者の入所施設はなく、これまで宿泊設備を整えた通所施設において短期入所事業を実施してきた。宿泊を伴う知的障害者短期入所事業の実施施設については、入所施設に限られているため、受け入れ可能な法人についても除外されている。規制の特例により通所施設でも、人的・設備的に実施可能な施設には、事業実施を認め民間資源を活用、支援費制度における短期入所利用の選択肢を増やし、心身障害者及びその家族の福祉増進を図る。
13	東京都	板橋区	障害者就労支援にかかる無料職業紹介所許可特区	東京都板橋区	職業安定法第33条に定める無料職業紹介所の許可を、平成7年より良好な就労支援を行っている板橋区障害者就労援助事業団に対し法人格の有無にかかわらず許可する。事業団は、自ら職場開拓を行った障害者の就労し続けられる職場に、区内在住の障害者を紹介し、公共職業安定所等との綿密な連携のもと継続的な支援を行うことにより、障害者の雇用促進並びに雇用啓発・安定及び地域福祉の向上に寄与することができる。

14	東京都	練馬区	ねりま福祉・医療ネットワークバス特区	東京都練馬区の全域	東京都練馬区は、23区の中でも有数の行政規模であるが、区内の交通アクセスは必ずしも十分ではない。中でも、区内にある福祉施設や中核的病院には、身体・精神面や高齢などの理由で、通所・通院に苦勞している多数の利用者がいる。その一方で、利用者が特定されている一部の福祉施設では、公設・民設ともに送迎用の通所バスを運行している。そこで、様式2-2で示す規制の特例事項を実現し、通所バスを活用した福祉・医療機関の運行上のネットワークをつくることで、多くの利用者の利便性を向上させる。
15	東京都	港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区「再掲」	港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区	芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。
16	長野県	長野県	社会福祉施設の有効利用特区	長野県内全域	社会福祉施設の中には、近年の少子化の進展や過疎化の進行等の社会情勢の変化により、設立当初に比べ入所者数の減少、あるいは廃所となる施設がある。そこで、①地方公共団体、社会福祉法人以外の者への社会福祉施設の無償利用を認めること、②本来の利用目的以外の施設利用を可能にすることにより、地域福祉の拠点とする。
17	長野県	長野県	高齢者及び障害者のための優良賃貸住宅特区	長野県全域	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者向け優良賃貸住宅（以下、「高優賃」と呼ぶ。）制度において、入居者は、省令により60歳以上の高齢者及びその配偶者等に限定されているが、その一部に60歳未満の障害者が入居するものについても、都道府県知事が高優賃として認定できるように認定基準を緩和する。これにより、高齢者だけでなく障害者も入居できる賃貸住宅について、民間による供給促進を図ることができる。
18	長野県	長野県	知的障害者短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例	長野県内の市町村	既に提案されているNo.918「児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例」において、児童に限定されている対象者を、知的障害者まで拡大する。これにより、障害児が18歳に到達した場合でも、利用してきた事業所を継続して利用できることになり、住み慣れた身近な場所で引き続きサービスを受けることを可能にする。
19	長野県	檜川村	過疎地域国民健康保険診療所の民営化特区	長野県檜川村	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）に特例を設けることによって過疎地域の公営（国民健康保険）診療所を民営化し、より一層小回りの効いた医療サービスを確保するとともに行政の財政負担の軽減を図りたい。
20	岐阜県	大垣市	地域密着型小規模介護保険事業所創設特区	大垣市全域	定員5人以上の短期入所と通所介護を組み合わせた地域密着型小規模介護保険事業所を介護保険の給付対象とする特例措置を設けることにより、NPO法人や社会福祉法人をはじめとする地域に密着した団体や民間事業者による介護保険事業への参入を促進するとともに、多様なサービスの中から利用者のニーズに最も適したサービスの選択を可能にするによる市民サービスの質的向上を図る。
21	静岡県	熱海市	温泉療法への公的医療保険等の適用	静岡県熱海市全域	温泉療養については古くから採用されている手法であるが、我国では健康保険の保険給付適用外であったことから、療養手段として国民に普及していなかった。この温泉療養をし、また温泉を利用した保健事業を予防医学と位置づけることにより、「寝たきり」や「ボケ」にならずに活動的に生活できる期間を高め、医療費の低減にも寄与する。

22	愛知県	愛知県	「ごみ出し」たすけあい特区	県内全域	独り暮らし老人や夜勤の多い単身者などが負担に感じている「ごみ出し」を代行するサービスを地域限定で容認し、この分野に介護保険事業者や有償ボランティア・NPO 法人などを参入させ、コミュニティビジネスの一大分野を形成する。
23	滋賀県	滋賀県	選べる福祉サービス特区構想	滋賀県全域（大津市をはじめとする50市町村）	障害のある人の入所施設から地域生活への移行と、地域自立生活の実現を図るため、支援費支給制度において、施設訓練等支援サービスの利用形態を特定の期間を定めた長期利用のみでなく、日単位の利用も可能な方法に変更する。あわせて入所施設においては、サービスを生活面の支援（夜間）と日中活動・余暇活動の支援（昼間）に分化し、選択して利用できるよう変更する。また、施設訓練等支援サービスの利用形態の変更に伴い、支援費については日額やサービス別の単価を設定するとともに、施設の定員の取扱いについても緩和措置を行う。
24	滋賀県	滋賀県	介護保険暮らし安心滋賀特区	滋賀県全域（大津市をはじめとする50市町村）	介護者の急な用事や病気等になった場合の介護の安心を確保するとともに、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、通所介護事業所において介護保険が適用される時間帯以外にサービスを実施した場合について、介護保険を適用する緩和措置を行い、もって、小地域で完結する24時間対応型安心システムの構築を図る。
25	大阪府	創薬推進連絡協議会(塩野義製薬(株)、大日本製薬(株)、武田薬品工業(株)、田辺製薬(株)、藤沢薬品)	バイオメディカル・クラスター創成特区	現認定特区計画の範囲	日本での「治験の空洞化」を解消するための一助となる「大阪圏治験ネットワーク構想」を実現するために、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」第27条を緩和し、共同IR（治験審査委員会）の設置をNPO法人に拡大することとし、NPO法人が設置する共同IRと各医療機関が設置している施設IRとで治験における調査審議等の役割分担を行うもの。これにより、治験に関する調査審議の効率化を図りながら、同時に治験の迅速化や質の向上を目指すもの。”
26	兵庫県	兵庫県	都市部における小規模保育所設置特区	尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市	保育所の待機児童解消を図るため、定員に関する規制を緩和し、定員6人以上20人未満の小規模保育所の設置を可能とする。併せて、新設の社会福祉法人に対する不動産の所有に関する規制を緩和し、不動産の賃貸を認めて不動産、特に土地の確保を容易にし、保育所への参入促進を図る。
27	鳥取県	羽合町	保育所運営の効率化を進め、子育てを支援する構造改革特区	鳥取県羽合町	少子化は現代社会の大きな問題です。羽合町は、子育て支援策の大きな柱として「県下でも有数の安い保育料」を設定しています。さて、現在の保育所の給食業務はセンター方式で実施していますが、保育所の設置基準にある「調理室の必置規定」に沿って増改築して運営するとなると莫大な経費が必要となり、保育料の見直しも検討せざるを得ません。ぜひとも保育所の設置基準の特例措置を認めていただきたい。

28	徳島県	上勝町	上勝町有償ボランティア輸送特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	有償ボランティア輸送の計画は、使い慣れた自分の車両でボランティア輸送をすることに意義があり、事業主体が社会福祉法人やNPOであっても、あくまでその根拠はボランティア精神であり、ボランティアの協力なくして福祉事業は成り立たない。ボランティア輸送の実施において、私用車両の使用を制限する『使用権原を運送主体に』移させる縛りを無くし、ボランティア等が持ち込んだ車両を自由に使えるようにする。
29	福岡県	福岡市	ロボット開発・実証実験特区	福岡市及び北九州市の全域	福岡市・福岡県・北九州市が共同で提案した「ロボット開発・実証実験特区」構想（平成15年1月提案）について、規制の特例の追加提案を行う。文部科学省の設置する「高度先端医療開発センター」において臨床試験として行われるロボット手術については、健康保険法に基づく個別の承認を必要せず、特定承認保険医療機関における高度先進医療として、迅速に認められることとする。これにより、ロボット医療関連の研究開発が促進され、関連産業の集積などの地域活性化が期待される。
30	熊本県	熊本県	福祉コミュニティ特区	宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町、及び砥用町の全域	すべての障害児者とその家族が、地域で安心して暮らしていくために、どんな障害でも、どんな年齢でも、どんな生活場面でも、少ないコストで、より身近な地域でサービスが受けられるような仕組みを確立することを目指し、①中高生障害児の身体障害者及び知的障害者のデイサービスを利用可能にすること、②居宅外でのヘルパー利用並びにデイサービス及び短期入所の居宅外送迎を可能にすること、③身体障害者短期入所に宿泊を伴わない短期入所を認めることを実現し、障害者地域福祉におけるセーフティネットを構築することを提案する。
	宮崎県	延岡市	延岡市子育て支援特区	延岡市	本市の15法人立保育園は、平成元年から共同で育児相談や育児情報誌の発行等の子育て支援に先駆的に取り組み、平成12年に代表の社会福祉法人が国の補助を受けて建設した子育て支援拠点施設の運営に積極的に協力するとともに、NPO法人を設立し連携して子育て支援に取り組んできた。そこで、①社会福祉法人所有の施設を国へ補助金を返還することなく同NPO法人に譲渡するとともに、②地域子育て支援センター事業を児童福祉施設を営営していない同NPO法人へ委託することを容認し、NPO法人を活用した主体的な子育て支援を図る。
31	第4次提案				
1	北海道	石狩市	介護保険要介護等認定期間延長特区	石狩市域全体	介護保険法施行規則に規定する要介護・要支援状態の有効期間が、原則6月間で、最大12月間となっている。これを原則12月間で、最大24月間と要介護等状態の有効期間を延長するものである。要介護等認定期間の延長を実施することにより、介護サービスの質の向上、介護認定審査会におけるより適正な要介護認定の判定、要介護等認定者本人及び家族の負担軽減並びに保険者の財政的負担の抑制が可能となる。
2	宮城県	宮城県	知的障害者通所更生施設における精神障害者の受け入れ特区	宮城県黒川郡大郷町	精神障害者の通所施設の設置状況は、地域的に偏在しており、より身近な地域でそのサービスを楽しむことができるよう、知的障害者通所更生施設について、精神障害者も利用対象とすることにより、障害の種別に捉われず日中活動の場を提供し、地域で自分らしい生活を送れる社会の実現を目指す。

3	宮城県	七ヶ宿町	七ヶ宿町国保診療所内の空き部屋を活用し院内に保険薬局を開設	七ヶ宿町全域	高齢者は国保診療所で診療を受け調剤は、院外の保険薬局から受領している。患者の疾病状況は、老人特有の病気であり冬期間の降雪による歩行は大変危険な上、寒さによる病状の変化が危惧されるところである。国保診療所の果たす役割は、医療の面だけでなく、健康管理の相談、指導助言も重要なことであり高齢者が生きがいをもって生活していけるような包括的な医療、福祉サービスを推進するため、診療所内に保険薬局を設置し他の医療機関での受診状況等も把握し地域住民がより安心して利用しやすい医療機関を目指
4	福島県	福島県	医科大学定員特区	福島県	へき地などで深刻化している医師不足を解消するため、現在の「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱いに係る基準」（文部科学省告示）で認められていない医学部の学生の入学定員増について、地域の実情にあった弾力的な運用ができるよう、上記基準の適用除外として、へき地特別枠を設けて、定員増を認めることとする。この特区が認められることにより、へき地医療に従事する医師の確保へ向けた取り組みが大いに推進す
5	福島県	会津若松市	（仮称）居宅支援特区	会津若松市（7202）	障害児及び知的障害者が、身近なところで一時的な預かりを目的としたサービスを受けられるよう、障害児デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所で日帰りの短期入所事業が実施できるよう規制の緩和を求める。
6	福島県	会津若松市	（仮称）小規模通所授産施設特区	会津若松市（7202）	無認可の障害者小規模作業所を身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める法定施設である小規模通所授産施設に移行することにより、事業の質の向上と障害者の活動環境の充実を図ることができる。そのためには、施設の運営主体について、原則として国、地方公共団体又は社会福祉法人として、法人化が比較的容易で幅広く自由な活動ができるNPO法人にも運営が認められるよう規制の緩和を求める。
7	福島県	西会津町	西会津町21世紀型東西融合保健・医療特区	西会津町	保健・医療・福祉を連携したトータルケアを実施している西会津町において、さらにその充実を図るため、西洋医学とはじめとした補完・代替医療を融合した統合医療を実施する。その際、補完・代替医療を特定療養費制度の対象に追加する等の規制の特例を導入し、効果的かつ効率的な治療を実施し、罹患率の低下や健康寿命の延伸、医療費の削減等を図り、21世紀型の東西融合保健・医療のモデルを構築することを目的にすまた、その成果を確立し、日本経済の活性化や高齢化に伴う医療費高騰問題解決の糸口になるこ
8	埼玉県	川口市	介護老人保健施設整備促進特区	川口市	介護老人保健施設の建設において、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設や病院等の医療施設と同様に開発許可適用除外施設とするための要件緩和を検討されたい。

9	埼玉県、	戸田市、鶴ヶ島市、青梅市、昭島市、町田市、国分寺市、国立市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村	介護のまちづくり特区	戸田市、鶴ヶ島市、青梅市、昭島市、町田市、国分寺市、国立市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、秦野市の全域	① 痴呆性高齢者グループホーム及び有料老人ホーム等の特定施設の指定にあたっては、各市町村の介護保険事業計画を上限とし、それを超える場合には（都道府県は）指定をしないこと。② 市町村が希望する場合には、痴呆性高齢者グループホーム及び有料老人ホーム等の特定施設の指定権限を都道府県から市町村へ委譲すること。③ 市町村が希望する場合には、痴呆性高齢者グループホーム及び有料老人ホーム等の特定施設の介護報酬について、市町村が国基準を上限として引き下げて設定し、適用すること。
10	千葉県	千葉県	健康福祉千葉特区	東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市、白井市、長生村（千葉県全域）	こども、高齢者、障害者等の誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、「施設から地域・家庭へ」の施策を推進する健康福祉千葉特区の一層の充実を図るため、次の項目を提案する。○介護保険法上の基準該当短期入所生活介護事業所における障害児等の受入の容認。
11	千葉県	町田市	一時保育推進特区	町田市の全域	短時間勤務等の勤務形態の多様化や、求職活動等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、一時保育等の子育て支援サービスを、利用者にとって利便性の高い商店街の空き店舗等を活用し、NPO法人等が保育所での実施と同様の子育て支援サービスの提供が出来るよう、一時保育促進事業実施要綱の規制を緩和して拡大を図る。
12	神奈川県	横須賀市	介護保険特区	横須賀市区域内（横須賀市の区域内に住所を有する介護保険第1号被保険者）	介護保険の要介護認定の有効期間は、3ヵ月から12ヵ月と定められているが、要介護状態区分の要介護5の第1号被保険者については、要介護認定を2回更新（3回目の要介護認定）して、なお要介護状態区分に変更がない場合は、それ以降は、要介護者本人または家族等からの認定取り消しの申請があるまでは、要介護更新認定申請手続きをせずとも従前の要介護状態区分（要介護5）を継続して認定できるよう現行制度の認定有効期間を緩和する。
13	神奈川県	大和市	みんなで進める地域福祉特区	大和市内全域	身体障害児・者や要介護高齢者など、移動制約者の移動を確保し、アクセスフリーの実現を図るために、特区としての事業を展開しているところですが、特例措置のひとつである「運送に使用する車両」に関して、使用している車両がスロープ等の特種装置を設けた自動車に限定されていることから、「安全性」や「居住性」に対する利用者ニーズが十分に反映されておらず、利用者の視点に立った施策を推進する本市としては、運送に使用する車両に関して、福祉車両に限定せず一般車両での事業の実施について提案するもので
14	神奈川県	小田原市	理学療法士活動特区	小田原市	理学療法士法により医師の指示がなければ活動できない業務のうち、訪問理学について看護ステーション・病院に所属せずに理学療法士が活動できるようにし、高齢社会における有資格者の活用を図るとともに、寝たきりを防止する機能訓練などを行うことができる。

15	富山県	富山市、富山県	富山型福祉サービス特区	富山市	支援費制度における短期入所事業所の指定基準を緩和し、介護保険法上の基準該当短期入所生活介護事業所も対象に加える。（指定通所介護事業所に併設された2床以上から20床未満の基準該当短期入所生活介護事業所において身体障害者、知的障害者、障害児の受け入れを可能にする。）
16	福井県	福井県	「地域の足」快適特区	福井県全域	全国有数の長寿県であり、高齢者と年少者等の交通弱者の占める割合が高いが、公共交通機関の路線廃止や小売店舗の郊外移転により交通弱者を取り巻く交通環境が悪化している地域であって、共働き世帯比率が高く、仕事のため高齢者等の介護を事業者に頼る家庭が多い地域において、乗合タクシー運行許可手続きの簡素化や福祉タクシー事業者の介護事業者等の指定に関する特例を設けることにより、交通弱者が安心して利用できる交通手段を確保し、すべての県民が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができる長寿社会の実現を図る。
17	福井県	鯖江市	ユニバーサルデザイン推進特区	鯖江市の全域	ユニバーサルデザイン実践都市として、「人に優しく、易しく 人が優しいまち 鯖江」を基本理念に、すべての人の社会参加を目指した、「思いやり」の心を持った行政運営に努めており、市民、事業者、行政が、一体となってその実現を推進している。この理念に基づき、障害者の雇用を促進するため、特例子会社の認定要件を緩和し、地域の障害者のニーズや企業の求める人材に応じた弾力的な運用をはかる。企業の高邁な経営理念と市の行政運営方針が一致した理想的な形として特区を形成することにより、障害者雇用の理想郷として全国に情報を発信するとともに、地域産業活性化につなげ
18	福井県	丸岡町	いきいきふれあいサービス特区	福井県坂井郡丸岡町	本町では、平成13年度より介護予防拠点施設を整備し、また、介護予防通所事業を社会福祉協議会はもとより、NPO、地区社協などが行っている。これらの事業の中に要支援、要介護1、2の認定者を取り込むことにより、利用者の長期的な状態の把握を可能にし、効果的なサービスの提供を行うことが可能になり、自立から要介護状態、又それ以上の状態への進行を抑えることができる。また、地域に根ざした施設として地域全体での高齢者、要介護者への見守り等を通して高齢者への理解を深めることができるとともに、地域全体への安心感をあたえることができるものとする。更には、介護保険制度を活用することにより、各施設の独自性を高め、介護予防事業への委託料の軽減やサービス料の低額化を図り、利用者の費用を軽減すること
19	山梨県	山梨市	山梨市すくすく子育て特区	山梨市全域	少子化の進行は、わが国全体の社会経済に深刻な影響を与えるものであります。そのため、少子化対策としての子育て支援をできるだけ速く進める必要があります。現在、保育所に入所させたいが、保育所入所要件の「保育に欠ける」を満たさないため、入所できない乳幼児があると思われています。そうした保護者への安心して子育てができる環境づくりの一つとして、児童福祉法第24条及び第39条の規定により、保育に欠ける乳幼児を保育する施設である保育所の入所要件を、特区において「保育を希望する」場合とする。

20	山梨県	塩山市	塩山市福祉あんしん相談特区	塩山市全域	塩山市福祉あんしん相談特区が認定されることにより、精神障害者地域生活支援センターを有効活用し、身体・知的・精神どんな障害があっても、身近な自分の住んでいる地域で早期の対応が可能となるようになる。また、同センターを拠点施設として機能することにより、障害の種別を問わずに障害者が利用し、障害者同士が助け合い、塩山市障害者福祉計画の目標である「共につくる心かようまち・塩山」の促進が図られる。
21	長野県	小谷村	建設業社人材派遣特区	大北広域圏内（大町市、松川村、池田町、八坂村、美麻村、白馬村）	現在建設業においては法の定めにより同業種への派遣は行えないことになっています。今回の提案は関係法令の規制緩和により建設業社が近隣地域もしくは県内で人材を必要としている業者より依頼を受け人材を派遣しようとするものです。本村ではこれまで建設業が観光と並んで基幹産業であるわけですが、経済状況や県の動向によりこの業種を取り巻く状況は厳しさを増しています。このような会社においては従業員の雇用が難しくなっているというのが現状です。それに対処していくためのものです。
22	岐阜県	大垣市	介護認定審査会の簡素化特区	大垣市全域	要支援・要介護申請者の増加に伴う膨大な労力と費用の増大に対処するため、またスムーズな審査判定・結果通知を行うため、介護認定審査会実施について簡素化を行う。更新申請者について、国の認定ソフト（コンピューター）による一次判定を最終判定とする。なお、新規・変更申請者については、従前どおり介護認定審査会による二次判定を最終判定とする。
23	岐阜県	多治見市	多機能乗合タクシー特区	岐阜県多治見市の全域	高齢者・障害者等の移動制約者への移動手段として、民間タクシー会社による生活支援機能を併せ持った乗合タクシーサービスを実施するが、遊休自家用自動車の利用による有償運送を可能とする。
24	岐阜県	大垣市	訪問リハビリテーションの指定特区	大垣市全域	病院または診療所以外で訪問リハビリテーションの事業を行う場合、理学療法士または作業療法士の資格を持った者が、常勤換算法で2.5人以上（うち1人は常勤）の員数を満たし、なおかつ常勤の管理者（原則として、理学療法士または作業療法士の資格を持った者）を配置させることで、特例的に介護保険の給付対象とするものである。細部についても、訪問看護の指定基準を参考にしながら、所要の見直しを図る。
25	愛知県	名古屋市	障害者地域生活支援特区	名古屋市内	小規模通所授産施設を支援費制度上の授産施設サービスの対象とすることにより、安定した施設運営が可能となり、小規模作業所から小規模通所授産施設への移行が進むと同時に、たサービス提供が可能となる。また、人員及び設備要件をた単独型身体障害者短期入所事業の実施により、事業主体が拡がり制度の利便性が高まる。これらのことにより、障害者の誰もが住み慣れた家庭・地域で安心して自立した生活を送ることが可能となる。
26	愛知県	大口町	おおぐち友に暮らそうふれ愛特区	大口町行政区域	痴呆対応型共同生活介護と知的障害者グループホームを併設する。台所食堂・脱衣室・風呂は相互利用する。知的障害者グループホームの単体の整備は困難であるが、併設すれば建設費等が安く済み、知的障害者グループホームの整備が可能である。居住空間は別棟とすることによりそれぞれの心身的特性や生活のリズムが違うことに配慮できる。職員の配置は高齢者、知的障害者それぞれ法で定める人員を配置する。いわゆる混合処遇では無くあくまでも台所食堂・脱衣室・風呂は相互利用と考える。

27	愛知県	大口町	おおぐち生き生き働こまい特区	大口町行政区域	本来のシルバー人材センターの業務を主体として、それに加え「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第46条に定める定年退職者その他の高齢退職者、第47条に定める臨時的かつ短期的な就業という条項を規制緩和することにより、地域の住民に親しまれているシルバー人材センターが年齢を問わない地域の就労の総合窓口となることを目指す。もってシルバー人材センターの自主・自立を行い就労者の環境整備を図る。
28	島根県	出雲市	要介護認定特区	出雲市内	介護保険の要介護認定有効期間については、介護保険法において6か月（例外的に3か月～12か月）と規定されているが、この期間を設けず無期認定とする。それにより更新認定にかかる経費（認定調査に係る人件費、認定審査会運営費、主治医意見書料、被保険者証更新費用等）を削減する。試算では経費の80%が削減できる見込みである。
29	島根県	西ノ島町	隠岐島バリアフリー化海上観光特区	隠岐海域	全国的に高齢者社会となり、当地域においても高齢者や身体の不自由な観光客も増加している、これに対応するためにも、観光船のバリアフリー化が必要となってきた、45人定員のバリアフリー化した船に対して「小型船舶」の基準が適用できるよう規制の緩和をしてもらいたい。

5 自治制度分野					
第1次提案					
NO	都道府	提案団体	特区構想名称	特区想定地域	概要
1	北海道	留辺藻町	留辺藻町地域通貨特区	留辺藻町	過疎化が進行している当地域において、地域振興のために地域商品券を発行しているが、規制の特例として、より流通性が高く地域にとって効果の高い地域通貨の発行により、地域経済の一層の活性化を図る。
2	福島県	高郷村	高郷村地域活性化特区	高郷村	当地域には、4箇所の発電所があり、水力発電施設周辺地域交付金が交付されているが、規制の特例として、その使途範囲を拡大することにより、住民の生活環境改善を図る。
3	埼玉県	戸田市	コンビニエンスストア納税可能特区	戸田市	共働き家庭の増加に対応するため、コンビニエンスストアでの納税を可能とし、住民の利便性を高める。
4	埼玉県	北本市	公民館住民管理特区	北本市	市内にコミュニティ協議会及び8つの地域コミュニティ委員会を設け、独自の地域福祉活動等を展開してきた実績を活かし、その活動拠点である地区公民館等の管理・運営業務の全てを、コミュニティ協議会へ委託できるような規制の特例を導入し、住民の利便性の向上と新たな地域雇用の創出を図る。
5	埼玉県	志木市	地方自治特区	志木市	多年にわたって市民との協働による「まちづくり」を進め、市民の市政に対する関心の深い当市の特性を活かして、地方公務員の営利企業への従事の制限の緩和等、勤務要件の特例を設けることにより、市政への地域の多様な人材の参画を促進し、地域の活性化を図る。
6	埼玉県	草加市	市役所改革特区	草加市全域	限られた財源を有効に活かして最大限の行政サービスを行うために、民間活力の活用など経営志向に立って、職員採用試験の有料化、コンビニエンスストアにおける納税の可能化などの規制の特例を導入し、きめ細かな市民サービスの実現を目指す。
7	埼玉県	宮代町	小学校区単位の自治意識醸成事業特区	宮代町	大規模開発による新住民の増加や少子高齢化等による世代間交流の減少等の状況の下で、学校施設の使用に関する規制の特例を導入し、学校の余裕教室を、地域組織への管理委託の下に開放し、これを地域の核として、地域コミュニティの醸成と生涯を通じて互いに学びあう環境づくりを進める。
8	東京都	港区	社会基盤整備特区	千代田区、港区、中央区、新宿区	昼間人口が夜間人口の約6倍にも達し、都内昼間人口の約2割が集中する都心4区において、社会基盤整備を進める財源確保のため、消費税交付金の交付基準、固定資産税の還元等の特例措置を行う。
9	東京都	足立区	生活創造特区	足立区全域	住民の身近な「身の回りの生活の質の向上」を図るため、官民連携による職業紹介サービスのワンストップ化の実現、コミュニティスクールを指向した区独自の教員配置の可能化、公の施設の民間への管理委託の実施など、人材・福祉・教育など各種生活分野に関わる規制の特例を多面的に組み合わせることにより、公的サービスの民間解放による産業・雇用の創出を促進し、地域経済・社会の活性化を図る。
10	東京都	世田谷区	新しい公共の構築をめざす「いい・こみゅにてい（エコマネー・NPO）特区	世田谷区	団塊の世代が定年を迎え始め新たな地域人が出現する状況を目前にして、これら世代が地域社会の新たな担い手として活躍することを目指して、金融機関以外でのエコマネーの発行・流通の可能化、NPO法人の財政基盤安定に係る認定要件の撤廃などの規制の特例を導入し、これらの活動を活性化し参画を促し、さらに、企業との協働をすすめコミュニティビジネスを作りあげて

11	東京都	品川区	施設管理運営委託推進特区	品川区	品川区では今後1500戸近い区営住宅等を管理することとなるため、公の施設を民間事業者管理に委託することができる規制の特例を導入し、民間事業者が有する賃貸住宅管理のノウハウを活用する。
12	山梨県	小淵沢町	地方行政改革特区	小淵沢町	小淵沢町における行政構造改革を進めるため、水道、下水道、介護保険等、現業・業務執行部門の地方版独立行政法人化を進めるための関係法令の特例を導入し、行政サービスの高度化、財政運営の健全化等を図る。
13	大阪府	枚方市	公の施設管理委託特区	枚方市全域	市の体育施設等を民間に管理委託できるようにするため、規制の特例を導入する。
14	島根県	益田市	公的施設の運営委託特区	益田市全域	図書館等の公共施設の民間企業への運営委託を可能とする規制の特例を導入し、地域雇用の拡大、開館時間の延長や閉館日の廃止による利用者の利便性の向上を図るとともに、市街地交流人口の増加による周辺地域の活性化を促す。
第2次提案					
1	北海道	留萌市	PFI推進特区	過疎地域の指定を受けた市町村	公共建築物に対する各省庁の補助制度は、その法律に基づき自治体が主体となる直接建設方式のみ適用される制度である。都市圏ではPFIの手法による公設民営・民設借上等も普及しているが、過疎地域での展開は難しい状況である。よって、各省庁の現行補助制度の規制緩和とPFI手法を融合できる新制度を創設し、地域特性を生かした「公民一体の事業展開」を可能にする「地域連携型の公共施設整備」の推進を図る。
2	北海道	留辺蘂町 留辺蘂町 地域	地域通貨特区		留辺蘂町では、平成14年4月から「留辺蘂町地域商品券」を発行している。常識的に商品券は1回の流通に限定されているが、この根拠法である「前払式証票の規制等に関する法律」では、複数回流通を禁止していない。このためこれを地域通貨とし、現在年間2,000万円発行している当町の商品券を10回転させて年間2億円の経済効果を発生させようとするものである。
3	北海道	乙部町 乙部町農 業委員会	構造改革構想	乙部町全域	本町は、農業者の減少やそれに伴って農地面積も年々減る傾向にあり、少子高齢化が顕著であって担い手の育成や規模拡大が大変困難な状況である。農業委員の定数は法律等で選挙による委員の定数、選任委員について規定されている。市町村長に予算計上、執行権があることから、市町村の判断による適正な定数を定めることができるよう法律等の規定の緩和を求めるものである。
4	栃木県	栃木県足 利市、栃 木県佐野 市、群馬 県桐生 市、太田	両毛地域振興宝くじ 特区	栃木県及び群馬県の 県境に位置する両毛 5市	栃木・群馬両県境にある両毛5市は、人口も58万人余あり、政令指定都市並の人口を有している。この地域は従来から、行政レベルや民間レベルでの交流を種々行っている全国的にも特異な地域である他、北関東の中心に位置していることからの、その将来発展は大いに期待され、その発展の鍵は両毛5市の連携にある。この特異な地域での広域連携行政の円滑な運営をめざすためには、この規制の特例による特区がぜひとも必要である。
5	群馬県	前橋市	行財政改革推進特区	前橋市	市が資本金の4分の1以上出資する等、市行政に密接な関係を有する公益法人の設立許可について、主務官庁から市へ許可権限を移譲するよう規制の特例を導入することで、行革の観点から行っている市の外郭団体の整理・統合を推進し、ひいては市民サービスの向上を図る。

6	群馬県	前橋市	双翼興県推進特区	前橋市・高崎市	前橋・高崎両市は人口52万を擁する群馬県の中心であり、平成10年から効率的な行政や市民サービスの向上を目指し様々な連携事業を展開し、官民協力して魅力ある地域の創造に向け努力している。税収の先細りが懸念される中、当せん金付証券発売に関する規制の特例を導入することで財政資金の調達を実現し、行政と市民が知恵を出し合い、自立と個性を尊重した魅力ある地域づくりを一層強力に推進する。
7	埼玉県	川口市	市職員の任用についての特例	川口市	臨時的任用職員の任用期間を最長5年まで延長可能にし、さらに労働契約期間を最長5年まで延長可能にすることにより、正式任用職員の採用抑制と補助的業務を行う臨時的任用職員の積極的採用が可能となり、人件費の抑制と川口市地域での新たな雇用創出が実現する。
8	埼玉県	川口市	生活保護受給者に係る公営住宅家賃及び介護保険料の福祉事務所による控除・納	川口市	公営住宅家賃及び介護保険料の滞納の多いことに鑑みて、生活保護費のうち、公営住宅家賃及び介護保険料について福祉事務所が、本人の同意も委任も必要とせず控除・納入することができるようにする。
9	埼玉県	川口市	公民館の使用制限の緩和	川口市の全部	鋳物産業等中小企業が集積する本市において、一般の貸会議室の使用料は高額であり、また、この不況下にあつてその数も減少している。そのため、市内の多くの企業は社員募集時の面接会場に市外の貸会議室を求めることになり、雇用促進の面で悪影響が出ている。よって、社会教育法第23条第1項第1号を緩和し、市内事業所の雇用促進及びさまざまな市民への施設利用を
10	埼玉県	川口市	公民館の他施設への転用の緩和	川口市の全部	現在、川口市には、コミュニティセンター的施設がなく、さまざまな場面で公民館が利用されている。しかし、公民館は教育施設であり、使用内容によっては利用できないことも多く、現代の多様化した市民ニーズに対応できない状況である。鋳物産業等中小企業が集積する本市において、社員募集の面接会場として公民館は利用できず、雇用促進に支障が出ている。また、市民サービスの実施についても支障があるため、公立社会教育施設整備補助金に係る財産処分承認等の手続きを緩和し、公民館からコミュニティセンター的施設への移行を実施する。
11	埼玉県	埼玉県春日部市	市民参加型行政運営特区	埼玉県春日部市	地方公務員法第22条に規定される臨時的任用職員の任用期間は6か月となっているが、短期間では職員の補助的業務しか任せるとはできない。そこで、正式職員増員等の義務的経費負担を増大させずに市民サービスの質的向上を図るために、臨時的任用職員の任用期間の制限を緩和し、一定の経験と知識を要する職種等について首長の裁量で任用期間の拡大を図ることができるようにする。
12	埼玉県	上尾市	アッピーくじ特区	上尾市	地方分権に沿った地方独自の事業に充てるため、当せん金付証券法の規制を緩和し、宝くじの発行を中核市、特例市まで拡大する。または広域で発行できるようにするなど、市町村合併の推進にも役立つ。宝くじが市のために役立っているという市民参画の醸成にも役立ち、まちづくりへの市民の関心が
13	埼玉県	上尾市	臨時職員の長期任用特区	上尾市	産休、病休等による代替臨時職員の任用期間を、労働基準法に準じ、地方公務員法第22条の臨時的任用の期間を1年から3年に延長（緩和）する。保育や教育における有能な臨時職員の雇用機会を図るとともに、効率的な業務が期待できる。

14	埼玉県	上尾市	登記簿謄本オンライン特区	上尾市を含む法務局出張所管内	市の土木・建築行政においては、土地・建物の表示や権利関係を開覧することが多くあり、その度に法務局に行き閲覧している。登記簿謄本が市とオンライン化ができると市の職員が法務局に行く時間、労力、経費が削減できるほか、市民の各種申請や相談なども迅速に処理できる。
15	埼玉県	草加市	地域の共生特区（外国人参政権）		日本国籍市民と同様に地方税を納税し、まちづくりに参加するなど、地域社会のメンバーとしての責務を果たしている永住外国籍市民に市政への参政権を付与することで、地域コミュニティの一員としての意識を高め、地域社会を支える「主権者」として認知された市民のさらなる活動により地域の活性化を図る。
16	埼玉県	埼玉県蕨市	民間活力を利用したの租税債権の確保	市町村	昨今の社会経済活動をみると、1地域に止まることなく住民移動が頻繁に行われている。これに併せて滞納者も広域化の傾向がみられる。現状ではこれらの滞納者に対しては電話・文書催告、あるいは職員の出張徴収により租税債権の確保に努めている。徴収にあたっては「費用対効果」は重要な課題である。長期出張徴収となれば、それに伴う経費負担は重く、租税徴収の効果は低い。そこで現在全国に設置している郵便局を実施徴収機関として、租税債権の確保を図ろうとするものである。この制度は当該地方団体の区域以外に住所又は事務所等を有している滞納者に対して、徴収金を徴収するもので、督促状を発したり、滞納処分の執行をするものではない。徴収事務委託に伴う経費は、当該地方団体が仮定として徴収金の100分の5.5を乗じて得た額を日本郵政公社に支払うものとする。（なお、徴収金の率は公社としての受託収益となることを考慮して定めることとする。必要によっては、基本委託料も併せて検討の要あり。）地方団体は全国に転出した滞納者に対して、徴収委託制度を利用し、最少の経費で租税債権の確実な実現を図られる。その結果租税の公平性と併せて収納率の向上に結びつくものと確信します。
17	埼玉県	朝霞市	民間管理委託特区	朝霞市内全域	地方自治体が公共施設の管理を委託できる対象は、現在第三セクターなどの地方公共団体が出資する法人、公共団体及び公共的団体に限定されているが、「公の施設」の管理受託者の範囲を民間事業者にまで拡大することにより、施設の維持費を安くすることができ、より集客力もアップし市民サービスも向上する。
18	埼玉県	志木市	地方自治特区		地方公務員の勤務条件の根本基準の緩和や営利企業等の兼業に関する要件緩和などの規制の特例を導入することにより、歳出に占める総人件費を抑制するとともに、市民の市政に対する関心の深さといった地域特性を活かし、協働による市政運営を展開することにより、地方自治体の財政構造改革を進め、財政的にも自立した地方自治体を構築する。
19	埼玉県	埼玉県志木市 新座市	公共料金支払窓口拡大特区	新座市内全域	水道料金のコンビニ収納利用者の実績があることから、現在地方自治法施行令第158条で定められている歳入の委託又は収納の委託の範囲を拡大し、保育料等負担金及び介護保険料等保険料等、各種市徴収金の収納をコンビニエンスストア等で行い、市民の利便性の向上、市の財源確保の推進、更なる市民サービスの向上を図る。

20	埼玉県	埼玉県北本市	公民館住民管理特区		独自の地域活動や福祉活動等を展開しているコミュニティ協議会へ、住民の身近な施設である公民館の管理運営を委託することにより、住民のニーズに合った事業を展開することが可能になり、それが住民の日常生活の満足度の向上につながるものと考えます。
21	埼玉県	八潮市	職業安定所（ハローワーク）の権限（雇用あっせん業務等）の一部を市に委譲	埼玉県八潮市	市内に事業所が多いといった地域の特性を活かし、就職情報の調査や提供及び職業斡旋や給付事業の手続きの迅速化を目的とし、国が独占している職業あっせん事業の主体を、希望する市町にまで拡大することにより、地域における雇用確保と公共職業安定所における事務の一極集中の回避を実現する。
22	千葉県	千葉県東金市	公共施設目的外使用特区	首都圏	本来補助金を受け取得した土地・家屋について、補助金交付対象の目的以外の使用は基本的に認められていないが、補助金交付対象の目的外の目的であって一定期間活用（貸付）することが認められることにより、そこで福祉支援サービスの提供や一時的資材置き場や駐車場として利用することにより、周辺地域の福祉サービスの向上や経済活動を助成することに結びつき、その資産をより効率的に活用することができる。
23	千葉県	我孫子市	ボランティア・NPO・市民事業推進特別区	我孫子市	教育施設、行政財産のNPO等市民公益活動団体における管理・運営により、地域の資源をより活かした施設管理・運営が図るとともに、NPO法人の収益事業における法人関係税の非課税を認めることで、ボランティア・NPO・コミュニティビジネスを推進する。
24	東京都	東京都世田谷区	地域通貨（エコマネー）事業展開	東京都世田谷区全域	大都市における区民と事業者との協働と、地域金融機関との連携による地域での資金循環の構築を進め、地域社会の信頼性を高めることを目的とし、従来の商店街スタンプ事業を発展させたものとして新たに地域通貨を導入し推進する。それにより、地域コミュニティの自律的な経営と、地域の資源の主体的な活用を実現し、区民・行政・事業者による地域の再構築を進める。
25	新潟県	村上市	ふるさと振興商品券くじ発売特区	村上市	村上市が発売元になって、中程度金額がより多くの人に当たるような当せん金体系のくじを新しく市民に提供し、預貯金にまわる可能性のあったお金を多く集める。当せん金付証票（いわゆる「宝くじ」）の当せん金品を現金でなく、地域の150店舗で使用できる商品券とすることにより、地域経済を活性化させる。また、村上市が発売元として得る収益を「ふるさと」を守り、振興させていくための費用に充てる。
26	山梨県	山梨県富士吉田市			現下の低金利時代においては、財団法人の運営は極めて厳しい。特に、地方公共団体が設立した財団の運営には、近年多額の補助金等の投入が必要であり、財政状況を悪化させる一因となっている。公益法人の解散は、民法により定められているが、これを簡素化することにより、効率のよい組織の構築と財政改革に寄与する。
27	長野県	長野県	市民政府特区	長野県全域	市民との協働により行政サービスの向上を図ることが必要な時代にあって、本来市民のために存在すべき地方自治体に市民の意思が的確に反映されない事態が生じている。職員の営利企業従事制限や勤務時間に特例を設けることにより、市民が多様な形態で直接行政運営に参画する道を拓く。そして、「市民のための政府」という本来あるべき姿を取り戻し、しかも効率的な行政運営と雇用の拡大を実現する。

28	長野県	長野県	市民債基金特区	長野県全域	地域経済活性化のためには、新たな企業が育成されることが求められる。県内には精密加工に代表される高い技術力が蓄積しており、加えて新規開業や新業態への進出意欲は高い。一方で、景気低迷などから、開業時に必要な資金を確保できない状況もある。地方債の許可基準に追加することで、市民から産業支援のための資金を市民債として集め基金造成が可能となる。県は基金からの出資により新規開業者を支援し産業の活性化を推進する。
29	長野県	長野県	長野県首長（知事）・教育委員会連携強化特区	長野県内	真に市民が望む教育サービスを実現するために、現在、首長部局とは独立した執行機関として設置されている教育委員会委員に首長（知事）若しくは首長が指定する地方自治体の常勤職員が兼職することを可能とすることにより、首長（知事）と教育委員会の連携が強化され、多様な教育サービスが迅速に提供できるようになる。
30	長野県	長野市	指定統計自由化特区	長野市の全部	自治体が行う目的外利用について、総務大臣の承認を必要としている規制を撤廃すること。指定統計の調査票を複写することが認められていない規制を撤廃して、複写した調査票を目的外利用することを容認する。
31	岐阜県	多治見市	郵政官署による市町村事務受託特別区域	多治見市内	年間に人口の1, 3倍もの市民に利用されている地区事務所を市民サービスを低下させることなく整理統合するために、郵政官署法で取り扱うことのできる事務の範囲を拡大し、市が取り扱う事務量の少ない地区事務所事務を特定郵便局に委託することで行政機関の合理化を図かる。当初は2地区事務所のエリアをモデル地区とする。
32	静岡県	掛川市	国際交流振興特区	掛川市	日本で唯一アメリカ本土に農場と森林リゾートを所有し独自の国際交流事業を進めている地域特性を活かし、また当市の一般旅券の発給・交付のマイナス条件を打破するため、都道府県事務に限定されている一般旅券の発給・交付事務を、当市において可能とすることにより、市民サービスの向上と今後の国際交流の進展に寄与するものである。
33	愛知県	津島市	学生インターンシップ特区	市町村の全部	本市においては、「公務」を志望する、または選択肢としている学生に対し、その選択段階にて実際に経験して頂ける制度を検討しているところであるが、既に実施している自治体の状況を見るに、当該学生の任用の位置付けが曖昧であるがために、守秘義務の徹底や被災時の対応等が不十分である。それは、地方公務員法上においてこうした任用を想定していないことが原因となるものであると結論し、今回規制の緩和を申し出るものである。
34	京都府	向日市	民間活力向上特区	京都府向日市	向日市では、市民体育館、市民温水プールなどの市民の余暇活動、運動・健康づくり施設の管理について、公共的団体による管理委託を行っている。当該受託団体の経営的な手腕をより効果的に発揮させるため、地方自治法の解釈上制限されている使用許可権限事務の委託について、その制限を緩和し、管理受託者の経営的な能力を最大限に引き出すことにより、民間活力のさらなる向上に資するものとする。

35	奈良県	奈良県香芝市 奈良県香芝市土地開発公社	土地開発公社会計基準および地方債制度の改正	奈良県香芝市	不良債権、規制緩和、行財政改革が叫ばれる中、土地開発公社の塩漬け土地問題もその渦中にあるが、地方財政の悪化にあって改善が進まない。これを公社の会計基準を民間に準じ規制緩和し、また地方債許可も緩和し、それによって生じた損失補填財源として交付税措置のある特例債を認める。これにより自治体、開発公社双方の財政改革を推進し、併せて長期融資への切替えにより、金融機関の財務改善にも繋がる。
36	島根県	益田市	公民館の管理運営の民間委託特区	市内全域	
37	愛媛県	松山市	下水道浄化センター包括的民間委託特区	松山市	下水処理場の運転・維持管理業務をについて、民間事業者の創意工夫を促すことによってコスト縮減や効率化が見込める「性能発注による包括的民間委託」の実現に取り組んでいるが、主要な部分を占める汚泥等の運搬及び処分については、産業廃棄物処理業の許可業者でないと委託できないようになっており、運転・維持管理業者に包括的に委託ができない状況にある。そこで、汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例によって、運転・維持管理業務に含めて委託できるようにしてもらいたい。
第3次提案					
1	群馬県	前橋広域消防本部	無線局再免許申請手続弾力化特区	前橋広域市町村圏	消防無線は、消防・救急活動の情報源として必要不可欠なものであり、無線の不具合は即、住民の大きな損害につながりかねないため、日常の点検に加え定期的な機器の精密点検や保守管理を行い、無線局の厳正かつ適正な運用を図っている。このような、消防・救急業務の有する高い公益性や日頃から無線局の適正な維持管理に努めていることを考慮して、消防無線に限り、免許の有効期間延長とともに、再免許申請から交付までの手続きが同一年度内に完結されるよう、規制の特例措置を導入することで、業務の効率化を推進するものである。
2	埼玉県	吉川市	公園内の自主防災組織による防災倉庫の占用許可	吉川市全域	都市公園法施行令（昭和31年9月11日政令第290号）第12条第十号の条文が、平成15年3月に追加されその中の「当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設」と規定されており、自主防災組織が設置する防災倉庫は常駐施設として設置するため仮設の物件と解釈できないことから提案するものである。
3	埼玉県	桶川市	住民票等ファックス・インターネットによる申請自宅郵送サービス	桶川市に在住している日本人、外国人及び桶川市に本籍がある日本人	東京方面に勤務している人が多い当市では、市民のゆとりある生活、限られた時間の有効活用を図るため、本人申請に限り、住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、外国人登録記載事項証明書等を24時間FAX、インターネットにより申請を受け付け、手数料等については、市の市民課手数料の専用口座に振り込んでいただき、市で手数料等の振り込みを確認した後に本人の住所地に証明書等を郵送する。
4	埼玉県	吉川市	地方行革特区	吉川市内	現状の再任用制度は、その創設目的から、年齢がその者を採用しようとする職に係る定年に達していなければならず、また、任期の末日も年金の満額支給開始年齢に合わせて段階的に引き上げることとされているため、定年前の勸奨退職者を即時に再任用することはもとより、定年退職者についても、平成25年度以降でなければ65歳まで再任用することができない状況にある。財政状況が厳しい中、再任用の年齢枠を撤廃し、職員の人件費を抑制し、公務の能率的な運営を図る。

5	埼玉県	志木市	地方自治解放特区	志木市全域	地方分権を確実なものとし、厳しい財政環境や今後の少子高齢社会に対応するため、地方の特性を活かした安価な行政運営の展開に向けて、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に拘束している種々の現行システムから地方を解放する。
6	埼玉県	蕨市	行政連絡員特区	蕨市の全域	市が発する文書のほか、合併協議会及び市関係団体（社会福祉法人蕨市社会福祉協議会、社会福祉法人蕨市社会福祉事業団、(社)蕨市シルバー人材センター、(財)蕨市施設管理公社、蕨市土地開発公社など）が発する文書についても行政連絡員制度を活用し、その配布を行おうとするものです。市が発する行政文書と一括して配布をすることで、市民の福祉の向上と地域づくりのための情報の流通の円滑化を図り、市民の地域への関心をより高め、地域を活性化することを目的として行うものです。
7	埼玉県	上尾市	建築基準法の規程に基づく指定確認検査機関による確認・検査の一元化特区	上尾市全域	平成11年の改正建築基準法により民間機関による確認・検査業務の実施が可能となり、「指定確認検査機関」による業務を開始してきた。現在、上尾市内の確認・検査件数の約70%までを「指定確認検査機関」が処分するに至っているものの、現状のままでは、今後とも、100%には至らないものと推測される。一方、「特定行政庁」と「指定確認検査機関」との二系統による業務の遂行は窓口の複雑化を招いている。確認・検査業務の「指定確認検査機関」への一元化を実施することにより、民間への更なる開放による民間活力の導入を推進するほか、特定行政庁の業務の簡素化による監査、違反是正等を中心とした業務への移行が図られる。
8	千葉県	市川市	電子行政サービス（収納等）創造特区	市川市	湾岸地域は、極めて質の高い住民サービスを求めている地域である。行政サービスの提供に係わる納税において、住民の支払手段の多様化要請に応えるため納税通知書の電子化により「電子私書箱（マイポータル等）、住民基本台帳カード等公的個人認証利用」を利用した納税手段の実現が可能となる。これによりコンビニ収納、クレジット支払、自宅からの口座振込手続の利便性向上が図れ、いつでも、どこでも、簡単に支払ができる環境が整い、民間企業との支払連携にてワンストップサービスを実現する。①納税通知書の電子化②行政サービス（公金収納等）の民間活用（コンビニ、スーパー等）③民間企業（電気・ガス・水道等）との連携収納④公的個人認証
9	東京都	千代田区	地方自治規制改革特区	千代田区全域	①財務会計関連規定の条例への委任 ②教育委員会の設置自由化 ③自治法上の「住民」概念の拡大（一定の条件により昼間区民まで拡大） ④事務の委託規制の緩和（滞納整理の委託化及び悪質な滞納債権を民間業者に売却、業者登録業務の委託） ⑤自治体独自の任用制度の導入（職員の本人希望による休業制度の導入、職員の育児休業取得期間の制限の廃止）
10	静岡県	掛川市	国際交流振興特区	掛川市全域	日本で唯一アメリカ本土に農場と森林リゾートを所有し独自の国際交流事業を進めている地域特性を活かし、また当市の一般旅券の発給・交付のマイナス条件を打破するため、都道府県事務に限定されている一般旅券の発給・交付事務を、当市において可能とすることにより、市民サービスの向上と今後の国際交流の進展に寄与するものである。

11	岐阜県	多治見市	郵政官署による市町村事務受託特別区域	多治見市内	年間に人口の1.3倍もの市民に利用されている地区事務所を市民サービスを低下させることなく整理統合するために、郵政官署法で取り扱うことのできる事務の範囲を拡大し、市が取り扱う事務量の少ない地区事務所事務を特定郵便局に委託することで行政機関の合理化を図る。当初は2地区事務所のエリアをモデル地区とする。
12	岐阜県	多治見市	国有資産等所在市町村交付金の算定率見直し		交付金の算定率は、国有資産等所在市町村交付金法第3条第1項の規定により1.4/100と規定されている。これは固定資産税の課税標準税率と同率とされているためである。しかしながら、多くの市町村が条例で都市計画税の課税を定めており、都市計画事業の恩恵を受ける都市計画税の課税区域にある交付金の対象物件に対しては、都市計画税分も含めた算定率とする。
13	大阪府	狭山市	収入役必置規制緩和特区	大阪狭山市	本市は、昭和62年に市制を施行し、平成15年5月末日現在の人口が56,716人の小規模の自治体である。地方分権時代における新たな行財政システムを構築するため、収入役を置かず、その事務を助役に兼掌させることにより、限られた人件費を有効活用しながら助役2人体制により行政運営体制のさらなる強化を図り、『市民が起点のまちづくり』を推進する。
14	大阪府	高槻市	高槻NPO特区	高槻市全域	高槻市は、厳しい財政状況にある一方、急激な多様化に応える必要があり、NPOとの連携を最重要視する。そこで、①特定非営利活動促進法第9条の所轄庁を大阪府から高槻市へ変更、②ワンストップサービス(各種届出等を高槻市で代行)、③フルサポートアドバイザー(専門的知識を持つスタッフの設置)、の特例措置等を受け、NPO法人を増加・多様化させるとともに、高槻市にNPO法人の活動情報を蓄積させ、相互に連携を充実・強化し、市民参加型社会の実現を目指す。
15	大阪府	高槻市	消防職員に違法駐車車両の措置権を付与する特区	道路運送車両法第45条により駐車が禁止されている、消防用防火水槽や消火栓等の設置場所等及び消防活動上支障とな	違法駐車車両の取締りを消防職員も行なうことにより、緊急走行の妨げとなる車両を排除し、交通渋滞の緩和等を目指すことにより、「安全と安心」なまちづくりが図れるとともに、商業圏地域での活性化が推進できる。
16	鳥取県	鳥取県	鳥取県財務会計特区	鳥取県全域(鳥取県の全ての機関)	本県の庶務事務の軽減・効率化のため事務の集中化を図っており、併せて事務の外部委託を進めることとしている。その際、現在認められていない新聞代金の支払い業務等の私人への委託を行うことにより事務の軽減・効率化、会計事務職員の削減、民間の雇用の創出を図る。また、光熱水費等の公共料金等の経常的な経費を県口座から自動的に引き落とすサービスの導入、パソコン等の機器のリース契約を長期継続契約に位置付け事務の軽減を図る。
17	岡山県	岡山県	電子申請特区	岡山県全域	電子申請者の利便性を高め、電子申請システムの効率的な構築を可能とするため、電子申請で行う場合は、書面で規定されている様式の項目を満たしていれば、レイアウトに制約を受けない電子申請に適した様式に変更できるようにする。
18	岡山県	新見市	国政選挙電子投票特区	新見市全域(351.99K㎡)	国政選挙での電子投票に向け、円滑な導入を進めるため、地方選挙での実施例のある新見市で特区を設置し、平成16年に予定されている参議院議員選挙での電子投票導入を目指す。

19	愛媛県	松山市	下水道浄化センター包括的民間委託特区	下水浄化センターから排出される汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例	下水処理場の運転・維持管理業務について、民間事業者の創意工夫を促すことによってコスト縮減や効率化が見込める「性能発注による包括的民間委託」の実現に取り組んでいるが、主要な部分を占める汚泥等の運搬及び処分については、産業廃棄物処理業の許可業者でないと委託できないようになっており、運転・維持管理業者に包括的に委託ができない状況にある。そこで、汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例によって、運転・維持管理業務に含めて委託できるようにしてもらいたい。
20	大分県	大分県	民活導入スポーツ公園特区	大分スポーツ公園（255ha）	大分スポーツ公園は県民総スポーツの振興を理念に、県の中核的スポーツ施設として整備されているが、生涯スポーツと健康増進をキーワードにスポーツ、健康に関する施設の集積地を形成する。具体的には、地元サッカーチーム等による総合スポーツクラブを中心としたスポーツタウンづくりや健康促進のための民間施設の集積等を行う。このため、都市公園法第2条第2項等に係る民間施設の設置規制を緩和する。
21	熊本県	菊池市	地方自治宝くじに関する特例	熊本県菊池市	市町村が地域に応じたユニークな宝くじを発行し、その収益金を福祉事業や地域づくり事業等のまちづくりに還元する。また、目的事業費に35%、事務費に10%、当せん金品に55%配分する。さらに、年1～2回実施する。
第4次提案					
1	埼玉県	川口市	旅券申請受付・交付事務特区	川口市、蕨市、鳩ヶ谷市	県事務に限定されている一般旅券の発行・交付事務について、(仮称)川口駅前行政センターが平成18年4月以降に3市の中心に位置する川口駅前に設立される予定から、駅前に立地するという利便性を活かし、3市協同体によるパスポートセンターを構築し、3市市民を対象に事務を実施可能にする。
2	埼玉県	越谷市	排水設備検査規制緩和特区	越谷市内の市街化区域	下水道法13条に基づき、職員が実施している排水設備の検査を公共下水道管理者の委任を受けた者（排水設備工事責任技術者等）にも排水設備の検査を行わせることが出来るようにする。
3	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区（半期予算）	草加市	地方自治法第208条は、「普通地方公共団体の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで」を1会計年度と定めている。これにより、自治体の行財政はこの会計年度に従って運営される。しかし、現行の会計年度における予算編成の中に、各年度の全ての事務を網羅していくことには、無駄や非効率が生まれる面が多く、変化にも対応しにくい。近年、民間企業においては半期、四半期単位で成果を確認し、これを経営改善に活かす例が多い。行政にスピードが強く求められる時代であり、多様な市民ニーズに即応し、かつ機動的に事務事業を見直してこれを予算に反映させ、施策効果を高めていくため、前期予算、後期予算という形で分割し、半期予算、決算システムを構築し、これに応えたい。

4	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区(継続費弾力運用)	草加市	工事等を継続費で設定する場合、経費の総額及び年割額を定めて計上。歳出予算には毎年度、その年割額を計上、年割額と異なる額を歳出予算に計上する場合、継続費の年割額の補正をし、その額を計上している。これをあらかじめ当初に設定した継続費額どおり当初設定した歳出と歳入(補助金や地方債)の額とするものに改める。変更が生じた場合は、次年度の変更額の確定した時点で補正を行なう。これらを実施することで、各年度末における現場の出来高確認等が不要となるほか、継続費に伴う当初年度における不要額や特定財源の変更等の処理における事務手続きが簡易となり、発注者(行政)及び請負者双方の事務・事業負担を軽減できる。
5	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区(繰上げ償還推進)	草加市	地方財政法は、各年度の一般財源等に余剰が生じたときは、これを地方債の繰上償還に充てることとしている。草加市では、この法の趣旨に基づき、民間資金借入れ分については積極的に繰上げ償還を実施しているが、政府系資金については実施できず、また借換も実施できない。しかし草加市では、繰上げ償還による当面の財政負担は大きくとも、敢えてこれを実施し将来の本格的高齢社会への財政的備えを行うという選択肢を市民に提供したいと考えるものである。政府系資金の運用にあたってこうした自治体の経営努力に配慮する道を開けていただきたい。
6	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区(早期発注)	草加市	地方公共団体が債務を負担する行為をするには、歳出予算、継続費又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除き、予算で債務負担行為として定めなければならないが、草加市においては、機器の借上げや施設の清掃、警備、管理等の業務委託及び工事の発注については、新年度予算成立後であれば、債務負担行為として予算の定めがなくても、新年度の歳出予算の範囲内で、年度開始前に契約の締結ができることとしたい。
7	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区(機器リースは債務負担行為が不要)	草加市	地方自治法第214条では、「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除き、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めなければならない。」と規定されているが、日常使用するOA機器等の軽易な借上げにおいては、設定されたリースの期間内に限り、債務負担行為をしなくても長期継続契約と同じ取扱いにより、契約の締結ができることとしていただきたい。
8	埼玉県	草加市	効率的迅速行財政特区(建設工事の早期の着工と完成を目指す)	草加市	草加市における建設業法施行令第6条第1項第2号及び第3号に定める建設工事の見積期間について、一般的な道路、水路、下水等の土木工事においては、その積算単価が公表され、積算システムも一般に販売されている現状があることから、見積りの下限期間の短縮が可能と考えるので、市の条例でこれを定めたい。
9	埼玉県	草加市	共生・参画特区(外国籍市民を住民票に記載する)	草加市	草加市では世帯全員の住民票の写しを発行する際に個人の住民票の写しを世帯全員分束ねたものを用いているが、本市においては、日本人と外国人の混合世帯について、外国人についても日本人と同様に記載できるようにしていただきたい。現在は住民票の写しの提出を自らの身分証明・居住証明等として求められることが多く、混合世帯では夫婦としてローンが組みにくいなど、市民生活に重大な支障を来している。そこで、混合世帯の外国人についても、住民票の写しに記載することにより、市民サービスの向上を図りたい。

10	埼玉県	草加市	共生・参画特区（外国籍市民に地方参政権を付与する）	草加市	草加市内の永住外国籍市民に地方参政権を付与したい。日本国籍市民と同様に地方税を納税し、まちづくりに参加するなど、地域社会のメンバーとしての責務を果たしている永住外国籍市民に市政への参政権を付与することにより、地域コミュニティの一員としての意識を高め、地域社会を支える「主権者」として認知された市民のさらなる活動により地域の活性化を図るものである。今回で3回目の提案になるが、草加市の地域特性からも、永住外国籍市民に市政への参政権を付与することは、地域からの国際化に寄与し、地域の活性化に多大な効果を与えられると思われるため、再提案を行う。
11	埼玉県	草加市	共生・参画特区（審議会委員報酬を無償とする）	草加市	草加市が設置する審議会等に参加する市民公募委員は無報酬とする。政府の地方制度調査会では合併により設置する「地域協議会」の委員は無報酬とするとの考え方が出されていることにも鑑み、草加市が設置する審議会等に参加する市民公募委員を無報酬とし、予算措置にとらわれず弾力的かつ迅速な審議会等の開催によって行政の意志決定に対する市民の意見を集約・反映し、市民との協働による行政運営を充実させようとするものである。
12	埼玉県	草加市	安心で便利な行政サービス特区（住民基本台帳の閲覧を制限する）	草加市	草加市においては、自己の住民基本台帳を閲覧させるか否かについて、市民に選択させたい。住民基本台帳法第11条により住民基本台帳の閲覧は何人でも請求できることから、ダイレクトメールをはじめとした営利を目的とした個人情報の利用が増加している。しかし、現行法では閲覧を拒否できるのは、請求が不当な目的によることが明らかなきとき、又は不当な目的に使用されるおそれがあるときのみ限られているため、この制度を改め、条例により選択制を規定することにより、申出のあった市民の4情報は閲覧させない制度とし、市民のプライバシー権を保障したい。
13	埼玉県	草加市	安心で便利な行政サービス特区（支払いやすい国民健康保険税）	草加市	草加市における国民健康保険税については、納期分割による端数処理を百円未満とする。草加市では、被保険者の負担を緩和し納税意欲を向上させるため国民健康保険税を9期に分割しているが、第1期の納税額と第2期以降の納税額との差が大きいため、納税意欲の減退や、滞納、国民健康保険制度への不満・不信に結びついている。そこで、端数処理を行う金額を百円未満に改めることで、各納期の負担を均等化し、納税意欲を向上させ、滞納を防止し、公平な税負担を実現したい。【例】（均等割14,000円＋平等割14,000円）×0.6（軽減）＝16,800円、16,800円/9 → ①期8,800円
14	埼玉県	草加市	安全で便利な行政サービス（商品券納税）	草加市内	地方税の支払に際し商品券での納付を認めるというもの。地方自治法第231条の2では、現金のほかは、証紙、口座振替、小切手等の証券による納付のみが認められており、商品券による納付は認められていない。そこで、地方自治法を改正することによって、商品券での納税を可能にする。
15	埼玉県	草加市	安心で便利な行政サービス特区（条例で定められる罰則の上限をより重くする）	草加市（市外犯は全国）	地方自治法第14条第3項に規定する条例で規定できる罰則上限を「5年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金（法人の罰金刑にあっては2億円）」とより重くし、次の例のように罰則を規定したい。1 草加市個人情報保護条例 個人情報取扱業者の守秘義務違反などの法人の罰金刑を「2億円以下」とする。2 草加市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例補助金等の不正交付を受けた者の懲役刑を「5年以下」、他用途使用者の懲役刑を「3年以下」とする。

16	埼玉県	草加市	安心で便利な行政サービス特区（女性消防士とベテラン消防士が守るまちの安全）	草加市	女性消防吏員の活動の制限等を撤廃し、併せて、前職が消防吏員であった「再任用職員」に「消防吏員」としての権限を付与することで、消防行政全般の人材活用を図りたい。草加市では、市民の生命や財産を守るために活躍する消防職員を希望する女性が増えており、活動の制限等を撤廃することにより、多種多様な災害に対する活動範囲の拡大を図りたい。また、長年の実務経験、知識を広範囲の業務に活かすために、前職が消防吏員であった「再任用職員」には「消防吏員」としての権限を付与したい。
17	埼玉県	草加市	草加の教育特区（地方青少年問題協議会の会長を首長以外から選任する）	草加市	地方青少年問題協議会法に基づき、附属機関として市町村青少年問題協議会を設置しますと、会長は法第3条の規定により当該地方公共団体の長となります。会長＝首長です。また、所掌事務として当該地方公共団体の長に対して意見を述べるができる規定があります。会長から首長への建議規定です。今日の青少年施策については総合的な推進を図るための審議会が必要であり、会長＝首長から首長への意見具申はなじみません。法第3条第2項の規定「会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる」の条文について撤廃を望むものです。
18	埼玉県	草加市	草加の教育特区（社会教育関係団体への補助金交付手続の簡素化）	草加市	社会教育法第13条において、社会教育関係団体への補助金の交付については、補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員会の意見を聴いて行わなければならない。しかしながら、草加市においては補助金交付要綱が制定しており、かつ、補助金審査会を設置しているので、この条文の適用を除外したい。
19	埼玉県	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、	埼玉県東南部広域行政業務運営特区	埼玉県東南部地域5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）	広域行政の業務を担う「法定・事実上の協議会」に対して法人格を付与し、施設の所有や運営管理・契約事務など、広域行政に係る業務の効果的かつ効率的な運営を可能とする。
20	埼玉県	志木市	地方自治解放特区	志木市全域	地方分権を確実なものとし、厳しい財政環境や今後の少子高齢社会に対応するため、地方の特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向けて、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定している種々の現行システムから地方を解放する。
21	埼玉県	志木市	志木市地方自立特区	志木市の全域	地域の実態に即した、柔軟な臨時的任用を可能とし、雇用の拡充を図りながら、経済の縮小が余儀なくされる、今後の少子高齢社会に向けて、地方自治体の歳出総額を抑制する。
22	埼玉県	北本市	政治参加推進特区	北本市内全域	地方自治法第18条で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は日本国民で年齢が満20歳以上の者と定められているが、このうち年齢を満18歳以上の者とするものです。

23	千葉県	市川市	投票率向上特区	市川市全域	公職選挙法上は数箇所の投票区を設けた場合は選挙人は定められた投票区域の投票所に向いて投票する事とされているが、施設設置の関係から全ての投票所が区域の中心に配置されていない事も低投票率の要因と考えられる。不在者投票については、12箇所の不在者投票記載所の何処でも投票できるシステムを採用しており、不在者投票同様、選挙人が何処の投票所でも投票できる事により、市民の利便性の向上と民主主義の根幹をなす選挙への参加、政治への参加を図り市政の更なる発展につなげたい。
24	千葉県	市川市	寄付金控除特区	市川市全域	平成13年度税制改正に盛り込まれた、認定NPO法人に対する寄付金においては、所得税についてのみ優遇措置が設けられた。これに対し、個人住民税では、その性質上、寄付金控除の対象が絞られており控除の対象としていない。制度の緩和を行い、NPO法人に対する寄付についても寄付金控除の対象とすることで税制面においての活動支援を行う。
25	千葉県	我孫子市	地方公務員法第3条における特別職の範囲の拡大	我孫子市	市長が指定する部長職について地方公務員法第3条第3項に規定する特別職とすることにより、住民から直接選挙を受けた市長の政策立案に関する意思がより確実に反映される。また、住民の意思がより一層反映される政策の実現のために必要な人材を登用・配置することが可能になる。
26	東京都	千代田区	地方自治規制改革特区	千代田区全域	①財務会計関連の規制緩和②自治体独自の任用制度の導入（職員の本希望による休職制度の導入、職員の育児休業取得期間の制限の廃止）
27	東京都	品川区	介護保険料徴収事務の私人への委託	品川区域	介護保険の普通徴収保険料は、地方自治法第243条の適用を受け私人への徴収委託を禁止されているため、納付窓口が限られ、取扱時間にも制約がある。このたび国民健康保険料については私人への徴収委託が可能となり、品川区でも平成16年6月よりコンビニエンス・ストア等への徴収委託を行う予定である。そこで、介護普通徴収保険料も同時に近隣のコンビニ等で払い込むことができるよう、構造改革特区としてこの規制を解除し私人への徴収委託を可能とし、納付の機会を増やし住民の利便性を高め、収納率向上と負担の公平性を図る。
28	長野県	長野県	補助金適正化法開放特区	長野県全域	国庫補助事業で整備した施設、設備の有効利用を図るため、地方公共団体がその将来利用方法を検討し、地方議会においてその活用の方法を検討、議決がされた場合は、株式会社、NPO等に対し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することができるように規制を緩和する。補助金の経費の配分の変更、内容の変更、中止又は廃止の場合に、変更等の承認を要しないで、状況報告書の提出、実績報告書の報告で足りるものとする。
29	長野県	長野県	低利用の職員宿舎を活用したNPOの活動拠点整備特区	長野県全域	未利用・低利用県有施設である職員宿舎を、NPO法人の事務所・事業所として活用して、NPOの活動拠点整備を図るとともに、遊休県有資産を処分することなく、活用を図る。多くのNPOが、初期投資において資金力の不足から、事務所や事業所を確保することが困難であるが、建物だけでも確保できれば、小破修繕は会員等の労働力の提供でカバーすることが可能なので、拠点整備が容易になる。そこで、入居資格を「入居に当たって施設改修を自前で行えるNPO法人」と限定する。

30	長野県	松本市	補助金活用施設の処分の弾力化	松本市	補助金活用施設の改修、整備にあたり、施設を有効に活用する計画を明確にすることで、補助金を返還しなくても、改修、整備ができる特区を提案します。平成3年度に、国庫補助事業で、JAが導入した堆肥化施設は、今年4月に故障してしまいましたが、修理費が高額のため、修理ができません。更に、当施設の機械部分は、財務省令に定められた耐用年数（8年）を経過していますが、外壁コンクリート部分は耐用年数（30年）を経過していないため、処分するには補助金の返還が必要となります。また、新たな場所に施設建設を計画しても、近隣住民の理解が得られず、建設は非常に困難であります。そこで、この特例の導入により、当施設を改修し、低コストで堆肥化施設を再編することができ、実情として稼働できなかった当施設を有効活用することができま
31	長野県	檜川村	過疎地域国民健康保険診療所の民営化特区	長野県檜川村	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）に特例を設けることによって過疎地域の公営（国民健康保険）診療所を民営化し、より一層小回りの効いた医療サービスを確保するとともに行政の財政負担の軽減を図りたい。
32	岐阜県	多治見市	郵政官署による市町村事務受託特別区域	多治見市内	地方公共団体が郵政官署と委託できる事務の範囲は郵政官署法第2条に規定される各種証明書等の交付だけとなっているため、郵政官署との協力による地区事務所の合理化が出来ない。このため、郵政官署で取扱いできる事務を特記事項欄に記載したように、57事務に拡大することで（戸籍法に規定のある戸籍届、死産届の受付、埋火葬許可証の交付、国民健康保険証の作成、交付を除く）地区事務所事務をを特定郵便局に委託することが可能になり、住民サービスを低下させず、地区事務所事務を特定郵便局に委託することで、自治体事務の合理化ならびに特定郵便局の経営基盤の強化を実現する。年間に人口の1.3倍もの市民に利用されている地区事務所を市民サービスを低下させることなく整理統合するために、郵政官署法で取り扱うことのできる事務の範囲を拡大し、地区事務所事務を特定郵便局に委託することで行政機関の合理化を図る。当初は、地区事務所のエリアをモデル地区とす
33	岐阜県	瑞浪市	瑞浪市地域活性化特区	瑞浪市の全域	地域の活性化に資する行為である場合には、財産区における財産の取得及び処分について、要件の新設・緩和及び手続きの簡素化を行う。また、当該行為の場合、財産区の議会に対して事業会計の設置を認める。
34	静岡県	裾野市	すその生き生きマネー推進事業	裾野市域内（別添地図）	三位一体の改革による国庫補助金、地方交付税、税源移譲の見直しなどが検討されております。地方自治体としても住民サービスの堅持のためにも先行き不透明な地方税以外の財源確保が必要であり、先進自治体においては、住民参加型の市場公募債を発行しております。しかし、この発行に関しては、地方自治法、地方財政法による制限が厳しく、住民ニーズに即対応出来ないのが現状です。このため、関係法令の法的規制を撤廃し地方自治体に裁量権を持たせる提案です。またこの提案のモデルとして本市に特区の指定を要請するものです。

35	愛知県	豊川市	指定金融機関等口座振替規制緩和特区	豊川市に対する公金の納入義務の属人的効力の及ぶ範囲	公金の口座振替の方法による歳入事務の取扱者について、指定金融機関等に限定されている制限を緩和し、クレジット会社も当該事務を行うことができるよう措置することとする。このことにより、納入義務者が指定金融機関等に口座を有するか否かにかかわらず、口座振替の制度を利用することができるようになり、安全かつ確実な公金の収納に資することができる。さらに、公の施設等の窓口においても公金の収納に係る事務の軽減を図ることができ
36	大阪府	堺市	さかい民間企業交流派遣特区	堺市における都市再生緊急整備地域に指定された地域及び都心部	堺市では、「行財政改革計画」においてPFI手法及びアウトソーシングの推進を計画し、また、市内2地域が都市再生緊急整備地域として指定を受けるなど、民間活力を活用しながら市民の視点にたった質の高いサービスの提供を目指しているが、職員の人材育成を行うとともに、特区計画の範囲における市街地の整備を推進し、ひいては経済社会の構造改革及び市民経済の発展を図るため、地方公務員について官民交流法中交流派遣に関する規定を適用した場合と同様の効果を得ることができるよう規制の特例を設けることを内容として提案する。
37	鳥取県	鳥取県、倉吉市	住民に身近な市町村議会特区	鳥取県倉吉市	真の地方分権の実現には、地域の自己決定と自己責任の原則に基づき、住民の意見を適切に反映させる社会の構築が不可欠である。そのためには、まず、市町村議会を住民がより参画しやすい仕組みとし、もっと住民に身近な議会とすることが必要である。そこで、市町村議会議員及び市町村長選挙の選挙権を18歳以上の者に与え、若者の政治に対する関心を高め、幅広い住民参加により地域や議会の活性化につなげる。また、市町村議会定例会の回数を条例で独自に定め、様々な課題を適時・迅速に議会で議論することにより住民の意見を的確に反映する。
38	広島県	広島市	国民健康保険料徴収権に関する特区	広島市の全域	国民健康保険料制度における徴収権に関する規定を緩和することにより保険料の収納率が向上し、被保険者間の負担の公平化や保険料の軽減並びに国保事業運営の財源確保に繋がる。【特区の導入により緩和する内容】①徴収権及び還付請求権の消滅時効期間の延長 2年 ⇒ 5年②徴収権の優先順位 国税及び地方税に次ぐ ⇒ 国税と同順位③国民健康保険収納嘱託員への滞納処分権の付与
39	広島県	広島市	広島市NPO・NGO振興特区	広島市の全域	現在、広島県知事が有するNPO法人の所轄庁権限のうち、事務所が広島市内にある法人については、政令指定都市の長である広島市長へ権限移譲し、広島市が所轄庁事務を行う。広島市が所轄庁になることで、NPO法人を対象とした低利融資制度や税優遇措置、市内外の高等教育機関との連携によるNPO・NGOを担う人材の育成など、NPO・NGO活動を総合的に支援する市独自の施策を効果的・効率的に実施し、NPO法人の設立の促進と積極的な育成を図り、地域の活性化を目指す。
40	徳島県	上勝町	水源かん養のための水源税の課税特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	森林や農地の荒廃が進んで管理が求められているが、後継者の平均年齢は60歳を超えている。そこで、森林や農地等を管理する労働者の確保育成のための財源を確保するため水源かん養による最大の受益者である水の利用者（流域の上水道管理者、ダム管理者、発電施設設置者等）から目的税として市町村で水源税を徴収し、水資源の安定的な確保を図る。

